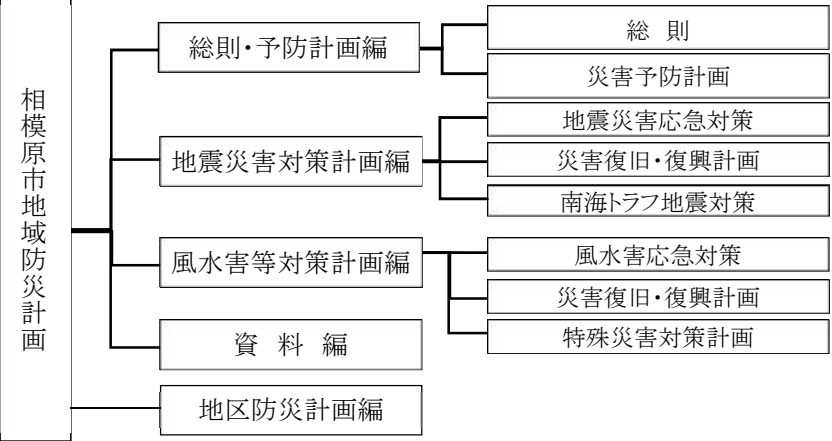
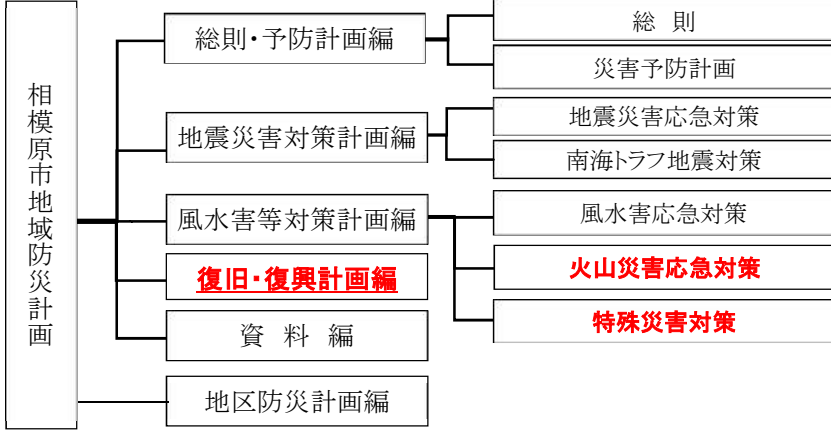


相模原市地域防災計画（修正案）

新旧対照表

令和4年4月1日付の組織改編に伴い組織名のみを変更した箇所については、新旧対照表の記載を省略しております。

第1章 地域防災計画の方針

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案
予-1	<p>3 構成</p> <p>相模原市地域防災計画は、総則・予防計画編、地震災害対策計画編、風水害等対策計画編、資料編及び地区防災計画編で構成する。</p> <p>総則・予防計画編においては、災害に強いまちづくりの実現を目指し、事前の対策、役割分担等を示している。地震災害対策計画編及び風水害等対策計画編においては、災害時又は災害発生のおそれのある場合における応急対策の体制・活動規範及び復旧・復興対策について、災害事象別に定めている。更に資料編において、災害対策に必要な図表、書式等をまとめた地区防災計画編においては、一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が地区の特性や想定される災害等に応じて行う自発的な防災活動に関する防災計画をまとめた。</p>	<p>3 構成</p> <p>相模原市地域防災計画は、総則・予防計画編、地震災害対策計画編、風水害等対策計画編、復旧・復興計画編、資料編及び地区防災計画編で構成する。</p> <p>総則・予防計画編においては、災害に強いまちづくりの実現を目指し、事前の対策、役割分担等を示している。地震災害対策計画編及び風水害等対策計画編においては、災害時又は災害発生のおそれのある場合における応急対策の体制・活動規範について、災害事象別に定めている。</p> <p>復旧・復興計画編においては、本計画で対象とする災害が発生した場合における復旧・復興対策を定めており、これらの災害応急対策や復旧・復興対策を行うに当たり必要な図表、書式、協定等を資料編としてまとめている。</p> <p>また、地区防災計画編においては、一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が地区の特性や想定される災害等に応じて行う自発的な防災活動に関する防災計画をまとめている。</p> <p style="text-align: center;"><相模原市地域防災計画の構成></p>
予-2		

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第1款 総則） 新旧対照表

第2章 自助・共助・公助の基本及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
予-7	第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 市 (1)～(11) 〔略〕 (12)避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示(緊急)の発令及び避難誘導	第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 市 (1)～(11) 〔略〕 (12) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保 の発令及び避難誘導
予-8	第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関 (8)関東総合通信局 ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営 〔略〕	第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関 (8)関東総合通信局 ア 非常通信 の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営 〔略〕
予-9	第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 4 指定公共機関 (1)日本銀行(横浜支店) 災害発生時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営に関すること	第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 4 指定公共機関 (1)日本銀行(横浜支店) ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 イ 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報
予-9	第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 4 指定公共機関 (7)日本通運株式会社(神奈川西支店) ア 災害対策用物資の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策	第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 4 指定公共機関 (7) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社 ア 災害対策用物資の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策
予-9	第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 4 指定公共機関 〔新設〕	第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 4 指定公共機関 (8)株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第1款 総則） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
		<p>ア 災害時における生活必需物資の調達 イ 生活必需物資の確保</p> <p>(以下項目番号ずれ)</p>
予-12	<p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 [略]</p> <p>(21)危険物施設及び高圧ガス施設の管理者、危険物安全協会 [略]</p> <p>(25)津久井郡森林協会</p>	<p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 [略]</p> <p>(21)危険物施設、高圧ガス施設及び火薬類施設の管理者 ア 安全管理の徹底 イ 防災教育の実施</p> <p>(25)さがみはら津久井森林組合</p>

第3章 市の概要

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
予-15	<p>第1節 自然的条件</p> <p>3 気候</p> <p>市内の気候は、寒暖の差があまり大きくなく、夏に雨が多く、冬は乾燥する。令和元年の気候(消防局観測値)は、最高気温36.9℃(消防局)、最低気温-4.3℃(津久井消防署)で、年平均気温は16.3℃(消防局)及び14.8℃(津久井消防署)であった。また、年間降水量は2,180.0mm(消防局)及び2,090.5mm(津久井消防署)であった。</p>	<p>第1節 自然的条件</p> <p>3 気候</p> <p>市内の気候は、寒暖の差があまり大きくなく、夏に雨が多く、冬は乾燥する。令和2年の気候(消防局観測値)は、最高気温37.7℃(消防局)、最低気温-5.9℃(津久井消防署)で、年平均気温は16.4℃(消防局)及び15.1℃(津久井消防署)であった。また、年間降水量は1,751.0mm(消防局)及び1,692.0mm(津久井消防署)であった。</p>
予-16	<p>第2節 社会的条件</p> <p>1 人口 [略]</p> <p>その後、津久井地域との合併を経て、令和2年1月1日現在、327,512世帯、722,796人となっている。年齢別では、年少人口(15歳未満)が12.0%、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が62.4%、高齢人口(65歳以上)が25.6%となっている(令和2年1月1日現在)。このうち、外国人住民は15,811人であり、市域人口の2.2%を占める。</p> <p>[略]</p>	<p>第2節 社会的条件</p> <p>1 人口 [略]</p> <p>その後、津久井地域との合併を経て、令和3年1月1日現在、332,756世帯、725,323人となっている。年齢別では、年少人口(15歳未満)が11.8%、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が62.3%、高齢人口(65歳以上)が26.0%となっている(令和3年1月1日現在)。このうち、外国人住民は15,929人であり、市域人口の2.2%を占める。</p> <p>[略]</p>

第4章 被害想定

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																																																																								
予-20	第2節 地震被害の想定 表〈各想定地震の設定条件〉 平成27年3月神奈川県地震被害想定調査 〔設定ケース〕 夕 《略》 (※5) 早朝5時の建物被害による人的被害 (※6) 早朝5時の建物被害による人的被害(重傷者と負傷者の合計)	第2節 地震被害の想定 表〈各想定地震の設定条件〉 平成27年3月神奈川県地震被害想定調査 〔設定ケース〕 冬5時・夏12時・冬18時 《略》 (※5) 冬の早朝5時の場合 〔削除〕																																																																								
予-24	第3節 風水害の危険性 2 アセスメントによる被害想定 (5) 人的被害 死者、負傷者避難者等の予測結果は次のとおりである。 死者・負傷者の予測結果 <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定条件</th> <th>区名</th> <th>人口</th> <th>死者数</th> <th>閉込者数</th> <th>重傷者数</th> <th>軽傷者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> 〔新設〕 避難者・要給水人口の予測結果 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区名</th> <th rowspan="2">夜間人口</th> <th colspan="3">避難所避難者</th> <th colspan="3">応急給水人口</th> </tr> <tr> <th>当日</th> <th>1週間後(断水)</th> <th>1か月後(断水)</th> <th>当日</th> <th>1週間後</th> <th>1か月後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	想定条件	区名	人口	死者数	閉込者数	重傷者数	軽傷者数	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	区名	夜間人口	避難所避難者			応急給水人口			当日	1週間後(断水)	1か月後(断水)	当日	1週間後	1か月後	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	第3節 風水害の危険性 2 アセスメントによる被害想定 (5) 人的被害 死者、負傷者 及び閉込者 の予測結果は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>想定条件</th> <th>区名</th> <th>人口</th> <th>死者数</th> <th>閉込者数</th> <th>重傷者数</th> <th>軽傷者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> 〔新設〕 (6) 避難者・応急給水人口 避難者及び応急給水人口の予測結果は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区名</th> <th rowspan="2">夜間人口</th> <th colspan="3">避難所避難者</th> <th colspan="3">応急給水人口</th> </tr> <tr> <th>当日</th> <th>1週間後(断水)</th> <th>1か月後(断水)</th> <th>当日</th> <th>1週間後</th> <th>1か月後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	想定条件	区名	人口	死者数	閉込者数	重傷者数	軽傷者数	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	区名	夜間人口	避難所避難者			応急給水人口			当日	1週間後(断水)	1か月後(断水)	当日	1週間後	1か月後	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
想定条件	区名	人口	死者数	閉込者数	重傷者数	軽傷者数																																																																				
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																																																				
区名	夜間人口	避難所避難者			応急給水人口																																																																					
		当日	1週間後(断水)	1か月後(断水)	当日	1週間後	1か月後																																																																			
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																																																			
想定条件	区名	人口	死者数	閉込者数	重傷者数	軽傷者数																																																																				
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																																																				
区名	夜間人口	避難所避難者			応急給水人口																																																																					
		当日	1週間後(断水)	1か月後(断水)	当日	1週間後	1か月後																																																																			
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																																																			
予-26	第3節 風水害の危険性 1 風水害等の履歴 相模原市では、主として、5月～10月に大雨や強風により被害が発生している。これらの被害の原因は、「梅雨前線や秋雨前線と低気圧に伴う大雨」や「台風」によるものがほとんどである。最近では、雷雲による短時間の集中豪雨によって浸水被害が発生している。	第3節 風水害の危険性 1 風水害等の履歴 相模原市では、主として、5月～10月に大雨や強風により被害が発生している。これらの被害の原因は、「梅雨前線や秋雨前線と低気圧に伴う大雨」や「台風」によるものがほとんどである。最近では、雷雲による短時間の集中豪雨によって浸水被害が発生している。																																																																								

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第1款 総則） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																								
	<p>相模原市における水害は、台風や梅雨前線の活動など1日以上にわたる大量の降雨によってもたらされるものと、雷雲などの短時間の集中豪雨によってもたらされるものがある。</p> <p>過去の風水害等による被害等は以下のとおりである。</p> <p>なお、詳細な記録は資料編25-2「相模原市の災害記録」に掲載している。</p> <table border="1" data-bbox="230 459 1088 544"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>理由</th> <th>死傷者</th> <th>住家当被害等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(令和2年4月現在)</p>	発生年月日	理由	死傷者	住家当被害等	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>相模原市における水害は、台風や梅雨前線の活動など1日以上にわたる大量の降雨によってもたらされるものと、雷雲などの短時間の集中豪雨によってもたらされるものがある。</p> <p>過去の風水害等による主な被害等は以下のとおりである。</p> <p>なお、詳細な記録は資料編25-2「相模原市の災害記録」に掲載している。</p> <table border="1" data-bbox="1193 459 2051 544"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>理由</th> <th>死傷者</th> <th>住家等被害等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">《令和3年4月現在》</p>	発生年月日	理由	死傷者	住家等被害等	[略]	[略]	[略]	[略]								
発生年月日	理由	死傷者	住家当被害等																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
発生年月日	理由	死傷者	住家等被害等																							
[略]	[略]	[略]	[略]																							
予-26	<p>第3節 風水害の危険性</p> <p>2 土砂災害の危険性 [略]</p> <p>(2)土砂災害警戒区域等 [略]</p> <table border="1" data-bbox="201 786 1133 986"> <thead> <tr> <th></th> <th>土砂災害警戒区域（箇所）</th> <th>土砂災害特別警戒区域（箇所）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>6 8 9</td> <td>2 3 1</td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td>4 8 8</td> <td>3 6 3</td> </tr> <tr> <td>地滑り</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※令和2年4月1日現在</p>		土砂災害警戒区域（箇所）	土砂災害特別警戒区域（箇所）	急傾斜地の崩壊	6 8 9	2 3 1	土石流	4 8 8	3 6 3	地滑り	1	0	<p>第3節 風水害の危険性</p> <p>2 土砂災害の危険性 [略]</p> <p>(2)土砂災害警戒区域等 [略]</p> <table border="1" data-bbox="1229 786 2085 986"> <thead> <tr> <th></th> <th>土砂災害警戒区域（箇所）</th> <th>土砂災害特別警戒区域（箇所）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>6 8 8</td> <td>6 6 7</td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td>4 8 7</td> <td>3 6 3</td> </tr> <tr> <td>地滑り</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">《令和3年5月25日現在》</p>		土砂災害警戒区域（箇所）	土砂災害特別警戒区域（箇所）	急傾斜地の崩壊	6 8 8	6 6 7	土石流	4 8 7	3 6 3	地滑り	1	0
	土砂災害警戒区域（箇所）	土砂災害特別警戒区域（箇所）																								
急傾斜地の崩壊	6 8 9	2 3 1																								
土石流	4 8 8	3 6 3																								
地滑り	1	0																								
	土砂災害警戒区域（箇所）	土砂災害特別警戒区域（箇所）																								
急傾斜地の崩壊	6 8 8	6 6 7																								
土石流	4 8 7	3 6 3																								
地滑り	1	0																								
予-27	<p>第3節 風水害の危険性</p> <p>3 水害の危険性</p> <p>(2)河川の氾濫による浸水想定区域</p> <p>水防法に基づき、県は、洪水予報河川及び水位周知河川に道志川を加えた6河川について、おおむね1,000年に1回程度発生する「想定し得る最大規模の降雨」を対象とした浸水想定区域を公表している。</p> <p>それぞれの最大浸水深は、相模川は約10m、境川は約5m、鳩川、道保川は約6m、串川は約5m、道志川は約4mの浸水が想定されている。</p> <p>なお、近年国内では、1時間に100mmを超えるようなこれまでの想定を上回る豪雨が発生していることから、平成27年5月に水防法が改正され、「河川整備の</p>	<p>第3節 風水害の危険性</p> <p>3 水害の危険性</p> <p>(2)河川の氾濫による浸水想定区域</p> <p>平成27年5月の水防法の改正により、河川の氾濫に係る浸水想定区域については、「河川整備の目標とする降雨」(計画規模降雨)から「想定し得る最大規模の降雨」(想定最大規模降雨)に係る区域に拡充し公表することとされた。この法改正により、神奈川県は、洪水浸水想定区域図の見直しを行い、相模原市においては、対象河川全ての見直しが完了され、洪水予報河川及び水位周知河川の7河川について、おおむね1,000年に1回程度発生する「想定し得る最大規模の降雨」を対象とした浸水想定区域が公表されている。</p>																								

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第1款 総則） 新旧対照表


頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																																																																																
	<p>目標とする降雨(計画規模降雨)から「想定しうる最大規模の降雨」(想定最大規模降雨)に高められたことから、神奈川県において、洪水浸水想定区域図の見直しがされ、相模原市では令和元年8月までに対象河川の見直しが全て完了している。</p> <p style="text-align: center;">指定状況と対象降雨</p> <table border="1" data-bbox="230 459 1059 1273"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>指定</th> <th>対象降雨</th> <th>雨量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">相模川</td> <td rowspan="2">平成29年3月31日</td> <td>(計画規模降雨) 150年に1回程度</td> <td>460mm/2日</td> </tr> <tr> <td>(最大規模降雨) 1,000年に1回程度</td> <td>567mm/2日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">境川</td> <td rowspan="2">平成30年1月26日</td> <td>(計画規模降雨) 100年に1回程度</td> <td>302mm/24h</td> </tr> <tr> <td>(最大規模降雨) 1,000年に1回程度</td> <td>632mm/24h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道保川 鳩川上流 (千歳橋～鳩川分水路)</td> <td rowspan="2">平成30年12月21日</td> <td>(計画規模降雨) 30年に1回程度</td> <td>74mm/h</td> </tr> <tr> <td>(最大規模降雨) 1,000年に1回程度</td> <td>333mm/24h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鳩川下流 (鳩川分水路より下流)</td> <td rowspan="2">平成30年12月21日</td> <td>(計画規模降雨) 30年に1回程度</td> <td>74mm/h</td> </tr> <tr> <td>(最大規模降雨) 1,000年に1回程度</td> <td>326mm/24h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">串川</td> <td rowspan="2">令和元年8月30日</td> <td>(計画規模降雨) 30年に1回程度</td> <td>74mm/h</td> </tr> <tr> <td>(最大規模降雨) 1,000年に1回程度</td> <td>269mm/24h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道志川</td> <td rowspan="2">令和元年8月30日</td> <td>(計画規模降雨) 30年に1回程度</td> <td>74mm/h</td> </tr> <tr> <td>(最大規模降雨) 1,000年に1回程度</td> <td>432mm/24h</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	指定	対象降雨	雨量	相模川	平成29年3月31日	(計画規模降雨) 150年に1回程度	460mm/2日	(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	567mm/2日	境川	平成30年1月26日	(計画規模降雨) 100年に1回程度	302mm/24h	(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	632mm/24h	道保川 鳩川上流 (千歳橋～鳩川分水路)	平成30年12月21日	(計画規模降雨) 30年に1回程度	74mm/h	(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	333mm/24h	鳩川下流 (鳩川分水路より下流)	平成30年12月21日	(計画規模降雨) 30年に1回程度	74mm/h	(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	326mm/24h	串川	令和元年8月30日	(計画規模降雨) 30年に1回程度	74mm/h	(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	269mm/24h	道志川	令和元年8月30日	(計画規模降雨) 30年に1回程度	74mm/h	(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	432mm/24h	<p>それぞれの最大浸水深は、相模川は約10m、境川・小松川は約5m、鳩川・道保川は約6m、串川は約5m、道志川は約4mの浸水が想定されている。</p> <p style="text-align: center;"><指定状況と対象降雨></p> <table border="1" data-bbox="1243 379 2072 1198"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>指定</th> <th>対象降雨</th> <th>雨量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">相模川</td> <td rowspan="2">平成29年3月31日</td> <td>(計画規模降雨) 150年に1回程度</td> <td>460mm/2日</td> </tr> <tr> <td>(最大規模降雨) 1,000年に1回程度</td> <td>567mm/2日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">境川 小松川</td> <td rowspan="2">平成30年1月26日 《小松川》 令和3年5月14日</td> <td>(計画規模降雨) 100年に1回程度</td> <td>302mm/24h</td> </tr> <tr> <td>(最大規模降雨) 1,000年に1回程度</td> <td>632mm/24h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道保川 鳩川上流 (千歳橋～鳩川分水路)</td> <td rowspan="2">平成30年12月21日</td> <td>(計画規模降雨) 30年に1回程度</td> <td>74mm/h</td> </tr> <tr> <td>(最大規模降雨) 1,000年に1回程度</td> <td>333mm/24h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鳩川下流 (鳩川分水路より下流)</td> <td rowspan="2">平成30年12月21日</td> <td>(計画規模降雨) 30年に1回程度</td> <td>74mm/h</td> </tr> <tr> <td>(最大規模降雨) 1,000年に1回程度</td> <td>326mm/24h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">串川</td> <td rowspan="2">令和元年8月30日</td> <td>(計画規模降雨) 30年に1回程度</td> <td>74mm/h</td> </tr> <tr> <td>(最大規模降雨) 1,000年に1回程度</td> <td>269mm/24h</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道志川</td> <td rowspan="2">令和3年5月14日</td> <td>(計画規模降雨) 30年に1回程度</td> <td>74mm/h</td> </tr> <tr> <td>(最大規模降雨) 1,000年に1回程度</td> <td>432mm/24h</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	指定	対象降雨	雨量	相模川	平成29年3月31日	(計画規模降雨) 150年に1回程度	460mm/2日	(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	567mm/2日	境川 小松川	平成30年1月26日 《小松川》 令和3年5月14日	(計画規模降雨) 100年に1回程度	302mm/24h	(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	632mm/24h	道保川 鳩川上流 (千歳橋～鳩川分水路)	平成30年12月21日	(計画規模降雨) 30年に1回程度	74mm/h	(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	333mm/24h	鳩川下流 (鳩川分水路より下流)	平成30年12月21日	(計画規模降雨) 30年に1回程度	74mm/h	(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	326mm/24h	串川	令和元年8月30日	(計画規模降雨) 30年に1回程度	74mm/h	(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	269mm/24h	道志川	令和3年5月14日	(計画規模降雨) 30年に1回程度	74mm/h	(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	432mm/24h
河川名	指定	対象降雨	雨量																																																																															
相模川	平成29年3月31日	(計画規模降雨) 150年に1回程度	460mm/2日																																																																															
		(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	567mm/2日																																																																															
境川	平成30年1月26日	(計画規模降雨) 100年に1回程度	302mm/24h																																																																															
		(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	632mm/24h																																																																															
道保川 鳩川上流 (千歳橋～鳩川分水路)	平成30年12月21日	(計画規模降雨) 30年に1回程度	74mm/h																																																																															
		(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	333mm/24h																																																																															
鳩川下流 (鳩川分水路より下流)	平成30年12月21日	(計画規模降雨) 30年に1回程度	74mm/h																																																																															
		(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	326mm/24h																																																																															
串川	令和元年8月30日	(計画規模降雨) 30年に1回程度	74mm/h																																																																															
		(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	269mm/24h																																																																															
道志川	令和元年8月30日	(計画規模降雨) 30年に1回程度	74mm/h																																																																															
		(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	432mm/24h																																																																															
河川名	指定	対象降雨	雨量																																																																															
相模川	平成29年3月31日	(計画規模降雨) 150年に1回程度	460mm/2日																																																																															
		(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	567mm/2日																																																																															
境川 小松川	平成30年1月26日 《小松川》 令和3年5月14日	(計画規模降雨) 100年に1回程度	302mm/24h																																																																															
		(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	632mm/24h																																																																															
道保川 鳩川上流 (千歳橋～鳩川分水路)	平成30年12月21日	(計画規模降雨) 30年に1回程度	74mm/h																																																																															
		(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	333mm/24h																																																																															
鳩川下流 (鳩川分水路より下流)	平成30年12月21日	(計画規模降雨) 30年に1回程度	74mm/h																																																																															
		(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	326mm/24h																																																																															
串川	令和元年8月30日	(計画規模降雨) 30年に1回程度	74mm/h																																																																															
		(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	269mm/24h																																																																															
道志川	令和3年5月14日	(計画規模降雨) 30年に1回程度	74mm/h																																																																															
		(最大規模降雨) 1,000年に1回程度	432mm/24h																																																																															

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第1款 総則） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																																																																							
予-28	<p data-bbox="197 263 427 292">浸水深とその地点</p> <table border="1" data-bbox="239 296 1021 662"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>河川の種 類</th> <th>最大浸水 深</th> <th>想定箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相模川</td> <td>洪水予報 河川</td> <td>9.9m</td> <td>緑区大島地先(32.4 キロ付近)</td> </tr> <tr> <td>境川</td> <td rowspan="3">水位周知 河川</td> <td>5.1m</td> <td>南区古淵4丁目地先</td> </tr> <tr> <td>鳩川</td> <td>5.8m</td> <td>南区下溝地先(新一之 沢橋上流左岸)</td> </tr> <tr> <td>道保川</td> <td>5.8m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>串川</td> <td></td> <td>5.0m</td> <td>緑区根小屋地先(串川 取水堰下流左岸)</td> </tr> <tr> <td>道志川</td> <td>その他河 川</td> <td>4.1m</td> <td>緑区青根地先(道志ダ ム下流左岸)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="197 911 1135 1141">なお、近年国内では1時間に100mmを超えるような豪雨が頻発しているが、市内の観測所の最近37年間の降水量の統計による極値と確率計算による降水量を見ると、相模原中央では100年に一回程度の降雨、相模湖では30年以上に一回程度の雨が実際に観測されている。このような豪雨が広域に発生した場合には、浸水想定のようなこれまでに経験のない豪雨災害が発生するおそれがある。</p> <p data-bbox="349 1150 985 1179">過去37年間の降水量の極値と確率計算による降水量</p> <table border="1" data-bbox="248 1184 1081 1359"> <thead> <tr> <th>観測所</th> <th>1時間降水量(極値)</th> <th>確率降水量(発生確率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相模原中央</td> <td>94.5mm (平成23年8月26日)</td> <td>91.8mm (100年)</td> </tr> <tr> <td>相模湖</td> <td>55.5mm (平成26年8月10日)</td> <td>52.4mm (30年)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="197 1369 1113 1437">(注)1時間降水量(極値)は、平成26年8月末時点での観測値である。また、確率降水量は、平成26年5月相模原市防災アセスメント調査時点での確率計算値である。</p>	河川名	河川の種 類	最大浸水 深	想定箇所	相模川	洪水予報 河川	9.9m	緑区大島地先(32.4 キロ付近)	境川	水位周知 河川	5.1m	南区古淵4丁目地先	鳩川	5.8m	南区下溝地先(新一之 沢橋上流左岸)	道保川	5.8m		串川		5.0m	緑区根小屋地先(串川 取水堰下流左岸)	道志川	その他河 川	4.1m	緑区青根地先(道志ダ ム下流左岸)	観測所	1時間降水量(極値)	確率降水量(発生確率)	相模原中央	94.5mm (平成23年8月26日)	91.8mm (100年)	相模湖	55.5mm (平成26年8月10日)	52.4mm (30年)	<p data-bbox="1525 263 1809 292"><浸水深とその地点></p> <table border="1" data-bbox="1227 296 2085 788"> <thead> <tr> <th>河川の 種類</th> <th>水系</th> <th>河川名</th> <th>最大 浸水深</th> <th>想定箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水予報 河川</td> <td>相模川 水系</td> <td>相模川</td> <td>9.9m</td> <td>緑区大島地先(32.4 キロ付近)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">水位周知 河川</td> <td rowspan="4">相模川 水系</td> <td>鳩川</td> <td rowspan="2">5.8m</td> <td rowspan="2">南区下溝地先 (新一之沢橋上流左 岸)^(※1)</td> </tr> <tr> <td>道保川</td> </tr> <tr> <td>串川</td> <td>5.0m</td> <td>緑区根小屋地先 (串川取水堰下流左岸)</td> </tr> <tr> <td>道志川</td> <td>4.1m</td> <td>緑区青根地先(道志ダ ム下流左岸)</td> </tr> <tr> <td>境川 水系</td> <td>境川</td> <td rowspan="2">5.1m</td> <td rowspan="2">南区古淵4丁目地先 ^(※2)</td> </tr> <tr> <td>小松川</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1173 794 1809 823">(※1) 最大浸水深の想定箇所は鳩川流域となる。</p> <p data-bbox="1173 833 1809 861">(※2) 最大浸水深の想定箇所は境川流域となる。</p> <p data-bbox="1160 911 2157 1107">なお、近年国内では1時間に100mmを超えるような豪雨が頻発しているが、市内の地域気象観測所(アメダス)のこれまでの降水量の統計による極値と確率計算による降水量を見ると、相模原中央では100年に一回程度の降雨、相模湖では30年以上に一回程度の雨が実際に観測されている。このような豪雨が広域に発生した場合には、浸水想定のようなこれまでに経験のない豪雨災害が発生するおそれがある。</p> <p data-bbox="1249 1117 2063 1145"><地域気象観測所における降水量の極値と確率計算による降水量></p> <table border="1" data-bbox="1238 1155 2072 1332"> <thead> <tr> <th>観測所</th> <th>1時間降水量(極値)</th> <th>確率降水量(発生確率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相模原中央</td> <td>94.5mm (平成23年8月26日)</td> <td>91.8mm (100年)</td> </tr> <tr> <td>相模湖</td> <td>68.5mm (令和元年10月12日)</td> <td>52.4mm (30年)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1160 1337 2157 1396">(注)1時間降水量(極値)は、令和3年9月末時点での観測値である。また、確率降水量は、平成26年5月相模原市防災アセスメント調査時点での確率計算値である。</p>	河川の 種類	水系	河川名	最大 浸水深	想定箇所	洪水予報 河川	相模川 水系	相模川	9.9m	緑区大島地先(32.4 キロ付近)	水位周知 河川	相模川 水系	鳩川	5.8m	南区下溝地先 (新一之沢橋上流左 岸) ^(※1)	道保川	串川	5.0m	緑区根小屋地先 (串川取水堰下流左岸)	道志川	4.1m	緑区青根地先(道志ダ ム下流左岸)	境川 水系	境川	5.1m	南区古淵4丁目地先 ^(※2)	小松川	観測所	1時間降水量(極値)	確率降水量(発生確率)	相模原中央	94.5mm (平成23年8月26日)	91.8mm (100年)	相模湖	68.5mm (令和元年10月12日)	52.4mm (30年)
河川名	河川の種 類	最大浸水 深	想定箇所																																																																						
相模川	洪水予報 河川	9.9m	緑区大島地先(32.4 キロ付近)																																																																						
境川	水位周知 河川	5.1m	南区古淵4丁目地先																																																																						
鳩川		5.8m	南区下溝地先(新一之 沢橋上流左岸)																																																																						
道保川		5.8m																																																																							
串川		5.0m	緑区根小屋地先(串川 取水堰下流左岸)																																																																						
道志川	その他河 川	4.1m	緑区青根地先(道志ダ ム下流左岸)																																																																						
観測所	1時間降水量(極値)	確率降水量(発生確率)																																																																							
相模原中央	94.5mm (平成23年8月26日)	91.8mm (100年)																																																																							
相模湖	55.5mm (平成26年8月10日)	52.4mm (30年)																																																																							
河川の 種類	水系	河川名	最大 浸水深	想定箇所																																																																					
洪水予報 河川	相模川 水系	相模川	9.9m	緑区大島地先(32.4 キロ付近)																																																																					
水位周知 河川	相模川 水系	鳩川	5.8m	南区下溝地先 (新一之沢橋上流左 岸) ^(※1)																																																																					
		道保川																																																																							
		串川	5.0m	緑区根小屋地先 (串川取水堰下流左岸)																																																																					
		道志川	4.1m	緑区青根地先(道志ダ ム下流左岸)																																																																					
	境川 水系	境川	5.1m	南区古淵4丁目地先 ^(※2)																																																																					
小松川																																																																									
観測所	1時間降水量(極値)	確率降水量(発生確率)																																																																							
相模原中央	94.5mm (平成23年8月26日)	91.8mm (100年)																																																																							
相模湖	68.5mm (令和元年10月12日)	52.4mm (30年)																																																																							

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
予-29	<p style="text-align: center;"><u>〔新設〕</u></p> <p style="text-align: center;"><u>〔新設〕</u></p>	<p><u>第4節 火山災害の危険性</u></p> <p><u>1 本市への影響が想定される火山</u> <u>本市の周辺には、富士山や箱根山などの活火山があり、このうち、本市は富士山について、富士山火山防災対策協議会により富士山ハザードマップが改定(令和3年3月)されたことに伴い、令和3年5月31日に、活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)に基づく火山災害警戒地域に指定された。</u> <u>富士山の噴火により、本市に影響を及ぼすことが想定される主な火山現象は、溶岩流と降灰である。</u> <u>また、箱根山については、本市への影響は想定されていないが、噴火の規模や風向によっては、市域への降灰の可能性が考えられる。</u></p> <p><u>2 富士山及び箱根山の概要</u></p> <p><u>(1)富士山の概要</u> <u>本市の西南西約60kmの山梨・静岡県境にある。1707年(宝永4年)に発生した宝永噴火以降、分かっている噴火活動はない。宝永噴火は、富士山の噴火史の中でも最大級の噴火であり、大量の降灰を関東平野一面にもたらした。この噴火で相模原市域にも数cmの厚さで灰が降り積もったと推定されている。</u></p> <p><u>(2)箱根山の概要</u> <u>本市の南西約45kmの箱根町にある複数のカルデラを持つ活火山である。噴火の歴史記録はないが、約3,000年前、約2000年前、12～13世紀の短い期間に3回の、計5回の水蒸気爆発の発生が認識されている。</u> <u>平成27年には、観測史上初めての噴火が起き、噴火警戒レベル3(入山規制)が発表された。</u></p> <p><u>3 富士山の火山現象による被害想定</u></p> <p><u>(1)溶岩流</u> <u>溶岩流は、火口から噴出した溶岩が低地へ流下する現象である。流下速度は、</u></p>

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
予-30	<p style="text-align: center;"><u>〔新設〕</u></p>	<p><u>比較的遅く、歩行による避難が可能な場合もある。</u></p> <p><u>本市においては、富士山ハザードマップにより、溶岩流が緑区の一部に到達する可能性が示された。</u></p> <p style="text-align: center;"><u><溶岩流可能性マップ(富士山ハザードマップ)></u></p>  <p><u>(2)降灰</u></p> <p><u>降灰は、噴火によって火口から空中に噴出された火山灰(直径2mm未満)が地表に降下する現象であり、風によって火口から離れた広い範囲にまで拡散する。</u></p> <p><u>本市においては、富士山ハザードマップにより、約2cmから30cmの堆積が想定されている。</u></p> <p><u>降灰により予想される主な影響は次のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>ア 呼吸器系の障害を訴える人が増える。</u> <u>イ 交通輸送力が落ちる。</u> <u>ウ 農作物収穫量に影響が出る。</u> <u>エ 山林や立木などが枯れる。</u> <u>オ 山間部は除灰できないことから、土石流が発生する。</u> <u>カ 家庭の雨どいなどが詰まる。</u> <u>キ 車のフロントガラスなどが傷つく。</u> <u>ク 屋内に大量に入り込むと空調機や電算機に障害が出ることもある。</u> <u>ケ 鉄道等の公共交通機関の運行に支障が出る。</u> <u>コ 降雨時には、30cm以上の堆積厚で木造家屋が火山灰の重みで倒壊するお</u>

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
	<p style="text-align: center;"><u>〔新設〕</u></p>	<p><u>それがあ</u>る。</p> <p style="text-align: center;"><u>＜降灰可能性マップ(富士山ハザードマップ)＞</u></p>  <p><u>(3)降灰後の土石流</u></p> <p><u>土石流は、斜面や溪流の土砂が水と一体となって流下する現象であり、降灰の堆積厚が10cm以上となる土砂災害警戒区域(土石流)においては、降灰後の降雨による土石流が発生する可能性が高くなることが想定されている。本市は、土砂災害警戒区域(土石流)のほぼ全域にわたり、10cm前後の降灰の堆積厚が想定されている。</u></p> <p><u>(4)その他の主な火山現象</u></p> <p><u>上記のほか、主な火山現象として次の現象が想定されているが、本市への影響は想定されていない。</u></p> <p><u>ア 火砕流</u></p> <p><u>イ 大きな噴石</u></p> <p><u>ウ 融雪型火山泥流</u></p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

第1章 災害に強いまちづくり

頁	現行(令和3年5月修正)	修正案
予-32	<p>5 避難路、緊急輸送道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化</p> <p>(1) 避難路、緊急輸送道路等の整備</p> <p>都市建設局（道路部・下水道部）は、安全で迅速な避難及び輸送ができるよう、都市計画道路等の整備、下水道の耐震補強、りょう等の耐震補強、崖崩れ対策等を進め、避難路や緊急輸送道路等のルート確保に努める。</p>	<p>5 避難路、緊急輸送道路等の整備、建築物の不燃化・耐震化</p> <p>(1) 避難路、緊急輸送道路等の整備</p> <p>都市建設局（土木部）は、安全で迅速な避難及び輸送ができるよう、都市計画道路等の整備、下水道の耐震補強、橋りょう等の耐震補強、崖崩れ対策等を進め、避難路や緊急輸送道路等のルート確保に努める。</p>

第2章 施設構造物・設備の安全化

頁	現行(令和3年5月修正)	修正案
予-37	<p>第2節 建造物等災害対策</p> <p>5 一般建築物の災害予防</p> <p>(略)</p> <p>(1) 建築物の維持保全対策</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 防火査察等の機会を利用して、維持保全計画の作成状況の把握や作成内容の指導、助言を行う。</p>	<p>第2節 建造物等災害対策</p> <p>5 一般建築物の災害予防</p> <p>(略)</p> <p>(1) 建築物の維持保全対策</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 防災査察等の機会を利用して、維持保全計画の作成状況の把握や作成内容の指導、助言を行う。</p>
予-38	<p>第2節 建造物等災害対策</p> <p>8 家具等の転倒防止対策</p> <p>[略]</p> <p>このため、市民及び各施設の管理者等は、家具、自動販売機等の転倒防止措置を次のとおり行い、地震時の人的被害発生の防止に努める。また、危機管理局は、家具等の転倒防止措置の実施を呼びかける。</p> <p>[略]</p>	<p>第2節 建造物等災害対策</p> <p>8 家具等の転倒防止対策</p> <p>[略]</p> <p>このため、市民及び各施設の管理者等は、家具・什器類、自動販売機等の転倒防止措置を行い、地震時の人的被害発生の防止に努める。また、危機管理局は、次のとおり家具等の転倒防止措置の実施を呼びかける。</p> <p>[略]</p>

第3章 火災・危険物災害等の防止

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
予-42	<p>第1節 火災等の防止対策</p> <p>3 火災防止の指導</p> <p>(1) 市民への指導</p> <p>家庭や職場における出火防止処置の徹底を図るため、市民及び自主防災組織を対象として次の事項について指導する。</p> <p>(2) 事業者等に対する指導</p> <p>ア 防火管理者制度</p> <p>(ア) 防火管理者の育成</p> <p>消防法第8条に定める防火管理者制度は、自主管理体制を確立するため重要であることから、防火管理者の育成・指導に努める。</p> <p>(イ) [略]</p>	<p>第1節 火災等の防止対策</p> <p>3 火災防止の指導</p> <p>(1) 市民への指導</p> <p>家庭や職場における出火防止処置の徹底を図るため、市民及び自主防災組織を対象として次の事項について指導に努める。</p> <p>(2) 事業者等に対する指導</p> <p>ア 防火管理者制度</p> <p>(ア) 防火管理者</p> <p>消防法第8条に定める防火管理者制度は、自主管理体制を確立するため重要であることから、防火管理者に対して指導する。</p> <p>(イ) [略]</p>
予-43	<p>(ウ) 共同防火管理</p> <p>共同防火管理の協議は、複数の管理について権原を有する者の意思統一を図る必要から、まず関係者の理解が得られるよう個別の指導を行うとともに、現実に即した防火管理が実施できるよう指導する。</p> <p>[略]</p> <p>イ 防災管理者制度</p> <p>(ア) 防災管理者の育成</p> <p>消防法第36条に定める防災管理者制度は、地震等の災害による被害の軽減のため重要であることから、防災管理者の育成・指導に努める。</p> <p>(イ) [略]</p> <p>(ウ) 共同防災管理</p> <p>共同防災管理の協議は、複数の管理について権原を有する者の意思統一を図る必要から、まず関係者の理解が得られるよう個別の指導を行うとともに、現実に即した防災管理が実施できるよう指導する。</p> <p>[略]</p>	<p>(ウ) 統括防火管理</p> <p>消防法令で定める防火対象物で、その管理について権原が分かれているものは、それぞれの事業で防火管理を適切に行うだけでなく、建物全体の防火管理体制を構築する必要があることから、建物全体の防火管理を行う上で必要な業務が行われるよう、統括防火管理者の選任を指導する。</p> <p>[略]</p> <p>イ 防災管理者制度</p> <p>(ア) 防災管理者</p> <p>消防法第36条に定める防災管理者制度は、地震等の災害による被害の軽減のため重要であることから、防災管理者に対して指導する。</p> <p>(イ) [略]</p> <p>(ウ) 統括防災管理</p> <p>消防法令で定める防災対象物で、その管理について権原が分かれているものは、それぞれの事業で防災管理を適切に行うだけでなく、建物全体の防災管理体制を構築する必要があることから、建物全体の防災管理を行う上で必要な業務が行われるよう、統括防災管理者の選任を指導する。</p> <p>[略]</p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
	<p>ウ 防火対象物定期点検報告制度の実施 不特定多数の者が出入りする防災対象物の火災による惨事を防止するため、防火対象物定期点検報告制度に基づく防火優良認定証及び防火基準点検済証の表示を推進し、防災対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化を図る。 〔略〕</p> <p>オ 自主点検報告制度の実施 旅館・ホテル等における防火安全対策推進のため、自主点検報告制度に基づく表示を推進し、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化を図る。 〔略〕</p> <p>(3) 防火・避難施設の整備 ウ 消防局が実施する防火対象物定期点検報告制度、防災管理点検報告制度又は自主点検報告制度に基づく表示に際し、消防局と連携して建築構造、防火区画、階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。</p>	<p>ウ 防火対象物定期点検報告制度の実施 不特定多数の者が出入りする防火対象物の火災による惨事を防止するため、防火対象物定期点検報告制度に基づく防火優良認定証及び防火基準点検済証の表示を推進し、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化を図る。 〔略〕</p> <p>オ 防火基準適合表示制度の実施 旅館・ホテル等における防火安全対策推進のため、防火基準適合表示制度に基づく表示を推進し、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化を図る。 〔略〕</p> <p>(3) 防火・避難施設の整備 ウ 消防局が実施する防火対象物定期点検報告制度、防災管理点検報告制度又は防火基準適合表示制度に基づく表示に際し、消防局と連携して建築構造、防火区画、階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。</p>
予-44	<p>第1節 火災等の防止対策 4 出火防止対策の推進 (1) 消防局は、次の出火防止対策を推進する。 〔略〕</p> <p>オ 住宅の出火防止対策の推進 (ア) 〔略〕 (イ) 火災からの逃げ遅れによる被害を防ぐため、消防法の改正に伴う火災警報器設置の義務化に対応するため、全ての住宅の寝室等に住宅用火災警報器を設置するように指導する。</p>	<p>第1節 火災等の防止対策 4 出火防止対策の推進 (1) 消防局は、次の出火防止対策を推進する。 〔略〕</p> <p>オ 住宅の出火防止対策の推進 (ア) 〔略〕 (イ) 火災からの逃げ遅れによる被害を防ぐため、全ての住宅の寝室等に住宅用火災警報器を設置するよう指導するとともに、適切に点検を実施するよう指導に努める。</p>
予-47	<p>第2節 危険物等の災害対策 2 実施主体</p>	<p>第2節 危険物等の災害対策 2 実施主体</p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)			修正案			
	市担当	担 当 部 署 〔略〕	項 目 〔略〕		市担当	担 当 部 署 〔略〕	項 目 〔略〕
	関 係 機 関	神奈川県 (くらし安全防災局、警察)	液化石油ガスに関すること。 放射性物質災害の予防に関する こと。	関 係 機 関	神奈川県 (くらし安全防災局、 警察)	液化石油ガスに関すること。 放射性物質災害の予防に関する こと。	
		文 部 科 学 省	放射性物質災害の予防に関する こと。				
予-47	第2節 危険物等の災害対策 3 危険物取扱事業所、高圧ガス取扱事業所及び火薬類取扱事業所の災害予防 (1) 消防局は、危険物取扱事業所、高圧ガス取扱事業所及び火薬類取扱事業所の所有者・管理者に対し、次の対策を実施する。 ア 保安検査、立入検査の実施 イ 施設の耐震化の促進指導 ウ 緊急措置基準作成に対する指導 エ 防災教育の実施 オ 防災訓練の実施 (2) 各事業所の所有者・管理者は、自主保安体制の充実のため、次の対策を実施する。			第2節 危険物等の災害対策 3 危険物取扱事業所、高圧ガス取扱事業所及び火薬類取扱事業所の災害予防 (1) 消防局は、危険物取扱事業所、高圧ガス取扱事業所及び火薬類取扱事業所の所有者 又は 管理者に対し、次の対策を実施する。 ア 危険物取扱事業所 (ア)保安検査及び立入検査の実施 (イ)施設の耐震化の促進指導 (ウ)緊急措置基準作成に対する指導 (エ)防災教育及び訓練の実施 (オ)浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等に施設が所在する事業所への必要な措置の検討、応急対策に係る計画作成の指導 イ 高圧ガス取扱事業所 (ア)保安検査及び立入検査の実施 (イ)施設の耐震化の促進指導 (ウ)緊急保安体制に対する指導 (エ)防災教育及び訓練の実施 ウ 火薬類取扱事業所 (ア)保安検査及び立入検査の実施 (イ)施設の耐震化の促進指導 (ウ)緊急保安体制に対する指導 (エ)防災教育の実施			
予-48	ア 緊急保安体制の確立 イ 防災資機材の整備 ウ 施設、設備等の耐震性の強化 エ 防災教育、訓練の実施			(2) 各事業所の所有者 又は 管理者は、自主保安体制の充実のため、次の対策を			

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
	<p>4 液化石油ガスの災害予防</p> <p>(1) 県は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づき事業所の所有者・管理者に対し、立入検査及び保安検査を実施する。</p> <p>(2) 各事業所の所有者・管理者は自主保安体制の充実のため、次の対策を実施する。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 防災教育、訓練の実施</p>	<p>実施する。</p> <p>ア 危険物取扱事業所</p> <p>(ア)施設、設備等の耐震性の強化</p> <p>(イ)緊急保安体制の確立</p> <p>(ウ)防災教育及び訓練の実施</p> <p>(エ)防災資機材の整備</p> <p>(オ)浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等に施設が所在する事業所における必要な措置の検討、応急対策に係る計画の作成</p> <p>イ 高圧ガス取扱事業所</p> <p>(ア)施設、設備等の耐震性の強化</p> <p>(イ)緊急保安体制の確立</p> <p>(ウ)防災教育及び訓練の実施</p> <p>(エ)防災資機材の整備</p> <p>ウ 火薬類取扱事業所</p> <p>(ア)施設、設備等の耐震性の強化</p> <p>(イ)緊急保安体制の確立</p> <p>(ウ)防災教育の実施</p> <p>(エ)防災資機材の整備</p> <p>4 液化石油ガスの災害予防</p> <p>(1) 県は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づき事業所の所有者又は管理者に対し、立入検査及び保安検査を実施する。</p> <p>(2) 各事業所の所有者又は管理者は自主保安体制の充実のため、次の対策を実施する。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 防災教育及び訓練の実施</p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
予-48	<p>第2節 危険物等の災害対策 7 放射性物質の災害予防 (1)基本方針 原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて、文部科学省等の国の所管となっており、原子力基本法(昭和30年法律第186号)をはじめとする原子力関係法令により国及び関係事業者等において万全の対策が講じられているが、核原料物質・核燃料物質・放射性同位元素等(以下「放射性物質」という。)による災害の特殊性を考慮し、万一の場合に備えて、国が実施する防災対策に神奈川県及び市が協力・支援して円滑な対策活動が図られるよう、災害対策上必要な事項を定める。 〔略〕</p>	<p>第2節 危険物等の災害対策 7 放射性物質の災害予防 (1)基本方針 原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて、原子力規制委員会等の国の所管となっており、原子力基本法(昭和30年法律第186号)をはじめとする原子力関係法令により、国、関係事業者等において対策が講じられているが、核原料物質・核燃料物質・放射性同位元素等(以下「放射性物質」という。)による災害の特殊性を考慮し、万一の場合に備えて、国が実施する防災対策に神奈川県及び市が協力・支援して円滑な対策活動が図られるよう、災害対策上必要な事項を定める。 〔略〕</p>
予-49	<p>(2)放射性物質に関わる防災体制の整備 ア 放射性物質の取扱事業者等の体制整備 (ア)災害予防措置等の実施 放射性物質の取扱事業者・加工事業者・運搬事業者(以下「放射性物質取扱業者等」という。)は、原子力関係法令を遵守し、放射性物質に関わる安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置をとるものとする。 イ 市及び県の体制整備 (ア)防災体制の整備 〔略〕 b 消防局は、放射性物質取扱事業所等の火災などの緊急時における円滑な消防活動の確保、消防隊の被ばく防止及び放射能汚染の防止のため、消防活動体制の整備に努める。 〔略〕 (6)安全確保に関する協定等の締結 市は、放射性物質の取扱事業者と次の事項を盛り込んだ安全確保に関する協定等を締結し、災害対策の万全を期すよう努める。</p>	<p>(2)放射性物質に関わる防災体制の整備 ア 放射性物質の取扱事業者等の体制整備 (ア)災害予防措置等の実施 放射性物質の取扱事業者及び運搬事業者(以下「放射性物質取扱業者等」という。)は、原子力関係法令を遵守し、放射性物質に関わる安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置をとるものとする。 イ 市及び県の体制整備 (ア)防災体制の整備 〔略〕 b 消防局は、放射性物質取扱事業所等の火災などの緊急時における円滑な消防活動の確保、消防隊、救助隊等の被ばく防止及び放射能汚染の防止のため、消防活動体制の整備に努める。 〔略〕 (6)安全確保に関する協定等の締結 市は、放射性物質の取扱事業者と次の事項を盛り込んだ安全確保に関する協定等を締結し、災害対策の万全を期すよう努める。</p>

第4章 風水害等対策

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																													
予-51	<p>第1節 浸水被害対策 2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="264 387 1059 727"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市担当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>危 機 管 理 局</td> <td rowspan="2">浸水被害対策に関するこ と。</td> </tr> <tr> <td>区 役 所</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関 係 関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市担当	[略]	[略]	危 機 管 理 局	浸水被害対策に関するこ と。	区 役 所	[略]	[略]	関 係 関	[略]	[略]	<p>第1節 浸水被害対策 2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1227 387 2022 778"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市担当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>危 機 管 理 局</td> <td rowspan="3">浸水被害対策に関するこ と。</td> </tr> <tr> <td>区 役 所</td> </tr> <tr> <td>関 係 各 局</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関 係 関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市担当	[略]	[略]	危 機 管 理 局	浸水被害対策に関するこ と。	区 役 所	関 係 各 局	[略]	[略]	関 係 関	[略]	[略]
	担 当 部 署	項 目																													
市担当	[略]	[略]																													
	危 機 管 理 局	浸水被害対策に関するこ と。																													
	区 役 所																														
[略]	[略]																														
関 係 関	[略]	[略]																													
	担 当 部 署	項 目																													
市担当	[略]	[略]																													
	危 機 管 理 局	浸水被害対策に関するこ と。																													
	区 役 所																														
	関 係 各 局																														
[略]	[略]																														
関 係 関	[略]	[略]																													
予-51 予-52	<p>第1節 浸水被害対策 3 河川の整備 (2)鳩 川 ア 1級河川区間(座間市境～千歳橋) 〔略〕</p> <p>5 ハザードマップの周知と避難の確保 (1)ハザードマップの周知等 ア ハザードマップの作成 危機管理局は、相模川、境川等の外水氾濫について河川管理者が公表した洪水浸水想定区域、風水害時避難場所、水害の知識等を記載した洪水ハザードマップを作成する。 都市建設局は、大雨による内水氾濫を想定した浸水想定 区域を設定し、避難所、水害の知識等を記載した浸水(内水)ハザードマップを作成する。 危機管理局は、災害から身を守るための避難経路の確認や、災害の危険性の高い区域の把握等、市民が安全な避難行動を確保するための資料を作成周知し、活用促進を図る。</p>	<p>第1節 浸水被害対策 3 河川の整備 (2)鳩 川 ア 一級河川区間(座間市境～千歳橋) 〔略〕</p> <p>5 ハザードマップの作成・周知 危機管理局は、相模川、境川等の外水氾濫について河川管理者が公表した洪水浸水想定区域、風水害時避難場所、避難の際の危険箇所、水害の知識等を記載した洪水ハザードマップを作成し、市民への周知を図る。 都市建設局は、大雨による内水氾濫を想定した浸水想定 区域を設定し、避難所、水害の知識等を記載した浸水(内水)ハザードマップを作成し、市民への周知を図る。</p> <p>〔削除〕</p>																													

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案												
	<p>イ ハザードマップの周知 〔略〕</p> <p>(2)避難体制の検討 〔略〕</p> <p>(3)マイ・タイムライン(防災行動計画) 危機管理局は、土砂災害や水害からの逃げ遅れを防ぐため、土砂災害や洪水の危険区域や避難所の情報を周知するとともに、区役所と協力し、市民に対して避難行動を時系列的に整理したマイ・タイムライン(防災行動計画)の作成促進に努める。</p> <p>(4)浸水想定区域内にある施設 〔略〕</p> <p>(5)ダム of 安全対策 〔略〕</p>	<p>6 マイ・タイムライン(防災行動計画)の作成促進 危機管理局は、土砂災害や水害からの逃げ遅れを防ぐため、土砂災害や洪水の危険区域や避難所の情報を周知するとともに、区役所と協力し、市民に対して避難行動を時系列的に整理したマイ・タイムライン(防災行動計画)の作成促進に努める。 教育局(学校教育部)は、危機管理局及び区役所と連携し、学校の児童・生徒を対象としてマイ・タイムライン(防災行動計画)を活用した防災教育の促進に努める。</p> <p>〔削除〕</p> <p>〔削除〕</p>												
予-52	<p>6 浸水被害対策 危機管理局は、区役所と協力し、情報の収集・伝達、避難所等の確保・運用、防災意識の向上について、次の取組を推進する。</p> <table border="1" data-bbox="201 1069 1037 1423"> <thead> <tr> <th data-bbox="201 1069 396 1109">目的</th> <th data-bbox="396 1069 1037 1109">取組事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="201 1109 396 1284">情報の収集・伝達体制</td> <td data-bbox="396 1109 1037 1284">○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集体制 ○豪雨時の雨量情報、河川の水位に関する情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供手段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="201 1284 396 1423">風水害時避難場所、避難所の確保・運用</td> <td data-bbox="396 1284 1037 1423">○安全な避難所確保が困難な地区における風水害時避難場所の選定 ○洪水ハザードマップ等を活用した実践的な避難訓練(年1回以上)</td> </tr> </tbody> </table>	目的	取組事項	情報の収集・伝達体制	○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集体制 ○豪雨時の雨量情報、河川の水位に関する情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供手段	風水害時避難場所、避難所の確保・運用	○安全な避難所確保が困難な地区における風水害時避難場所の選定 ○洪水ハザードマップ等を活用した実践的な避難訓練(年1回以上)	<p>7 浸水被害対策 危機管理局は、関係各局、区役所その他関係機関と協力して次の取組を推進する。</p> <table border="1" data-bbox="1164 1029 2011 1423"> <thead> <tr> <th data-bbox="1164 1029 1359 1069">目的</th> <th data-bbox="1359 1029 2011 1069">取組事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1164 1069 1359 1340">情報の収集・伝達体制</td> <td data-bbox="1359 1069 2011 1340">○ハザードマップやさがみはら防災マップなどによる浸水想定区域等の危険区域や風水害時避難場所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○豪雨時の雨量情報、河川の水位に関する情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 ○住民への情報伝達手段の多重化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1164 1340 1359 1423">避難指示等の発令</td> <td data-bbox="1359 1340 2011 1423">○在宅の災害時要援護者、夜間等を考慮し、円滑な避難を確保するための避難指示等発令の判断・伝達</td> </tr> </tbody> </table>	目的	取組事項	情報の収集・伝達体制	○ハザードマップやさがみはら防災マップなどによる浸水想定区域等の危険区域や風水害時避難場所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の 収集 ○豪雨時の雨量情報、河川の水位に関する情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の 提供 ○住民への情報伝達手段の多重化	避難指示等の発令	○在宅の災害時要援護者、夜間等を考慮し、円滑な避難を確保するための避難指示等発令の判断・伝達
目的	取組事項													
情報の収集・伝達体制	○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集体制 ○豪雨時の雨量情報、河川の水位に関する情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供手段													
風水害時避難場所、避難所の確保・運用	○安全な避難所確保が困難な地区における風水害時避難場所の選定 ○洪水ハザードマップ等を活用した実践的な避難訓練(年1回以上)													
目的	取組事項													
情報の収集・伝達体制	○ハザードマップやさがみはら防災マップなどによる浸水想定区域等の危険区域や風水害時避難場所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の 収集 ○豪雨時の雨量情報、河川の水位に関する情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の 提供 ○住民への情報伝達手段の多重化													
避難指示等の発令	○在宅の災害時要援護者、夜間等を考慮し、円滑な避難を確保するための避難指示等発令の判断・伝達													

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">防災意識の向上</td> <td>○住民主体のマイ・タイムライン(防災行動計画)の作成、住民の取組の活発化の支援</td> </tr> </table>	防災意識の向上	○住民主体のマイ・タイムライン(防災行動計画)の作成、住民の取組の活発化の支援	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">風水害時避難場所、避難所の確保・運用</td> <td> <p>○在宅の災害時要援護者等を考慮した身近で安全な公民館等を風水害時避難場所に指定</p> <p>○安全な避難所確保が困難な地区における風水害時避難場所の選定</p> <p>○洪水ハザードマップ等を活用した実践的な避難訓練の実施(年1回以上)</p> </td> </tr> <tr> <td>防災意識の向上</td> <td> <p>○状況に応じた適切な避難行動をとるための洪水、警戒レベル等に関する正しい知識の普及啓発</p> <p>○水防月間における広報活動や防災訓練等の実施</p> <p>○住民主体のマイ・タイムライン(防災行動計画)の作成</p> <p>○住民が実施する取組の活発化の支援</p> </td> </tr> <tr> <td>ダムの安全対策</td> <td> <p>○県企業庁と連携し、ダムの安全性や対策、洪水時のダム操作等の企業庁の対策について、ホームページ等での市民への周知</p> <p>○あらゆる可能性を考慮した大規模洪水の想定及び避難方策の検討</p> <p>○ダムの放水量に応じた洪水予測や必要な警戒避難対策についての調査・研究</p> </td> </tr> </table>	風水害時避難場所、避難所の確保・運用	<p>○在宅の災害時要援護者等を考慮した身近で安全な公民館等を風水害時避難場所に指定</p> <p>○安全な避難所確保が困難な地区における風水害時避難場所の選定</p> <p>○洪水ハザードマップ等を活用した実践的な避難訓練の実施(年1回以上)</p>	防災意識の向上	<p>○状況に応じた適切な避難行動をとるための洪水、警戒レベル等に関する正しい知識の普及啓発</p> <p>○水防月間における広報活動や防災訓練等の実施</p> <p>○住民主体のマイ・タイムライン(防災行動計画)の作成</p> <p>○住民が実施する取組の活発化の支援</p>	ダムの安全対策	<p>○県企業庁と連携し、ダムの安全性や対策、洪水時のダム操作等の企業庁の対策について、ホームページ等での市民への周知</p> <p>○あらゆる可能性を考慮した大規模洪水の想定及び避難方策の検討</p> <p>○ダムの放水量に応じた洪水予測や必要な警戒避難対策についての調査・研究</p>
防災意識の向上	○住民主体のマイ・タイムライン(防災行動計画)の作成、住民の取組の活発化の支援									
風水害時避難場所、避難所の確保・運用	<p>○在宅の災害時要援護者等を考慮した身近で安全な公民館等を風水害時避難場所に指定</p> <p>○安全な避難所確保が困難な地区における風水害時避難場所の選定</p> <p>○洪水ハザードマップ等を活用した実践的な避難訓練の実施(年1回以上)</p>									
防災意識の向上	<p>○状況に応じた適切な避難行動をとるための洪水、警戒レベル等に関する正しい知識の普及啓発</p> <p>○水防月間における広報活動や防災訓練等の実施</p> <p>○住民主体のマイ・タイムライン(防災行動計画)の作成</p> <p>○住民が実施する取組の活発化の支援</p>									
ダムの安全対策	<p>○県企業庁と連携し、ダムの安全性や対策、洪水時のダム操作等の企業庁の対策について、ホームページ等での市民への周知</p> <p>○あらゆる可能性を考慮した大規模洪水の想定及び避難方策の検討</p> <p>○ダムの放水量に応じた洪水予測や必要な警戒避難対策についての調査・研究</p>									
予-53	<p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p>※参考</p> <p>(4) 浸水想定区域内にある施設</p> <p>危機管理局は、浸水想定区域内にある地下街等、要配慮者利用施設及び大規模な工場その他の施設でその名称と所在地が本計画に定められている施設については、関係各局と連携して、施設の所有者又は管理者がとるべき対策について周知し、その実施を促進する。また、関係各局及び危機管理局は、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の管理者等と、情報伝達体制の相互確認に努める。</p> <p>なお、対象施設の詳細は「資料編」に定める。</p>	<p>8 要配慮者利用施設等における対策</p> <p>危機管理局は、浸水想定区域内にある地下街等、要配慮者利用施設及び大規模な工場その他の施設でその名称と所在地が本計画に定められている施設については、関係各局と連携して、施設の所有者又は管理者がとるべき対策について周知し、その実施を促進する。また、関係各局及び危機管理局は、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の管理者等と、情報伝達体制の相互確認に努める。</p> <p>なお、対象施設の名称及び所在地は「資料編」に定める。</p>								

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年5月修正)		修正案		
	施設の種類の	所有者又は管理者の対応		施設の種類の	所有者又は管理者の対応
	地下街等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の避難確保及び浸水防止のための措置に関する計画を作成しなければならない。 ・上記計画に基づく訓練を行わなければならない。 ・自衛水防組織を置かなければならない。 		地下街等	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の避難確保及び浸水防止のための措置に関する計画を作成しなければならない。 ○上記計画に基づく訓練を行わなければならない。 ○自衛水防組織を置かなければならない。
	要配慮者利用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の避難確保のための措置に関する計画を作成しなければならない。 ・上記計画に基づく訓練を行わなければならない。 ・自衛水防組織を置くよう努めなければならない。 		要配慮者利用施設	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の避難確保のための措置に関する計画を作成し、市へ報告しなければならない。 ○上記計画に基づく訓練を行い、その結果を市へ報告しなければならない。 ○自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
	延べ面積10,000㎡以上の工場、作業場又は倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水の防止に関する計画を作成するよう努めなければならない。 ・上記計画に基づく訓練を行うよう努めなければならない。 ・自衛水防組織を置くよう努めなければならない。 		延べ面積10,000㎡以上の工場、作業場又は倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水の防止に関する計画を作成するよう努めなければならない。 ○上記計画に基づく訓練を行うよう努めなければならない。 ○自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
	7 地下空間の浸水被害軽減 [略] 8 浸水被害警戒地域対策計画 [略]			9 地下空間の浸水被害軽減 [略] 10 浸水被害警戒地域対策計画 [略]	
予-55	第2節 土砂災害対策 3 土砂災害対策 (1)急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地及び地すべり防止区域 ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定 [略] イ 砂防指定地の指定 [略] ウ 地すべり防止区域の指定 [略] エ 指定区域の周知、管理及び保全並びに防災措置の勧告等			第2節 土砂災害対策 3 急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地及び地すべり防止区域 の指定及び県が実施する対策 (1)急傾斜地崩壊危険区域の指定 [略] (2)砂防指定地の指定 [略] (3)地すべり防止区域の指定 [略] (4)指定区域の周知、管理及び保全並びに防災措置の勧告等	

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
	<p>〔略〕 オ 情報の収集及び気象警報等の伝達方法 〔略〕</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等 〔略〕 危機管理局は、県が指定した土砂災害警戒区域等について、土砂災害ハザードマップを作成する。さらに、関係各局、区役所及び県と協力し、指定された区域における警戒避難体制を整備するため、国の避難ガイドライン等を踏まえて次の取組を推進する。また、都市建設局は、土砂災害特別警戒区域における建築物の構造規制を行う。</p> <p>〔表略〕 ※修正案の「6 土砂災害対策」で参考掲載</p> <p>(3) 事前調査の実施 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p>	<p>〔略〕 (5)情報の収集及び気象警報等の伝達方法 〔略〕</p> <p>4 土砂災害警戒区域等の指定及び県が実施する対策 〔略〕</p> <p>5 ハザードマップの作成・周知 危機管理局は、県が指定した土砂災害警戒区域等について、土砂災害ハザードマップを作成し、市民への周知を図る。</p> <p>〔表削除〕 ※「6 土砂災害対策」に移行</p> <p>〔削除〕 ※「6 土砂災害対策(2)」に移行</p> <p>6 マイ・タイムライン(防災行動計画)の作成促進 危機管理局は、土砂災害や水害からの逃げ遅れを防ぐため、土砂災害や洪水の危険区域や避難所の情報を周知するとともに、区役所と協力し、市民に対して避難行動を時系列的に整理したマイ・タイムライン(防災行動計画)の作成促進に努める。 教育局(学校教育部)は、危機管理局及び区役所と連携し、学校の児童・生徒を対象としてマイ・タイムライン(防災行動計画)を活用した防災教育の促進に努める。</p>

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																						
予-56	<p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p>※参考(3土砂災害対策(2)土砂災害警戒区域等の表)</p> <table border="1" data-bbox="203 427 1055 1428"> <thead> <tr> <th data-bbox="203 427 376 475">目的</th> <th data-bbox="376 427 1055 475">取組事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="203 475 376 719">情報の収集・伝達体制</td> <td data-bbox="376 475 1055 719"> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害ハザードマップやさがみはら防災マップなどによる土砂災害警戒区域等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集体制 ○豪雨時の雨量情報、土砂災害警戒情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供手段 ○住民への情報伝達手段の多重化 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 719 376 868">避難勧告等の発令</td> <td data-bbox="376 719 1055 868"> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅の災害時要援護者、夜間等を考慮した避難勧告等の判断・伝達体制 ○避難勧告等の判断における土砂災害の専門家等の活用体制 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 868 376 1139">風水害時避難場所、避難所の確保・運用</td> <td data-bbox="376 868 1055 1139"> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅災害時要援護者等を考慮した身近で安全な公民館等を風水害時避難場所に指定 ○安全な避難所確保が困難な地区における風水害時避難場所の選定 ○風水害時避難場所、避難所を保全する砂防施設の整備促進 ○土砂災害ハザードマップ等を活用した実践的な避難訓練(年1回以上) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 1139 376 1257">要配慮者の支援</td> <td data-bbox="376 1139 1055 1257"> <ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者利用施設の管理者との情報伝達体制の相互確認 ○要配慮者利用施設を保全する砂防施設の整備促進 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 1257 376 1428">要配慮者利用施設の義務</td> <td data-bbox="376 1257 1055 1428"> <ul style="list-style-type: none"> ○施設の所有者又は管理者が行う以下の取組の周知・促進 (対象施設については、資料編に定める。) ・利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成及び計画に定められた訓練を実施 </td> </tr> </tbody> </table>	目的	取組事項	情報の収集・伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害ハザードマップやさがみはら防災マップなどによる土砂災害警戒区域等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集体制 ○豪雨時の雨量情報、土砂災害警戒情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供手段 ○住民への情報伝達手段の多重化 	避難勧告等の発令	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅の災害時要援護者、夜間等を考慮した避難勧告等の判断・伝達体制 ○避難勧告等の判断における土砂災害の専門家等の活用体制 	風水害時避難場所、避難所の確保・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅災害時要援護者等を考慮した身近で安全な公民館等を風水害時避難場所に指定 ○安全な避難所確保が困難な地区における風水害時避難場所の選定 ○風水害時避難場所、避難所を保全する砂防施設の整備促進 ○土砂災害ハザードマップ等を活用した実践的な避難訓練(年1回以上) 	要配慮者の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者利用施設の管理者との情報伝達体制の相互確認 ○要配慮者利用施設を保全する砂防施設の整備促進 	要配慮者利用施設の義務	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の所有者又は管理者が行う以下の取組の周知・促進 (対象施設については、資料編に定める。) ・利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成及び計画に定められた訓練を実施 	<p>第2節 土砂災害対策</p> <p>7 土砂災害対策</p> <p>(1)建築物の構造規制 都市建設局は、土砂災害特別警戒区域における建築物の構造規制を行う。</p> <p>(2)事前調査の実施 都市建設局及び消防局は、出水期前などの時期にパトロール等を実施し、危険が予想される箇所の認識を図る。</p> <p>(3)警戒避難体制の整備 危機管理局は、関係各局、区役所その他関係機関と協力して次の取組を推進する。</p> <table border="1" data-bbox="1227 627 2085 1428"> <thead> <tr> <th data-bbox="1227 627 1400 675">目的</th> <th data-bbox="1400 627 2085 675">取組事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1227 675 1400 922">情報の収集・伝達体制</td> <td data-bbox="1400 675 2085 922"> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害ハザードマップやさがみはら防災マップなどによる土砂災害警戒区域等の危険区域や風水害時避難場所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○豪雨時の雨量情報、土砂災害警戒情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 ○住民への情報伝達手段の多重化 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 922 1400 1066">避難指示等の発令</td> <td data-bbox="1400 922 2085 1066"> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅の災害時要援護者、夜間等を考慮した避難指示等の判断・伝達 ○避難指示等の避難情報の判断における土砂災害の専門家等の活用 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 1066 1400 1345">風水害時避難場所、避難所の確保・運用</td> <td data-bbox="1400 1066 2085 1345"> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅の災害時要援護者等を考慮した身近で安全な公民館等を風水害時避難場所に指定 ○安全な避難所確保が困難な地区における風水害時避難場所の選定 ○風水害時避難場所、避難所を保全する砂防施設の整備促進 ○土砂災害ハザードマップ等を活用した実践的な避難訓練の実施(年1回以上) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 1345 1400 1428">防災意識の向上</td> <td data-bbox="1400 1345 2085 1428"> <ul style="list-style-type: none"> ○状況に応じた適切な避難行動をとるための土砂災害、警戒レベル等に関する正しい知識の普及啓発 </td> </tr> </tbody> </table>	目的	取組事項	情報の収集・伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害ハザードマップやさがみはら防災マップなどによる土砂災害警戒区域等の危険区域や風水害時避難場所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○豪雨時の雨量情報、土砂災害警戒情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 ○住民への情報伝達手段の多重化 	避難指示 等の発令	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅の災害時要援護者、夜間等を考慮した避難指示等の判断・伝達 ○避難指示等の避難情報の判断における土砂災害の専門家等の活用 	風水害時避難場所、避難所の確保・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅の災害時要援護者等を考慮した身近で安全な公民館等を風水害時避難場所に指定 ○安全な避難所確保が困難な地区における風水害時避難場所の選定 ○風水害時避難場所、避難所を保全する砂防施設の整備促進 ○土砂災害ハザードマップ等を活用した実践的な避難訓練の実施(年1回以上) 	防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○状況に応じた適切な避難行動をとるための土砂災害、警戒レベル等に関する正しい知識の普及啓発
目的	取組事項																							
情報の収集・伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害ハザードマップやさがみはら防災マップなどによる土砂災害警戒区域等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集体制 ○豪雨時の雨量情報、土砂災害警戒情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供手段 ○住民への情報伝達手段の多重化 																							
避難勧告等の発令	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅の災害時要援護者、夜間等を考慮した避難勧告等の判断・伝達体制 ○避難勧告等の判断における土砂災害の専門家等の活用体制 																							
風水害時避難場所、避難所の確保・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅災害時要援護者等を考慮した身近で安全な公民館等を風水害時避難場所に指定 ○安全な避難所確保が困難な地区における風水害時避難場所の選定 ○風水害時避難場所、避難所を保全する砂防施設の整備促進 ○土砂災害ハザードマップ等を活用した実践的な避難訓練(年1回以上) 																							
要配慮者の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者利用施設の管理者との情報伝達体制の相互確認 ○要配慮者利用施設を保全する砂防施設の整備促進 																							
要配慮者利用施設の義務	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の所有者又は管理者が行う以下の取組の周知・促進 (対象施設については、資料編に定める。) ・利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成及び計画に定められた訓練を実施 																							
目的	取組事項																							
情報の収集・伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害ハザードマップやさがみはら防災マップなどによる土砂災害警戒区域等の危険区域や風水害時避難場所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○豪雨時の雨量情報、土砂災害警戒情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 ○住民への情報伝達手段の多重化 																							
避難指示 等の発令	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅の災害時要援護者、夜間等を考慮した避難指示等の判断・伝達 ○避難指示等の避難情報の判断における土砂災害の専門家等の活用 																							
風水害時避難場所、避難所の確保・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅の災害時要援護者等を考慮した身近で安全な公民館等を風水害時避難場所に指定 ○安全な避難所確保が困難な地区における風水害時避難場所の選定 ○風水害時避難場所、避難所を保全する砂防施設の整備促進 ○土砂災害ハザードマップ等を活用した実践的な避難訓練の実施(年1回以上) 																							
防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○状況に応じた適切な避難行動をとるための土砂災害、警戒レベル等に関する正しい知識の普及啓発 																							

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="203 268 376 443">防災意識の向上</td> <td data-bbox="376 268 1055 443"> <ul style="list-style-type: none"> ○状況に応じた適切な避難行動をとるため土砂災害に関する正しい知識の普及啓発 ○土砂災害防止月間における広報活動や防災訓練等 ○住民主体のマイ・タイムライン(防災行動計画)の作成、住民の取組の活発化の支援 </td> </tr> </table>	防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○状況に応じた適切な避難行動をとるため土砂災害に関する正しい知識の普及啓発 ○土砂災害防止月間における広報活動や防災訓練等 ○住民主体のマイ・タイムライン(防災行動計画)の作成、住民の取組の活発化の支援 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1229 268 1402 411"></td> <td data-bbox="1402 268 2085 411"> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害防止月間における広報活動や防災訓練等の実施 ○住民主体のマイ・タイムライン(防災行動計画)の作成 ○住民が実施する取組の活発化の支援 </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害防止月間における広報活動や防災訓練等の実施 ○住民主体のマイ・タイムライン(防災行動計画)の作成 ○住民が実施する取組の活発化の支援
防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○状況に応じた適切な避難行動をとるため土砂災害に関する正しい知識の普及啓発 ○土砂災害防止月間における広報活動や防災訓練等 ○住民主体のマイ・タイムライン(防災行動計画)の作成、住民の取組の活発化の支援 					
	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害防止月間における広報活動や防災訓練等の実施 ○住民主体のマイ・タイムライン(防災行動計画)の作成 ○住民が実施する取組の活発化の支援 					
予-57	<p>第2節 土砂災害対策</p> <p>4 自然災害回避(アボイド)行政の協力、推進 〔略〕</p> <p>5 要配慮者利用施設の土砂災害防止対策</p> <p>都市建設局は、災害時要援護者関連施設周囲における土砂災害防止工事が進むよう関係者に求める。</p> <p>危機管理局は、土砂災害警戒区域等内にある要配慮者利用施設で、その名称と所在地が本計画に定められている施設については、関係各局と連携して施設の所有者又は管理者がとるべき対策について周知し、その実施を促進する。</p> <p>また、関係各局は、関係者に必要な情報を提供し、避難体制の確立など防災体制の整備に努めるよう指導する。</p>	<p>第2節 土砂災害対策</p> <p>〔9 に繰り下げ〕</p> <p>8 要配慮者利用施設における対策</p> <p>都市建設局は、要配慮者利用施設周囲における土砂災害防止工事が進むよう関係者に求める。</p> <p>危機管理局は、土砂災害警戒区域等内にある要配慮者利用施設で、その名称と所在地が本計画に定められている施設については、関係各局と連携して施設の所有者又は管理者がとるべき対策について周知し、その実施を促進する。</p> <p>また、関係各局及び危機管理局は、関係者に必要な情報を提供し、避難体制の確立など防災体制の整備に努めるよう指導するとともに施設の管理者等と、情報伝達体制の相互確認に努める。</p> <p>なお、対象施設の名称及び所在地は「資料編」に定める。</p> <table border="1" data-bbox="1238 1058 2074 1287"> <thead> <tr> <th data-bbox="1238 1058 1585 1110">施設の種類</th> <th data-bbox="1585 1058 2074 1110">所有者又は管理者の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1238 1110 1585 1287">要配慮者利用施設</td> <td data-bbox="1585 1110 2074 1287"> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者の避難確保のための措置に関する計画を作成し、市へ報告しなければならない。 ○上記計画に基づく訓練を行い、その結果を市へ報告しなければならない。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>9 自然災害回避(アボイド)行政の協力、推進 〔略〕</p>	施設の種類	所有者又は管理者の対応	要配慮者利用施設	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の避難確保のための措置に関する計画を作成し、市へ報告しなければならない。 ○上記計画に基づく訓練を行い、その結果を市へ報告しなければならない。
施設の種類	所有者又は管理者の対応					
要配慮者利用施設	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の避難確保のための措置に関する計画を作成し、市へ報告しなければならない。 ○上記計画に基づく訓練を行い、その結果を市へ報告しなければならない。 					

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案											
予-57	<p>第2節 土砂災害対策 6 山地の災害防止 〔略〕</p> <p>(2) 神奈川県は、地形や地質等の要因により、山地災害で人家や公共施設等に被害を与えるおそれがある箇所を「山地災害危険地区」に設定し、インターネット等を通じて市民に周知を図る。</p> <p>また、「山地災害危険地区」について、毎年、順次目視によるパトロールを実施し、林地や治山施設等の状況を把握するとともに、危険性の高い箇所から優先順位を付けて対策を行うことで、山地災害の未然防止に努める。</p>	<p>第2節 土砂災害対策 10 山地の災害防止 〔略〕</p> <p>(2) 神奈川県は、地形や地質等の要因により、山地災害で人家や公共施設等に被害を与えるおそれがある箇所を「山地災害危険地区」に設定し、インターネット等を通じて市民に周知を図る。</p> <p>また、「山地災害危険地区」について、定期的に目視によるパトロールを実施し、林地や治山施設等の状況を把握するとともに、危険性の高い箇所から優先順位を付けて対策を行うことで、山地災害の未然防止に努める。</p>											
予-58	<p style="text-align: center;">〔新設〕</p>	<p>第3節 火山災害対策</p> <p>1 基本方針 富士山の噴火により本市に影響があると想定される、溶岩流や降灰の影響想定範囲を把握するとともに、富士山火山に関する正しい知識を市民に普及啓発する。</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1193 874 2123 1189"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市 担 当</td> <td>危 機 管 理 局</td> <td>火山災害対策の総括及び調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区 役 所 関 係 各 局</td> <td>火山災害対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関 係 機 関</td> <td>神 奈 川 県</td> <td>火山災害対策に係る広域調整に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 ハザードマップの作成・周知 危機管理局は、令和3年3月に富士山火山防災対策協議会が公表した富士山ハザードマップについて、市民への周知を図る。 また、神奈川県その他関係市町と連携して、県内の溶岩流の影響想定範囲、火山災害の知識等を記載した火山防災マップを作成し、市民への周知を図る。</p> <p>4 火山災害対策</p>		担 当 部 署	項 目	市 担 当	危 機 管 理 局	火山災害対策の総括及び調整に関すること。	区 役 所 関 係 各 局	火山災害対策に関すること。	関 係 機 関	神 奈 川 県	火山災害対策に係る広域調整に関すること。
	担 当 部 署	項 目											
市 担 当	危 機 管 理 局	火山災害対策の総括及び調整に関すること。											
	区 役 所 関 係 各 局	火山災害対策に関すること。											
関 係 機 関	神 奈 川 県	火山災害対策に係る広域調整に関すること。											

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案										
		<p>危機管理局は、関係各局、区役所その他関係機関と協力して次の取組を推進する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1216 304 1464 352">目的</th> <th data-bbox="1464 304 2152 352">取組事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1216 352 1464 679"> 情報の収集・伝達体制 </td> <td data-bbox="1464 352 2152 679"> <ul style="list-style-type: none"> ○富士山ハザードマップなどによる溶岩流や降灰等の影響想定範囲の情報提供 ○さがみはら防災マップなどによる避難所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○溶岩流の流下状況や降灰予報に関する情報、土砂災害緊急情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 ○住民への情報伝達手段の多重化 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 679 1464 743"> 避難指示等の発令 </td> <td data-bbox="1464 679 2152 743"> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅の災害時要援護者、夜間等を考慮し、円滑な避難を確保するための避難指示等発令の判断・伝達 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 743 1464 1038"> 風水害時避難場所、避難所の確保・運用 </td> <td data-bbox="1464 743 2152 1038"> <ul style="list-style-type: none"> ○溶岩流到達範囲からの距離が近い、降灰による土石流の影響が想定される、又は火山灰の堆積による倒壊のおそれのある風水害時避難場所や避難所について、避難者が安全に避難し、又は一定期間滞在することができる代替の場所を選定 ○他市町村から広域避難・広域一時滞在の要請があった場合の避難所等の確保 ○富士山ハザードマップ等を活用した実践的な避難訓練 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1216 1038 1464 1171"> 防災意識の向上 </td> <td data-bbox="1464 1038 2152 1171"> <ul style="list-style-type: none"> ○状況に応じた適切な避難行動をとるための洪水、火山災害に関する正しい知識の普及啓発 ○住民が実施する取組の活発化の支援 </td> </tr> </tbody> </table>	目的	取組事項	情報の収集・伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ○富士山ハザードマップなどによる溶岩流や降灰等の影響想定範囲の情報提供 ○さがみはら防災マップなどによる避難所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○溶岩流の流下状況や降灰予報に関する情報、土砂災害緊急情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 ○住民への情報伝達手段の多重化 	避難指示等の発令	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅の災害時要援護者、夜間等を考慮し、円滑な避難を確保するための避難指示等発令の判断・伝達 	風水害時避難場所、避難所の確保・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○溶岩流到達範囲からの距離が近い、降灰による土石流の影響が想定される、又は火山灰の堆積による倒壊のおそれのある風水害時避難場所や避難所について、避難者が安全に避難し、又は一定期間滞在することができる代替の場所を選定 ○他市町村から広域避難・広域一時滞在の要請があった場合の避難所等の確保 ○富士山ハザードマップ等を活用した実践的な避難訓練 	防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○状況に応じた適切な避難行動をとるための洪水、火山災害に関する正しい知識の普及啓発 ○住民が実施する取組の活発化の支援
目的	取組事項											
情報の収集・伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ○富士山ハザードマップなどによる溶岩流や降灰等の影響想定範囲の情報提供 ○さがみはら防災マップなどによる避難所等の情報提供 ○住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等の収集 ○溶岩流の流下状況や降灰予報に関する情報、土砂災害緊急情報、風水害時避難場所・避難所開設情報等の提供 ○住民への情報伝達手段の多重化 											
避難指示等の発令	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅の災害時要援護者、夜間等を考慮し、円滑な避難を確保するための避難指示等発令の判断・伝達 											
風水害時避難場所、避難所の確保・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○溶岩流到達範囲からの距離が近い、降灰による土石流の影響が想定される、又は火山灰の堆積による倒壊のおそれのある風水害時避難場所や避難所について、避難者が安全に避難し、又は一定期間滞在することができる代替の場所を選定 ○他市町村から広域避難・広域一時滞在の要請があった場合の避難所等の確保 ○富士山ハザードマップ等を活用した実践的な避難訓練 											
防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○状況に応じた適切な避難行動をとるための洪水、火山災害に関する正しい知識の普及啓発 ○住民が実施する取組の活発化の支援 											

第5章 応急対策への備え

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
予-59	<p>第1節 情報伝達網の整備 4 一斉情報配信システムの活用 〔略〕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><配信する手段> 防災行政用同報無線(ひばり放送)、緊急速報「エリアメール」・「緊急速報メール」、防災メール、テレビ神奈川データ放送、市災害情報ツイッター、一斉同報FAX(インターネットFAX)等</p> </div>	<p>第1節 情報伝達網の整備 4 一斉情報配信システムの活用 〔略〕</p> <p style="text-align: center; color: red;"><配信する手段></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="color: red;">○防災行政用同報無線(ひばり放送) ○緊急速報「エリアメール」・「緊急速報メール」 ○防災メール ○テレビ神奈川データ放送 ○市災害情報ツイッター ○一斉同報FAX(インターネットFAX) 等</p> </div>
予-59	<p>第1節 情報伝達網の整備 3 市民への情報伝達手段 〔略〕</p> <p>また、戸別受信機の活用などにより、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の住民へ、風水害時に、より確実に警報や避難情報等を速やかに提供できる情報伝達体制を整備する。 〔略〕</p>	<p>第1節 情報伝達網の整備 3 市民への情報伝達手段 〔略〕</p> <p>また、戸別受信機の活用などにより、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の住民へ、風水害時に、より確実に<b style="color: red;">特別警報や避難情報等を速やかに提供できる情報伝達体制を整備する。 〔略〕</p>
予-60	<p>10 風水害時の連絡体制の確立 緊急時のダムの放流等について、城山ダムに係る県・市間のホットラインの活用などに努める。 さらに、洪水や土砂災害等に対する避難勧告等の判断に当たって、气象台、河川管理者、砂防関係機関からの助言を円滑に得られるように、県の担当部局や气象台担当者との連絡体制の確立に努める。 〔略〕</p>	<p>10 風水害時の連絡体制の確立 緊急時のダムの放流等について、城山ダムに係る県・市間のホットラインの活用などに努める。 さらに、洪水や土砂災害等に対する<b style="color: red;">避難指示等の発令の判断に当たって、气象台、河川管理者、砂防関係機関からの助言を円滑に得られるように、県の担当部局や气象台担当者との連絡体制の確立に努める。 〔略〕</p>
予-61	<p>12 通信設備の運用訓練等 〔略〕</p>	<p>12 通信設備の運用訓練等 〔略〕</p> <p>(5) 非常通信 (※)の取扱い、機器の操作の習熟等、防災関係機関等と連携した通信訓練 〔略〕</p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
	<p><u>〔新設〕</u></p> <p>1 3 民間事業者との連携 災害時等に市が発する情報（避難所開設状況、避難勧告等）の伝達に当たっては、災害対策基本法第57条に基づき、インターネット情報ポータルサイト運営事業者（グーグル（株）、ヤフー（株））と連携し情報発信を行う。また、ヤフー（株）が提供する防災アプリ「Yahoo! 防災速報」や、三井住友海上保険(株)が提供する防災アプリ「スマ保災害時ナビ」を利用し、市からの災害に関する情報を配信する。 さらに、エフエムさがみやエフエムヨコハマによる緊急ラジオ放送、J:COMによるテロップ放送や専用端末への配信など、民間事業者と連携し情報を配信する。</p>	<p><u>（※）「非常通信」とは、「地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信」をいう（電波法第52条第4号）。無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないとされているが、非常通信は、行うことが可能となっている。</u></p> <p>1 3 民間事業者との連携 災害時等に市が発する情報（避難所開設状況、避難<u>指示</u>等）の伝達に当たっては、災害対策基本法第57条に基づき、インターネット情報ポータルサイト運営事業者（グーグル（株）、ヤフー（株））と連携し情報発信を行う。また、ヤフー（株）が提供する防災アプリ「Yahoo! 防災速報」や、三井住友海上保険(株)が提供する防災アプリ「スマ保災害時ナビ」を利用し、市からの災害に関する情報を配信する。 さらに、エフエムさがみやエフエムヨコハマによる緊急ラジオ放送、J:COMによるテロップ放送や専用端末への配信など、民間事業者と連携し情報を配信する。</p>
予-62	<p>第2節 情報システム等の整備 3 災害情報共有システム 危機管理局は、災害の初動期において、的確な災害対応を行うため、市内の被害情報等を迅速に収集し、全庁で共有するための災害情報共有システムの管理運営を行う。なお、耐災害性を考慮し、インターネット環境を活用したクラウド型のシステムにより、災害現場等から携帯電話やスマートフォンにより情報の登録が可能なものとする。 〔略〕</p>	<p>第2節 情報システム等の整備 3 災害情報共有システム 危機管理局は、災害の初動期において、的確な災害対応を行うため、市内の被害情報等を迅速に収集し、全庁で共有するための災害情報共有システムの管理運営を行う。なお、耐災害性を考慮し、インターネット環境を活用したクラウド型のシステムにより、災害現場等から<u>スマートフォン等</u>により情報の登録が可能なものとする。 〔略〕</p>
予-63	<p>8 被災者支援システム 災害時に被害認定調査、罹災証明書発行、義援金等の支給、仮設住宅の入居等の被災者支援を、総合的かつ効率的に行うため、情報を一元的に管理し、</p>	<p>8 被災者支援システム 災害時に被害認定調査、罹災証明書発行、義援金等の支給、仮設住宅の入居等の被災者支援を、総合的かつ効率的に行うため、情報を<u>一元管理</u>し、関係部署間で</p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																																		
	関係部署間で情報を共有できる被災者支援システムを運用する。	情報を共有できる被災者支援システムを運用する。																																		
予-64	<p>第3節 避難場所等の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>災害時において、市民の生命と身体の安全を守るため、避難場所及び避難所を事前に指定又は確保するとともに、その施設等の整備を図り、避難者の安全対策を推進する。また、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう「避難計画」を策定し、避難勧告等の基準、伝達方法等を明確にする。</p>	<p>第3節 避難場所等の整備</p> <p>1 基本方針</p> <p>災害時において、市民の生命と身体の安全を守るため、避難場所及び避難所を事前に指定又は確保するとともに、その施設等の整備を図り、避難者の安全対策を推進する。また、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう「避難計画」を策定し、避難指示等の発令基準、伝達方法等を明確にする。</p>																																		
予-64	<p>第3節 避難場所等の整備</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市 担 当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>〔新設〕</td> <td>〔新設〕</td> </tr> <tr> <td>教育局(教育環境部、生涯学習部)</td> <td>避難場所及び避難所の整備に関すること。</td> </tr> <tr> <td>危機管理局</td> <td>避難所担当職員、風水害時避難場所担当職員の選任に関すること。避難場所、避難所及び一時滞在施設の指定に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関 係 関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市 担 当	[略]	[略]	〔新設〕	〔新設〕	教育局(教育環境部、生涯学習部)	避難場所及び避難所の整備に関すること。	危機管理局	避難所担当職員、風水害時避難場所担当職員の選任に関すること。避難場所、避難所及び一時滞在施設の指定に関すること。	[略]	[略]	関 係 関	[略]	[略]	<p>第3節 避難場所等の整備</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市 担 当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>市民局</td> <td>避難場所の整備に関すること。</td> </tr> <tr> <td>教育局(学校教育部、生涯学習部)</td> <td>避難場所及び避難所の整備に関すること。</td> </tr> <tr> <td>危機管理局</td> <td>特命担当員(避難所担当職員等)の選任に関すること。避難場所、避難所及び一時滞在施設の指定に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関 係 関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市 担 当	[略]	[略]	市民局	避難場所の整備に関すること。	教育局(学校教育部 、生涯学習部)	避難場所及び避難所の整備に関すること。	危機管理局	特命担当員(避難所担当職員等) の選任に関すること。避難場所、避難所及び一時滞在施設の指定に関すること。	[略]	[略]	関 係 関	[略]	[略]
	担 当 部 署	項 目																																		
市 担 当	[略]	[略]																																		
	〔新設〕	〔新設〕																																		
	教育局(教育環境部、生涯学習部)	避難場所及び避難所の整備に関すること。																																		
	危機管理局	避難所担当職員、風水害時避難場所担当職員の選任に関すること。避難場所、避難所及び一時滞在施設の指定に関すること。																																		
	[略]	[略]																																		
関 係 関	[略]	[略]																																		
	担 当 部 署	項 目																																		
市 担 当	[略]	[略]																																		
	市民局	避難場所の整備に関すること。																																		
	教育局(学校教育部 、生涯学習部)	避難場所及び避難所の整備に関すること。																																		
	危機管理局	特命担当員(避難所担当職員等) の選任に関すること。避難場所、避難所及び一時滞在施設の指定に関すること。																																		
	[略]	[略]																																		
関 係 関	[略]	[略]																																		
予-65	<p>[略]</p> <p>4 広域避難場所</p> <p>(3) 整備</p> <p>ア～イ [略]</p>	<p>[略]</p> <p>4 広域避難場所</p> <p>(3) 整備</p> <p>ア～イ [略]</p>																																		

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案																																								
	<p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市 担 当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>こども・若者未来局</td> <td>災害時における市立幼稚園の防災対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関 係 関</td> <td>神 奈 川 県</td> <td rowspan="2">災害時における文教科の整備に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市立小・中学校及び義務教育学校並びに教育機関</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市 担 当	[略]	[略]	こども・若者未来局	災害時における市立幼稚園の防災対策に関すること。	関 係 関	神 奈 川 県	災害時における文教科の整備に関すること。	市立小・中学校及び義務教育学校並びに教育機関	<p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市 担 当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>こども・若者未来局</td> <td>災害時における市立幼稚園、保育所の防災対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市立小・中学校及び義務教育学校並びに教育機関</td> <td>災害時における文教科の整備に関すること。防災教育の充実及び応急教育の実施に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関 係 関</td> <td>神 奈 川 県</td> <td rowspan="2">災害時における文教科の整備に関すること。</td> </tr> <tr> <td>私立学校等</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市 担 当	[略]	[略]	こども・若者未来局	災害時における市立幼稚園、 保育所 の防災対策に関すること。	市立小・中学校及び義務教育学校並びに教育機関	災害時における文教科の整備に関すること。防災教育の充実及び応急教育の実施に関すること。	関 係 関	神 奈 川 県	災害時における文教科の整備に関すること。	私立学校等														
	担 当 部 署	項 目																																								
市 担 当	[略]	[略]																																								
	こども・若者未来局	災害時における市立幼稚園の防災対策に関すること。																																								
関 係 関	神 奈 川 県	災害時における文教科の整備に関すること。																																								
	市立小・中学校及び義務教育学校並びに教育機関																																									
	担 当 部 署	項 目																																								
市 担 当	[略]	[略]																																								
	こども・若者未来局	災害時における市立幼稚園、 保育所 の防災対策に関すること。																																								
	市立小・中学校及び義務教育学校並びに教育機関	災害時における文教科の整備に関すること。防災教育の充実及び応急教育の実施に関すること。																																								
関 係 関	神 奈 川 県	災害時における文教科の整備に関すること。																																								
	私立学校等																																									
予-77	<p>第9節 その他の災害対応体制の整備</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">市 担 当</td> <td>市 民 局</td> <td>遺体処理体制整備に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>財政局(財政部)</td> <td>災害時の土地利用の調製に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>財政局(税務部)</td> <td>被害調査(火災を除く)に関すること。罹災証明書(火災を除く)発行の支援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関 係</td> <td>神奈川県(警察)</td> <td>遺体の検視、調査等に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市 担 当	市 民 局	遺体処理体制整備に関すること。	[略]	[略]	財政局(財政部)	災害時の土地利用の調製に関すること。	[略]	[略]	財政局(税務部)	被害調査(火災を除く)に関すること。罹災証明書(火災を除く)発行の支援に関すること。	[略]	[略]	関 係	神奈川県(警察)	遺体の検視、調査等に関すること。	<p>第9節 その他の災害対応体制の整備</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">市 担 当</td> <td>市 民 局</td> <td>遺体処理体制整備に関すること。罹災証明書及び罹災届出証明書(火災を除く)の発行に係る調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>財政局</td> <td>災害時の土地利用の調製に関すること。市有建物の被害調査に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>財政局</td> <td>罹災証明書(火災を除く)発行に係る住家等の被害調査に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関 係 関</td> <td>警 察 署</td> <td>遺体の検視、調査等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	項 目	市 担 当	市 民 局	遺体処理体制整備に関すること。 罹災証明書及び罹災届出証明書(火災を除く)の発行に係る調整に関する事	[略]	[略]	財政局	災害時の土地利用の調製に関すること。 市有建物の被害調査に関すること。	[略]	[略]	財政局	罹災証明書(火災を除く)発行に係る住家等の被害調査に関すること。	[略]	[略]	関 係 関	警 察 署	遺体の検視、調査等に関すること。	[略]	[略]
	担 当 部 署	項 目																																								
市 担 当	市 民 局	遺体処理体制整備に関すること。																																								
	[略]	[略]																																								
	財政局(財政部)	災害時の土地利用の調製に関すること。																																								
	[略]	[略]																																								
	財政局(税務部)	被害調査(火災を除く)に関すること。罹災証明書(火災を除く)発行の支援に関すること。																																								
	[略]	[略]																																								
関 係	神奈川県(警察)	遺体の検視、調査等に関すること。																																								
	担 当 部 署	項 目																																								
市 担 当	市 民 局	遺体処理体制整備に関すること。 罹災証明書及び罹災届出証明書(火災を除く)の発行に係る調整に関する事																																								
	[略]	[略]																																								
	財政局	災害時の土地利用の調製に関すること。 市有建物の被害調査に関すること。																																								
	[略]	[略]																																								
	財政局	罹災証明書(火災を除く)発行に係る住家等の被害調査に関すること。																																								
	[略]	[略]																																								
関 係 関	警 察 署	遺体の検視、調査等に関すること。																																								
	[略]	[略]																																								

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)			修正案
	機 関	〔略〕	〔略〕	
予-78	<p>6 被害調査及び罹災証明書発行に関する事前対策</p> <p>災害後に、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の適用や支援金の支給などの各種支援策と密接に関連する罹災証明書を発行するため、市が実施する被害認定を迅速かつ公正に実施できるよう、財政局は、「住家及び市有建物被害調査実施要領」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府、令和3年3月）・参考資料（令和2年3月）に基づき、建物被害認定調査を行う体制を確保する。</p> <p>また、都市建設局の行う応急危険度判定との連携や、被災者台帳の作成、罹災証明書の発行及び活用に関わる手続についての関係部署間（調査及び被災者台帳の作成：財政局（税務部）及び消防局、罹災証明書の発行：区役所、消防局、財政局（税務部）（調査内容説明）、罹災証明書の活用：関係各局）での運用方法の調整を行う。</p>			<p>6 被害調査及び罹災証明書発行に関する事前対策</p> <p>災害後に、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の適用や支援金の支給などの各種支援策と密接に関連する罹災証明書を発行するため、市が実施する被害認定を迅速かつ公正に実施できるよう、財政局は、「住家及び市有建物被害調査実施要領」及び内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、建物被害認定調査を行う体制を確保する。</p> <p>また、都市建設局の行う応急危険度判定との連携や、被災者台帳の作成並びに罹災証明書の発行及び活用に関わる手続についての関係部署間（調査：財政局及び消防局、被災者台帳の作成：危機管理局及び区役所、罹災証明書の発行：区役所、市民局（発行に係る各区役所との調整）、消防局、罹災証明書の活用：関係各局）での運用方法の調整を行う。</p>
予-82	<p>第11節 帰宅困難者対策</p> <p>3 市の措置</p> <p>〔略〕</p> <p>（2）都市建設局</p> <p>〔略〕</p> <p>また、区役所と連携し、駅前混乱防止対策において収集した情報を、帰宅困難者等に周知する体制や帰宅困難者を駅から一時滞在施設へ誘導する体制を整備する。</p>			<p>第11節 帰宅困難者対策</p> <p>3 市の措置</p> <p>〔略〕</p> <p>（2）都市建設局</p> <p>〔略〕</p> <p>また、区役所と連携し、駅前混乱防止対策において収集した情報を、帰宅困難者等に周知する体制や、帰宅困難者が身の安全を守るために避難する駅周辺一時避難場所又は一時滞在施設へ誘導する体制を整備する。</p>

第6章 災害時要援護者支援

頁	現行(令和3年5月修正)	修正案																																			
予-84	<p>第1節 災害時要援護者支援</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="212 387 1048 762"> <thead> <tr> <th></th> <th>担当部署</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市担当</td> <td>健康福祉局 (地域包括ケア推進部、生活福祉部、保健衛生部)</td> <td rowspan="2">災害時要援護者の安全確保等に関する事 災害時要援護者の情報提供・管理に関する事。</td> </tr> <tr> <td>こども・若者未来局</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関係機関</td> <td>関係各局</td> <td rowspan="2">災害時要援護者の安全確保等に関する事。</td> </tr> <tr> <td>関係福祉団体</td> </tr> <tr> <td></td> <td>さがみはら国際交流ラウンジ</td> <td>外国人支援体制の充実に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>		担当部署	項目	市担当	健康福祉局 (地域包括ケア推進部、生活福祉部、保健衛生部)	災害時要援護者の安全確保等に関する事 災害時要援護者の情報提供・管理に関する事。	こども・若者未来局	関係機関	関係各局	災害時要援護者の安全確保等に関する事。	関係福祉団体		さがみはら国際交流ラウンジ	外国人支援体制の充実に関する事。	<p>第1節 災害時要援護者支援</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1176 387 2011 970"> <thead> <tr> <th></th> <th>担当部署</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市担当</td> <td>健康福祉局 (地域包括ケア推進部、生活福祉部、保健衛生部)</td> <td rowspan="2">災害時要援護者の安全確保等に関する事 災害時要援護者の情報提供・管理に関する事。</td> </tr> <tr> <td>こども・若者未来局</td> </tr> <tr> <td>健康福祉局</td> <td rowspan="3">避難行動要支援者の個別避難計画の作成等に関する事。</td> </tr> <tr> <td>危機管理</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> </tr> <tr> <td>市民局</td> <td>外国人支援体制に関する事。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関係機関</td> <td>関係各局</td> <td>災害時要援護者の安全確保等に関する事。</td> </tr> <tr> <td>関係福祉団体</td> <td>外国人支援体制の充実に関する事。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>さがみはら国際交流ラウンジ</td> <td>外国人支援体制の充実に関する事。</td> </tr> </tbody> </table>		担当部署	項目	市担当	健康福祉局 (地域包括ケア推進部、生活福祉部、保健衛生部)	災害時要援護者の安全確保等に関する事 災害時要援護者の情報提供・管理に関する事。	こども・若者未来局	健康福祉局	避難行動要支援者の個別避難計画の作成等に関する事。	危機管理	区役所	市民局	外国人支援体制に関する事。	関係機関	関係各局	災害時要援護者の安全確保等に関する事。	関係福祉団体	外国人支援体制の充実に関する事。		さがみはら国際交流ラウンジ	外国人支援体制の充実に関する事。
	担当部署	項目																																			
市担当	健康福祉局 (地域包括ケア推進部、生活福祉部、保健衛生部)	災害時要援護者の安全確保等に関する事 災害時要援護者の情報提供・管理に関する事。																																			
	こども・若者未来局																																				
関係機関	関係各局	災害時要援護者の安全確保等に関する事。																																			
	関係福祉団体																																				
	さがみはら国際交流ラウンジ	外国人支援体制の充実に関する事。																																			
	担当部署	項目																																			
市担当	健康福祉局 (地域包括ケア推進部、生活福祉部、保健衛生部)	災害時要援護者の安全確保等に関する事 災害時要援護者の情報提供・管理に関する事。																																			
	こども・若者未来局																																				
	健康福祉局	避難行動要支援者の個別避難計画の作成等に関する事。																																			
	危機管理																																				
	区役所																																				
市民局	外国人支援体制に関する事。																																				
関係機関	関係各局	災害時要援護者の安全確保等に関する事。																																			
	関係福祉団体	外国人支援体制の充実に関する事。																																			
	さがみはら国際交流ラウンジ	外国人支援体制の充実に関する事。																																			
予-84	<p>第1節 災害時要援護者支援</p> <p>4 災害時要援護者名簿</p> <p>健康福祉局は、災害時要援護者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を特定するため、市保有情報等から所在を把握し、災害時要援護者名簿を作成する。</p> <p>この災害時要援護者名簿は、災害対策基本法第49条の10に規定する「避難行動要支援者名簿」と同義である。</p> <p>(1) 災害時要援護者名簿に記載する者の範囲</p> <p>ア 介護保険法(平成9年法律第123号)による要介護度3以上の者</p> <p>イ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者</p>	<p>第1節 災害時要援護者支援</p> <p>4 避難行動要支援者名簿</p> <p>健康福祉局は、災害時要援護者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)を特定するため、市保有情報等から所在を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>避難行動要支援者名簿は、本市で作成していた災害時要援護者名簿と同義である。</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲</p> <p>ア 介護保険法(平成9年法律第123号)による要介護度3以上の者</p> <p>イ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者</p> <p>ウ 療育手帳A1又はA2の交付を受けている者</p>																																			

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
予-85	<p>ウ 療育手帳A1又はA2の交付を受けている者 エ 災害時要援護者名簿への記載について本人又は家族から申出のある者</p> <p style="text-align: center;"><u>〔新設〕</u></p> <p>(2) 災害時要援護者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法 災害時要援護者名簿を作成するに当たって、(1)ア～ウに該当する者を把握するために、市保有情報(住民基本台帳、身体障害者更生指導台帳、知的障害者更生指導台帳、介護保険被保険者台帳)を集約する。 また、(1)エに該当する者については、本人又は家族からの申出に基づき情報を把握する。</p> <p>(3) 災害時要援護者名簿の更新に関する事項 災害時要援護者名簿を原則年1回以上更新する。</p> <p>(4) 災害時要援護者名簿の共有に関する事項 災害時要援護者名簿を危機管理局、各区役所等に提供する。</p> <p>(5) 災害時要援護者名簿の管理に関する事項 災害時要援護者名簿の提供を受けた関係機関は、名簿情報を適正に管理する。</p>	<p>エ <u>避難行動要支援者名簿</u>への記載について本人又は家族から申出のある者 (2) 避難行動要支援者名簿に記載する事項 <u>避難行動要支援者名簿には次の事項を記載する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><u>○氏名</u> <u>○生年月日</u> <u>○性別</u> <u>○住所又は居所</u> <u>○電話番号その他の連絡先</u> <u>○避難支援等を必要とする事由</u> <u>○その他避難支援等の実施に関し必要と認める事項</u></p> </div> <p>(3) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び<u>その</u>入手方法 <u>避難行動要支援者名簿</u>を作成するに当たって、(1)ア～ウに該当する者を把握するために、市保有情報(住民基本台帳、身体障害者更生指導台帳、知的障害者更生指導台帳、介護保険被保険者台帳)を集約する。 また、(1)エに該当する者については、本人又は家族からの申出に基づき情報を把握する。</p> <p>(4) 避難行動要支援者名簿の更新 <u>避難行動要支援者名簿</u>を原則年1回以上更新する。</p> <p>(5) 避難行動要支援者名簿の共有 <u>避難行動要支援者名簿</u>を危機管理局、各区役所<u>並びに現地対策班が置かれるまちづくりセンター及び公民館</u>に提供する。</p> <p>(6) 避難行動要支援者名簿の管理 <u>避難行動要支援者名簿</u>の提供を受けた関係機関は、名簿情報を適正に管理する。</p>
予-85	<p>第1節 災害時要援護者支援 5 同意者名簿 健康福祉局は、災害時要援護者名簿に記載された者のうち、災害時要援護者支援組織への情報提供に同意した者を把握し、同意者名簿を作成・提供することができる。 (1)協定の締結 単位自治会等を中心に、地域の実情に応じて、民生委員児童委員協議会など</p>	<p>第1節 災害時要援護者支援 5 同意者名簿 健康福祉局は、<u>避難行動要支援者名簿</u>に記載された者のうち、<u>地域内の避難行動要支援者を支援する組織(以下「支援組織」という。)</u>への情報提供に同意した者を把握し、同意者名簿を作成・提供することができる。 (1)協定の締結 単位自治会等を中心に、地域の実情に応じて、民生委員児童委員協議会などの地域</p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
	<p>の地域の各種団体で構成する地域内の要援護者を支援する組織(以下「支援組織」という。)と「災害時要援護者避難支援事業の実施に関する協定」を締結する。</p> <p>(2)同意者名簿の提供 協定を締結した支援組織が所在する地域内に住所を有する災害時要援護者名簿に記載された者に対して、平常時からの支援組織への情報提供について意向を確認し、支援組織への情報提供に同意した者を記載した同意者名簿を支援組織へ提供する。</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p>(3)同意者名簿の更新に関する事項 同意者名簿を原則年1回更新する。</p> <p>(4)情報漏えいを防止するための措置 支援組織において、災害時要援護者情報の適正な管理が図られるよう、情報漏えいの防止のために適切な措置を講ずるよう努める。</p> <p>(5)その他必要な事項 同意者名簿の作成及び提供に関し、その他必要な事項は「災害時要援護者避難支援ガイドライン」に定める。</p>	<p>の各種団体で構成する支援組織と「災害時要援護者避難支援事業の実施に関する協定」を締結する。</p> <p>(2)同意者名簿の提供 協定を締結した支援組織が所在する地域内に住所を有する避難行動要支援者に対して、平常時からの支援組織への情報提供について意向を確認し、支援組織への情報提供に同意した者を記載した同意者名簿を支援組織へ提供する。</p> <p>〔3〕同意者名簿に記載する事項 同意者名簿には次の事項を記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>○氏名 ○生年月日 ○性別 ○住所又は居所 ○電話番号その他の連絡先 ○避難支援等を必要とする事由 ○その他避難支援等の実施に関し必要と認める事項</p> </div> <p>(4)同意者名簿の更新 同意者名簿を原則年1回更新する。</p> <p>(5)情報漏えいを防止するための措置 支援組織は、情報漏えいの防止のために適切な措置を講じ、避難行動要支援者情報を適正に管理する。</p> <p>(6)その他必要な事項 同意者名簿の作成及び提供に関し、その他必要な事項は「災害時要援護者避難支援ガイドライン」に定める。</p>
予-85	<p style="text-align: center;">〔新設〕</p>	<p>第1節 災害時要援護者支援</p> <p>6 個別避難計画 健康福祉局は、避難行動要支援者の避難の実効性を高めるため危機管理局及び区役所並びに庁外の関係機関等と連携し、災害対策基本法第49条の14第1項に規定する個別避難計画(避難行動要支援者の避難支援等を実施するための計画)の作成に努めるものとする。</p> <p>〔1〕個別避難計画作成の進め方</p>

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
予-86	<p style="text-align: center;"><u>〔新設〕</u></p>	<p><u>避難行動要支援者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者など計画作成の優先度が高く、個別避難計画を作成することについて同意が得られた避難行動要支援者から順次個別避難計画を作成するよう努める。</u></p> <p><u>(2)個別避難計画に記載する事項</u></p> <p><u>個別避難計画には、避難行動要支援者名簿に記載されている事項のうち必要な情報のほか、次の事項を記載する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>○避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難支援を実施する者の氏名・住所・電話番号等</u></p> <p><u>○避難場所等 ○その他避難支援等の実施に関し必要な事項</u></p> </div> <p><u>(3)避難支援等関係者の範囲</u></p> <p><u>避難支援等関係者は、自主防災組織、消防団、近隣住民、その他関係機関、又は地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者など当該避難行動要支援者の実情にあわせて必要と思われる者とする。</u></p> <p><u>(4)個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法</u></p> <p><u>個別避難計画の作成に当たって必要がある場合は、市関係部局で把握している避難行動要支援者に関する情報を集約する。また、必要に応じて、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求める。</u></p> <p><u>(5)個別避難計画の更新</u></p> <p><u>避難行動要支援者の心身の状況の変化や避難方法等に変更があった場合等、状況に応じて個別避難計画を更新する。</u></p> <p><u>(6)個別避難計画の提供</u></p> <p><u>個別避難計画情報は、危機管理局、各区役所並びに現地対策班が置かれるまちづくりセンター及び公民館等に提供する。</u></p> <p><u>また、平常時からの外部への情報提供に同意した者については、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者等に提供する。</u></p> <p><u>(7)情報漏えいを防止するための措置</u></p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
		<p>個別避難計画情報の提供を受けた者は、情報漏えいの防止のために適切な措置を講じ、個別避難計画情報を適正に管理する。</p> <p>(8)避難支援等関係者の安全確保</p> <p>避難支援等関係者は、安全確保に十分配慮し、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を行う。</p>
予-86	<p>第1節 災害時要援護者支援</p> <p>6 日常地域活動の充実 〔略〕</p> <p>7 地域住民と社会福祉施設等との連携強化 〔略〕</p> <p>8 関係福祉団体との連携強化 〔略〕</p> <p>9 災害時要援護者に対する事前対策 (1)健康福祉局における対策 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(内閣府、平成28年)に基づき、社会福祉施設等との福祉避難所に関する協定を締結する。また、災害対策基本法に基づき、災害時用要援護者名簿を作成するなど要援護者を把握するとともに、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等、地域社会全体で災害時要援護者を支援することができる体制を構築する。 〔略〕</p>	<p>第1節 災害時要援護者支援</p> <p>7 日常地域活動の充実 〔略〕</p> <p>8 地域住民と社会福祉施設等との連携強化 〔略〕</p> <p>9 関係福祉団体との連携強化 〔略〕</p> <p>10 災害時要援護者に対する事前対策 (1)健康福祉局における対策 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(内閣府、令和3年改定)に基づき、社会福祉施設等との福祉避難所に関する協定を締結する。また、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成するなど避難行動要支援者を把握するとともに、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等、地域社会全体で災害時要援護者を支援することができる体制を構築する。 〔略〕</p>

第7章 災害ボランティア対策

頁	現行(令和3年5月修正)	修正案																					
予-89	<p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担当部署</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市担当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関係機関</td> <td>[略]</td> <td rowspan="2">生活支援ボランティアに関すること。 (一般専門ボランティアに関することを含む)</td> </tr> <tr> <td>(公社)相模原青年会議所</td> </tr> </tbody> </table>		担当部署	項目	市担当	[略]	[略]	関係機関	[略]	生活支援ボランティアに関すること。 (一般専門ボランティアに関することを含む)	(公社)相模原青年会議所	<p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担当部署</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市担当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">関係機関</td> <td>[略]</td> <td rowspan="3">生活支援ボランティアに関すること。 (一般専門ボランティアに関することを含む)</td> </tr> <tr> <td>(公社)相模原青年会議所</td> </tr> <tr> <td>(公社)津久井青年会議所</td> </tr> </tbody> </table>		担当部署	項目	市担当	[略]	[略]	関係機関	[略]	生活支援ボランティアに関すること。 (一般専門ボランティアに関することを含む)	(公社)相模原青年会議所	(公社)津久井青年会議所
	担当部署	項目																					
市担当	[略]	[略]																					
関係機関	[略]	生活支援ボランティアに関すること。 (一般専門ボランティアに関することを含む)																					
	(公社)相模原青年会議所																						
	担当部署	項目																					
市担当	[略]	[略]																					
関係機関	[略]	生活支援ボランティアに関すること。 (一般専門ボランティアに関することを含む)																					
	(公社)相模原青年会議所																						
	(公社)津久井青年会議所																						
予-90	<p>4 災害ボランティアセンター機能の充実</p> <p>災害時には、(福)相模原市社会福祉協議会が、協定に基づき、災害ボランティアセンターを設置し、生活支援ボランティア活動の拠点となる。(福)相模原市社会福祉協議会及び相模原災害ボランティアネットワーク、(公社)相模原青年会議所は、平常時より、運営体制及び次の業務内容について調整を行い、災害時のボランティア活動の強化を図り、災害時にその活動が円滑に行われるよう体制を整備する。</p>	<p>4 災害ボランティアセンター機能の充実</p> <p>災害時には、(福)相模原市社会福祉協議会が、協定に基づき、災害ボランティアセンターを設置し、生活支援ボランティア活動の拠点となる。(福)相模原市社会福祉協議会及び相模原災害ボランティアネットワーク、(公社)相模原青年会議所及び(公社)津久井青年会議所は、平常時より、運営体制及び次の業務内容について調整を行い、災害時のボランティア活動の強化を図り、災害時にその活動が円滑に行われるよう体制を整備する。</p>																					

第8章 防災行動力の向上

頁	現行(令和3年5月修正)	修正案
予-91	<p>第1節 防災知識の普及啓発</p> <p>3 防災知識の普及事項</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>[新設]</p>	<p>第1節 防災知識の普及啓発</p> <p>3 防災知識の普及事項</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16)警報発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時にとるべき行動</p> <p>(17)自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等の知識</p> <p>(18)通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
		<u>(19)火山災害に関する知識</u>
予-92	<p>第1節 防災知識の普及啓発</p> <p>9 市民の心得</p> <p>(4) 風水害への備えの心得</p> <p>ア～エ [略]</p> <p style="text-align: center;"><u>〔新設〕</u></p> <p>オ 土砂災害の形態（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）や規模、夜間や大雨などの状況を考慮した適切な警戒避難行動（立退き避難、屋内待避等）をとる。</p> <p style="text-align: center;"><u>〔新設〕</u></p> <p>(5) 雪害への備えの心得</p> <p>ア 生活必需品の備蓄はもとより、降雪に備えて雪かき用スコップ等を備えておく。</p> <p>イ テレビ、ラジオ等で大雪に関する正しい情報を得る。</p> <p>ウ 不要不急の外出は控える。</p> <p>エ 車で外出する場合は、冬用タイヤ、タイヤチェーンを装着する。</p>	<p>第1節 防災知識の普及啓発</p> <p>9 市民の心得</p> <p>(4) 風水害への備えの心得</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ <u>風水害時避難場所では、原則食料などの物資の配布は行われなことから、非常用持出品を持って避難する。</u></p> <p><u>カ</u> 土砂災害の形態（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）や規模、夜間や大雨などの状況を考慮した適切な警戒避難行動（立退き避難、<u>屋内安全確保</u>等）をとる。</p> <p><u>キ</u> [略]</p> <p><u>(5)火山噴火時の心得</u></p> <p><u>ア</u> <u>ラジオ・テレビ等で噴火に関する正しい情報を得る。</u></p> <p><u>イ</u> <u>降灰中は外出を控え、やむを得ず外出する場合には、マスク等を着用する。また、外出先から帰ったときには灰をよく落とし、うがいをする。</u></p> <p><u>ウ</u> <u>降灰中に車両を運転する場合には、交通情報に留意し、ワイパーを使用せずに、注意して運転する。</u></p> <p><u>エ</u> <u>降灰後の降雨によっては、土石流の発生や家屋倒壊のおそれがあることから、気象情報を確認し、降灰の状況や降雨の状況などを考慮した警戒避難行動（立退き避難等）をとる。</u></p> <p>(6) 雪害への備えの心得</p> <p>ア 生活必需品の備蓄はもとより、降雪に備えて雪かき用スコップ等を備えておく。</p> <p>イ テレビ、ラジオ等で大雪に関する正しい情報を得る。</p> <p>ウ 不要不急の外出は控える。</p> <p>エ 車で外出する場合は、冬用タイヤ、タイヤチェーンを装着する。</p>

相模原市地域防災計画（総則・予防計画編 第2款 災害予防計画） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
予-96	<p>第2節 自主防災組織の育成</p> <p>5 自主防災組織の活動</p> <p>(2) 災害時の活動</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 避難の実施</p> <p>市長から避難勧告又は避難指示(緊急)が出された場合、又は警察官等から避難指示(緊急)が出された場合には、市民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。</p> <p>避難の実施に当たっては、次のことに留意する。</p> <p>(ア)～(ウ) [略]</p>	<p>第2節 自主防災組織の育成</p> <p>5 自主防災組織の活動</p> <p>(2) 災害時の活動</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 避難の実施</p> <p>市長から避難指示等が出された場合、又は警察官等から避難指示等が出された場合には、市民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。</p> <p>避難の実施に当たっては、次のことに留意する。</p> <p>(ア)～(ウ) [略]</p>

第1章 市災害対策本部活動

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案												
地-2	<p>第1節 組織体制</p> <p>3 市災害対策本部設置前の体制 〔略〕</p> <p>(2)地震災害警戒本部体制(レベル2) 〔略〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設 置 基 準</th> <th>参 集 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市域で震度5弱の地震を観測したとき。</td> <td>自動参集</td> </tr> <tr> <td>(2) 市域で震度4の地震を観測し、市内に小規模な被害が発生したとき。 (3) その他危機管理監が必要と認めるとき。</td> <td>危機管理監の指示により参集</td> </tr> </tbody> </table>	設 置 基 準	参 集 方 法	(1) 市域で震度5弱の地震を観測したとき。	自動参集	(2) 市域で震度4の地震を観測し、市内に小規模な被害が発生したとき。 (3) その他危機管理監が必要と認めるとき。	危機管理監の指示により参集	<p>第1節 組織体制</p> <p>3 市災害対策本部設置前の体制 〔略〕</p> <p>(2)地震災害警戒本部体制(レベル2) 〔略〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設 置 基 準</th> <th>参 集 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市域で震度5弱の地震を観測したとき。</td> <td>自動参集</td> </tr> <tr> <td>(2) 市域で震度4の地震を観測し、市内に小規模な被害が発生したとき。 (3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。 (4) その他危機管理監が必要と認めるとき。</td> <td>危機管理監の指示により参集</td> </tr> </tbody> </table>	設 置 基 準	参 集 方 法	(1) 市域で震度5弱の地震を観測したとき。	自動参集	(2) 市域で震度4の地震を観測し、市内に小規模な被害が発生したとき。 (3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。 (4) その他危機管理監が必要と認めるとき。	危機管理監の指示により参集
設 置 基 準	参 集 方 法													
(1) 市域で震度5弱の地震を観測したとき。	自動参集													
(2) 市域で震度4の地震を観測し、市内に小規模な被害が発生したとき。 (3) その他危機管理監が必要と認めるとき。	危機管理監の指示により参集													
設 置 基 準	参 集 方 法													
(1) 市域で震度5弱の地震を観測したとき。	自動参集													
(2) 市域で震度4の地震を観測し、市内に小規模な被害が発生したとき。 (3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。 (4) その他危機管理監が必要と認めるとき。	危機管理監の指示により参集													
地-2	<p>4 市災害対策本部の設置 〔略〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設 置 基 準</th> <th>参 集 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市域で震度5強以上の地震を観測したとき。</td> <td>自動参集</td> </tr> <tr> <td>(2) 市域で震度5弱以下の地震を観測し、市内に大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 (3) その他市長が必要と認めるとき。</td> <td>市長の指示により参集</td> </tr> </tbody> </table>	設 置 基 準	参 集 方 法	(1) 市域で震度5強以上の地震を観測したとき。	自動参集	(2) 市域で震度5弱以下の地震を観測し、市内に大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 (3) その他市長が必要と認めるとき。	市長の指示により参集	<p>4 市災害対策本部の設置 〔略〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設 置 基 準</th> <th>参 集 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市域で震度5強以上の地震を観測したとき。</td> <td>自動参集</td> </tr> <tr> <td>(2) 市域で震度5弱以下の地震を観測し、市内に大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 (3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。 (4) その他市長が必要と認めるとき。</td> <td>市長の指示により参集</td> </tr> </tbody> </table>	設 置 基 準	参 集 方 法	(1) 市域で震度5強以上の地震を観測したとき。	自動参集	(2) 市域で震度5弱以下の地震を観測し、市内に大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 (3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。 (4) その他市長が必要と認めるとき。	市長の指示により参集
設 置 基 準	参 集 方 法													
(1) 市域で震度5強以上の地震を観測したとき。	自動参集													
(2) 市域で震度5弱以下の地震を観測し、市内に大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 (3) その他市長が必要と認めるとき。	市長の指示により参集													
設 置 基 準	参 集 方 法													
(1) 市域で震度5強以上の地震を観測したとき。	自動参集													
(2) 市域で震度5弱以下の地震を観測し、市内に大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 (3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。 (4) その他市長が必要と認めるとき。	市長の指示により参集													

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
	<p>4 市災害対策本部の設置 〔略〕</p> <p>(2)市災害対策本部長は、市災害対策本部を設置したときは、その旨を速やかに、次に掲げる者のうち必要と認める者に対して通知するとともに、市長公室は、報道機関へ発表し、併せて市民へ広報する。</p> <p>ア 県知事(地域県政総合センター)</p> <p>イ 陸上自衛隊第4施設群(座間駐屯地)の長又は代表者</p> <p>ウ その他の防災関係機関の長又は代表者</p> <p>エ 隣接市町</p>	<p>4 市災害対策本部の設置 〔略〕</p> <p>(2)市災害対策本部長は、市災害対策本部を設置したときは、その旨を速やかに、次に掲げる者のうち必要と認める者に対して通知するとともに、市長公室は、報道機関へ発表し、併せて市民へ広報する。</p> <p>ア 県知事(地域県政総合センター)</p> <p>イ 陸上自衛隊第4施設群(座間駐屯地)の長又は代表者</p> <p>ウ その他の防災関係機関の長又は代表者</p> <p>エ 隣接市町村</p>
地-4	<p>6 区本部の設置 〔略〕</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4)避難勧告等の発令要請</p> <p>(5)～(10) 〔略〕</p>	<p>6 区本部の設置 〔略〕</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4)避難指示等の発令要請</p> <p>(5)～(10) 〔略〕</p>
地-6	<p>14 市災害対策本部の廃止等 (1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4)本部長は、市災害対策本部を廃止したときは、その旨を直ちに、関係機関に通知するとともに、市長公室は、報道機関に発表し、併せて市民へ広報する。</p>	<p>14 市災害対策本部の廃止等 (1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4)本部長は、市災害対策本部を廃止したときは、その旨を直ちに、設置を通知した関係機関に通知するとともに、市長公室は、報道機関に発表し、併せて市民へ広報する。</p>
地-7	<p>第2節 動員体制</p> <p>5 動員指令の伝達体制 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">〔図略〕</p>	<p>第2節 動員体制</p> <p>5 動員指令の伝達体制 〔略〕</p> <p style="text-align: center;"><動員指令伝達系統図></p> <p style="text-align: center;">〔図略〕</p>

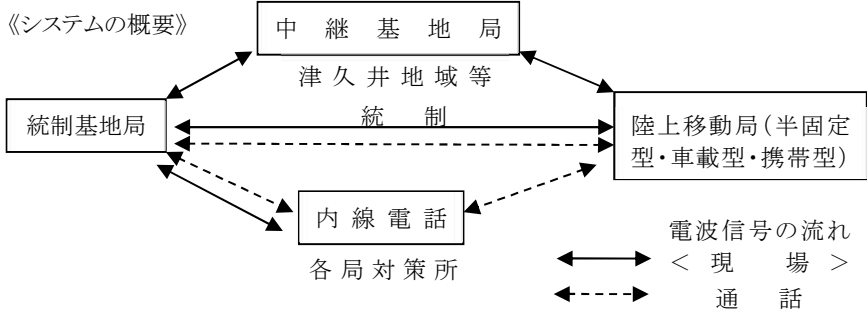
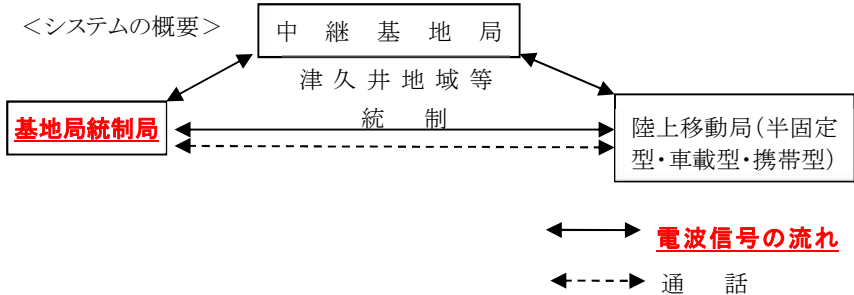
頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																																						
地-10	<p>第3節 地震情報 2 気象庁からの地震情報 (1)地震情報等 〔略〕</p> <table border="1" data-bbox="226 419 1057 1256"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急地震速報(地震動の予警報)</td> <td>・予報:震度3又はマグニチュード3.5以上 ・警報:震度5弱以上 ・特別警報:震度6弱以上</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>震度速報</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後、震度3以上の全国約190に区分した地域名(相模原市は神奈川県西部)と地震の発生時刻</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名、なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	発表基準	発表内容	緊急地震速報(地震動の予警報)	・予報:震度3又はマグニチュード3.5以上 ・警報:震度5弱以上 ・特別警報:震度6弱以上	〔略〕	震度速報	〔略〕	〔略〕	震源に関する情報	・震度3以上	地震発生約1分半後、震度3以上の全国約190に区分した地域名(相模原市は神奈川県西部)と地震の発生時刻	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名、なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名	<p>第3節 地震情報 2 気象庁からの地震情報 (1)地震情報等 〔略〕</p> <table border="1" data-bbox="1189 419 2020 1441"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">緊急地震速報(地震動の予警報)</td> <td>予報</td> <td>最大震度3又はマグニチュード3.5以上の揺れを予想</td> <td rowspan="3">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>最大震度5弱以上の揺れを予想</td> </tr> <tr> <td>特別警報</td> <td>最大震度6弱以上の揺れを予想</td> </tr> <tr> <td>震度速報</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>震度3以上(津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)</td> <td>地震発生約1分半後、震度3以上の全国約190に区分した地域名(相模原市は神奈川県西部)と地震の揺れの検知時刻</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ○震度3以上 ○津波警報又は注意報発表時 ○若干の海面変動が予想される場合 ○緊急地震速報(警報)を発表した場合</td> <td>○地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名 ○震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>震度1以上</td> <td>○震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード) ○震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	発表内容	緊急地震速報(地震動の予警報)	予報	最大 震度3又はマグニチュード3.5以上の 揺れを予想	〔略〕	警報	最大 震度5弱以上の 揺れを予想	特別警報	最大 震度6弱以上の 揺れを予想	震度速報	〔略〕	〔略〕	震源に関する情報	震度3以上(津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震発生約1分半後、震度3以上の全国約190に区分した地域名(相模原市は神奈川県西部)と 地震の揺れの 検知時刻	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ○震度3以上 ○津波警報又は注意報発表時 ○若干の海面変動が予想される場合 ○緊急地震速報(警報)を発表した場合	○地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名 ○震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名	各地の震度に関する情報	震度1以上	○震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード) ○ 震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地
情報の種類	発表基準	発表内容																																						
緊急地震速報(地震動の予警報)	・予報:震度3又はマグニチュード3.5以上 ・警報:震度5弱以上 ・特別警報:震度6弱以上	〔略〕																																						
震度速報	〔略〕	〔略〕																																						
震源に関する情報	・震度3以上	地震発生約1分半後、震度3以上の全国約190に区分した地域名(相模原市は神奈川県西部)と地震の発生時刻																																						
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名、なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名																																						
種類	発表基準	発表内容																																						
緊急地震速報(地震動の予警報)	予報	最大 震度3又はマグニチュード3.5以上の 揺れを予想	〔略〕																																					
	警報	最大 震度5弱以上の 揺れを予想																																						
	特別警報	最大 震度6弱以上の 揺れを予想																																						
震度速報	〔略〕	〔略〕																																						
震源に関する情報	震度3以上(津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	地震発生約1分半後、震度3以上の全国約190に区分した地域名(相模原市は神奈川県西部)と 地震の揺れの 検知時刻																																						
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ○震度3以上 ○津波警報又は注意報発表時 ○若干の海面変動が予想される場合 ○緊急地震速報(警報)を発表した場合	○地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名 ○震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名																																						
各地の震度に関する情報	震度1以上	○震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード) ○ 震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地																																						

頁	現 行(令和3年5月修正)			修正案		
	各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)			<p><u>点がある場合は、その市町村名</u> <u>○地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表</u></p>
	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなど	推計震度分布図	〔略〕	〔略〕
	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表	長周期地震動に関する観測情報	震度3以上	<p><u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)</u></p>
				遠地地震に関する情報	<p><u>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</u> <u>○マグニチュード7.0以上</u> <u>○都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</u></p>	<p><u>○地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表</u> <u>○日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表</u></p>
				その他の情報	〔略〕	〔略〕
地-10	第3節 地震情報 2 気象庁からの地震情報 (2)地震情報の伝達 〔略〕			第3節 地震情報 2 気象庁からの地震情報 (2)地震情報の伝達 〔略〕		

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																																				
		<p style="text-align: center;"><地震情報の伝達系統図></p>																																				
地-11	<p>第3節 地震情報 3 相模原市震度情報システム等からの震度情報 〔略〕</p> <table border="1" data-bbox="257 742 1070 863"> <thead> <tr> <th>地震観測場所</th> <th>名称</th> <th>気象庁による発表名称</th> <th>設置主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	地震観測場所	名称	気象庁による発表名称	設置主体	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	<p>第3節 地震情報 3 相模原市震度情報システム等からの震度情報 〔略〕</p> <table border="1" data-bbox="1249 742 2063 885"> <thead> <tr> <th>震度計設置場所 (地震観測場所)</th> <th>名称</th> <th>気象庁による発表名称</th> <th>設置主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	震度計設置場所 (地震観測場所)	名称	気象庁による発表名称	設置主体	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																				
地震観測場所	名称	気象庁による発表名称	設置主体																																			
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																			
震度計設置場所 (地震観測場所)	名称	気象庁による発表名称	設置主体																																			
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																			
地-13	<p>第4節 通信の運用 1 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="224 975 1057 1374"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市 担 当</td> <td>本部事務局</td> <td>★</td> <td>デジタル地域防災無線・防災行政用同報無線(ひばり放送)、簡易無線の運用、非常無線通信の依頼、アマチュア無線局の活用に関すること。</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関 係 機 関</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>その他の防災関係機関</td> <td>—</td> <td>非常無線通信の運用に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市 担 当	本部事務局	★	デジタル地域防災無線・防災行政用同報無線(ひばり放送)、簡易無線の運用、非常無線通信の依頼、アマチュア無線局の活用に関すること。	〔略〕	〔略〕	〔略〕	関 係 機 関	〔略〕	〔略〕	〔略〕	その他の防災関係機関	—	非常無線通信の運用に関すること。	<p>第4節 通信の運用 1 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1180 975 2018 1404"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市 担 当</td> <td>本部事務局</td> <td>★</td> <td>デジタル地域防災無線、防災行政用同報無線(ひばり放送)、簡易無線等の運用に關すること。 非常通信の依頼、アマチュア無線局の活用に関すること。</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関 係 機 関</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>その他の防災関係機関</td> <td>—</td> <td>非常通信の運用に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市 担 当	本部事務局	★	デジタル地域防災無線、防災行政用同報無線(ひばり放送)、簡易無線 等 の運用 に關すること。 非常通信 の依頼、アマチュア無線局の活用に関すること。	〔略〕	〔略〕	〔略〕	関 係 機 関	〔略〕	〔略〕	〔略〕	その他の防災関係機関	—	非常通信 の運用に関すること。
	担 当 部 署	時期	項 目																																			
市 担 当	本部事務局	★	デジタル地域防災無線・防災行政用同報無線(ひばり放送)、簡易無線の運用、非常無線通信の依頼、アマチュア無線局の活用に関すること。																																			
	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																			
関 係 機 関	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																			
	その他の防災関係機関	—	非常無線通信の運用に関すること。																																			
	担 当 部 署	時期	項 目																																			
市 担 当	本部事務局	★	デジタル地域防災無線、防災行政用同報無線(ひばり放送)、簡易無線 等 の運用 に關すること。 非常通信 の依頼、アマチュア無線局の活用に関すること。																																			
	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																			
関 係 機 関	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																			
	その他の防災関係機関	—	非常通信 の運用に関すること。																																			

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																																																									
地-14	<p>第4節 通信の運用</p> <p>3 消防救急無線の運用 〔略〕</p> <p>(1)無線局の種別</p> <table border="1" data-bbox="224 419 1059 813"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>設置・配置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">基地局</td> <td>消防指令センター、相武台、三井金沢、鉢岡山、青根橋津原、愛川トンネル、相模原八王子トンネル、小仏トンネル、小仏城山</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">陸上移動局</td> <td>可搬型無線装置</td> <td>各指揮隊及び指令課</td> </tr> <tr> <td>車載型無線装置</td> <td>各消防車両</td> </tr> <tr> <td>携帯型無線装置</td> <td>各署所、指令課及び消防団部長以上</td> </tr> <tr> <td>署活動用無線局</td> <td>各署所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)通信の統制 〔略〕</p> <table border="1" data-bbox="250 975 1081 1300"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>統制を必要とする場合</th> <th>統制内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1統制</td> <td>火災等の発生に際し、通信が混乱し、又は混乱が予想され、通信統制をする必要があると認められる場合</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>第2統制</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>第3統制</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	種 別		設置・配置場所	基地局		消防指令センター、相武台、三井金沢、鉢岡山、青根橋津原、愛川トンネル、相模原八王子トンネル、小仏トンネル、小仏城山	陸上移動局	可搬型無線装置	各指揮隊及び指令課	車載型無線装置	各消防車両	携帯型無線装置	各署所、指令課及び消防団部長以上	署活動用無線局	各署所	種 別	統制を必要とする場合	統制内容	第1統制	火災等の発生に際し、通信が混乱し、又は混乱が予想され、通信統制をする必要があると認められる場合	〔略〕	第2統制	〔略〕	〔略〕	第3統制	〔略〕	〔略〕	<p>第4節 通信の運用</p> <p>3 消防救急無線の運用 〔略〕</p> <p>(1)無線局の種別</p> <table border="1" data-bbox="1187 419 2022 863"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>設置・配置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">基地局</td> <td>消防指令センター、相武台、三井金沢、鉢岡山、青根橋津原、愛川トンネル、相模原八王子トンネル、小仏トンネル、小仏城山</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中継局</td> <td>三角山(青野原山中)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">陸上移動局</td> <td>可搬型無線装置</td> <td>各指揮隊及び指令課</td> </tr> <tr> <td>車載型無線装置</td> <td>各消防車両</td> </tr> <tr> <td>携帯型無線装置</td> <td>各消防署所、指令課及び消防団部長以上</td> </tr> <tr> <td>署活動用無線局</td> <td>各消防署所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)通信の統制 〔略〕</p> <table border="1" data-bbox="1240 983 2072 1308"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>統制を必要とする場合</th> <th>統制内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1統制</td> <td>火災の発生に際し、通信が混乱し、又は混乱が予想され、通信統制をする必要があると認められる場合</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>第2統制</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>第3統制</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	種 別		設置・配置場所	基地局		消防指令センター、相武台、三井金沢、鉢岡山、青根橋津原、愛川トンネル、相模原八王子トンネル、小仏トンネル、小仏城山	中継局		三角山(青野原山中)	陸上移動局	可搬型無線装置	各指揮隊及び指令課	車載型無線装置	各消防車両	携帯型無線装置	各 消防 署所、指令課及び消防団部長以上	署活動用無線局	各 消防 署所	種 別	統制を必要とする場合	統制内容	第1統制	火災 の発生に際し、通信が混乱し、又は混乱が予想され、通信統制をする必要があると認められる場合	〔略〕	第2統制	〔略〕	〔略〕	第3統制	〔略〕	〔略〕
種 別		設置・配置場所																																																									
基地局		消防指令センター、相武台、三井金沢、鉢岡山、青根橋津原、愛川トンネル、相模原八王子トンネル、小仏トンネル、小仏城山																																																									
陸上移動局	可搬型無線装置	各指揮隊及び指令課																																																									
	車載型無線装置	各消防車両																																																									
	携帯型無線装置	各署所、指令課及び消防団部長以上																																																									
	署活動用無線局	各署所																																																									
種 別	統制を必要とする場合	統制内容																																																									
第1統制	火災等の発生に際し、通信が混乱し、又は混乱が予想され、通信統制をする必要があると認められる場合	〔略〕																																																									
第2統制	〔略〕	〔略〕																																																									
第3統制	〔略〕	〔略〕																																																									
種 別		設置・配置場所																																																									
基地局		消防指令センター、相武台、三井金沢、鉢岡山、青根橋津原、愛川トンネル、相模原八王子トンネル、小仏トンネル、小仏城山																																																									
中継局		三角山(青野原山中)																																																									
陸上移動局	可搬型無線装置	各指揮隊及び指令課																																																									
	車載型無線装置	各消防車両																																																									
	携帯型無線装置	各 消防 署所、指令課及び消防団部長以上																																																									
	署活動用無線局	各 消防 署所																																																									
種 別	統制を必要とする場合	統制内容																																																									
第1統制	火災 の発生に際し、通信が混乱し、又は混乱が予想され、通信統制をする必要があると認められる場合	〔略〕																																																									
第2統制	〔略〕	〔略〕																																																									
第3統制	〔略〕	〔略〕																																																									
地-14	<p>第4節 通信の運用</p> <p>4 デジタル地域防災無線の運用 〔略〕</p>	<p>第4節 通信の運用</p> <p>4 デジタル地域防災無線の運用 〔略〕</p>																																																									

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																												
	<p>(1)無線局の種別</p> <table border="1" data-bbox="264 300 1059 675"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>設置・配置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統制基地局</td> <td>消防指令センター</td> </tr> <tr> <td>中継基地局</td> <td>津久井地域に中継基地局4箇所、中継局1箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">陸上移動局</td> <td>車載型</td> <td>公用車両</td> </tr> <tr> <td>半固定型</td> <td>区役所、まちづくりセンター、公民館、メディカルセンター、小・中学校及び義務教育学校</td> </tr> <tr> <td>携帯型</td> <td>防災関係機関、財政局、都市建設局ほか</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)通信の体系</p> <p>災害発生時における地域防災無線の運用は、各対策所が移動局からの情報を無線に接続されている内線電話又は無線機を使用して集約することとし、また、統制基地局が陸上移動局を必要に応じて統制する。</p> 	種 別	設置・配置場所	統制基地局	消防指令センター	中継基地局	津久井地域に中継基地局4箇所、中継局1箇所	陸上移動局	車載型	公用車両	半固定型	区役所、まちづくりセンター、公民館、メディカルセンター、小・中学校及び義務教育学校	携帯型	防災関係機関、財政局、都市建設局ほか	<p>(1)無線局の種別</p> <table border="1" data-bbox="1227 300 2022 751"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>設置・配置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基地局統制局</td> <td>消防指令センター</td> </tr> <tr> <td>中継基地局</td> <td>三井金沢、三角山(青野原山中)、鉢岡山、青根橋津原</td> </tr> <tr> <td>中継局</td> <td>小仏城山</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">陸上移動局</td> <td>車載型</td> <td>公用車両</td> </tr> <tr> <td>半固定型</td> <td>区役所、まちづくりセンター、公民館、メディカルセンター、小・中学校及び義務教育学校</td> </tr> <tr> <td>携帯型</td> <td>防災関係機関、財政局、都市建設局ほか</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)通信の体系</p> <p>災害発生時におけるデジタル地域防災無線の運用は、各対策所が移動局からの情報を無線機を使用して集約することとし、また、基地局統制局が陸上移動局を必要に応じて統制する。</p> 	種 別	設置・配置場所	基地局統制局	消防指令センター	中継基地局	三井金沢、三角山(青野原山中)、鉢岡山、青根橋津原	中継局	小仏城山	陸上移動局	車載型	公用車両	半固定型	区役所、まちづくりセンター、公民館、メディカルセンター、小・中学校及び義務教育学校	携帯型	防災関係機関、財政局、都市建設局ほか
種 別	設置・配置場所																													
統制基地局	消防指令センター																													
中継基地局	津久井地域に中継基地局4箇所、中継局1箇所																													
陸上移動局	車載型	公用車両																												
	半固定型	区役所、まちづくりセンター、公民館、メディカルセンター、小・中学校及び義務教育学校																												
	携帯型	防災関係機関、財政局、都市建設局ほか																												
種 別	設置・配置場所																													
基地局統制局	消防指令センター																													
中継基地局	三井金沢、三角山(青野原山中)、鉢岡山、青根橋津原																													
中継局	小仏城山																													
陸上移動局	車載型	公用車両																												
	半固定型	区役所、まちづくりセンター、公民館、メディカルセンター、小・中学校及び義務教育学校																												
	携帯型	防災関係機関、財政局、都市建設局ほか																												

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
地-16	<p>第4節 通信の運用</p> <p>8 その他通信施設の運用</p> <p>(1)防災関係機関等に対する非常無線通信の依頼</p> <p>本部事務局は、災害の状況により、市有の無線が使用不能となり、他に有効な手段がないときは、関東地方非常通信協議会会則(昭和45年4月)に基づき、その構成機関所有の無線局に非常無線通信を依頼する。</p> <p>注)電波法では、無線局の目的外の使用が禁止されているが、同法第52条で非常通信(地震、台風等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において有線通信の利用が困難なときに人命の救助等のために行われる無線通信)等については、この禁止が解かれている。</p>	<p>第4節 通信の運用</p> <p>8 その他通信施設の運用</p> <p>(1)防災関係機関等に対する非常通信の依頼</p> <p>本部事務局は、災害の状況により、市有の無線が使用不能となり、他に有効な手段がないときは、関東地方非常通信協議会会則(昭和45年4月)に基づき、その構成機関所有の無線局に非常通信(総則・予防計画編第2款「第5章応急対策への備え」予—60参照)を依頼する。</p>
地-18	<p>第5節 災害情報の収集伝達</p> <p>4 被害調査</p> <p>(1)住家等被害調査</p> <p>財政局(税務部)は、区本部と連携して被害調査班を編成し、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(令和3年3月 内閣府)・参考資料(令和2年3月)に基づいて調査を実施する。また、調査結果を取りまとめ、本部事務局及び区本部(罹災証明書発行担当)へ報告する。</p> <p>なお、必要に応じて、県や応援協定団体等へ調査員等の派遣を要請し、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」(令和2年3月 内閣府)等を参考に、効果的な調査体制を確保する。</p>	<p>第5節 災害情報の収集伝達</p> <p>4 被害調査</p> <p>(1)住家等被害調査</p> <p>財政局は、区本部と連携して被害調査班を編成し、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき調査を実施する。また、調査結果を取りまとめ、本部事務局及び区本部(罹災証明書発行担当)へ報告する。</p> <p>なお、必要に応じて、県や応援協定団体等へ調査員等の派遣を要請し、内閣府が定める「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」等を参考に、効果的な調査体制を確保する。</p>
地-18	<p>第5節 災害情報の収集伝達</p> <p>5 被災者台帳の作成</p> <p>(1)被災者台帳の作成</p> <p>本部事務局及び区本部は関係各局と連携し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うために必要と認めた場合、被災者台帳(第2款 第2章 第1節 4「(1)被災者台帳等」地-128参照)及び災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく各種報告書(第19章「7 適用後の救助の実施」地-124参照)等を活用して次の被災者情報を記録した台帳の作成に努める(災害対策基本法第90条の3)。</p>	<p>第5節 災害情報の収集伝達</p> <p>5 被災者台帳の作成</p> <p>(1)被災者台帳の作成</p> <p>本部事務局及び区本部は関係各局と連携し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うために必要と認めた場合、罹災証明書や災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく各種報告書等を活用して次の被災者情報を記載又は記録した被災者台帳の作成に努める(災害対策基本法第90条の3)。</p> <p>市長(本部長)は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。</p>

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
	<p>市長(本部長)は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求めることができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○氏名 ○生年月日 ○性別 ○住所又は居所 ○住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 ○援護の実施状況 ○災害時要援護者であるときは、その旨及び災害時要援護者に該当する事由 ○その他(連絡先、世帯構成、罹災証明書の交付状況等、同法施行規則に定める事項)</p> </div> <p>(2)被災者台帳の利用</p> <p>市長(本部長)は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用することができる(災害対策基本法第90条の4)。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 ○市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。 ○他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。</p> </div> <p>また、台帳情報の提供について申請があった場合は、災害対策基本法施行規則に基づいて、不当な目的の場合を除いて情報提供を行う。</p>	<p style="text-align: center;">＜被災者台帳に記載又は記録する被災者情報＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○氏名 ○生年月日 ○性別 ○住所又は居所 ○住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 ○援護の実施状況 ○災害時要援護者であるときは、その旨及び災害時要援護者に該当する事由 ○その他(連絡先、世帯構成、罹災証明書の交付状況等、災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第8条の5に定める事項)</p> </div> <p>(2)被災者台帳に記載し、又は記録された情報(台帳情報)の利用及び提供</p> <p>市長は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で、災害対策本部内において台帳情報を利用することができる。</p> <p>また、台帳情報の提供について申請があった場合、次のいずれかに該当し、かつ当該申請が不当な目的によるものでないと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより、知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときに、当該申請に係る台帳情報を提供することができる(災害対策基本法第90条の4及び同法施行規則第8条の6)。</p> <p style="text-align: center;">＜台帳情報を提供できる場合＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 ○他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。</p> </div>
地-18	<p>第5節 災害情報の収集伝達</p> <p>6 安否情報の確認・提供</p> <p>〔略〕</p> <p>このため、区本部は関係各局と連携し、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳(前項)等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。</p> <p>〔略〕</p>	<p>第5節 災害情報の収集伝達</p> <p>6 安否情報の確認・提供</p> <p>〔略〕</p> <p>このため、区本部は関係各局と連携し、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。</p>

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
	<p>なお、特別事情情報対象者等も含まれるため、所在等の個人情報伝えることのないよう慎重に対応すること。</p>	<p>〔略〕 なお、特別事情情報対象者等も含まれるため、所在等の個人情報伝えることのないよう慎重に対応するものとする。</p>
地-22	<p>第6節 災害時の広報・広聴 5 広報の方法 (1) 市民への伝達 ア、イ 〔略〕 ウ 情報システム及びインターネットの活用 (ア)～(ウ) 〔略〕 (エ) 市が行う警報や避難勧告等の伝達に際し、インターネット情報ポータルサイト運営事業者(グーグル(株)、ヤフー(株))と協力し、インターネットを活用した情報提供に努める。 エ 〔略〕 オ 放送機関の活用 (株)エフエムさがみとの「災害時情報等の放送に関する協定書」及び横浜エフエム放送(株)との「災害時における放送要請に関する協定」に基づくラジオ放送並びに地上デジタル放送を活用し、ひばり放送や防災メールの情報伝達を補完する。 (ア)～(ウ) 〔略〕</p>	<p>第6節 災害時の広報・広聴 5 広報の方法 (1) 市民への伝達 ア、イ 〔略〕 ウ 情報システム及びインターネットの活用 (ア)～(ウ) 〔略〕 (エ) 市が行う警報や避難指示等の伝達に際し、インターネット情報ポータルサイト運営事業者(グーグル(株)、ヤフー(株))と協力し、インターネットを活用した情報提供に努める。 エ 〔略〕 オ 放送機関の活用 (株)エフエムさがみとの「災害情報等」の放送に関する協定書」及び横浜エフエム放送(株)との「災害時における放送要請に関する協定」に基づくラジオ放送並びに地上デジタル放送を活用し、ひばり放送や防災メールの情報伝達を補完する。 (ア)～(ウ) 〔略〕</p>
地-24	<p>9 広報・広聴活動における災害時要援護者への配慮 〔略〕 (2) 外国人等への対応 市民局は、日本語の理解が困難な外国人のために、理解しやすい日本語で対応するとともに、協定締結団体(さがみはら国際交流ラウンジ運営機構)等に対して、外国人相談窓口の設置、通訳ボランティア等の派遣などを要請する。また、「マイ広報さがみはら」により多言語化された災害広報紙を外国人等に周知する。</p>	<p>9 広報・広聴活動における災害時要援護者への配慮 〔略〕 (2) 外国人等への対応 市民局は、日本語の理解が困難な外国人のために、理解しやすい日本語で対応するとともに、協定締結団体(さがみはら国際交流ラウンジ運営機構)等に対して、外国人相談窓口の設置、通訳ボランティア等の派遣などを要請する。また、「マイ広報さがみはら」や「カタログポケット」(多言語ユニバーサル情報配信ツール)により多言語化された災害広報紙を外国人等に周知する。</p>
地-25	<p>第7節 応援要請</p>	<p>第7節 応援要請</p>

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																																																
	<p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="232 304 1059 951"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市担当</td> <td>本 部 事 務 局</td> <td>★</td> <td>地方公共団体等（協定先を除く）への応援要請、自衛隊派遣要請、在日米軍への応援要請に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市長公室（総合政策部）</td> <td>★</td> <td>在日米軍との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>総 務 局</td> <td>●</td> <td>行政応援の受入れ、受入れ施設の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>消 防 局</td> <td>★</td> <td>緊急消防援助隊の応援要請に関すること。</td> </tr> <tr> <td>協定等の窓口担当局</td> <td>★</td> <td>協定団体等への応援協力要請に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関 係 機 関</td> <td>防 災 関 係 機 関</td> <td>—</td> <td>各種の応援協力に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市担当	本 部 事 務 局	★	地方公共団体等（協定先を除く）への応援要請、自衛隊派遣要請、在日米軍への応援要請に関すること。	市長公室（総合政策部）	★	在日米軍との連絡調整に関すること。	総 務 局	●	行政応援の受入れ、受入れ施設の確保に関すること。	消 防 局	★	緊急消防援助隊の応援要請に関すること。	協定等の窓口担当局	★	協定団体等への応援協力要請に関すること。	関 係 機 関	防 災 関 係 機 関	—	各種の応援協力に関すること。	<p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1196 304 2152 887"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市担当</td> <td>本 部 事 務 局</td> <td>★</td> <td>地方公共団体等（協定先を除く）への応援要請、自衛隊派遣要請、在日米軍への応援要請に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>市 長 公 室</u></td> <td>★</td> <td>在日米軍との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>総 務 局</td> <td>●</td> <td>行政応援の受入れ、受入れ施設の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>消 防 局</td> <td>★</td> <td>緊急消防援助隊の応援要請に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>関 係 各 局</u></td> <td>★</td> <td>協定団体等への応援協力要請に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関 係 機 関</td> <td>防 災 関 係 機 関</td> <td>—</td> <td>各種の応援協力に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市担当	本 部 事 務 局	★	地方公共団体等（協定先を除く）への応援要請、自衛隊派遣要請、在日米軍への応援要請に関すること。	<u>市 長 公 室</u>	★	在日米軍との連絡調整に関すること。	総 務 局	●	行政応援の受入れ、受入れ施設の確保に関すること。	消 防 局	★	緊急消防援助隊の応援要請に関すること。	<u>関 係 各 局</u>	★	協定団体等への応援協力要請に関すること。	関 係 機 関	防 災 関 係 機 関	—	各種の応援協力に関すること。
	担 当 部 署	時 期	項 目																																															
市担当	本 部 事 務 局	★	地方公共団体等（協定先を除く）への応援要請、自衛隊派遣要請、在日米軍への応援要請に関すること。																																															
	市長公室（総合政策部）	★	在日米軍との連絡調整に関すること。																																															
	総 務 局	●	行政応援の受入れ、受入れ施設の確保に関すること。																																															
	消 防 局	★	緊急消防援助隊の応援要請に関すること。																																															
	協定等の窓口担当局	★	協定団体等への応援協力要請に関すること。																																															
関 係 機 関	防 災 関 係 機 関	—	各種の応援協力に関すること。																																															
	担 当 部 署	時 期	項 目																																															
市担当	本 部 事 務 局	★	地方公共団体等（協定先を除く）への応援要請、自衛隊派遣要請、在日米軍への応援要請に関すること。																																															
	<u>市 長 公 室</u>	★	在日米軍との連絡調整に関すること。																																															
	総 務 局	●	行政応援の受入れ、受入れ施設の確保に関すること。																																															
	消 防 局	★	緊急消防援助隊の応援要請に関すること。																																															
	<u>関 係 各 局</u>	★	協定団体等への応援協力要請に関すること。																																															
関 係 機 関	防 災 関 係 機 関	—	各種の応援協力に関すること。																																															
地-25	<p>第7節 応援要請</p> <p>3 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>(1) 応援の要請</p> <p>本部事務局は、応急対策を実施するに当たり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、相模原市災害受援計画及び各種応援協定により応援を求める。</p> <p>なお、要請基準は次のとおりである。</p> <p>ア 各部、各班の対応をもってしても、応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合 〔略〕</p> <p>(2) 応援要請の種別</p>	<p>第7節 応援要請</p> <p>3 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>(1) 応援の要請</p> <p>本部事務局は、災害応急対策を実施するに当たり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、相模原市災害受援計画及び各種応援協定により応援を求める。</p> <p>なお、要請基準は次のとおりである。</p> <p>ア 各部、各班の対応をもってしても、災害応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合 〔略〕</p> <p>(2) 応援要請の種別</p>																																																

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)			修正案		
地-26	要 請 先	要請の内容	根拠法令	要 請 先	要請の内容	根拠法令
	指定地方行政機関の長・指定公共機関	当該指定地方行政機関・特定公共機関 ^{※注1} の職員の派遣要請	〔略〕	指定地方行政機関の長・指定公共機関	当該指定地方行政機関・特定公共機関 ^{※1} の職員の派遣要請	〔略〕
	県知事	指定地方行政機関・特定公共機関 ^{※注1} の職員の派遣のあつせん要請	〔略〕	県知事	指定地方行政機関・特定公共機関 ^{※1} の職員の派遣のあつせん要請	〔略〕
		他の地方公共団体・特定地方公共機関 ^{※注2} の職員の派遣のあつせん要請	〔略〕		他の地方公共団体・特定地方公共機関 ^{※2} の職員の派遣のあつせん要請	〔略〕
		〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	他の市町村長	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕
<p>(注1)「特定公共機関」とは、指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定する機関である。</p> <p>(注2)「特定地方公共機関」とは、指定地方公共機関である特定地方独立行政法人である。</p>			<p>※1「特定公共機関」とは、指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定する機関をいう。</p> <p>※2「特定地方公共機関」とは、指定地方公共機関である特定地方独立行政法人をいう。</p>			
地-26	<p>第7節 応援要請</p> <p>6 応援部隊の受入れ</p> <p>関係各局は、応援部隊の受入れに当たっては、次の事項及びその他必要な事項を明確にし、受入れ体制を整備する。</p> <p>〔略〕</p> <p>(4) 応援受入調整体制の確立</p> <p>派遣された専門職員やボランティア等と庁内の応援ニーズを円滑につなげるため、応援受入れ調整体制を確立する。</p>			<p>第7節 応援要請</p> <p>6 応援部隊の受入れ</p> <p>関係各局は、応援部隊の受入れに当たっては、次の事項及びその他必要な事項を明確にし、受入体制を整備する。</p> <p>〔略〕</p> <p>(4) 応援受入調整体制の確立</p> <p>派遣された専門職員やボランティア等と庁内の応援ニーズを円滑につなげるため、応援受入調整体制を確立する。</p>		

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案
地-27	<p>第7節 応援要請</p> <p>8 応援協定団体及び他の地方公共団体等への要請</p> <p>(1)協定の窓口担当局は、銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定(平成8年2月)及びその他の応援協定に基づき、他の地方公共団体又は団体に対し応援や被災者の受入れの要請を行うとともに、災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定(平成24年3月)に基づく応援の調整を行う。</p> <p>また、九都県市や指定都市市長会などの広域応援の枠組みによる応援を受ける場合は、本部事務局が要請及び調整を行う。</p>	<p>第7節 応援要請</p> <p>8 応援協定団体及び他の地方公共団体等への要請</p> <p>(1)関係各局は、「銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定」及びその他の応援協定に基づき、他の地方公共団体又は団体に対し応援や被災者の受入れの要請を行うとともに、「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」に基づく応援の調整を行う。</p> <p>また、九都県市や指定都市市長会などの広域応援の枠組みによる応援を受ける場合は、本部事務局が要請及び調整を行う。</p>
地-28	<p>第7節 応援要請</p> <p>10 自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3)災害派遣部隊の受入れ体制</p> <p>自衛隊に対する派遣要請を県に依頼する場合は、次の事項について検討し、受入れ体制の整備に努める。</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 宿营地等の準備</p> <p>(ア)本部事務局は、自衛隊の活動が円滑に遂行されるようヘリポート及び資機材の受入れ施設の確保に努める。</p>	<p>第7節 応援要請</p> <p>10 自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3)災害派遣部隊の受入体制</p> <p>自衛隊に対する派遣要請を県に依頼する場合は、次の事項について検討し、受入体制の整備に努める。</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 宿营地等の準備</p> <p>(ア)本部事務局は、自衛隊の活動が円滑に遂行されるようヘリポート及び資機材の受入施設の確保に努める。</p>
地-30	<p>第8節 応援派遣等</p> <p>1 基本方針</p> <p>市は、他の地方公共団体の区域内に災害が発生し、応援が必要な場合は、迅速に派遣体制を確立する。</p> <p>2 実施主体</p> <p>[略]</p> <p>3 初動</p> <p>(2)情報収集活動</p>	<p>第8節 応援派遣等</p> <p>1 基本方針</p> <p>市は、他の地方公共団体の区域内に災害が発生し、応援を求められた場合は、迅速に派遣体制を確立する。</p> <p>2 実施主体</p> <p>[略]</p> <p>3 初動</p> <p>(2)情報収集活動</p>

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
地-31	<p>本部事務局は、被災した地方公共団体の災害規模、被害状況等の情報の収集活動を行う。</p> <p>また、総務局は本市から当該被災地方公共団体に派遣している職員の安否確認を行う。</p> <p>なお、激甚な被害により被災地が混乱し、被災自治体からの情報提供や具体的な要請が困難な状況と予測される場合や「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」が適応された場合は、必要に応じて、被災地に先遣隊職員を派遣し、被災地の応援ニーズ等の調査、被災自治体との連絡調整等を行う。</p> <p>4 応援派遣の決定 (1) [略] (2) 市長は、応援協定の締結されている地方公共団体については、被害程度が著しく甚大で、緊急の事態と認められる場合は、応援要請を待たずに、自らの判断で応援派遣を決定する。</p> <p>6 総合応援体制の確保 [略] (1) 避難者の受入れ 被災地から被災者を受入れる場合は、一時避難所を開設し、避難生活に関わる相談窓口の設置、生活必需品の提供等の支援に努める。 [略]</p>	<p>本部事務局は、被災した地方公共団体の災害規模、被害状況等の情報の収集活動を行う。</p> <p>また、総務局は本市から当該被災地方公共団体に派遣している職員の安否確認を行う。</p> <p>なお、本部事務局は、指定都市市長会の応援派遣の仕組みである「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」を適用する可能性があるとする場合や、災害時における相互応援に関する協定を締結している自治体において大規模な災害が発生し、被災自治体からの情報提供や具体的な要請が困難な状況と予測される場合において、被災地に先遣隊職員を派遣する。 先遣隊派遣職員は、被災地の応援ニーズ等の調査、被災自治体との連絡調整等を行い、その内容を速やかに市に報告する。</p> <p>4 応援派遣の決定 (1) [略] (2) 市長は、災害時における相互応援に関する協定を締結している自治体において、被害程度が著しく甚大で、緊急の事態と認められる場合は、応援要請を待たずに、自らの判断で応援派遣を決定する。</p> <p>6 総合応援体制の確保 [略] (1) 避難者の受入れ 被災地から被災者を受け入れる場合は、一時避難所を開設し、避難生活に関わる相談窓口の設置、生活必需品の提供等の支援に努める。 [略]</p>

第2章 消火・避難誘導対策

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案																																		
地-34	<p>第1節 災害時の消防活動</p> <p>4 消防団の活動</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(6)避難誘導</p> <p>災害による避難勧告又は避難指示(緊急)が発令された場合は、市民への伝達及び関係機関との連携による避難誘導を実施する。</p>	<p>第1節 災害時の消防活動</p> <p>4 消防団の活動</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(6)避難誘導</p> <p>避難指示が発令された場合は、市民への伝達及び関係機関との連携による避難誘導を実施する。</p>																																		
地-35	<p>第2節 避難誘導対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市民の安全確保や災害拡大の防止等に必要があると認められる場合における避難誘導體制の確立を図るため、避難誘導の手順や関係機関の役割分担を明確にする。</p> <p>市が行う避難勧告又は避難指示(緊急)は、災害の切迫により危険となった区域内にいる全ての人に対して伝達され、避難行動として実現されて初めてその目的が達成される。また、公共施設や商業施設その他の不特定多数の者が利用する施設における避難対策については、当該施設管理者が避難勧告又は避難指示(緊急)を受けたとき、又は施設管理者自らが必要と認めた場合に所定の計画に基づいて実施する。</p>	<p>第2節 避難誘導対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市民の安全確保や災害拡大の防止等に必要があると認められる場合における避難誘導體制の確立を図るため、避難誘導の手順や関係機関の役割分担を明確にする。</p> <p>市は、災害の切迫により危険となり、避難行動をとる必要があると認める区域内の必要と認める居住者等(「居住者、滞在者その他の者」をいう。以下同じ。)に対し、迅速かつ適切に避難指示を発令する。</p> <p>また、公共施設や商業施設その他の不特定多数の者が利用する施設における避難対策については、当該施設管理者が避難指示を受けたとき、又は施設管理者自らが必要と認めた場合に所定の計画に基づいて実施する。</p>																																		
地-35	<p>第2節 避難誘導対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市 担 当</td> <td>本 部 事 務 局</td> <td>★</td> <td>避難勧告又は避難指示(緊急)の発令、広報活動、広域避難の要請等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>消 防 局</td> <td>★</td> <td>避難誘導、広報活動に関すること。</td> </tr> <tr> <td>消 防 団</td> <td>★</td> <td>避難誘導、広報活動に関</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市 担 当	本 部 事 務 局	★	避難勧告又は避難指示(緊急)の発令、広報活動、広域避難の要請等に関すること。	〔略〕	〔略〕	〔略〕	消 防 局	★	避難誘導、広報活動に関すること。	消 防 団	★	避難誘導、広報活動に関	<p>第2節 避難誘導対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市 担 当</td> <td>本 部 事 務 局</td> <td>★</td> <td>避難指示の発令、広報活動、広域避難の要請等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>消 防 局</td> <td>★</td> <td>避難誘導及び広報活動に関すること。</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>★</td> <td>避難誘導及び広報活動</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市 担 当	本 部 事 務 局	★	避難指示 の発令、広報活動、広域避難の要請等に関すること。	〔略〕	〔略〕	〔略〕	消 防 局	★	避難誘導 及び 広報活動に関すること。	消防団	★	避難誘導 及び 広報活動
	担 当 部 署	時期	項 目																																	
市 担 当	本 部 事 務 局	★	避難勧告又は避難指示(緊急)の発令、広報活動、広域避難の要請等に関すること。																																	
	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																	
	消 防 局	★	避難誘導、広報活動に関すること。																																	
	消 防 団	★	避難誘導、広報活動に関																																	
	担 当 部 署	時期	項 目																																	
市 担 当	本 部 事 務 局	★	避難指示 の発令、広報活動、広域避難の要請等に関すること。																																	
	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																	
	消 防 局	★	避難誘導 及び 広報活動に関すること。																																	
	消防団	★	避難誘導 及び 広報活動																																	

頁	現 行 (令和3年5月修正)				修正案															
	関係機関	警察署	—	すること。 避難誘導、広報活動に関すること。	関係機関	警察署	—	に関すること。 避難誘導 及び広報活動の支援 に関すること。												
地-35	第2節 避難誘導対策 4 避難勧告又は避難指示(緊急) (1)実施責任者 災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市民の安全確保や災害拡大の防止等に必要があると認められるときは、市長及び関係機関は、次のとおり市民への避難勧告又は避難指示(緊急)を行う。 また、災害時要援護者や避難に時間を要する者に対し、避難勧告の前段で避難の開始を求める避難準備・高齢者等避難開始を発令するように努める。				第2節 避難誘導対策 4 避難指示 (1)実施責任者 避難指示は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、 災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市民の安全確保や災害拡大の防止等に必要があると認められる 場合において、市長が発令する。なお、市長から要求があった場合や市長が避難のための立退き等を指示することができない場合、関係法令に定められている指示の要件を認められる場合においては、次表に掲げる関係機関も避難指示を発令することができる。 <避難指示の実施責任者、根拠法令及び要件> <table border="1" data-bbox="1227 898 2089 1431"> <thead> <tr> <th data-bbox="1227 898 1402 981">実施責任者</th> <th data-bbox="1402 898 1518 981">災害の種類</th> <th data-bbox="1518 898 1648 981">根拠法令</th> <th data-bbox="1648 898 2089 981">指示の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1227 981 1402 1161">市長</td> <td data-bbox="1402 981 1518 1161">災害全般</td> <td data-bbox="1518 981 1648 1161">災害対策基本法第60条第1項</td> <td data-bbox="1648 981 2089 1161">災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 1161 1402 1431">警察官</td> <td data-bbox="1402 1161 1518 1431">災害全般</td> <td data-bbox="1518 1161 1648 1431">災害対策基本法第61条第1項 警察官職務執行法第4</td> <td data-bbox="1648 1161 2089 1431">(1) 市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 (2) 市長から要求のあったとき。 (3) 市民の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすお</td> </tr> </tbody> </table>				実施責任者	災害の種類	根拠法令	指示 の要件	市長	災害全般	災害対策基本法第60条第1項	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。	警察官	災害全般	災害対策基本法第61条第1項 警察官職務執行法第4	(1) 市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 (2) 市長から要求のあったとき。 (3) 市民の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすお
実施責任者	災害の種類	根拠法令	指示 の要件																	
市長	災害全般	災害対策基本法第60条第1項	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。																	
警察官	災害全般	災害対策基本法第61条第1項 警察官職務執行法第4	(1) 市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 (2) 市長から要求のあったとき。 (3) 市民の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすお																	
地-36	実施者	区分	災害の種類	根拠法令	勧告・指示の要件															
	市長	勧告指示	災害全般	災害対策基本法第60条第1項	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。															
	警察官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条第1項 警察官職務執行法第4	(1) 市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 (2) 市長から要求のあったとき。 (3) 市民の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすお															

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)					修正案				
				条第1項	それがあり、指示が急を要するとき。			条第1項		
	県知事 県知事の命を受けた 吏員等	指示	洪水 地滑り	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 (2) 地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	県知事 県知事の命を受けた吏員等	洪水 地滑り	水防法第29条 地すべり等防止法第25条		(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 (2) 地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者	指示	洪水	水防法第29条	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防管理者	洪水	水防法第29条		洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	指示	災害全般	自衛隊法第94条第1項	危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき。	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	自衛隊法第94条第1項		危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき。
	<p>(注1) 勧告と指示の相違は、被害の危険性の切迫する度合いに対応している。</p> <p>(注2) 指示は、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のために立ち退かせるための行為。勧告は、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為。</p> <p>(注3) 災害対策基本法、その他の根拠法令に従って、勧告・指示を行うべき権限のある者は前記のとおりであるが、勧告は、災害応急対策の第一次的な責任者である市長(本部長)のみが行うことができる。その他は、いずれも市長の指示による場合、若しくは緊急避難的な措置として指示を行う。</p> <p>(2) 避難勧告等の判断</p> <p>市長は、避難を必要とする事態が発生したときは、原則として、消防局長、都市建設局長、区長及びダム管理者等からの要請を受け、避難勧告又は避難指示(緊急)の決定を行う。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 広域的な災害による場合</p> <p>(ア)(イ) [略]</p> <p>(ウ) 県知事から、避難についての避難勧告又は避難指示(緊急)の要請があったとき。</p>					<p>[削除]</p> <p>(2) 避難指示の判断</p> <p>市長は、次に掲げるような事象が発生し、避難の必要があると認めるときは、避難指示を発令する。なお、避難のための立退きを行うことがかえって危険であり、かつ事態に照らし緊急を要すると判断したときは、緊急安全確保を発令するものとする。</p> <p>また、避難指示の解除に当たっては、十分に安全の確認に努めた上で行うこととする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 広域的な災害による場合</p> <p>(ア)(イ) [略]</p> <p>(ウ) 県知事から、避難指示の要請があったとき。</p>				

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案
地-36	<p>第2節 避難誘導対策</p> <p>5 避難勧告等の対象者</p> <p>避難勧告又は避難指示(緊急)の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め避難を要すると認められる区域内にいる全ての者を対象とする。</p>	<p>第2節 避難誘導対策</p> <p>5 避難指示の対象者</p> <p>避難指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め避難を要すると認められる区域内にいる全ての者を対象とする。</p>
地-37	<p>第2節 避難誘導対策</p> <p>6 避難勧告等の伝達等</p> <p>(1) 市民への伝達</p> <p>本部事務局、市長公室及び消防局は、避難勧告又は避難指示(緊急)を行った場合、あるいは他機関から避難の指示を行った旨の通知を受けた場合は、防災行政用同報無線(ひばり放送)、広報車等、自主防災組織等により次の事項を市民に周知する。</p> <p>また、災害時要援護者に対しては、より確実に周知されるように、健康福祉局と連携し、災害時要援護者台帳名簿(総則・予防計画編第2款第6章第1節「4 災害時要援護者名簿」予-79参照)の活用や、多様な伝達手段の活用により、円滑かつ適切な情報伝達を行う。</p> <p>〔略〕</p> <p>エ 避難勧告又は避難指示(緊急)の理由</p> <p>オ その他必要な事項</p> <p>(2) 関係機関への通知</p> <p>避難勧告又は避難指示(緊急)を行った者は、次により必要な事項を関係機関に通知する。</p> <p>ア～ウ 〔略〕</p> <p>※必要な事項</p> <p>(ア)発令者</p> <p>(イ)発令の理由及び発令日時</p> <p>(ウ)避難の対象地区</p> <p>(エ)避難地</p> <p>(オ)その他必要な事項</p>	<p>第2節 避難誘導対策</p> <p>6 避難指示の伝達等</p> <p>(1) 市民への伝達</p> <p>本部事務局、市長公室及び消防局は、避難指示を発令した場合又は他機関から避難の指示を行った旨の通知を受けた場合は、防災行政用同報無線(ひばり放送)、広報車等、自主防災組織等により次の事項を市民に周知する。</p> <p>また、災害時要援護者に対しては、より確実に周知されるように、健康福祉局と連携し、避難行動要支援者名簿(総則・予防計画編第2款「第6章 災害時要援護者支援」予-83参照)の活用や、多様な伝達手段の活用により、円滑かつ適切な情報伝達を行う。</p> <p>〔略〕</p> <p>エ 避難指示の理由</p> <p>オ その他必要な事項</p> <p>(2) 関係機関への通知</p> <p>避難指示を発令した者は、次により必要な事項を関係機関に通知する。</p> <p>ア～ウ 〔略〕</p> <p style="text-align: center;"><関係機関に通知する事項></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>○発令者 ○発令の理由及び発令日時 ○避難の対象地区</p> <p>○避難地 ○その他必要な事項</p> </div>

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
<p>地-37 地-38</p>	<p>第2節 避難誘導対策 7 避難誘導 (1)避難の実施 ア 避難勧告又は避難指示(緊急)を受けた者は、その避難勧告又は避難指示(緊急)に従い避難所等へ避難する。この場合、大規模な火災が発生したときは、火災の状況により広域避難場所に避難する。 イ [略] (2)避難の対象地域等 ア 指定地域の避難誘導 (ア)本部長は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により指定を受けた地区に避難の必要を認めた場合は、避難勧告又は避難指示(緊急)と同時に、あらかじめ指定した避難所等に避難所担当職員を派遣する。 [略] (3)避難及び避難誘導の方法 ア 携行品の準備 携行品は、平常時から非常持出袋等を用意するなど、円滑な避難行動に支障を来さない最小限度のものとする。 なお、自動車による避難、家財の持ち出し等は危険なので、徒歩による避難を原則とする。 [略] (4)市及び関係機関の活動 ア 消防局、消防署、消防団 (イ)市民の避難が開始された場合は、消防車両等を活用した広報活動を実施するとともに避難誘導活動等の支援に当たる。 イ [略] ウ 区本部、現地対策班 避難勧告又は避難指示(緊急)が発令された場合の市民への伝達及び関係機関との連携による避難誘導を実施する。</p>	<p>第2節 避難誘導対策 7 避難誘導 (1)避難の実施 ア 避難指示を受けた者は、その避難指示に従い避難所等へ避難する。この場合、大規模な火災が発生したときは、火災の状況により広域避難場所に避難する。 イ [略] (2)避難の対象地域等 ア 指定地域の避難誘導 (ア)本部長は、土砂災害防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により指定を受けた地区に避難の必要を認めた場合は、避難指示の発令と同時に、あらかじめ指定した避難所等に避難所担当職員を派遣する。 [略] (3)避難及び避難誘導の方法 ア 携行品の準備 携行品は、平常時から非常持出袋等を用意するなど、円滑な避難行動に支障を来さない最小限度のものとする。 なお、自動車による避難、家財の持ち出し等は危険であることから、徒歩による避難を原則とする。 [略] (4)市及び関係機関の活動 ア 消防局、消防署、消防団 (イ)市民の避難が開始された場合は、消防車両等を活用した広報活動を実施するとともに避難誘導等の支援に当たる。 イ [略] ウ 区本部、現地対策班 避難指示が発令された場合の市民への伝達及び関係機関との連携による避難誘導を実施する。 エ [略]</p>

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案
	<p>エ [略]</p> <p>オ 自主防災組織 自主防災組織は、市職員、消防職員、消防団員、警察官等の避難誘導員との連携を図りながら避難誘導活動を行う。</p>	<p>オ 自主防災組織 自主防災組織は、市職員、消防職員、消防団員、警察官等の避難誘導員との連携を図りながら避難誘導を行う。</p>
地-39	<p>8 広域避難 本部長は、大規模な災害が発生し、市単独では避難所の確保が困難となった場合に、隣接市町等への広域的な避難所の確保について県に要請する。 また、近隣市町での受入れが困難な場合や不足する場合は、協定する地方公共団体へ要請する。</p> <p>9 広域一時滞在 災害により、市内に避難所を確保することが困難となった場合は、市、県、防災関係機関が連携して、特定の市町村への一時滞在を行う(災害対策基本法第86条の8及び第86条の9)。 (1)広域一時滞在の要請 本市から他市町村への一時滞在を行う場合、県内又は県外に応じて、次のとおり行う。 ア 県内他市町村への受入れ要請 (ア)広域一時滞在の要請 市は、被災状況等から受入れ可能と予想される他の市町村(以下「協議先市町村」という。)に、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示して協議する。この際、事前に県へその旨を報告する。 また、協議先市町村から受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協議先市町村からの通知の内容の公示 ○ 避難所の管理者等への通知 ○ 県への報告 </div>	<p>8 広域避難 本部長は、市域に大規模な災害が発生するおそれがあることを理由に避難指示を発令した場合において、避難先である避難所及び広域避難場所を確保することが困難であり、かつ、立退き避難を指示した居住者等(以下「要避難者」という。)の生命又は身体を災害から保護するために、当該要避難者を一定期間他の自治体に滞在(以下「広域避難」という。)させる必要があると認めるときは、近隣市町村と広域避難に係る協議を行う。 なお、他自治体から本市に対し要避難者の受入れについて要請があった場合においても、同様に協議を行う。 (1)広域避難の要請 ア 県内他市町村との協議 (ア)受入要請 本部事務局は、予想される災害の規模等から要避難者の受入れが可能と予想される県内他市町村に、市域の予想される災害の規模、受入れを要する要避難者の数その他必要な事項を示して協議する。なお、協議を行うに当たっては、あらかじめその旨を県に報告するものとするが、事前の報告が困難な場合には、協議開始後に遅滞なく報告する。 (イ)受入決定に係る公示等 本部事務局は、受入要請に係る協議を行った県内他市町村から受入決定の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。 a 受入決定の通知の内容に関する公示 b 受入決定の通知を受けた時に現に要避難者を受け入れている避難所等の管理者のほか、関係地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体等のうち、要避難者の避難支援に関係すると認められる者への通知</p>

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案
	<p>(イ) 広域一時滞在の解除 市は、広域一時滞在の必要がなくなったときは、速やかに次の措置を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協議先市町村、避難所の管理者等への通知 ○ 広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示 ○ 県への報告 </div> <p>イ 県外市町村への要請 (ア) 他都道府県への受入れ協議 市は、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在(以下「県外広域一時滞在」という。)が必要と認める場合、県に対して他の都道府県と被災者の受入れについて協議するよう求める。 このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示す。</p> <p>(イ) 公共施設等への受入れ決定 市は、県から被災者を受け入れる公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示 ○ 避難所の管理者等 </div> <p>(ウ) 県外広域一時滞在の解除 市は、県外広域一時滞在の必要がなくなったときは、速やかに次の措置を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示 ○ 避難所の管理者等への通知 ○ 県への報告 </div>	<p><u>c 県への報告</u> <u>(ウ) 受入れの解除</u> <u>本部事務局は、広域避難の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。</u> <u>a 要避難者を受け入れている県内他市町村への通知</u> <u>b 受入決定の際に通知を行った者への通知</u> <u>c 広域避難の必要がなくなった旨の公示</u> <u>d 県への報告</u></p> <p><u>イ 県外市町村との協議</u> <u>(ア) 受入要請</u> <u>本部事務局は、県外市町村へ広域避難させる必要があると認める場合に、県に対し、当該市町村が属する都道府県と要避難者の受入れについて協議するよう求める。ただし、緊急を要すると認めるときは、市が直接県外市町村に協議することとし、その旨をあらかじめ県に報告するか、事前の報告が困難な場合には、協議開始後に遅滞なく報告する。</u> <u>なお、いずれの場合においても、市域の予想される災害の規模、受入れを要する要避難者の数その他必要な事項を示した上で、県に協議を求め、又は直接協議を行う。</u></p> <p><u>(イ) 受入決定に係る公示等</u> <u>本部事務局は、県又は受入要請に係る協議を行った県外市町村から受入決定の通知を受けたときは、速やかに公示等の措置を行う。この場合において、県から受入決定の通知を受けた場合には、上記ア(イ)のa及びbの措置を、県外市町村から通知を受けた場合には、同aからcの措置を行う。</u></p> <p><u>(ウ) 受入れの解除</u> <u>本部事務局は、広域避難の必要がなくなったと認めるときは、速やかに公示等の措置を行う。この場合において、県から受入決定の通知を受けている場合には、上記ア(ウ)のbからdの措置を、県外市町村から受入決定の通知を受けている場合には、同aからdの措置を行う。</u></p> <p><u>(2) 広域避難の受入れ</u></p>

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案
地-40	<p>(2) 広域一時滞在の受入れ 他市町村から本市へ、被災者の一時滞在の受入れ要請がある場合、県内又は県外に応じて、次のとおり行う。</p> <p>ア 受入れ協議 市は、県内他市町村から被災者の受入れ協議を受けた場合、次の理由がある場合を除き、被災者を受け入れ、一時滞在用の公共施設等を提供する。 なお、他の都道府県の被災者について、県から協議を受けた場合もこれに準じて行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市も被災していること。 ○ 被災者の受入れに必要な施設が確保できないこと。 ○ 地域の実情により災害時要援護者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。 ○ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。 </div> <p>イ 受入れ公共施設等の確保 市は、被災者を受け入れる公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者等に通知する。また、その内容を県に報告する。</p> <p>ウ 受入れの解除 県内他市町村又は県から、広域一時滞在が不要となった旨の通知を受けたときは、当該公共施設等の管理者等に通知する。</p> <p>(3) 費用負担 受入れに要した費用は、要請した地方公共団体が負担する。</p>	<p><u>ア 他市町村から要避難者の受入要請があった場合</u> <u>本部事務局は、他市町村又は県から要避難者の受入れについて協議を受けた場合は、次の理由に該当しない限り、要避難者を受け入れるものとし、要避難者を受け入れるための施設を提供する。</u></p> <p><u>(ア)本市も災害の発生が予想されること。</u> <u>(イ)要避難者の受入れに必要な施設が確保できないこと。</u> <u>(ウ)地域の実情により、災害時要援護者等特段の配慮が必要な要避難者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。</u> <u>(エ)その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。</u></p> <p><u>イ 受入施設の確保及び通知</u> <u>他市町村の要避難者を受け入れる施設は、避難所その他の公共施設の中から要避難者の数や想定される滞在期間を踏まえて決定するものとし、受入施設決定後、本部事務局は直ちにその旨を次の者に通知する。なお、県から協議を受けた場合については、(ウ)への通知に代わり、その旨を県に報告する。</u></p> <p><u>(ア)受入施設の管理者</u> <u>(イ)関係地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体等のうち、要避難者の避難支援に関係すると認められる者</u> <u>(ウ)本市に要避難者の受入れを要請した他市町村</u></p> <p><u>ウ 受入施設の運営等</u> <u>他市町村の要避難者を受け入れる施設の運営や必要となる援助物資の提供等、要避難者を受け入れるに当たり必要となる支援については、可能な範囲で本市が行うことを前提に、広域避難を要請した他市町村と協議し決定する。</u></p> <p><u>エ 受入れの解除</u> <u>本部事務局は、他市町村又は県から広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに上記イ(ア)及び(イ)に通知する。</u></p> <p><u>(3)費用負担</u> <u>要避難者の受入れに要した費用は、広域避難を要請した地方公共団体が負担する。</u></p>

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案												
		<p>9 広域一時滞在</p> <p>本部長は、大規模な災害が発生し、市内に避難所を確保することが困難となった場合において、被災住民を他の自治体に一時的に滞在（以下「広域一時滞在」という。）させる必要があると認めるときは、他の市町村と広域一時滞在に係る協議を行う。</p> <p>なお、他自治体から本市に対し被災住民の受入れについて要請があった場合においても、同様に協議を行う。</p> <p>広域一時滞在に係る要請や受入れに係る手順等については、「8 広域避難」(1)から(3)の内容を次のとおり用語を読み替えて準用する。</p> <p style="text-align: center;">＜広域避難の内容を準用するに当たり、読み替える用語＞</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th data-bbox="1312 687 1659 735">読替え前の用語</th> <th data-bbox="1659 687 2002 735">読替え後の用語</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1312 735 1659 783">予想される災害の規模</td> <td data-bbox="1659 735 2002 783">被災状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1312 783 1659 831">広域避難</td> <td data-bbox="1659 783 2002 831">広域一時滞在</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1312 831 1659 879">要避難者</td> <td data-bbox="1659 831 2002 879">被災住民</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1312 879 1659 927">避難支援</td> <td data-bbox="1659 879 2002 927">支援</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1312 927 1659 975">災害の発生が予想される</td> <td data-bbox="1659 927 2002 975">被災している</td> </tr> </tbody> </table>	読替え前の用語	読替え後の用語	予想される災害の規模	被災状況	広域避難	広域一時滞在	要避難者	被災住民	避難支援	支援	災害の発生が予想される	被災している
読替え前の用語	読替え後の用語													
予想される災害の規模	被災状況													
広域避難	広域一時滞在													
要避難者	被災住民													
避難支援	支援													
災害の発生が予想される	被災している													

第4章 救出・救助・保健医療救護対策

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
地-44	<p>第1節 救出・救助活動</p> <p>3 情報の収集等</p> <p>(2)情報の収集・集約</p> <p>本部事務局は、発災後の初期段階において、消防局、消防団、現地対策班、警察署、被災者等から集められた救出・救助の要請情報を集約する。</p>	<p>第1節 救出・救助活動</p> <p>3 情報の収集等</p> <p>(2)情報の収集・集約</p> <p>本部事務局は、発災後の初期段階において、消防局、消防団、区本部、現地対策班、警察署、被災者等から集められた救出・救助の要請情報を集約する。</p>
地-48	<p>第3節 保健医療救護対策</p> <p>6 保健医療救護体制</p> <p>(1)市災害時保健医療調整本部</p>	<p>第3節 保健医療救護対策</p> <p>6 保健医療救護体制</p> <p>(1)市災害時保健医療調整本部</p>

	<p>健康福祉局は、医療関係団体の協力のもと、原則、総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）で市災害時保健医療調整本部を運営する。</p> <p>なお、市災害医療コーディネーターとして、市の災害医療、公衆衛生、特殊災害等に精通している医師を配置する。</p>	<p>健康福祉局は、医療関係団体の協力のもと、原則、総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）で、保健医療活動に関する総合調整などを行うため、市災害時保健医療調整本部を運営する。</p> <p>なお、市災害時保健医療調整本部には、同本部長（保健所長）の指揮下で、医療救護に関して必要な判断・調整等を行う市災害医療コーディネーターを配置する。</p>																																																																
<p>地-48</p>	<p>第3節 保健医療救護対策</p> <p>6 保健医療救護体制</p> <p>〔略〕</p> <p>(2) 救護所等</p> <p>ア 開設基準</p> <p>(ア) 拠点救護所</p> <p>b 市域で震度5弱以下の地震が発生し、市災害対策本部が必要と認めた場合（健康福祉局は、医療関係団体と協議のうえ、市災害対策本部に拠点救護所の開設を要請することができる。）</p> <p>(イ) 救護所</p> <p>市災害対策本部の決定、健康福祉局と医療関係団体との協議により開設を判断する。</p> <p>なお、事務スタッフ及び市職員の保健師については、市域で震度5強以上の地震が発生した場合、指定の救護所に参集する。</p>	<p>第3節 保健医療救護対策</p> <p>6 保健医療救護体制</p> <p>〔略〕</p> <p>(2) 救護所等</p> <p>ア 開設基準</p> <p>(ア) 拠点救護所</p> <p>b 健康福祉局が医療関係団体との協議のうえ、市災害対策本部に拠点救護所の開設を要請し、市災害対策本部が開設を決定した場合</p> <p>(イ) 救護所</p> <p>健康福祉局が医療関係団体と協議のうえ、市災害対策本部に救護所の開設を要請し、市災害対策本部が開設を決定する。</p> <p>なお、事務スタッフ及び市職員の保健師については、市域で震度5強以上の地震が発生した場合、指定の救護所に参集する。</p>																																																																
<p>地-49</p>	<p>7 保健医療救護体制</p> <table border="1" data-bbox="257 1070 1088 1433"> <thead> <tr> <th></th> <th>市災害時保健医療調整本部</th> <th>救護所等</th> <th>後方医療機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定電話</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>デジタル地域防災無線</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害用スマートフォン</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>市災害情報共有システム</td> <td>○</td> <td>○※1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>MCA無線</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		市災害時保健医療調整本部	救護所等	後方医療機関	固定電話	○	○	○	FAX	○	○	○	デジタル地域防災無線	○	○		災害用スマートフォン	○	○		衛星携帯電話	○	○	○	市災害情報共有システム	○	○※1		MCA無線	○			<p>7 保健医療救護体制</p> <table border="1" data-bbox="1214 1070 2101 1433"> <thead> <tr> <th></th> <th>市災害時保健医療調整本部</th> <th>救護所等</th> <th>後方医療機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定電話</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>デジタル地域防災無線</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害用スマートフォン</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>市災害情報共有システム</td> <td>○</td> <td>○(※1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>MCA無線</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		市災害時保健医療調整本部	救護所等	後方医療機関	固定電話	○	○	○	FAX	○	○	○	デジタル地域防災無線	○	○		災害用スマートフォン	○	○		衛星携帯電話	○	○	○	市災害情報共有システム	○	○(※1)		MCA無線	○		
	市災害時保健医療調整本部	救護所等	後方医療機関																																																															
固定電話	○	○	○																																																															
FAX	○	○	○																																																															
デジタル地域防災無線	○	○																																																																
災害用スマートフォン	○	○																																																																
衛星携帯電話	○	○	○																																																															
市災害情報共有システム	○	○※1																																																																
MCA無線	○																																																																	
	市災害時保健医療調整本部	救護所等	後方医療機関																																																															
固定電話	○	○	○																																																															
FAX	○	○	○																																																															
デジタル地域防災無線	○	○																																																																
災害用スマートフォン	○	○																																																																
衛星携帯電話	○	○	○																																																															
市災害情報共有システム	○	○(※1)																																																																
MCA無線	○																																																																	

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

	広域災害救急医療情報システム(EMIS) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○※2</td> </tr> </table>	○	○※2	広域災害救急医療情報システム(EMIS) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○(※2)</td> </tr> </table>	○	○(※2)
○	○※2					
○	○(※2)					
	※1 内部システムのため、操作は市職員に限定する。 ※2 発災後、直ちに職員情報、被害情報、患者受診情報などを入力する。	(※1) 内部システムのため、操作は市職員に限定する。 (※2) 発災後、直ちに職員情報、被害情報、患者受診情報などを入力する。				
地-49	9 医薬品及び医療資機材の確保体制 (1) (略) (2) 市薬剤師会は、指定の救護所等に参集する際に、店舗の医薬品等を持参する。(協定に基づくもの。)	9 医薬品及び医療資機材の確保体制 (1) (略) (2) 市薬剤師会は、 協定に基づき 、指定の救護所等に参集する際に、店舗の医薬品等を 持参する 。				

第5章 緊急輸送・交通・警備

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案
地-55	第2節 輸送車両等の確保対策 5 輸送手段の確保 (6) 被災者の運送要請 本部事務局は、広域避難や広域一時滞在等のため、被災者を広域的に緊急輸送する必要がある場合は、指定公共機関(日本通運(株))又は指定地方公共機関(神奈川中央交通(株)等)による運送を神奈川県に要請する。	第2節 輸送車両等の確保対策 5 輸送手段の確保 (6) 要避難者 ・被災者の運送要請 本部事務局は、広域避難や広域一時滞在等のため、 要避難者又は 被災者を広域的に緊急輸送する必要がある場合は、指定公共機関(日本通運(株))又は指定地方公共機関(神奈川中央交通(株)等)による運送を神奈川県に要請する。
地-57	第3節 交通対策 3 被災地への流入抑制及び交通規制の実施 (1) 警察署 ア [略] イ 災害発生時の交通規制等 [略] (イ) 緊急交通路確保のための交通規制 災害が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。 [略]	第3節 交通対策 3 被災地への流入抑制及び交通規制の実施 (1) 警察署 ア [略] イ 災害発生時の交通規制等 [略] (イ) 緊急交通路確保のための交通規制 災害が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となる ことから 、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。 [略]

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案																																
地-58	<p>(2) 自衛官及び消防吏員 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方が現場にいない場合は、当該措置を行う。当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨通知する。</p> <p>(3) その他 道路管理者は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、通行規制や応急啓発等必要な対策の実施について、県警察、交通機関への連絡調整を行う。</p>	<p>(2) 自衛官及び消防吏員 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方が現場にいない場合は、当該措置を行う。当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知する。</p> <p>(3) その他 道路管理者は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、通行規制や応急啓開等必要な対策の実施について、県警察、交通機関への連絡調整を行う。</p>																																
地-58	<p>第2節 輸送車両等の確保対策 5 交通マネジメント 都市建設局は、大規模災害によって中央自動車道や国道20号等の主要交通網に途絶が生じた場合、緊急輸送の確保や復旧活動等への影響を最小限に留めることを目的に、交通需要の抑制や分散など交通マネジメント施策の包括的な検討及び調整等を行うため、「(仮称)災害時交通マネジメント検討会」(以下「検討会」という。)の設置を国に要請するとともに、施策の実施に当たっては、国や関係機関と連携を図りながら行う。</p>	<p>第2節 輸送車両等の確保対策 5 交通マネジメント 都市建設局は、大規模災害によって中央自動車道や国道20号等の主要交通網に途絶が生じた場合、緊急輸送の確保や復旧活動等への影響を最小限に留めることを目的に、交通需要の抑制や分散など交通マネジメント施策の包括的な検討及び調整等を行うため、「(仮称)災害時交通マネジメント検討会」の設置を国に要請するとともに、施策の実施に当たっては、国や関係機関と連携を図りながら行う。</p>																																
地-59	<p>第4節 警備対策 2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="232 1023 1055 1350"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市 担 当</td> <td>市 民 局</td> <td rowspan="2">●</td> <td rowspan="2">交通安全対策及び防犯対策に係る警察署との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区 役 所</td> </tr> <tr> <td>関 係 各 局</td> <td>★</td> <td>関連する応急対策活動に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関 係 機 関</td> <td>警 察 署</td> <td>★</td> <td>警備活動による治安の維持等に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市 担 当	市 民 局	●	交通安全対策及び防犯対策に係る警察署との連絡調整に関すること。	区 役 所	関 係 各 局	★	関連する応急対策活動に関すること。	関 係 機 関	警 察 署	★	警備活動による治安の維持等に関すること。	<p>第4節 警備対策 2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1193 1023 1993 1350"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市 担 当</td> <td>市 民 局</td> <td rowspan="2">●</td> <td rowspan="2">交通安全対策及び防犯対策に係る警察署との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区 本 部</td> </tr> <tr> <td>関 係 各 局</td> <td>★</td> <td>関連する応急対策活動に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関 係 機 関</td> <td>警 察 署</td> <td>★</td> <td>警備活動による治安の維持等に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市 担 当	市 民 局	●	交通安全対策及び防犯対策に係る警察署との連絡調整に関すること。	区 本 部	関 係 各 局	★	関連する応急対策活動に関すること。	関 係 機 関	警 察 署	★	警備活動による治安の維持等に関すること。
	担 当 部 署	時 期	項 目																															
市 担 当	市 民 局	●	交通安全対策及び防犯対策に係る警察署との連絡調整に関すること。																															
	区 役 所																																	
	関 係 各 局	★	関連する応急対策活動に関すること。																															
関 係 機 関	警 察 署	★	警備活動による治安の維持等に関すること。																															
	担 当 部 署	時 期	項 目																															
市 担 当	市 民 局	●	交通安全対策及び防犯対策に係る警察署との連絡調整に関すること。																															
	区 本 部																																	
	関 係 各 局	★	関連する応急対策活動に関すること。																															
関 係 機 関	警 察 署	★	警備活動による治安の維持等に関すること。																															

第7章 避難所の運営

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案								
地-65	<p>3 避難所の運営体制 (3) その他の体制 避難者又はボランティア等は、避難所担当職員、校長、自主防災組織等により設置されている避難所運営協議会に協力し、避難所運営を行う。</p> <table border="1" data-bbox="237 499 1097 735"> <tr> <th colspan="2" data-bbox="237 499 1097 557">避難所運営協議会の主な役割</th> </tr> <tr> <td data-bbox="237 557 705 735"> <p>＜平常時＞ ア 避難所運営方法の検討 イ 生活ルール作成 ウ 検討及びルールに基づいた訓練の実施</p> </td> <td data-bbox="705 557 1097 735"> <p>＜災害時＞ ア 円滑な避難所運営 イ 生活ルールの調整 ウ 様々な組織との連絡調整</p> </td> </tr> </table> <p>＜避難所運営の主な内容＞</p> <p>ア～セ [略]</p>	避難所運営協議会の主な役割		<p>＜平常時＞ ア 避難所運営方法の検討 イ 生活ルール作成 ウ 検討及びルールに基づいた訓練の実施</p>	<p>＜災害時＞ ア 円滑な避難所運営 イ 生活ルールの調整 ウ 様々な組織との連絡調整</p>	<p>3 避難所の運営体制 (3) 避難所の体制 避難者又はボランティア等は、避難所担当職員、校長、自主防災組織等により設置されている避難所運営協議会に協力し、避難所運営を行う。</p> <p style="text-align: center;">＜避難所運営協議会の主な役割＞</p> <table border="1" data-bbox="1227 499 2087 703"> <thead> <tr> <th data-bbox="1227 499 1657 557">平常時</th> <th data-bbox="1657 499 2087 557">災害時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1227 557 1657 703"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 避難所運営方法の検討 <input type="radio"/> 生活ルールの作成 <input type="radio"/> 検討及びルールに基づいた訓練の実施 </td> <td data-bbox="1657 557 2087 703"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 円滑な避難所運営 <input type="radio"/> 生活ルールの調整 <input type="radio"/> 様々な組織との連絡調整 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">〔削除〕</p>	平常時	災害時	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 避難所運営方法の検討 <input type="radio"/> 生活ルールの作成 <input type="radio"/> 検討及びルールに基づいた訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 円滑な避難所運営 <input type="radio"/> 生活ルールの調整 <input type="radio"/> 様々な組織との連絡調整
避難所運営協議会の主な役割										
<p>＜平常時＞ ア 避難所運営方法の検討 イ 生活ルール作成 ウ 検討及びルールに基づいた訓練の実施</p>	<p>＜災害時＞ ア 円滑な避難所運営 イ 生活ルールの調整 ウ 様々な組織との連絡調整</p>									
平常時	災害時									
<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 避難所運営方法の検討 <input type="radio"/> 生活ルールの作成 <input type="radio"/> 検討及びルールに基づいた訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="radio"/> 円滑な避難所運営 <input type="radio"/> 生活ルールの調整 <input type="radio"/> 様々な組織との連絡調整 									
地-66 地-67	<p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p>※参考掲載</p> <p>＜避難所運営の主な内容＞</p> <table border="1" data-bbox="237 1107 1097 1414"> <tr> <td data-bbox="237 1107 1097 1414"> <ul style="list-style-type: none"> ア 避難所施設や設備の安全点検、管理 イ 避難所の設営及び避難者の受入れ ウ 避難者名簿の作成 エ 現地対策班等との連絡調整 オ 負傷者の救護、災害時要援護者への支援 カ 備蓄食料、物資等の応急配布 キ 飲料水、食料、生活物資等の現地対策班等への要請、受入れ、配分 ク 炊き出しの実施 ケ 避難者への被害状況や生活関連情報の提供 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ア 避難所施設や設備の安全点検、管理 イ 避難所の設営及び避難者の受入れ ウ 避難者名簿の作成 エ 現地対策班等との連絡調整 オ 負傷者の救護、災害時要援護者への支援 カ 備蓄食料、物資等の応急配布 キ 飲料水、食料、生活物資等の現地対策班等への要請、受入れ、配分 ク 炊き出しの実施 ケ 避難者への被害状況や生活関連情報の提供 	<p>5 避難所の運営 避難所では、主に次の事項を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 避難所施設や設備の安全点検、管理 (2) 避難所の設営及び避難者の受入れ (3) 避難者名簿の作成 (4) 現地対策班等との連絡調整 (5) 負傷者の救護、災害時要援護者への支援 (6) 備蓄食料、物資等の応急配布 (7) 飲料水、食料、生活物資等の現地対策班等への要請、受入れ、配分 (8) 炊き出しの実施 (9) 避難者への被害状況や生活関連情報の提供 (10) 住民等の安否情報の収集、提供 (11) 避難所の生活の場の環境の整備、管理 							
<ul style="list-style-type: none"> ア 避難所施設や設備の安全点検、管理 イ 避難所の設営及び避難者の受入れ ウ 避難者名簿の作成 エ 現地対策班等との連絡調整 オ 負傷者の救護、災害時要援護者への支援 カ 備蓄食料、物資等の応急配布 キ 飲料水、食料、生活物資等の現地対策班等への要請、受入れ、配分 ク 炊き出しの実施 ケ 避難者への被害状況や生活関連情報の提供 										

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> コ 住民等の安否情報の収集、提供 サ 避難所の生活の場の環境の整備、管理 シ 避難者の健康状態の把握 ス 避難所内での感染症対策 セ その他必要な事項 </div> <p>5 避難所の運営に関する視点 ア～コ [略]</p> <p>サ ペット同行避難者がいる場合は、ペット同行避難者に対し、ペット用の食料、水、ペットシート、ケージ等の避難・備蓄用品を辞さ誌、避難するなどの指導を行う。[略]</p> <p>6 生活関連物資の配布 [略]</p> <p>(2) 炊き出しによる供給体制 学校の給食施設(給食センターを含む)を利用して炊き出しを行う。 なお、避難所周辺地域の住民への炊き出しに伴う人員確保については、避難所運営協議会と調整を図りながら進める。</p> <p>7 ボランティアの活用 [略]</p>	<p>(12)避難者の健康状態の把握 (13)避難所内での感染症対策 (14)その他必要な事項</p> <p>6 避難所の運営に関する視点 ア～コ [略]</p> <p>サ ペット同行避難者に対しては、ペット用の食料、水、ペットシート、ケージ等の避難・備蓄用品を持参し、避難するなどの指導を行う。[略]</p> <p>7 生活関連物資の配布 [略]</p> <p>(2) 炊き出しによる供給体制 市立学校給食施設(学校給食センターを含む)を利用して炊き出しを行う。 なお、避難所周辺地域の住民への炊き出しに伴う人員確保については、避難所運営協議会と調整を図りながら進める。</p> <p>8 ボランティアの活用 [略]</p>
地-68	<p>8 避難所以外の被災者への対応 (1) [略]</p> <p>(2) 車中泊等の避難所外避難者への対応 避難所への避難を原則とするが、熊本地震の際にも本震後の地震活動への不安や避難所でのプライバシーの確保が難しいことなどから、車中泊を選ぶ被災者が多数見られ、健康被害などの課題があった。 そのため、避難所への避難を誘導するが、やむを得ず車中泊を選ぶ避難者については、支援が必要な在宅避難者と同様に、防災行政用同報無線(ひばり放送)等を活用し、避難所での在宅避難者名簿の登録を行うように広</p>	<p>9 避難所以外の被災者への対応 (1) [略]</p> <p>(2) 車中泊等の避難所外避難者への対応 車中泊避難は、避難者数等の実態把握が困難であり、またエコノミークラス症候群等の発症による健康被害のおそれがあることから、避難所への避難を誘導するが、やむを得ず車中泊を選ぶ避難者については、支援が必要な在宅避難者と同様に、防災行政用同報無線(ひばり放送)等を活用し、避難所での在宅避難者名簿の登録を行うように広報を実施する。 在宅避難者名簿の登録者には、必要な生活関連物資の配布など、生活環境</p>

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
	<p>報を実施する。</p> <p>登録者には、必要な生活関連物資の配布など、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努め、上記「(1)在宅避難者への対応」のアからエを行う。</p> <p>関係各局及び避難所運営協議会は、車中泊等の避難所外避難者に対し、エコノミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行う。</p>	<p>の整備に必要な措置を講ずるよう努め、上記「(1)在宅避難者への対応」のアからエを行う。</p> <p>また、関係各局及び避難所運営協議会は、車中泊等の避難所外避難者に対し、エコノミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行う。</p> <p>10 避難所の閉鎖 〔略〕</p>

第8章 被災生活支援

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																																							
地-69	<p>第1節 応急給水対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市担 当</td> <td>健康福祉局 (保健衛生部)</td> <td>★</td> <td>神奈川県企業庁との連絡調整、飲料水輸送に係る協定締結団体等との連絡調整、飲料水の供給(上水道区域等)に関すること。</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関係 機関</td> <td>神奈川県企業庁</td> <td>—</td> <td>応急給水支援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市担 当	健康福祉局 (保健衛生部)	★	神奈川県企業庁との連絡調整、飲料水輸送に係る協定締結団体等との連絡調整、飲料水の供給(上水道区域等)に関すること。	〔略〕	〔略〕	〔略〕	関係 機関	神奈川県企業庁	—	応急給水支援に関すること。	〔略〕	〔略〕	〔略〕	<p>第1節 応急給水対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市担 当</td> <td>健康福祉局 (保健衛生部)</td> <td>★</td> <td>神奈川県企業庁との連絡調整、飲料水輸送に係る協定締結団体等との連絡調整、飲料水の供給(上水道区域)に関すること。</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">関係 機関</td> <td>神奈川県企業庁</td> <td>—</td> <td>上水道区域に係る応急給水支援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(公社)日本水道協会 神奈川県支部</td> <td>二</td> <td>簡易水道区域に係る応急給水支援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市担 当	健康福祉局 (保健衛生部)	★	神奈川県企業庁との連絡調整、飲料水輸送に係る協定締結団体等との連絡調整、飲料水の供給(上水道区域)に関すること。	〔略〕	〔略〕	〔略〕	関係 機関	神奈川県企業庁	—	上水道区域に係る 応急給水支援に関すること。	(公社)日本水道協会 神奈川県支部	二	簡易水道区域に係る応急給水支援に関すること。	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	担 当 部 署	時期	項 目																																						
市担 当	健康福祉局 (保健衛生部)	★	神奈川県企業庁との連絡調整、飲料水輸送に係る協定締結団体等との連絡調整、飲料水の供給(上水道区域等)に関すること。																																						
	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																						
関係 機関	神奈川県企業庁	—	応急給水支援に関すること。																																						
	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																						
	担 当 部 署	時期	項 目																																						
市担 当	健康福祉局 (保健衛生部)	★	神奈川県企業庁との連絡調整、飲料水輸送に係る協定締結団体等との連絡調整、飲料水の供給(上水道区域)に関すること。																																						
	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																						
関係 機関	神奈川県企業庁	—	上水道区域に係る 応急給水支援に関すること。																																						
	(公社)日本水道協会 神奈川県支部	二	簡易水道区域に係る応急給水支援に関すること。																																						
	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																						
地-69 地-70	<p>第1節 応急給水対策</p> <p>4 災害時の応急給水</p> <p>(1)、(2) 〔略〕</p> <p>(3)災害用指定配水池等 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">災害用指定配水池等一覧</p>	<p>第1節 応急給水対策</p> <p>4 災害時の応急給水</p> <p>(1)、(2) 〔略〕</p> <p>(3)災害用指定配水池等 〔略〕</p> <p style="text-align: center;"><災害用指定配水池等一覧></p>																																							

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案								
	<table border="1" data-bbox="241 256 1099 379"> <tr> <td data-bbox="241 256 672 316">災害用指定配水池</td> <td data-bbox="672 256 1099 316">所在地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 316 672 379">〔略〕</td> <td data-bbox="672 316 1099 379">〔略〕</td> </tr> </table> <p data-bbox="203 384 1140 576">(4)、(5) 〔略〕 (6) 応急給水の支援 飲料水の不足が予想される場合、健康福祉局は神奈川県企業庁、都市建設局は日本水道協会神奈川県支部を通じ、他都市の水道事業体に協力を要請する。また、状況に応じて自衛隊等にも同様に応急給水を要請する。</p>	災害用指定配水池	所在地	〔略〕	〔略〕	<table border="1" data-bbox="1229 256 2087 379"> <tr> <td data-bbox="1229 256 1659 316">災害用指定配水池</td> <td data-bbox="1659 256 2087 316">所在地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1229 316 1659 379">〔略〕</td> <td data-bbox="1659 316 2087 379">〔略〕</td> </tr> </table> <p data-bbox="1167 384 2157 619">(4)、(5) 〔略〕 (6) 応急給水の支援 飲料水の不足が予想される場合、健康福祉局は神奈川県企業庁、都市建設局は（公社）日本水道協会神奈川県支部を通じ、他都市の水道事業体に協力を要請する。また、緊急性があり、他に飲料水を供給する手段がない場合には、県知事に応急給水に係る自衛隊の災害派遣要請を要求する。</p>	災害用指定配水池	所在地	〔略〕	〔略〕
災害用指定配水池	所在地									
〔略〕	〔略〕									
災害用指定配水池	所在地									
〔略〕	〔略〕									
地-70	<p data-bbox="203 667 1140 936">第1節 応急給水対策 5 市民への応急給水等の情報の伝達 (1) 上水道区域については、健康福祉局(保健衛生部)が神奈川県企業庁と連携し、簡易水道区域については、都市建設局(道路部)が断水情報を収集する。 (2) 健康福祉局(保健衛生部)及び都市建設局(道路部)は、応急給水等の情報を以下の方法で市民に的確に周知する。</p>	<p data-bbox="1167 667 2157 900">第1節 応急給水対策 5 市民への応急給水等の情報の伝達 (1) 上水道区域については、健康福祉局が神奈川県企業庁と連携し、簡易水道区域については、都市建設局が断水情報を収集する。 (2) 健康福祉局及び都市建設局は、応急給水等の情報を以下の方法で市民に的確に周知する。</p>								
地-70	<p data-bbox="203 949 1140 1219">第1節 応急給水対策 6 給水の方法 (1)、(2) 〔略〕 (3) 関係機関の協力を得て給水車又は給水用タンク等を積載したトラックにより給水する。 輸送手段については、必要に応じて協定締結団体等に要請する。不足する場合は、他の地方公共団体及び自衛隊等へ応援要請を行う。</p>	<p data-bbox="1167 949 2157 1262">第1節 応急給水対策 6 給水の方法 (1)、(2) 〔略〕 (3) 関係機関の協力を得て給水車又は給水用タンク等を積載したトラックにより給水する。 輸送手段については、必要に応じて協定締結団体等に要請する。不足する場合は、他の地方公共団体等へ応援要請を行うほか、緊急性があり、他に輸送する手段がない場合には、県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。</p>								
地-70	<p data-bbox="203 1300 1140 1410">第1節 応急給水対策 7 応急復旧に係る道路啓開 健康福祉局(保健衛生部)及び都市建設局(道路部)は、断水の復旧に当た</p>	<p data-bbox="1167 1300 2157 1410">第1節 応急給水対策 7 応急復旧に係る道路啓開 健康福祉局及び都市建設局は、断水の復旧に当たり、土砂や倒木等の障害物に</p>								

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																																														
	<p>り、土砂や倒木等の障害物により復旧箇所に到達することができないなどの情報を得た場合、関係機関との連携の下、断水の影響範囲など、道路啓開の優先度を判断するために必要な情報を収集し、災害対策本部に報告する。</p> <p>災害対策本部は、都市建設局(道路部)や関係部署と協議し、道路啓開の優先順位を決定する。</p>	<p>より復旧箇所に到達することができないなどの情報を得た場合、関係機関との連携の下、断水の影響範囲など、道路啓開の優先度を判断するために必要な情報を収集し、災害対策本部に報告する。</p> <p>災害対策本部は、都市建設局や関係部署と協議し、道路啓開の優先順位を決定する。</p>																																														
地-72	<p>第2節 食料供給対策 2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="237 539 1099 975"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市担 当</td> <td>環境経済局(経済部)</td> <td>★</td> <td>食料に係る協定締結団体等との連絡調整、食料の調達及び輸送に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">関 係 機 関</td> <td>神奈川県</td> <td>—</td> <td>食料供給の支援、食料品搬送の協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日本通運(株)</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">食料品搬送の協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(一社)神奈川県トラック協会</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市担 当	環境経済局(経済部)	★	食料に係る協定締結団体等との連絡調整、食料の調達及び輸送に関すること。	[略]	[略]	[略]	関 係 機 関	神奈川県	—	食料供給の支援、食料品搬送の協力に関すること。	[略]	[略]	[略]	日本通運(株)	—	食料品搬送の協力に関すること。	(一社)神奈川県トラック協会	<p>第2節 食料供給対策 2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1227 539 2089 1090"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市担 当</td> <td>環境経済局</td> <td>★</td> <td>食料に係る協定締結団体等との連絡調整、食料の調達及び輸送・配送に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">関 係 機 関</td> <td>神奈川県</td> <td>—</td> <td>食料供給の支援、食料品の輸送・配送の協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日本通運(株)</td> <td rowspan="3">—</td> <td rowspan="3">食料品の輸送・配送の協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>佐川急便(株)</td> </tr> <tr> <td>西濃運輸(株)</td> </tr> <tr> <td>(一社)神奈川県トラック協会</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市担 当	環境経済局	★	食料に係る協定締結団体等との連絡調整、食料の調達及び輸送・ 配送 に関すること。	[略]	[略]	[略]	関 係 機 関	神奈川県	—	食料供給の支援、食料品の輸送・ 配送 の協力に関すること。	[略]	[略]	[略]	日本通運(株)	—	食料品の 輸送・配送 の協力に関すること。	佐川急便(株)	西濃運輸(株)	(一社)神奈川県トラック協会
	担 当 部 署	時期	項 目																																													
市担 当	環境経済局(経済部)	★	食料に係る協定締結団体等との連絡調整、食料の調達及び輸送に関すること。																																													
	[略]	[略]	[略]																																													
関 係 機 関	神奈川県	—	食料供給の支援、食料品搬送の協力に関すること。																																													
	[略]	[略]	[略]																																													
	日本通運(株)	—	食料品搬送の協力に関すること。																																													
	(一社)神奈川県トラック協会																																															
	担 当 部 署	時期	項 目																																													
市担 当	環境経済局	★	食料に係る協定締結団体等との連絡調整、食料の調達及び輸送・ 配送 に関すること。																																													
	[略]	[略]	[略]																																													
関 係 機 関	神奈川県	—	食料供給の支援、食料品の輸送・ 配送 の協力に関すること。																																													
	[略]	[略]	[略]																																													
	日本通運(株)	—	食料品の 輸送・配送 の協力に関すること。																																													
	佐川急便(株)																																															
西濃運輸(株)																																																
(一社)神奈川県トラック協会																																																
地-73	<p>第2節 食料供給対策 5 食料品の調達 (1)食料品の調達</p> <p>環境経済局は、災害発生時においては、食料・物資対策センターを市役所に設置し、食料品の調達・管理を行う。食料品は、協定締結団体、その他業界団体等から協力を得て調達するとともに、原則として避難所等への搬送を要請する。</p>	<p>第2節 食料供給対策 5 食料品の調達 (1)食料品の調達</p> <p>環境経済局は、災害発生時においては、食料・物資対策センターを市役所本庁舎に設置し、食料品の調達・管理を行う。災害発生後の食料品の調達については、プッシュ型支援により調達することとし、並行して避難所等のニーズの把握に努め、プル型支援による調達に移行する。</p> <p>ア プッシュ型支援</p>																																														

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案
	<p>(2)米穀の調達 ア、イ〔略〕 ウ 環境経済局は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 第4章 第10 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例」に基づき、政府所有米穀の供給に関して、県知事に要請することができる。交通、通信の断絶のため、政府所有米穀の引取りに関する県知事の指示を受けられない場合には、農林水産省(政策統括官付貿易業務課)に要請する。</p> <p>(3)応援要請 環境経済局は、前記(1)(2)の対策を講じても食料の調達が困難な場合は、必要に応じて広域応援要請をする。</p>	<p>プッシュ型支援とは、被災地からの要請を待たず、必要と見込まれる物資を調達して輸送する支援方法である。 環境経済局は、国によるプッシュ型支援が行われる場合は、本市に輸送される品目や数量、到着時期等を把握し、食料品の受入れ及び各避難所等への配送を行う。 イ プル型支援 プル型支援とは、被災地からの要請に基づき、物資を調達して輸送する支援方法である。 (ア)県からの調達 環境経済局は、避難所等での食料品の不足が見込まれる場合は、品目や数量を把握し、県に食料品の要請を行う。 (イ)協定締結団体等からの調達 環境経済局は、協定締結団体、その他業界団体等から協力を得て、食料品を調達するとともに、原則として避難所等への配送を要請する。</p> <p>(2)米穀の調達 ア、イ〔略〕 ウ 環境経済局は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 第4章 第10災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例」に基づき、政府所有米穀の供給に関して、県知事に要請することができる。交通、通信の断絶のため、政府所有米穀の引取りに関する県知事の指示を受けられない場合には、農林水産省(農産局 農産政策部貿易業務課)に要請する。</p> <p>(3)広域応援要請 環境経済局は、上記(1)、(2)の対策を講じても食料の調達が困難な場合は、必要に応じて広域応援要請をする。</p>
地-74	<p>6 食料等の輸送 環境経済局は、救援物資受入れ拠点や県が運営する広域防災活動拠点(県立相模原弥栄高等学校、県津久井合同庁舎)に集められた食料を市保有車両、協定締結団体の車両等により、避難所等へ輸送する。</p>	<p>第2節 食料供給対策 6 食料等の配送 環境経済局は、救援物資受入れ拠点や県が運営する広域防災活動拠点(県立相模原弥栄高等学校、県津久井合同庁舎)に集められた食料を市保有車両、協定締結団体の車両等により、避難所等へ配送する。</p>

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																																						
地-74	7 米飯の炊き出し (1)教育局は、米飯の炊き出しを、原則として市立学校給食センター、市立小学校の給食施設及び炊き出し施設を使用して行う。	7 米飯の炊き出し (1)教育局は、米飯の炊き出しを、 原則として市立学校給食施設(学校給食センターを含む) 及び炊き出し施設を使用して行う。																																						
地-75	第3節 生活必需物資供給対策 2 実施主体 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市担 当</td> <td>環境経済局(経済部)</td> <td>★</td> <td>生活必需物資に係る協定締結団体等との連絡調整、生活必需物資の調達及び輸送、救援物資の受入れ・供給に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関 係 機 関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日本通運(株) (一社)神奈川県トラック協会</td> <td>—</td> <td>生活必需物資の搬送協力に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市担 当	環境経済局(経済部)	★	生活必需物資に係る協定締結団体等との連絡調整、生活必需物資の調達及び輸送、救援物資の受入れ・供給に関すること。	[略]	[略]	[略]	関 係 機 関	[略]	[略]	[略]	日本通運(株) (一社)神奈川県トラック協会	—	生活必需物資の搬送協力に関すること。	第3節 生活必需物資供給対策 2 実施主体 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市担 当</td> <td>環境経済局</td> <td>★</td> <td>生活必需物資に係る協定締結団体等との連絡調整、生活必需物資の調達及び輸送・配送、救援物資の受入れ・供給に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">関 係 機 関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日本通運(株) 佐川急便(株) 西濃運輸(株)</td> <td>—</td> <td rowspan="2">生活必需物資の輸送・配送協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(一社)神奈川県トラック協会</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市担 当	環境経済局	★	生活必需物資に係る協定締結団体等との連絡調整、生活必需物資の調達及び輸送・ 配送 、救援物資の受入れ・供給に関すること。	[略]	[略]	[略]	関 係 機 関	[略]	[略]	[略]	日本通運(株) 佐川急便(株) 西濃運輸(株)	—	生活必需物資の 輸送・配送 協力に関すること。	(一社)神奈川県トラック協会	
	担 当 部 署	時期	項 目																																					
市担 当	環境経済局(経済部)	★	生活必需物資に係る協定締結団体等との連絡調整、生活必需物資の調達及び輸送、救援物資の受入れ・供給に関すること。																																					
	[略]	[略]	[略]																																					
関 係 機 関	[略]	[略]	[略]																																					
	日本通運(株) (一社)神奈川県トラック協会	—	生活必需物資の搬送協力に関すること。																																					
	担 当 部 署	時期	項 目																																					
市担 当	環境経済局	★	生活必需物資に係る協定締結団体等との連絡調整、生活必需物資の調達及び輸送・ 配送 、救援物資の受入れ・供給に関すること。																																					
	[略]	[略]	[略]																																					
関 係 機 関	[略]	[略]	[略]																																					
	日本通運(株) 佐川急便(株) 西濃運輸(株)	—	生活必需物資の 輸送・配送 協力に関すること。																																					
	(一社)神奈川県トラック協会																																							
地-75	第3節 生活必需物資供給対策 5 供給範囲 災害により供給する生活必需物資は、次に掲げるもののうち必要と認めたとする。	第3節 生活必需物資供給対策 5 供給範囲 災害により供給する生活必需物資は、次に掲げるもののうち必要と認めたとする。																																						
地-76	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>物 資</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝具類</td> <td>毛布・布団等</td> </tr> <tr> <td>衣料</td> <td>作業衣・普通着・肌着・靴下等</td> </tr> <tr> <td>炊事用具・食器</td> <td>包丁・なべ・茶わん・はし等</td> </tr> <tr> <td>日用品・雑貨</td> <td>石けん・タオル・衛生材料・雨具等</td> </tr> </tbody> </table>	分 類	物 資	寝具類	毛布・布団等	衣料	作業衣・普通着・肌着・靴下等	炊事用具・食器	包丁・なべ・茶わん・はし等	日用品・雑貨	石けん・タオル・衛生材料・雨具等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>物 資</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被服、寝具及び身の回り品</td> <td>洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴、雨具等</td> </tr> <tr> <td>日用品</td> <td>石けん、トイレトペーパー、生理用品、紙おむつ等</td> </tr> <tr> <td>炊事用具及び食器</td> <td>炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等</td> </tr> </tbody> </table>	分 類	物 資	被服、寝具及び身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴、雨具等	日用品	石けん、トイレトペーパー、生理用品、紙おむつ等	炊事用具及び食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等																				
分 類	物 資																																							
寝具類	毛布・布団等																																							
衣料	作業衣・普通着・肌着・靴下等																																							
炊事用具・食器	包丁・なべ・茶わん・はし等																																							
日用品・雑貨	石けん・タオル・衛生材料・雨具等																																							
分 類	物 資																																							
被服、寝具及び身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴、雨具等																																							
日用品	石けん、トイレトペーパー、生理用品、紙おむつ等																																							
炊事用具及び食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等																																							

頁	現 行(令和3年5月修正)		修正案	
	光熱材料	懐中電灯・電池・固形燃料・LPガス等	光熱材料	固形燃料、LPガス、使い捨てライター等
	その他必要と認めるもの		その他必要と認めるもの	
地-76	<p>第3節 生活必需物資供給対策</p> <p>6 生活必需物資の調達</p> <p>(1) 物資の調達</p> <p>環境経済局は、災害発生時においては、食料・物資対策センターを設置し、物資の調達・管理を行う。生活必需物資は、協定締結団体、その他業界団体等から協力を得て調達するとともに、原則として避難所等への搬送についても要請する。</p> <p>(2) 応援要請</p> <p>環境経済局は、上記(1)の対策を講じても生活必需物資の調達が困難な場合</p>		<p>第3節 生活必需物資供給対策</p> <p>6 生活必需物資の調達</p> <p>(1)生活必需物資の調達</p> <p>環境経済局は、災害発生時においては、食料・物資対策センターを市役所本庁舎に設置し、生活必需物資の調達・管理を行う。災害発生後の生活必需物資の調達については、プッシュ型支援により調達することとし、並行して避難所等のニーズの把握に努め、プル型支援による調達に移行する。</p> <p>ア プッシュ型支援</p> <p>プッシュ型支援とは、被災地からの要請を待たず、必要と見込まれる物資を調達して輸送する支援方法である。</p> <p>環境経済局は、国によるプッシュ型支援が行われる場合は、本市に輸送される品目や数量、到着時期等を把握し、生活必需物資の受入れ及び各避難所等への配送を行う。</p> <p>イ プル型支援</p> <p>プル型支援とは、被災地からの要請に基づき、物資を調達して輸送する支援方法である。</p> <p>(ア)県からの調達</p> <p>環境経済局は、避難所等での生活必需物資の不足が見込まれる場合は、品目や数量を把握し、県に生活必需物資の要請を行う。</p> <p>(イ)協定締結団体等からの調達</p> <p>環境経済局は、協定締結団体、その他業界団体等から協力を得て、生活必需物資を調達するとともに、原則として避難所等への配送についても要請する。</p> <p>(2) 広域応援要請</p> <p>環境経済局は、上記(1)の対策を講じても生活必需物資の調達が困難な場合は、必要に応じて広域応援要請をする。</p>	

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案										
地-76	<p>は、必要に応じて広域応援要請をする。</p> <p>第3節 生活必需物資供給対策</p> <p>7 救援物資への対応</p> <p>(1) 救援物資の要請</p> <p>環境経済局は、生活必需品等の物資が不足する場合は、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じて全国へ救援物資の要請を行う。ただし、救援物資の受入れは、原則として、事業者、団体からの物資とする。</p> <p>救援物資の要請を行う場合、必要とする物資の内容、量、送付方法等について明確に情報を提供し、必要がある時期に市災害対策本部からの要請に基づいて搬送する体制とする。</p> <p>また、物資が充足した時点で、要請の打切りを報道機関等を通じ情報提供する。</p> <p>(2) 広域応援要請</p> <p>環境経済局は、前記(1)による物資の調達が困難な場合は、必要に応じて、広域応援要請を行う。</p> <p>(3) 救援物資の集積・搬送</p> <p>環境経済局は、救援物資受入れ拠点を設置する。トラック等で大量に持ち込まれた物資は、救援物資受入れ拠点へ誘導する。</p> <p>集積された物資は、協定締結団体やボランティア等の協力を得て、仕分け作業を行い、必要に応じて避難所に搬送する。</p>	<p>第3節 生活必需物資供給対策</p> <p>7 義援品の要請</p> <p>環境経済局は、生活必需物資が不足し必要と認めるときは、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じて全国へ義援品の要請を行う。ただし、義援品の受入れは、原則として、事業者、団体からの物資とする。</p> <p>義援品の要請を行うに当たっては、必要とする物資の内容、量、送付方法等について明確に情報を提供し、必要がある時期に市災害対策本部からの要請に基づいて配送する体制とする。</p> <p>また、物資が充足した時点で、報道機関等を通じ要請の打切りについて情報提供する。</p> <p>〔削除〕</p> <p>8 救援物資の集積・配送</p> <p>環境経済局は、被災の状況や物資の輸送経路を踏まえ、あらかじめ指定した施設の中から救援物資受入れ拠点を開設する。</p> <p>トラック等で大量に持ち込まれた物資は、救援物資受入れ拠点へ誘導することとし、救援物資受入れ拠点において集積された物資は、協定締結団体やボランティア等の協力を得て、仕分け作業を行い、必要に応じて避難所に配送する。</p> <p>＜救援物資受入れ拠点の主な役割＞</p> <table border="1" data-bbox="1182 1152 2051 1417"> <thead> <tr> <th data-bbox="1182 1152 1352 1209"></th> <th data-bbox="1352 1152 1688 1209">拠点名</th> <th data-bbox="1688 1152 2051 1209">主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1182 1209 1352 1417" rowspan="3">地域内輸送拠点(※)</td> <td data-bbox="1352 1209 1688 1283">相模原市救援物資集積・配送センター</td> <td data-bbox="1688 1209 2051 1283">○備蓄品の配送</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 1283 1688 1356">淵野辺公園(市立相模原球場、銀河アリーナ)、市体育館</td> <td data-bbox="1688 1283 2051 1356">○調達した物資の集積配送</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1352 1356 1688 1417">GLP アルファリンク相模</td> <td data-bbox="1688 1356 2051 1417">○救援物資、義援品の集積配送</td> </tr> </tbody> </table>		拠点名	主な役割	地域内輸送拠点 (※)	相模原市救援物資集積・配送センター	○備蓄品の配送	淵野辺公園(市立相模原球場、銀河アリーナ)、市体育館	○調達した物資の集積配送	GLP アルファリンク相模	○救援物資、義援品の集積配送
	拠点名	主な役割										
地域内輸送拠点 (※)	相模原市救援物資集積・配送センター	○備蓄品の配送										
	淵野辺公園(市立相模原球場、銀河アリーナ)、市体育館	○調達した物資の集積配送										
	GLP アルファリンク相模	○救援物資、義援品の集積配送										
地-77	<table border="1" data-bbox="226 1184 1059 1425"> <tr> <td data-bbox="226 1184 1059 1425"> <p>救援物資受入れ拠点</p> <p>第1次 相模原市救援物資集積・配送センター 淵野辺公園(市立相模原球場(サーティーフォー相模原球場)、銀河アリーナ)、市体育館</p> <p>第2次 相模原市立勤労者総合福祉センター(サン・エールさがみはら)、相模原市立北相中学校体育館</p> </td> </tr> </table>	<p>救援物資受入れ拠点</p> <p>第1次 相模原市救援物資集積・配送センター 淵野辺公園(市立相模原球場(サーティーフォー相模原球場)、銀河アリーナ)、市体育館</p> <p>第2次 相模原市立勤労者総合福祉センター(サン・エールさがみはら)、相模原市立北相中学校体育館</p>										
<p>救援物資受入れ拠点</p> <p>第1次 相模原市救援物資集積・配送センター 淵野辺公園(市立相模原球場(サーティーフォー相模原球場)、銀河アリーナ)、市体育館</p> <p>第2次 相模原市立勤労者総合福祉センター(サン・エールさがみはら)、相模原市立北相中学校体育館</p>												

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案											
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>原</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>市立勤労者総合福祉センター(サン・エールさがみはら)</td> <td rowspan="2">○調達した物資の集積配送</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市立北相中学校体育館</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市体育館</td> <td>○救援物資、義援品の保管(補助)</td> </tr> </table> <p>(※)「地域内輸送拠点」とは、大規模災害時に県が開設する広域物資輸送拠点(国等から供給される物資を受け入れる拠点)から送られてくる物資を受け入れ、避難所へ配送するための拠点をいう。</p>		原			市立勤労者総合福祉センター(サン・エールさがみはら)	○調達した物資の集積配送		市立北相中学校体育館		市体育館	○救援物資、義援品の保管(補助)
	原												
	市立勤労者総合福祉センター(サン・エールさがみはら)	○調達した物資の集積配送											
	市立北相中学校体育館												
	市体育館	○救援物資、義援品の保管(補助)											
地-77	<p>第3節 生活必需物資供給対策</p> <p>8 物資の輸送 環境経済局は、市が備蓄管理する物資を、市保有車両、協定締結団体の車両等により、避難所等へ輸送する。</p> <p>9 物資の配分 〔略〕</p> <p>10 物価の安定・物資の安定供給 〔略〕</p>	<p>第3節 生活必需物資供給対策</p> <p>9 備蓄物資の配送 環境経済局は、市が備蓄管理する物資を、市保有車両、協定締結団体の車両等により、避難所等へ配送する。</p> <p>10 物資の配分 〔略〕</p> <p>11 物価の安定・物資の安定供給 〔略〕</p>											

第9章 遺体等の収容・埋火葬等

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																										
地-78	<p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市担当</td> <td rowspan="2">健康福祉局 (生活福祉部)</td> <td>★</td> <td>遺体の収容・一時保管に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>身元不明等の遺体の埋火葬 に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市民局</td> <td>●</td> <td>市営斎場での火葬に関する こと。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市担当	健康福祉局 (生活福祉部)	★	遺体の収容・一時保管に関する こと。	●	身元不明等の遺体の埋火葬 に関すること。	市民局	●	市営斎場での火葬に関する こと。	<p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市担当</td> <td rowspan="2">健康福祉局 (生活福祉部)</td> <td>★</td> <td>遺体の収容・一時保管に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>身元不明等の遺体の埋火葬 に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市民局</td> <td>●</td> <td>市営斎場での火葬に関する こと。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市担当	健康福祉局 (生活福祉部)	★	遺体の収容・一時保管に関する こと。	●	身元不明等の遺体の埋火葬 に関すること。	市民局	●	市営斎場での火葬に関する こと。
	担 当 部 署	時 期	項 目																									
市担当	健康福祉局 (生活福祉部)	★	遺体の収容・一時保管に関する こと。																									
		●	身元不明等の遺体の埋火葬 に関すること。																									
	市民局	●	市営斎場での火葬に関する こと。																									
	担 当 部 署	時 期	項 目																									
市担当	健康福祉局 (生活福祉部)	★	遺体の収容・一時保管に関する こと。																									
		●	身元不明等の遺体の埋火葬 に関すること。																									
	市民局	●	市営斎場での火葬に関する こと。																									

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)				修正案			
		区 役 所	●	死体埋火葬許可証の発行に関すること。		<u>区 本 部</u>	●	死体埋火葬許可証の発行に関すること。
	関 係 機 関	警 察 署	—	遺体の検視・調査等に関すること。	関 係 機 関	警 察 署	—	遺体の検視・調査等に関すること。
地-78	<p>3 遺体収容施設の開設</p> <p>健康福祉局は、災害時に遺体が多くに及ぶ場合、市営斎場に遺体収容施設を開設し、収容、検視・調査等、検案、安置措置等を総合的に行う。</p> <p>なお、遺体数が市営斎場の収容量を上回る場合には、遺体等が多数発生している地域に近い施設から開設することを基本的な考えとして、所轄警察署と協議する。</p> <p>市営斎場以外の遺体収容施設は、総合体育館、北総合体育館、串川地域センター、千木良公民館とする。</p>				<p>3 遺体収容施設の開設</p> <p>健康福祉局は、災害時に遺体が多くに及ぶ場合、管轄する警察署と協議し、総合体育館、北総合体育館、串川地域センター、千木良公民館のうち、遺体等が多数発生している地域に近い施設から遺体収容施設を開設し、収容、検視・調査等、検案、安置措置等を総合的に行う。</p> <p>なお、遺体数が開設した遺体収容施設の収容量を上回る場合には、遺体等が多数発生している地域に近い施設から開設することを基本的な考えとして、管轄する警察署と協議する。</p>			

第11章 トイレ対策

頁	現 行(令和3年5月修正)		修正案	
地-83	<p>1 基本方針</p> <p>地震による上下水道の被災等により、トイレが使用できない地域等の被災状況や避難状況を的確に把握し、仮設トイレ等※を提供するなどの対策を行うとともに、し尿を適正かつ迅速に処理することで、環境衛生の保持に努める。</p> <p>※避難所に設置している組立て式仮設トイレ 協定に基づいて設置する仮設トイレ 公共施設等に配備しているマンホールトイレ</p>		<p>1 基本方針</p> <p>地震により上下水道が被災し、トイレが使用できない場合に対応するため、地域の被災状況や避難状況を的確に把握するとともに、仮設トイレやマンホールトイレ等を設置し、し尿を適正かつ迅速に処理することで、環境衛生の保持に努める。</p> <p>〔削除〕</p>	
地-84	<p>5 避難所のトイレ対策</p> <p>(3)マンホールトイレ等の設置</p> <p>断水等による水洗トイレの使用不能の場合や既存の仮設トイレでは、不足すると判断した場合は、マンホールトイレを設置する。設置する際に、高齢者や体の不自由な利用者が使用可能なトイレを適宜設置するほか、簡単に組み立てが可能なトイレを設置する。</p>		<p>5 避難所のトイレ対策</p> <p>(3)マンホールトイレ等の設置</p> <p>断水等による水洗トイレの使用不能の場合や既存の仮設トイレでは、不足すると判断した場合は、マンホールトイレを設置する。設置する際に、高齢者や体の不自由な利用者が使用可能なトイレを適宜設置するほか、簡単に組立てが可能なトイレを設置する。</p>	

第12章 防疫・衛生

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
地-85	<p>4 防疫活動</p> <p>健康福祉局は、県と緊密な連携を図り、次の防疫活動を行う。</p> <p>(1) 被災地及び避難場所における感染症患者又は保菌者の早期発見に努めるとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、必要に応じて感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置等の予防措置を行う。</p> <p>(2) 感染症予防上の必要に応じて、被災地及び避難場所の清潔・消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除を行う。</p>	<p>4 防疫活動</p> <p>健康福祉局は、県と緊密な連携を図り、次の防疫活動を行う。</p> <p>(1) 被災地及び避難所における感染症患者又は保菌者の早期発見に努めるとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、必要に応じて感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置等の予防措置を行う。</p> <p>(2) 感染症予防上の必要に応じて、被災地及び避難所の清潔・消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除を行う。</p>
地-86	<p>8 ペット対策</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 避難時のペットの保護及び飼養は、所有者が行うこととし、避難所へのペットの同行避難者がいる場合は、避難者の居住区画とは離れた場所にペット区画を設置する(第7章「5 避難所の運営に関する視点」地-67参照)。</p> <p>健康福祉局は、避難所等においてペットに係る問題等が生じた場合は、ペット同行避難者への適正飼養の指導等を行うとともに、救援物資及びボランティア派遣の調整等を行う。</p>	<p>8 ペット対策</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 避難時のペットの保護及び飼養は、所有者が行うこととし、避難所へのペットの同行避難者がいる場合は、避難者の居住区画とは離れた場所にペット区画を設置する(第7章「避難所の運営に関する視点」地-67参照)。</p> <p>健康福祉局は、避難所においてペットに係る問題等が生じた場合は、ペット同行避難者への適正飼養の指導等を行うとともに、救援物資及びボランティア派遣の調整等を行う。</p>

第13章 応急住宅対策

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
地-88	<p>4 応急仮設住宅の入居者の募集及び管理</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 入居者の募集、受け付け及び選定</p> <p>[略]</p>	<p>4 応急仮設住宅の入居者の募集及び管理</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 入居者の募集、受付及び選定</p> <p>[略]</p>
地-89	<p>エ 選定方法</p> <p>(ア) 応募のあった入居対象者の数が募集戸数を越えた場合、入居の順番、希望住宅の割当て等については、抽選とする。</p> <p>[略]</p>	<p>エ 選定方法</p> <p>(ア) 応募のあった入居対象者の数が募集戸数を超えた場合、入居の順番、希望住宅の割当て等については、抽選とする。</p> <p>[略]</p>

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
地-89	<p>5 公営住宅等のあつせん 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 民間住宅の確保とあつせん 一時住宅の確保については、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び公営住宅等の確保とあつせんによる他、民間住宅や事業者の社宅などの情報を提供するなど、民間住宅の確保とあつせんを行う。</p>	<p>5 公営住宅等のあつせん 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 民間住宅の確保とあつせん 一時住宅の確保については、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び公営住宅等の確保とあつせんによるほか、民間住宅や事業者の社宅などの情報を提供するなど、民間住宅の確保とあつせんを行う。</p>
地-89	<p>6 住宅の応急修理 (1)～(5) 〔略〕 〔新設〕</p>	<p>6 住宅の応急修理 (1)～(5) 〔略〕 〔6〕応急修理期間における応急仮設住宅の使用 応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であつて、自宅が半壊(住宅としての利用ができない場合)以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に対し、応急修理完了までの間、一時的な住まいとしての応急仮設住宅への入居を可能とし、上記(5)に準じて手続を行う。</p>

第14章 災害時要援護者支援

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
地-91	<p>3 災害発生時の対応 (4) 情報提供 健康福祉局、こども・若者未来局、危機管理局、区本部等は、災害対策基本法第49条の11第3項の規定に基づき、災害時要援護者を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、災害時要援護者の救助救援・支援活動に従事する者に、災害時要援護者名簿の情報を提供することができる。 また、情報提供に当たっては、情報提供先において、災害時要援護者情報の適正な管理が図られるよう、情報漏えいの防止のために適切な措置を講ずるよう努める。</p>	<p>3 災害発生時の対応 (4) 情報提供 健康福祉局、こども・若者未来局、本部事務局、区本部等は、災害対策基本法第49条の11第3項の規定に基づき、災害時要援護者を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、災害時要援護者の救助救援・支援活動に従事する者に、避難行動要支援者名簿の情報を提供することができる。 また、情報提供に当たっては、情報提供先において、避難行動要支援者情報の適正な管理が図られるよう、情報漏えいの防止のために適切な措置を講ずるよう努める。</p>

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

第15章 災害ボランティア対策

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																																
地-93	<p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市担当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>(公社)相模原青年会議所</td> <td>—</td> <td>災害ボランティアについての情報収集や提供、物資の調達・仕分輸送、人的支援に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市担当	[略]	[略]	[略]	関係機関	[略]	[略]	[略]	関係機関	(公社)相模原青年会議所	—	災害ボランティアについての情報収集や提供、物資の調達・仕分輸送、人的支援に関すること。	<p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市担当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>(公社)相模原青年会議所 (公社)津久井青年会議所</td> <td>—</td> <td>災害ボランティアについての情報収集や提供、物資の調達・仕分輸送、人的支援に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市担当	[略]	[略]	[略]	関係機関	[略]	[略]	[略]	関係機関	(公社)相模原青年会議所 (公社)津久井青年会議所	—	災害ボランティアについての情報収集や提供、物資の調達・仕分輸送、人的支援に関すること。
	担 当 部 署	時期	項 目																															
市担当	[略]	[略]	[略]																															
関係機関	[略]	[略]	[略]																															
関係機関	(公社)相模原青年会議所	—	災害ボランティアについての情報収集や提供、物資の調達・仕分輸送、人的支援に関すること。																															
	担 当 部 署	時期	項 目																															
市担当	[略]	[略]	[略]																															
関係機関	[略]	[略]	[略]																															
関係機関	(公社)相模原青年会議所 (公社)津久井青年会議所	—	災害ボランティアについての情報収集や提供、物資の調達・仕分輸送、人的支援に関すること。																															
地-93 地-94	<p>4 ボランティアの受入・支援 (1)災害ボランティアセンター ア～エ [略]</p> <p>オ (公社)相模原青年会議所は、協定に基づき、被災状況や災害救援ボランティア活動支援に関する情報等の収集及び提供や、災害救援ボランティア活動支援物資等の調達及び仕分け輸送の協力、災害ボランティアセンターの運営への人的支援を行う。</p>	<p>4 ボランティアの受入れ・支援 (1)災害ボランティアセンター ア～エ [略]</p> <p>オ (公社)相模原青年会議所及び(公社)津久井青年会議所は、協定に基づき、被災状況や災害救援ボランティア活動支援に関する情報等の収集及び提供や、災害救援ボランティア活動支援物資等の調達及び仕分け輸送の協力、災害ボランティアセンターの運営への人的支援を行う。</p>																																

第16章 都市機能等応急対策

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
地-103	<p>第4節 水道施設の応急対策</p> <p>4 地震災害対策本部の設置</p> <p>神奈川県企業庁は、地震により大規模な災害が発生した場合及び災害発生のおそれがある場合は、企業庁地震災害対策本部を設置し、応急対策活動を組織的に進める。</p> <p>都市建設局は、簡易水道区域において、災害対策本部の設置基準により、配備体制をとる。</p>	<p>第4節 水道施設の応急対策</p> <p>4 災害対策本部の設置</p> <p>神奈川県企業庁は、地震により大規模な災害が発生した場合及び災害発生のおそれがある場合は、企業庁災害対策本部を設置し、応急対策活動を組織的に進める。</p> <p>都市建設局は、簡易水道区域において、災害対策本部の設置基準により、配備体制をとる。</p>

第17章 文教・保育対策

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																																											
地-118	2 実施主体 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市担当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>こども・若者未来局</td> <td>●</td> <td>施設利用者の安全確保、保育対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関係機関</td> <td>神奈川県</td> <td>—</td> <td>文教対策の支援等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市立小・中学校及び義務教育学校並びに教育機関</td> <td>—</td> <td>児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市担当	[略]	[略]	[略]	こども・若者未来局	●	施設利用者の安全確保、保育対策に関すること。	関係機関	神奈川県	—	文教対策の支援等に関すること。	市立小・中学校及び義務教育学校並びに教育機関	—	児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。	2 実施主体 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市担当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>こども・若者未来局</td> <td>●</td> <td>施設利用者の安全確保、保育対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関係機関</td> <td>神奈川県</td> <td>—</td> <td>文教対策の支援等に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>市立小・中学校及び義務教育学校並びに教育機関</u></td> <td>●</td> <td><u>児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関係機関</td> <td>神奈川県</td> <td>—</td> <td>文教対策の支援等に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>私立学校等</u></td> <td>—</td> <td><u>児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市担当	[略]	[略]	[略]	こども・若者未来局	●	施設利用者の安全確保、保育対策に関すること。	関係機関	神奈川県	—	文教対策の支援等に関すること。	<u>市立小・中学校及び義務教育学校並びに教育機関</u>	●	<u>児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。</u>	関係機関	神奈川県	—	文教対策の支援等に関すること。	<u>私立学校等</u>	—	<u>児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。</u>
	担 当 部 署	時期	項 目																																										
市担当	[略]	[略]	[略]																																										
	こども・若者未来局	●	施設利用者の安全確保、保育対策に関すること。																																										
関係機関	神奈川県	—	文教対策の支援等に関すること。																																										
	市立小・中学校及び義務教育学校並びに教育機関	—	児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。																																										
	担 当 部 署	時期	項 目																																										
市担当	[略]	[略]	[略]																																										
	こども・若者未来局	●	施設利用者の安全確保、保育対策に関すること。																																										
関係機関	神奈川県	—	文教対策の支援等に関すること。																																										
	<u>市立小・中学校及び義務教育学校並びに教育機関</u>	●	<u>児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。</u>																																										
関係機関	神奈川県	—	文教対策の支援等に関すること。																																										
	<u>私立学校等</u>	—	<u>児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。</u>																																										

第18章 孤立対策

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
地-122	5 救出・救助 (1)～(4) [略] (5) 食料・物資等の搬送 [略]	5 救出・救助 (1)～(4) [略] (5) 食料・物資等の <u>輸送</u> [略]

第19章 災害救助法

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案			
地-124	<p>4 救助の種類</p> <p>(1)避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(2)炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>(3)被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>(4)医療及び助産</p> <p>(5)被災者の救出</p> <p>(6)被災した住宅の応急修理</p> <p>(7)生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</p> <p>(8)学用品の給与</p> <p>(9)埋 葬</p> <p>(10)死体の捜索及び処理</p> <p>(11)災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p>5 救助の程度、方法及び期間等</p> <p>救助の程度、方法及び期間、弁償並びに救助の事務を行うのに必要な費用については、相模原市告示に定める基準による。</p> <p>ただし、市長は、当該基準によっては救助の適切な実施が困難と認めるときは、必要に応じて神奈川県及び他の救助実施市と連携を図り、適時、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度等の基準を定める。</p> <p>6 災害救助法の適用</p> <p>市長は、市域の被害状況や災害救助法の適用基準等を踏まえ、国、神奈川県等との連携を図り、迅速に災害救助法を適用する。災害救助法を適用した場合、その旨、県等に通知し、内閣総理大臣に報告する。なお、危機管理監は、速やかに各局長及び区長にその旨を通知する。</p> <p>災害救助法は、被害の程度が次の各号の一に該当する場合に適用される。</p> <table border="1" data-bbox="203 1385 1059 1433"> <tr> <td data-bbox="203 1385 734 1433">指標となる被害項目</td> <td data-bbox="734 1385 904 1433">適用の基準</td> <td data-bbox="904 1385 1059 1433">該当条項</td> </tr> </table>	指標となる被害項目	適用の基準	該当条項	<p>修正案</p> <p><u>[現行の「6 災害救助法の適用」を繰り上げ、「4 災害救助法の適用」とし、「4 救助の種類」を「5 救助の種類」に、「5 救助の程度、方法及び期間等」を「6 救助の程度、方法及び期間等」に繰り下げる。]</u></p> <p>4 災害救助法の適用</p> <p>市長は、市域の被害状況や災害救助法の適用基準等を踏まえ、国、神奈川県等との連携を図り、迅速に災害救助法を適用する。災害救助法を適用した場合、その旨を県等に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。なお、危機管理監は、速やかに各局長及び区長にその旨を通知する。</p> <p><u>(1)おそれ段階の適用(災害救助法第2条第2項)</u></p> <p><u>災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、本市がその所管区域となり、市内で被害を受けるおそれがある場合に適用する。</u></p> <p><u>(2)災害が発生した段階の適用(災害救助法第2条第1項)</u></p> <p><u>災害により、住家の滅失(全壊)等の被害が生じ、その被害の程度が災害救助法に定める基準に該当する場合に適用する。</u></p> <p><u><災害救助法の適用基準></u></p>
指標となる被害項目	適用の基準	該当条項			

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第1款 地震災害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年5月修正)				修正案			
地-125	住家等の危害が生じた場合	市内(区内)の住家が滅失した世帯の数	150以上(市内) 100以上(区内)	施行令第1条 第1項第1号	住家等への危害が生じた場合	適用の基準		該当条項
		県内の住家が滅失した世帯の数	2,500 以上	施行令第1条 第1項第2号		市内(区内)の住家が滅失した世帯の数	150 以上(市内) 100 以上(区内)	施行令第1条 第1項 第1号
そのうち市内(区内)の住家が滅失した世帯の数		75以上(市内) 50以上(区内)		県内の住家が滅失した世帯の数		2,500 以上	施行令第1条 第1項 第2号	
県内の住家が滅失した世帯の数		12,000 以上	施行令第1条 第1項 第3号前段	そのうち市内(区内)の住家が滅失した世帯の数		75 以上(市内) 50 以上(区内)	施行令第1条 第1項 第3号 前段	
そのうち市内の住家が滅失した世帯の数		多 数		県内の住家が滅失した世帯の数		12,000 以上	施行令第1条 第1項 第3号 前段	
災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。		多 数	施行令第1条 第1項 第3号後段	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数		多 数	施行令第1条 第1項 第3号 後段	
(内閣府令で定める特別の事情)被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。			内閣府令 第1条	災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。				
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。			施行令第1条 第1項 第4号	(内閣府令で定める特別の事情)被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。				
(内閣府令で定める基準①)災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。			内閣府令 第2条第1号	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準のいずれかに該当するとき。				
(内閣府令で定める基準②)被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は救出について特殊の技術を必要とすること。			内閣府令 第2条第2号	(内閣府令で定める基準①)災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。				
注) [略] ※参考掲載				(注) [略]				

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
地-126	<p>4 救助の種類</p> <p>(1)避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(2)炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>(3)被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>(4)医療及び助産</p> <p>(5)被災者の救出</p> <p>(6)被災した住宅の応急修理</p> <p>(7)生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</p> <p>(8)学用品の給与</p> <p>(9)埋 葬</p> <p>(10)死体の捜索及び処理</p> <p>(11)災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>	<p>5 救助の種類</p> <p><u>災害救助法は、災害が発生するおそれがある段階と、災害が発生した段階の2つの段階で適用され、それぞれの段階に応じて救助の種類が定められている。</u></p> <p><u>(1)おそれ段階の救助</u></p> <p><u>避難所の供与(避難行動が困難な災害時要援護者を避難所に避難させるための輸送を含む。)</u></p> <p><u>(2)災害が発生した段階の救助</u></p> <p><u>ア</u> 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p><u>イ</u> 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p><u>ウ</u> 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p><u>エ</u> 医療及び助産</p> <p><u>オ</u> 被災者の救出</p> <p><u>カ</u> 被災した住宅の応急修理</p> <p><u>キ</u> 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</p> <p><u>ク</u> 学用品の給与</p> <p><u>ケ</u> 埋葬</p> <p><u>コ</u> 死体の捜索及び処理</p> <p><u>サ</u> 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p>6 救助の程度、方法及び期間等 〔略〕</p>

第1章 総則

頁	現行(令和3年5月修正)	修正案																							
地-128	<p>第3節 南海トラフ地震に関連する情報等</p> <p>2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件</p> <p>〔略〕</p> <table border="1" data-bbox="219 459 1077 762"> <thead> <tr> <th>キーワード</th> <th>各キーワードを付記する条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査中</td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td>巨大地震警戒</td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td>巨大地震注意</td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td>調査終了</td> <td>《略》</td> </tr> </tbody> </table>	キーワード	各キーワードを付記する条件	調査中	《略》	巨大地震警戒	《略》	巨大地震注意	《略》	調査終了	《略》	<p>第3節 南海トラフ地震に関連する情報等</p> <p>2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件</p> <p>〔略〕</p> <table border="1" data-bbox="1227 459 2085 762"> <thead> <tr> <th>発表時間</th> <th>キーワード</th> <th>各キーワードを付記する条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震発生等から 5～30分後</td> <td>調査中</td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地震発生等から 最短で2時間後</td> <td>巨大地震警戒</td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td>巨大地震注意</td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td>調査終了</td> <td>《略》</td> </tr> </tbody> </table>	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	地震発生等から 5～30分後	調査中	《略》	地震発生等から 最短で2時間後	巨大地震警戒	《略》	巨大地震注意	《略》	調査終了	《略》
キーワード	各キーワードを付記する条件																								
調査中	《略》																								
巨大地震警戒	《略》																								
巨大地震注意	《略》																								
調査終了	《略》																								
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件																							
地震発生等から 5～30分後	調査中	《略》																							
地震発生等から 最短で2時間後	巨大地震警戒	《略》																							
	巨大地震注意	《略》																							
	調査終了	《略》																							
地-129	<p>第3節 南海トラフ地震に関連する情報等</p> <p>4 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報</p> <p>気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」として発表し、その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行う。</p> <p>当該評価結果が、前項の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁が情報を発表する。</p>	<p>第3節 南海トラフ地震に関連する情報等</p> <p>4 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報</p> <p>気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」として発表し、その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行う。</p> <p>当該評価結果が、前項の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁が情報を発表する。</p>																							

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第2款 南海トラフ地震対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
	<p>地震が発生</p> <p>5～30分後 発表</p> <p>南海トラフの想定震源域又はその周辺でM6.0以上の地震が発生</p> <p>南海トラフの想定震源域のプレート境界内で、通常と異なるゆっくりにずれが発生した場合</p> <p>気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表</p> <p>有識者で構成する「南海トラフ沿いの地震に関する評価委員会」を開催し、起こった現象を評価</p> <p>半割れケース プレート境界内のM8.0以上の地震</p> <p>一部割れケース プレート境界内のM7以上の地震</p> <p>ゆっくりにずれケース プレート境界内のゆっくりにずれ</p> <p>他の条件を満たさない場合</p> <p>（最速）2時間後 発表</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</p>	<p><南海トラフ臨時情報の発表までのフロー></p> <p>地震が発生</p> <p>5～30分後 発表</p> <p>南海トラフの想定震源域又はその周辺でM6.0以上の地震が発生</p> <p>南海トラフの想定震源域のプレート境界内で、通常と異なるゆっくりにずれが発生した場合</p> <p>気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表</p> <p>有識者で構成する「南海トラフ沿いの地震に関する評価委員会」を開催し、起こった現象を評価</p> <p>半割れケース プレート境界内のM8.0以上の地震</p> <p>一部割れケース プレート境界内のM7以上の地震</p> <p>ゆっくりにずれケース プレート境界内のゆっくりにずれ</p> <p>他の条件を満たさない場合</p> <p>（最速）2時間後 発表</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</p>

第2章 市災害対策本部の設置等

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
地-131	<p>第2節 市災害対策本部の設置</p> <p>2 市災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>市長は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、情報に付記されるキーワードに応じ市災害対策本部を設置し、災害対策本部体制配備を指令する。また、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、あるいは災害の発生のおそれが解消されたと認めるときは、市災害対策本部を廃止する。</p>	<p>第2節 市災害対策本部の設置</p> <p>2 市災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>市長は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、情報に付記されるキーワードに応じ市災害対策本部を設置し、災害対策本部体制配備を指令する。また、国から後発地震に対して注意する措置の解除が呼びかけられた場合等、災害の発生のおそれが解消されたと認めるときは、市災害対策本部を廃止する。</p>

第3章 巨大地震警戒時の措置に関する事項

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																																
地-134	第2節 南海トラフ地震臨時情報の広報 1 実施主体 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 担 当</td> <td>[略]</td> <td>—</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関 係 機 関</td> <td>[略]</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">関連事項の広報活動及び相互協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>防 災 関 係 機 関</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市 担 当	[略]	—	[略]	関 係 機 関	[略]		関連事項の広報活動及び相互協力に関すること。	防 災 関 係 機 関	第2節 南海トラフ地震臨時情報の広報 1 実施主体 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 担 当</td> <td>[略]</td> <td>—</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関 係 機 関</td> <td>[略]</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">関連事項の広報活動及び相互協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>その他の防災関係機関</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市 担 当	[略]	—	[略]	関 係 機 関	[略]		関連事項の広報活動及び相互協力に関すること。	その他の 防災関係機関						
	担 当 部 署	時 期	項 目																															
市 担 当	[略]	—	[略]																															
関 係 機 関	[略]		関連事項の広報活動及び相互協力に関すること。																															
	防 災 関 係 機 関																																	
	担 当 部 署	時 期	項 目																															
市 担 当	[略]	—	[略]																															
関 係 機 関	[略]		関連事項の広報活動及び相互協力に関すること。																															
	その他の 防災関係機関																																	
地-138	第4節 児童・生徒等保護対策 2 実施主体 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市 担 当</td> <td>教育局（学校教育部）</td> <td>—</td> <td>児童・生徒の安全確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>こども・若者未来局</td> <td>—</td> <td>園児の安全確保、応急保育に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市立小・中学校及び義務教育学校並びに教育機関</td> <td>—</td> <td>児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 学校(市立小・中学校及び義務教育学校)の対応 [略]</p> <p>(4) 土砂災害警戒区域、山地災害危険地区及び浸水想定区域等に近接する学校では、避難準備体制を整える。</p>		担 当 部 署	時 期	項 目	市 担 当	教育局（学校教育部）	—	児童・生徒の安全確保に関すること。	こども・若者未来局	—	園児の安全確保、応急保育に関すること。	市立小・中学校及び義務教育学校並びに教育機関	—	児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。	第4節 児童・生徒等保護対策 2 実施主体 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市 担 当</td> <td>教育局（学校教育部）</td> <td>—</td> <td>児童・生徒の安全確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>こども・若者未来局</td> <td>—</td> <td>園児の安全確保、応急保育に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市立小・中学校及び義務教育学校並びに教育機関</td> <td>—</td> <td>児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関 係 機 関</td> <td>私立学校等</td> <td>—</td> <td>児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 学校(市立小・中学校及び義務教育学校) 及び教育機関の対応 [略]</p> <p>(4) 土砂災害警戒区域 及び山地災害危険地区等に近接する学校では、避難準備体制を整える。</p>		担 当 部 署	時 期	項 目	市 担 当	教育局（学校教育部）	—	児童・生徒の安全確保に関すること。	こども・若者未来局	—	園児の安全確保、応急保育に関すること。	市立小・中学校及び義務教育学校並びに教育機関	—	児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。	関 係 機 関	私立学校等	—	児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。
	担 当 部 署	時 期	項 目																															
市 担 当	教育局（学校教育部）	—	児童・生徒の安全確保に関すること。																															
	こども・若者未来局	—	園児の安全確保、応急保育に関すること。																															
	市立小・中学校及び義務教育学校並びに教育機関	—	児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。																															
	担 当 部 署	時 期	項 目																															
市 担 当	教育局（学校教育部）	—	児童・生徒の安全確保に関すること。																															
	こども・若者未来局	—	園児の安全確保、応急保育に関すること。																															
	市立小・中学校及び義務教育学校並びに教育機関	—	児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。																															
関 係 機 関	私立学校等	—	児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。																															

相模原市地域防災計画（地震災害対策計画編 第2款 南海トラフ地震対策） 新旧対照表

頁	現行(令和3年5月修正)	修正案
地-143	<p>第8節 保健医療救護対策及び社会福祉施設対策</p> <p>2 保健医療救護対策</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 医療機関に対する要請</p> <p>災害の発生に備え、健康福祉局は医師会を通じて、市内の医療機関に対し機能の確保と医療活動の継続強化を図るように協力を求めるとともに、次の措置をとるように要請する。</p> <p>ア～ウ [略]</p>	<p>第8節 保健医療救護対策及び社会福祉施設対策</p> <p>2 保健医療救護対策</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 医療機関に対する要請</p> <p>災害の発生に備え、健康福祉局は、市内の医療機関に対し機能の確保と医療活動の継続強化を図るように協力を求めるとともに、次の措置をとるように要請する。</p> <p>ア～ウ [略]</p>
地-143	<p>3 社会福祉施設の対策</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の措置</p> <p>社会福祉施設は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、利用者の生命・身体の安全確保に万全を期すため次の措置をとる。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 土砂災害警戒区域、山地災害危険地区及び浸水想定区域等に近接する施設での避難準備体制の確保</p> <p>(2) 後発地震への備え</p> <p>入所者等の保護等については、施設の耐震性、周囲の土砂災害警戒区域、山地災害危険地区及び浸水想定区域等の分布を考慮し、避難誘導等に配慮する。</p>	<p>3 社会福祉施設の対策</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の措置</p> <p>社会福祉施設は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、利用者の生命・身体の安全確保に万全を期すため次の措置をとる。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区等に近接する施設での避難準備体制の確保</p> <p>(2) 後発地震への備え</p> <p>入所者等の保護等については、施設の耐震性、周囲の土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区等の分布を考慮し、避難誘導等に配慮する。</p>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

第1章 市災害対策本部活動

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
風-2	<p>第1節 組織体制</p> <p>4 市災害対策本部の設置</p> <p>(2)〔略〕</p> <p>ア～ウ〔略〕</p> <p>エ 隣接市町</p>	<p>第1節 組織体制</p> <p>4 市災害対策本部の組織</p> <p>(2)〔略〕</p> <p>ア～ウ〔略〕</p> <p>エ 隣接市町村</p>
風-3	<p>第1節 組織体制</p> <p>5 市災害対策本部の組織</p> <p>(6)現地対策班は、まちづくりセンター（中央6地区まちづくりセンターを除く）及び中央区の6公民館（小山、星ヶ丘、清新、中央、横山及び光が丘）に設置し、中央区の6公民館の職員及びあらかじめ指定された職員によって構成する。</p> <p>〔略〕</p> <p><市災害対策本部組織概要図></p> <p>応急対策各班</p>	<p>第1節 組織体制</p> <p>5 市災害対策本部の組織</p> <p>(6)現地対策班は、まちづくりセンター（中央6地区まちづくりセンターを除く）及び中央区の6公民館（小山、星が丘、清新、中央、横山及び光が丘）に設置し、中央区の6公民館の職員及びあらかじめ指定された職員によって構成する。</p> <p>〔略〕</p> <p><市災害対策本部組織概要図></p> <p>応急対策班</p>
風-4	<p>第1節 組織体制</p> <p>6 区本部の設置</p> <p>〔略〕</p> <p>また、警戒体制本部を設置した場合は、危機管理監に報告する。</p> <p>なお、区本部長は、次の行為を行う。</p> <p>(1)～(3)〔略〕</p> <p>(4)避難勧告等の発令要請</p>	<p>第1節 組織体制</p> <p>6 区本部の設置</p> <p>〔略〕</p> <p>また、警戒本部を設置した場合は、危機管理監に報告する。</p> <p>なお、区本部長は、次の行為を行う。</p> <p>(1)～(3)〔略〕</p> <p>(4)避難指示等の発令要請</p>
風-7	<p>第2節 動員体制</p> <p>5 動員指令の伝達体制</p> <p>〔略〕</p>	<p>第2節 動員体制</p> <p>5 動員指令の伝達体制</p> <p>〔略〕</p>

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案												
		<p style="text-align: center;"><動員指令伝達系統図></p>												
風-9	<p>第3節 気象警報・注意報</p> <p>1 基本方針</p> <p>横浜地方気象台は、台風、低気圧、前線などの気象現象をもたらす大雨、強風、高潮等によって災害が発生するおそれがある場合に、災害を防止・軽減するため防災に関する気象警報・注意報又は特別警報を発表し、市民、防災関係機関の注意や警戒を喚起する。</p>	<p>第3節 気象警報・注意報</p> <p>1 基本方針</p> <p>横浜地方気象台は、台風、低気圧、前線などの気象現象をもたらす大雨、強風、高潮等によって災害が発生するおそれがある場合に、災害を防止・軽減するため防災に関する気象警報・注意報又は特別警報を発表し、市民、防災関係機関の注意や警戒を喚起する。</p> <p style="color: red;">市は、気象警報が発表された場合には、直ちに市民、関係機関等への周知に努め、また、特別警報が発表された場合には、直ちに市民、関係機関等への周知の措置をとる。</p>												
風-9	<p>第3節 気象警報・注意報</p> <p>3 警報等の定義</p> <p>市域に関連のある気象警報等の定義は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="237 1145 1095 1417"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>定 義</th> <th>種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注 意 報</td> <td>気象等の現象により、災害の起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報</td> <td>強風注意報、風雪注意報、大雨注意報、大雪注意報、洪水注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着氷(雪)注意報、低温注意報、霜注意報、融雪注意報、なだれ注意報</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	定 義	種 類	注 意 報	気象等の現象により、災害の起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報	強風注意報、風雪注意報、大雨注意報、大雪注意報、洪水注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着氷(雪)注意報、低温注意報、霜注意報、融雪注意報、なだれ注意報	<p>第3節 気象警報・注意報</p> <p>3 警報等の定義</p> <p>市域に関連のある気象警報等の定義は、次のとおりである。</p> <p style="color: red;">なお、大雨警報及び大雨特別警報については、特に警戒すべき事項(浸水害、土砂災害)を明記して発表される。</p> <table border="1" data-bbox="1232 1225 2089 1417"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>定 義</th> <th>種類(市域に関連のある警報等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注 意 報</td> <td style="color: red;">大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれ</td> <td style="color: red;">大雨注意報、洪水注意報、強風注意報、風雪注意報、大雪注意報、雷注意報、濃</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	定 義	種類(市域に関連のある警報等)	注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれ	大雨注意報、洪水注意報、強風注意報、風雪注意報、大雪注意報、雷注意報、濃
種 別	定 義	種 類												
注 意 報	気象等の現象により、災害の起こるおそれがある場合、その旨を注意して行う予報	強風注意報、風雪注意報、大雨注意報、大雪注意報、洪水注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着氷(雪)注意報、低温注意報、霜注意報、融雪注意報、なだれ注意報												
種 別	定 義	種類(市域に関連のある警報等)												
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれ	大雨注意報、洪水注意報、強風注意報、風雪注意報、大雪注意報、雷注意報、濃												

頁	現 行(令和3年5月修正)		修正案									
	警 報	気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報	暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1146 255 1388 558"></td> <td data-bbox="1388 255 1724 558">があるときに、その旨を注意して行う予報</td> <td data-bbox="1724 255 2168 558">霧注意報、乾燥注意報、融雪注意報、なだれ注意報、低温注意報、霜注意報、着氷注意報、着雪注意報</td> </tr> </table>		があるときに、その旨を注意して行う予報	霧注意報、乾燥注意報、融雪注意報、なだれ注意報、低温注意報、霜注意報、着氷注意報、着雪注意報					
	があるときに、その旨を注意して行う予報	霧注意報、乾燥注意報、融雪注意報、なだれ注意報、低温注意報、霜注意報、着氷注意報、着雪注意報										
	特別警報	上記警報の発表基準をはるかに超える気象等の現象が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に行う予報	大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1146 558 1388 901">警 報</td> <td data-bbox="1388 558 1724 901">大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報</td> <td data-bbox="1724 558 2168 901">大雨警報(浸水害、土砂災害)、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1146 901 1388 1420">特別警報</td> <td data-bbox="1388 901 1724 1420">大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報</td> <td data-bbox="1724 901 2168 1420">大雨特別警報(浸水害、土砂災害)、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報</td> </tr> </table> <p>(注1) 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。</p> <p>(注2) 地面現象特別警報は、「大雨特別警報(土砂災害)」として発表される。</p>	警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報	大雨警報(浸水害、土砂災害)、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報	特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報	大雨特別警報(浸水害、土砂災害)、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報		
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報	大雨警報(浸水害、土砂災害)、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報										
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報	大雨特別警報(浸水害、土砂災害)、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報										
風-9			<p>4 警戒レベルを用いた防災気象情報等の提供</p> <p>警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」を関連付けるものであり、市が発令する避難指示等は、居住者等がとるべき行動を直感的に理解できるよう、5段階の警戒レベルを明記して提供する(「第3章 消火・避難誘導対策」風-48参照)。</p> <p>また、居住者等の主体的な避難行動を支援するため、横浜地方気象台及び神奈川県は、各種の防災気象情報等の提供に当たり、参考となる警戒レベル(警戒レベル相当情報)を明記し提供することがある。</p> <p><居住者等がとるべき行動を促す情報と警戒レベル相当情報の関係></p> <table border="1" data-bbox="1220 1260 2116 1380"> <thead> <tr> <th data-bbox="1220 1260 1332 1380">警戒レベル</th> <th data-bbox="1332 1260 1601 1380">居住者等がとるべき行動を促す情報</th> <th colspan="2" data-bbox="1601 1260 2116 1316">警戒レベル相当情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1220 1316 1332 1380"></td> <td data-bbox="1332 1316 1601 1380"></td> <td data-bbox="1601 1316 1870 1380">洪水に関する情報</td> <td data-bbox="1870 1316 2116 1380">土砂災害に関する情報</td> </tr> </tbody> </table>		警戒レベル	居住者等がとるべき行動を促す情報	警戒レベル相当情報				洪水に関する情報	土砂災害に関する情報
警戒レベル	居住者等がとるべき行動を促す情報	警戒レベル相当情報										
		洪水に関する情報	土砂災害に関する情報									
風-10	<p>[新設]</p>											

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案				
		<u>警戒 レベル1</u>	<u>早期注意情報 (気象庁が発表)</u>	＝	＝	
		<u>警戒 レベル2</u>	<u>大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)</u>	○氾濫注意情報 ○洪水キキクル ^{※1} (注 意・黄)	○大雨警報(土砂 災害)の危険度 分布(注意) ○土砂キキクル ^{※2} (注意・黄)	
		<u>警戒 レベル3</u>	<u>高齢者等避難 (市が発令)</u>	○氾濫警戒情報 ○洪水警報 ○洪水キキクル ^{※1} (警 戒・赤)	○大雨警報(土砂災 害) ○土砂キキクル ^{※2} (警戒・赤)	
		<u>警戒 レベル4</u>	<u>避難指示 (市が発令)</u>	○氾濫危険情報 ○洪水キキクル ^{※1} (非常に危険・う す紫)	○土砂災害警戒情 報 ○土砂キキクル ^{※2} (非常に危険・う す紫)	
		<u>警戒 レベル5</u>	<u>緊急安全確保 (市が発令)</u>	○氾濫発生情報 ○大雨特別警報(浸 水害)	○大雨特別警報(土 砂災害) ^{※3}	
		<p>(※1)洪水警報の危険度分布 (※2)大雨警報(土砂災害)の危険度分布 (※3)大雨特別警報(土砂災害)が発表された際には、「土砂キキクル(極めて危険・濃い紫)」を警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用する。</p>				
風-10	<p>第3節 気象警報・注意報</p> <p>4 風水害と関連のある注意報、警報等の種別、発表基準等 気象業務法に基づき横浜地方気象台が発表する一般の利用に適合する予報及び警報のうち、市域の風水害に関連のあるものは次のとおりである。</p> <p>(1)気象注意報</p> <table border="1" data-bbox="190 1276 1137 1420"> <thead> <tr> <th data-bbox="190 1276 380 1332">種 類</th> <th data-bbox="380 1276 1137 1332">発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="190 1332 380 1420">強風注意報</td> <td data-bbox="380 1332 1137 1420">強風による被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準	強風注意報	強風による被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。	<p>第3節 気象警報・注意報</p> <p>5 注意報、警報等の種類、発表基準等</p> <p>気象業務法に基づき横浜地方気象台が発表する一般の利用に適合する予報及び警報のうち、市域に関連のあるものは次のとおりである。</p> <p>(1)注意報、警報の種類及び発表基準</p>
種 類	発 表 基 準					
強風注意報	強風による被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。					

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)		修正案			
風-11		平均風速が12m/s以上と予想される場合	種 類	基準要素	注意報	警報
	風雪注意報	風雪による被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 降雪を伴い平均風速が12m/s以上と予想される場合	大 雨	表面雨量指数 基準^(※1)	12 以上	19 以上
	大雪注意報	大雪によって、被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが、平地で5cm、山地で10cm以上と予想される場合		土壌雨量指数 基準^(※2)	81 以上	109 以上
	大雨注意報	かなりの降雨があつて被害が予想される場合で、下表の基準に到達することが予想される場合 土壌雨量指数基準81、表面雨量指数基準12	洪 水	流域雨量指数 基準^(※3)	各流域で以下の 基準以上 鳩川=12.4 串川=7.2 境川=14.8	各流域で以下の 基準以上 鳩川=15.6 串川=9 境川=18.6
	洪水注意報	洪水によって、被害が予想される場合で、下表の基準に到達することが予想される場合 流域雨量指数が、境川流域で14.8、鳩川流域で12.4、串川流域で7.2 複合基準(表面雨量指数,流域雨量指数)が、鳩川流域(8,6.8) 境川流域(6,14.8)、相模川流域(10,43.5) 指定河川洪水予報による基準 相模川中流域[上依知]		複合基準^(※4)	各流域で以下の 基準以上 鳩川 =(8, 6.8) 境川 =(6, 14.8) 相模川=(10, 43.5)	各流域で以下の 基準以上 境川 =(9, 16.7) 相模川 =(13, 61.2)
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関に著しい支障を及ぼすおそれのある場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 濃霧で視程が陸上で100m以下になると予想される場合		指定河川洪水 予報による 基準	相模川中流 [上依知]	相模川中流 [上依知]
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合	暴 風	平均風速(10 分間平均)	/	25m/s以上
	融雪注意報	融雪によって浸水、土砂災害などの災害が予想される場合	暴 風 雪	平均風速(10 分間平均)		25m/s以上 雪を伴う
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 最小湿度35%以下で実効湿度55%(横浜の値)以下になると予想される場合	大 雪	12時間降雪の 深さ	山地:10cm 平地: 5cm	山地:30cm 平地:10cm
	なだれ注意報	なだれによる災害が予想される場合	強 風	平均風速(10 分間平均)	12m/s以上	/
		風 雪	平均風速(10 分間平均)	12m/s以上 雪を 伴う		

頁	現 行 (令和3年5月修正)		修正案		
	着氷(雪)注意報	着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が起これると予想される場合	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	低温注意報	低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 冬期の最低気温が-5℃以下、又夏期の最低気温が16℃以下の日が数日間継続することが予想される場合	濃霧	視程	100m以下
	霜注意報	早霜、晩霜等によって、農作物等に著しい被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 4月1日から5月20日までの期間で最低気温が4℃以下となると予想される場合	乾燥	湿度	最小湿度 35%、 実効湿度 55% 以下
	(2)気象警報		融雪	現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であることから具体的な基準を定めていない。	
	種 類	発 表 基 準	なだれ		夏期:最低気温 16℃以下が 数日継続 冬期:最低気温 -5℃以下
	暴風警報	平均風速が25m/s以上となり重大な災害が起これると予想される場合	低温	最低気温	最低気温4℃以下 (発表期間は原則4 月1日～5月20日)
	暴風雪警報	平均風速が25m/s以上となり雪を伴い重大な災害が起これると予想される場合	霜	最低気温	最低気温4℃以下 (発表期間は原則4 月1日～5月20日)
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起これると予想される場合で、次の基準に到達することが予想される場合 (浸水害)表面雨量指数基準19 (土砂災害)土壌雨量指数基準109			
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起これると予想される場合で、次の基準に到達することが予想される場合 流域雨量指数が境川流域で18.6、鳩川流域で15.6、串川流域で9 複合基準(表面雨量指数,流域雨量指数)が、境川流域(9,16.7)相模川流域(13,61.2) 指定河川洪水予報による基準 相模川中流[上依知]			
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起これると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。			

《令和2年8月6日現在》

- (※1) 短時間強雨による浸水害発生の危険性を示す指標で、地表面に溜まっている雨水の量を示す指数。
- (※2) 降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
- (※3) 河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。
- (※4) (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

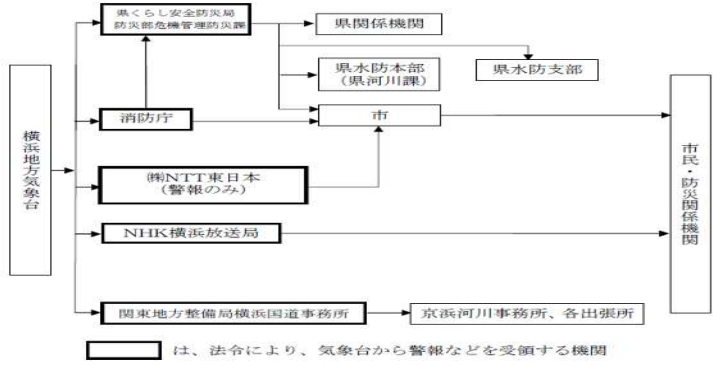
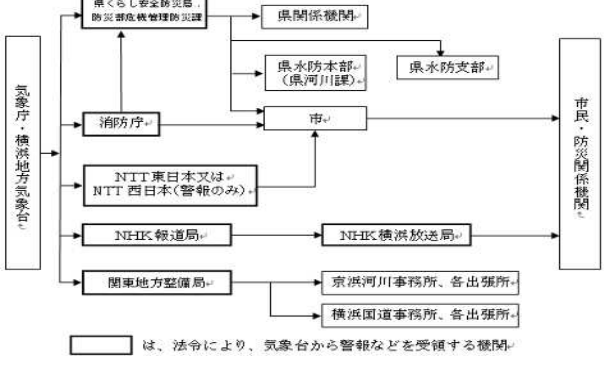
頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案												
	<table border="1" data-bbox="192 264 1137 341"> <tr> <td data-bbox="192 264 383 341"></td> <td data-bbox="383 264 1137 341">12時間降雪の深さが平地で10cm以上、山地で30cm以上と予想される場合</td> </tr> </table> <p data-bbox="192 347 1137 379">(注) ・この基準は令和2年8月6日現在のものである。</p> <ul data-bbox="271 387 763 419" style="list-style-type: none"> ・平均風速とは10分間の平均風速を用いる。 <p data-bbox="192 427 808 459">(土壌雨量指数、流域雨量指数、表面雨量指数の定義)</p> <p data-bbox="192 467 1137 579">土壌雨量指数:土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。降水量の時系列から1km四方の領域ごとに算出する。</p> <p data-bbox="192 587 1137 738">流域雨量指数:河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、降水量の時系列と今後数時間に降ると予想される雨(降水短時間予報)から、計算によって指数化したものであり、1km四方の領域ごとに算出する。</p> <p data-bbox="192 746 1137 858">表面雨量指数:短時間強雨による浸水害発生の危険性を示す指標で、地表面に溜まっている雨水の量を示す指数。 降水量の時系列から1km四方の領域ごとに算出する。</p> <p data-bbox="192 914 1137 1018">さらに、大雨警報発表中に降雨の実況又は2時間先までの予測が監視基準に達した場合には、土砂災害警戒情報を発表する。土砂災害警戒情報は市町村単位で発表されるが、相模原市については市域を2分割して行う。</p> <p data-bbox="192 1074 349 1106">(3)特別警報</p> <table border="1" data-bbox="192 1106 1137 1433"> <thead> <tr> <th data-bbox="192 1106 315 1153">種 類</th> <th data-bbox="315 1106 1137 1153">発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="192 1153 315 1377">大 雨</td> <td data-bbox="315 1153 1137 1377">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量(48時間降水量が561mm、3時間降水量が171mm、土壌雨量指数が306)となる大雨が予想される場合 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数となる大雨が予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 1377 315 1433">暴 風</td> <td data-bbox="315 1377 1137 1433">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹</td> </tr> </tbody> </table>		12時間降雪の深さが平地で10cm以上、山地で30cm以上と予想される場合	種 類	発 表 基 準	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量(48時間降水量が561mm、3時間降水量が171mm、土壌雨量指数が306)となる大雨が予想される場合 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数となる大雨が予想される場合	暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹	<p data-bbox="1615 1110 1704 1142" style="text-align: center;">〔削除〕</p> <p data-bbox="1167 1150 1570 1182">(2)特別警報の種類及び発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1234 1190 2085 1334"> <thead> <tr> <th data-bbox="1234 1190 1368 1238">種 類</th> <th data-bbox="1368 1190 2085 1238">発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1234 1238 1368 1334">大 雨</td> <td data-bbox="1368 1238 2085 1334">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発 表 基 準	大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	12時間降雪の深さが平地で10cm以上、山地で30cm以上と予想される場合													
種 類	発 表 基 準													
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量(48時間降水量が561mm、3時間降水量が171mm、土壌雨量指数が306)となる大雨が予想される場合 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数となる大雨が予想される場合													
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹													
種 類	発 表 基 準													
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合													

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案															
風-12	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>くと予想されるとき</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> </table>		くと予想されるとき	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	<p>《大雨特別警報(浸水害)の発表条件》 <u>次のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続けると予想される地域の中で、浸水キキクル(危険度分布)又は洪水キキクル(危険度分布)で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村に発表する。</u> <u>①48時間降水量及び土壌雨量指数において50年に一度の値以上となった5km格子が、ともに50格子以上まとまって出現。</u> <u>②3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、ともに10格子以上まとまって出現。</u> <u>[相模原市の50年に一度の値]</u> <u>○48時間降水量:556mm ○3時間降水量:171mm</u> <u>○土壌雨量指数:304</u></p> <p>《大雨特別警報(土砂災害)の発表条件》 <u>過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨(おおむね30mm/h以上)がさらに降り続けると予想される場合に、その格子が出現している市町村に発表する。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td> <td>暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td></td> <td>雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td></td> <td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">《令和3年3月25日現在》</p> <p><u>(注)発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。</u></p> <p><u>(3)水防活動の利用に適合する警報及び発表基準</u> <u>暴風雨、大雨、洪水の現象</u>により、重大な水害又は被害の発生するおそれがある場合に行う水防活動用の気象注意報及び警報は、大雨注意報及び警報の発表をもって代え、水防活動用の洪水に関する注意報及び警報は、洪水に関する注意報及び警報の発表をもって代える。</p>	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	暴風雪		雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	大雪		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
		くと予想されるとき															
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合															
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合															
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合															
暴風雪		雪を伴う暴風が吹くと予想される場合															
大雪		数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合															
<p>(注) ・この基準は令和2年5月26日現在のものである。 ・()付きは50年に一度程度発生すると推定される数値で、特別警報の目安となる。</p>																	
<p>(4)水防活動の利用に適合する警報及び発表基準 大雨、洪水、暴風により、重大な水害又は被害の発生するおそれがある場合に行う水防活動用の気象注意報及び警報は、大雨注意報及び警報の発表をもって代え、水防活動用の洪水に関する注意報及び警報は、洪水に関する注意報及び警報の発表をもって代える。</p> <p>(5)気象情報 気象情報の種類には、対象とする地域により全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報(関東甲信地方気象情報)」、各都府県を対象とした「府県気象情報(神奈川県気象情報)」が</p>																	

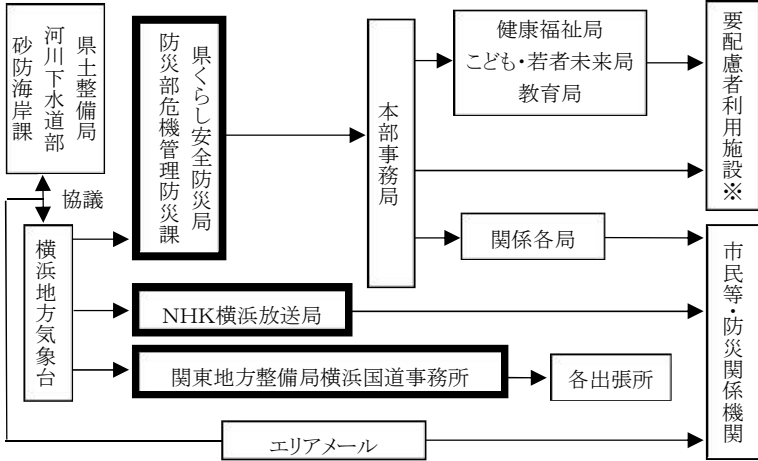
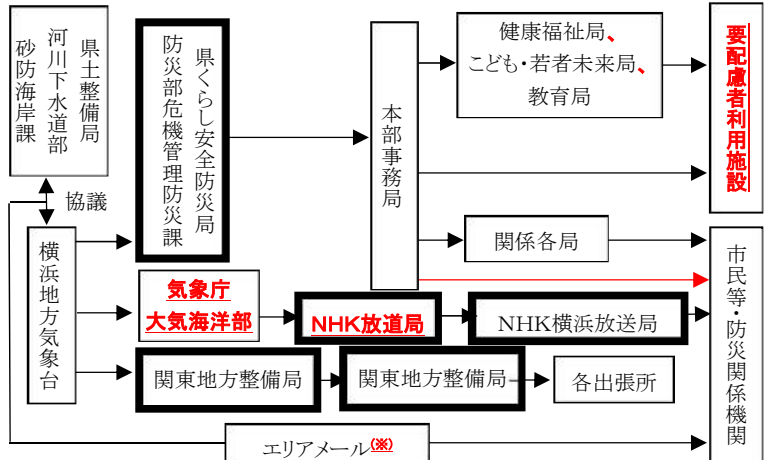
頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
	<p>ある。また、それぞれの情報には対象とする現象に対して、例えば「高波と強風に関する神奈川県気象情報」として発表する。気象情報の役割は大きく4つある。</p> <p>ア 警報や注意報に先立つ注意の喚起 24時間から2～3日先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに発表</p> <p>イ 警報や注意報の補完 警報や注意報の内容を補完して現象の経過や予想、防災上の注意点を解説。雷注意報時の竜巻注意情報など</p> <p>ウ 記録的な短時間の大雨を観測したときの一層の警戒呼びかけ 数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨(神奈川県内では全域で1時間100mm以上)を観測したときに、一層の警戒を呼びかけ。記録的短時間大雨情報として発表</p> <p>エ 社会的に影響の大きな天候についての解説など 長雨や少雨、低温など、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に大きな影響が予想されるときなどに発表</p>	<p>報の発表をもって代える。</p> <p>(4) 防災気象情報</p> <p>台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想されるときに、必要に応じて住民や防災関係者に当該現象の状況や今後の見通し、防災の留意点等をまとめて発表する情報。</p> <p>ア 早期注意情報(警報級の可能性)</p> <p>警報級の現象が5日先までに予測されているときに、その可能性を「早期注意情報(警報級の可能性)」として[高]、[中]の2段階で発表する。大雨に関して[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があるとされる「警戒レベル1」となる。</p> <p>イ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報</p> <p>全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報(関東甲信気象情報)」、各都府県を対象とした「府県気象情報(神奈川県気象情報)」がある。特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報の発表中に、現象の経過、予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。</p> <p>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する神奈川県気象情報」という表題の気象情報により府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表する。</p> <p>ウ 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中に、キキクルの「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間雨量が100mm 以上)を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに気象庁から発表する。</p> <p>エ 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として発表する。情報の有効期間は発表から</p>

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																	
風-13		<p><u>約1時間で、引き続き注意すべき状況が続く場合には再度発表する。</u> <u>本市は、神奈川県西部に含まれる。</u> <u>オ キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等</u> <u>警報・注意報が発表されたときに、実際にどこで「指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)」の予測値が警報・注意報の基準に到達すると予想されているのかが一目で分かり、土砂災害、浸水害、洪水の危険度の高まりを面的に確認できる情報。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>＜キキクル等の種類と概要＞</u></p> <table border="1" data-bbox="1220 579 2051 1415"> <thead> <tr> <th data-bbox="1220 579 1391 620">種 類</th> <th colspan="2" data-bbox="1391 579 2051 620">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1220 620 1391 1219" rowspan="5"> <u>土砂キキクル</u> <u>(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u> </td> <td colspan="2" data-bbox="1391 620 2051 858"> <u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1391 858 1630 987"> <u>「注意」(黄)</u> </td> <td data-bbox="1630 858 2051 987"> <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1391 987 1630 1086"> <u>「警戒」(赤)</u> </td> <td data-bbox="1630 987 2051 1086"> <u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1391 1086 1630 1150"> <u>「非常に危険」(うす紫)</u> </td> <td data-bbox="1630 1086 2051 1150"> <u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1391 1150 1630 1219"> <u>「極めて危険」(濃い紫)</u> </td> <td data-bbox="1630 1150 2051 1219"> <u>警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 1219 1391 1415"> <u>浸水キキクル</u> <u>(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</u> </td> <td colspan="2" data-bbox="1391 1219 2051 1415"> <u>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要		<u>土砂キキクル</u> <u>(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u>	<u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u>		<u>「注意」(黄)</u>	<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>	<u>「警戒」(赤)</u>	<u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>	<u>「非常に危険」(うす紫)</u>	<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	<u>「極めて危険」(濃い紫)</u>	<u>警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用。</u>	<u>浸水キキクル</u> <u>(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</u>	<u>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u>	
種 類	概 要																		
<u>土砂キキクル</u> <u>(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u>	<u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u>																		
	<u>「注意」(黄)</u>	<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>																	
	<u>「警戒」(赤)</u>	<u>高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>																	
	<u>「非常に危険」(うす紫)</u>	<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>																	
	<u>「極めて危険」(濃い紫)</u>	<u>警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用。</u>																	
<u>浸水キキクル</u> <u>(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</u>	<u>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u>																		

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案									
		<p>洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1391 478 2168 845"> <tr> <td data-bbox="1391 478 1630 614">「注意」(黄)</td> <td data-bbox="1630 478 2168 614">ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1391 614 1630 710">「警戒」(赤)</td> <td data-bbox="1630 614 2168 710">高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1391 710 1630 774">「非常に危険」(うす紫)</td> <td data-bbox="1630 710 2168 774">危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1391 774 1630 845">「極めて危険」(濃い紫)</td> <td data-bbox="1630 774 2168 845">警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用。</td> </tr> </table>	「注意」(黄)	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	「警戒」(赤)	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	「非常に危険」(うす紫)	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	「極めて危険」(濃い紫)	警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用。
「注意」(黄)	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。										
「警戒」(赤)	高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。										
「非常に危険」(うす紫)	危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。										
「極めて危険」(濃い紫)	警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用。										
風-14	<p>第3節 気象警報・注意報 5 各種気象通報等 (1)火災気象通報 横浜地方気象台は、県内の気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、次の基準に従い、計算機システムにより県くらし安全防災局危機管理防災課に通報する。 ア 実効湿度が55%以下で、最小湿度が35%以下になる見込みのとき。 イ 毎秒12m以上の平均風速が予想されるとき(降雨、降雪時においては、通</p>	<p>第3節 気象警報・注意報 6 各種気象通報等 (1)火災気象通報 横浜地方気象台は、消防法第22条の規定により、気象の状況が火災予防上危険と認められたときは、次のいずれかの基準により、神奈川県知事に対して通報する。ただし、通報基準に該当する地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、通報を実施しないときがある。 ア 実効湿度が55%以下で、最小湿度が35%以下になる見込みのとき。</p>									

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案
	報を行わない場合がある。)	イ 陸上で 毎秒12m以上の平均風速が予想されるとき。
風-14	<p>6 警報等の地域細分</p> <p>(1)地域細分の発表 注意報、警報は、県全域、一次細分区域、二次細分区域及び一次細分と二次細分が混在する形で発表する。なお、本市は、西部の相模原に属する。</p> <p>(2)細分区域 〔表略〕</p>	<p>7 警報等の地域細分</p> <p>特別警報・警報・注意報は、二次細分区域単位で発表される。</p> <p>＜神奈川県における特別警報・警報・注意報や天気予報の発表区域＞ 〔表略〕</p>
風-15	<p>7 予報、警報等の伝達系統図 〔略〕</p>  <p>は、法令により、気象台から警報などを受領する機関</p>	<p>8 予報、警報等の伝達系統図 〔略〕</p> <p>＜予報・警報等の伝達系統図＞</p>  <p>は、法令により、気象台から警報などを受領する機関</p>
風-16	<p>第4節 土砂災害警戒情報</p> <p>1 基本方針</p> <p>横浜地方気象台と神奈川県は、大雨による土砂災害発生危険度が高まった場合、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づいて協議し、神奈川県土砂災害警戒情報を共同で発表する。</p> <p>市は、横浜地方気象台と県が共同発表する神奈川県土砂災害警戒情報が発表された場合、市民への周知に努めるとともに、土砂災害警戒区域内の住民等に避難行動を促す。</p>	<p>第4節 土砂災害警戒情報</p> <p>1 基本方針</p> <p>横浜地方気象台と神奈川県は、大雨警報(土砂災害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう共同で土砂災害警戒情報を発表する。</p> <p>市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、市民への周知に努めるとともに、土砂災害警戒区域内の居住者等に避難行動を促す。</p>

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
風-16	<p>第4節 土砂災害警戒情報</p> <p>3 土砂災害警戒情報の発表基準</p> <p>大雨警報が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったとき(降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標(土壌雨量指数)が土砂災害発生危険基準線に到達することが予測された場合)に発表される。</p>	<p>第4節 土砂災害警戒情報</p> <p>3 土砂災害警戒情報の発表・解除基準</p> <p>土砂災害警戒情報は、警戒レベル4に相当する情報であり、大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったとき(降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標(土壌雨量指数)が土砂災害発生危険基準線に到達することが予測された場合)に発表される。</p> <p>土砂災害警戒情報は、市町村単位で発表されるが、本市は、西部(緑区)と東部(中央区・南区)に分けて発表される。</p> <p>発表された土砂災害警戒情報は、気象庁が作成する降雨予測に基づき、あらかじめ定められた監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときに解除される。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の下降状況や土砂災害の発生の情報等を鑑み、横浜地方气象台と神奈川県が協議の上解除される。</p>
風-16	<p style="text-align: center;">〔新設〕</p>	<p>第4節 土砂災害警戒情報</p> <p>4 緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の通知</p> <p>土砂災害緊急情報は、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする土砂災害が急迫しており、かつ重大な土砂災害が生ずることが予想される状況があると認められるときに、県又は国土交通省が緊急調査を行い、その結果、一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認められるとき又は土砂災害が想定される区域若しくは時期が明らかに変化したと認められるときに市町村に通知される。</p> <p>市は、土砂災害緊急情報が通知されたときは、市民への周知に努めるとともに、住民等の避難行動を促す。</p>
風-16	<p>第4節 土砂災害警戒情報</p> <p>4 土砂災害警戒情報の伝達</p> <p>土砂災害警戒情報の伝達については、次の系統図に基づき伝達する。</p> <p>また、本部事務局、健康福祉局、こども・若者未来局及び教育局は、土砂災害警戒区域等の危険区域内にある高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の</p>	<p>第4節 土砂災害警戒情報</p> <p>5 土砂災害警戒情報の伝達</p> <p>土砂災害警戒情報は、次の系統図に基づき市民等に伝達する。</p> <p>また、本部事務局、健康福祉局、こども・若者未来局及び教育局は、土砂災害警戒区域等の危険区域内にある要配慮者利用施設の管理者等へ、その旨を連絡する。横浜国道事務所</p>

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
風-17	<p>推進に関する法律第8条第4項)の管理者等へ、その旨を連絡する。</p>  <p>※土砂災害警戒区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他防災上の配慮を必要とする者が利用する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県土砂災害警戒情報は、神奈川県と横浜地方気象台が共同で発表する。 ・神奈川県は土砂災害警戒情報が発表された場合に、対象地域にエリアメールを使用し市民等に伝達する。 <p> は、法令により、気象台から情報を受領する機関</p>	<p style="text-align: center;"><土砂災害警戒情報の伝達系統図></p>  <p>(※) 神奈川県は土砂災害警戒情報が発表された場合に、対象地域にエリアメールを使用し市民等に伝達する。</p> <p> は、法令により、気象台から情報を受領する機関</p>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

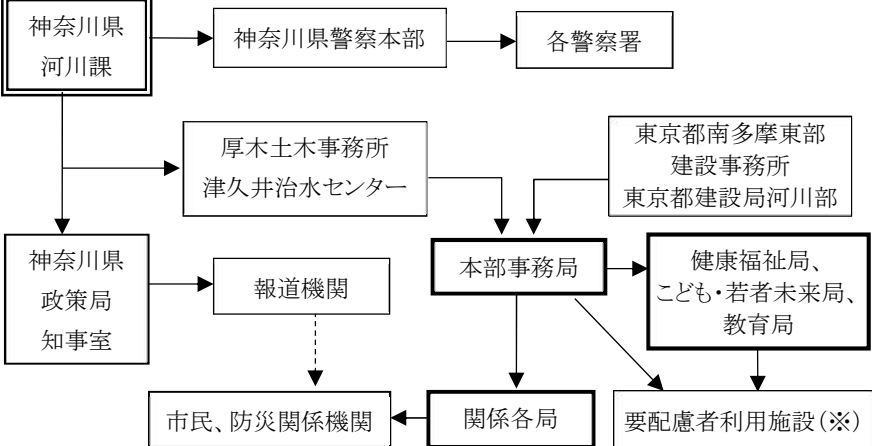
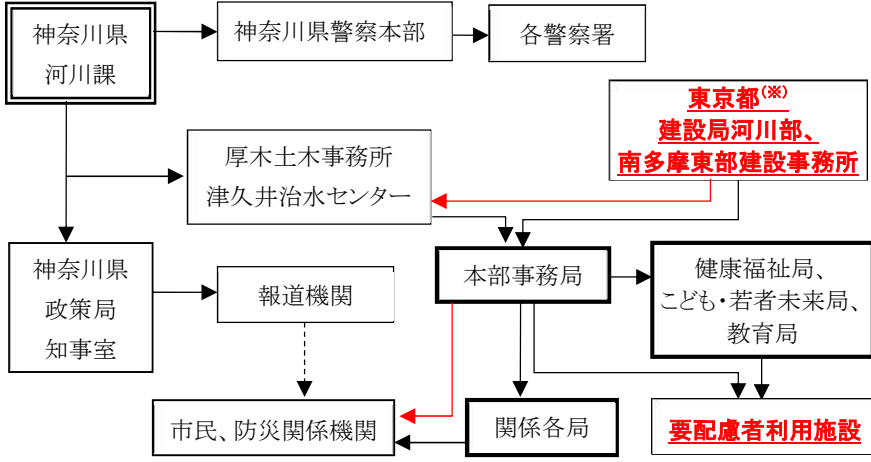
頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案				
風-17	<p>5 土砂災害防止法の対象施設に伝達する手段及び情報について</p> <p>(1)対象施設への情報伝達方法について</p> <p>土砂災害防止法第8条に規定する対象施設への情報伝達手段としてはファクシミリ、防災メール等とする。</p> <p>本部事務局は、防災メール等を活用し、事前に申し出のあった対象施設へ情報を伝達する。</p> <p>健康福祉局、子ども・若者未来局及び教育局は、その他の手段を活用し、対象施設へ情報を伝達する。</p> <p>(2)対象施設への伝達情報について</p> <p>土砂災害防止法第8条に基づき、名称及び所在地を定める土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について、以下の情報を伝達する。</p> <table border="1" data-bbox="197 699 1126 877"> <tr> <td data-bbox="197 699 405 877">土砂災害に関する情報等</td> <td data-bbox="405 699 1126 877"> (1) 大雨警報、大雨特別警報(土砂災害) (2) 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報 (3) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告。避難指示(緊急) (4) その他土砂災害対策上有効な情報 </td> </tr> </table>	土砂災害に関する情報等	(1) 大雨警報、大雨特別警報(土砂災害) (2) 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報 (3) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告。避難指示(緊急) (4) その他土砂災害対策上有効な情報	<p>6 土砂災害防止法の対象施設に伝達する手段及び情報</p> <p>(1)対象施設への情報伝達方法</p> <p>土砂災害防止法第8条に規定する対象施設(要配慮者利用施設)への情報伝達手段は、は、ファクシミリ、防災メール等とする。</p> <p>本部事務局は、防災メール等を活用し、事前に申出のあった対象施設へ情報を伝達する。</p> <p>健康福祉局、子ども・若者未来局及び教育局は、その他の手段を活用し、対象施設へ情報を伝達する。</p> <p>(2)対象施設への伝達情報</p> <p>対象施設に伝達する情報は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1171 699 2157 845"> <tr> <td data-bbox="1171 699 1366 845">土砂災害に関する情報等</td> <td data-bbox="1366 699 2157 845"> (1) 大雨警報(土砂災害)、大雨特別警報(土砂災害) (2) 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報 (3) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (4) その他土砂災害対策上有効な情報 </td> </tr> </table>	土砂災害に関する情報等	(1) 大雨警報(土砂災害)、大雨特別警報(土砂災害) (2) 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報 (3) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (4) その他土砂災害対策上有効な情報
土砂災害に関する情報等	(1) 大雨警報、大雨特別警報(土砂災害) (2) 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報 (3) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告。避難指示(緊急) (4) その他土砂災害対策上有効な情報					
土砂災害に関する情報等	(1) 大雨警報(土砂災害)、大雨特別警報(土砂災害) (2) 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報 (3) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (4) その他土砂災害対策上有効な情報					
風-18	<p>第5節 洪水予報</p> <p>1 基本方針</p> <p>県及び横浜地方気象台は、相模川の洪水によって重大な損害が生ずるおそれがある場合、相模川洪水予報を発表する。</p> <p>また、県等は、境川、鳩川、串川及び道保川の洪水によって重大な損害が生ずるおそれがあり、特別警戒水位(避難判断水位)に達した場合、水防管理者等にその旨を通知する。</p>	<p>第5節 洪水予報等</p> <p>1 基本方針</p> <p>横浜地方気象台と神奈川県は、洪水予報河川である相模川の中流(小倉橋から神川橋(平塚市・寒川町)までの区間)で洪水による被害の発生が予測される場合、相模川中流洪水予報を共同発表する。</p> <p>また、神奈川県は、水位周知河川(境川、小松川、鳩川、串川、道保川及び道志川)で氾濫危険水位(水防法第13条に規定される洪水特別警戒水位)に達した場合等に、水位到達情報を発表する。</p> <p>市は、発表された洪水予報及び水位到達情報について、市民への周知に努めるとともに、洪水浸水想定区域内の居住者等に避難行動を促す。</p>				

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																																																		
風-18	第5節 洪水予報 2 実施主体 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市担当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関 係 機 関</td> <td>横浜地方気象台</td> <td>—</td> <td>洪水予報等の発表に関すること。</td> </tr> <tr> <td>その他の防災関係機関</td> <td>—</td> <td>洪水予報等の伝達に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市担当	[略]	[略]	[略]	関 係 機 関	横浜地方気象台	—	洪水予報等の発表に関すること。	その他の防災関係機関	—	洪水予報等の伝達に関すること。	第5節 洪水予報 等 2 実施主体 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市担当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関 係 機 関</td> <td>横浜地方気象台</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">洪水予報等の発表に関すること。</td> </tr> <tr> <td>神 奈 川 県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の防災関係機関</td> <td>—</td> <td>洪水予報等の伝達に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市担当	[略]	[略]	[略]	関 係 機 関	横浜地方気象台	—	洪水予報等の発表に関すること。	神 奈 川 県		その他の防災関係機関	—	洪水予報等の伝達に関すること。																		
	担 当 部 署	時期	項 目																																																	
市担当	[略]	[略]	[略]																																																	
関 係 機 関	横浜地方気象台	—	洪水予報等の発表に関すること。																																																	
	その他の防災関係機関	—	洪水予報等の伝達に関すること。																																																	
	担 当 部 署	時期	項 目																																																	
市担当	[略]	[略]	[略]																																																	
関 係 機 関	横浜地方気象台	—	洪水予報等の発表に関すること。																																																	
	神 奈 川 県																																																			
	その他の防災関係機関	—	洪水予報等の伝達に関すること。																																																	
風-18 風-19	第5節 洪水予報 3 洪水予報等のレベルと発表基準 発表される洪水予報等の種類、基準水位等は次のとおりである。 洪水のレベルと避難行動等の対応 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水位危険度のレベル</th> <th rowspan="2">洪水予報等の標 題[洪水予報の 種類]</th> <th rowspan="2">基準水位</th> <th rowspan="2">市・住民の行動等</th> <th colspan="2">発表対象</th> </tr> <tr> <th>洪水予報 河川</th> <th>水位周 知河川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル 5</td> <td>氾濫発生情報 [洪水警報]</td> <td>(氾濫発生)</td> <td>住民の避難完了 逃げ遅れた住民の 救助等 新たに氾濫が及ぶ区 域の住民の避難誘導</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル 4</td> <td>氾濫危険情報 [洪水警報]</td> <td>氾濫危険水位</td> <td>市は避難勧告等の 発令を判断</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>レベル 3</td> <td>氾濫警戒情報 [洪水警報]</td> <td>避難判断水位</td> <td>市は避難準備・高 齢者等避難開始の 発令を判断住民は 避難を判断</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>レベル 2</td> <td>氾濫注意情報 [洪水注意報]</td> <td>氾濫注意水位</td> <td>住民は氾濫に関す る情報に注意 消防機関出動</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル 1</td> <td>(発表なし)</td> <td>水防団待機 水位</td> <td>消防機関待機</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	水位危険度のレベル	洪水予報等の標 題[洪水予報の 種類]	基準水位	市・住民の行動等	発表対象		洪水予報 河川	水位周 知河川	レベル 5	氾濫発生情報 [洪水警報]	(氾濫発生)	住民の避難完了 逃げ遅れた住民の 救助等 新たに氾濫が及ぶ区 域の住民の避難誘導	○		レベル 4	氾濫危険情報 [洪水警報]	氾濫危険水位	市は避難勧告等の 発令を判断	○	○	レベル 3	氾濫警戒情報 [洪水警報]	避難判断水位	市は避難準備・高 齢者等避難開始の 発令を判断住民は 避難を判断	○	○	レベル 2	氾濫注意情報 [洪水注意報]	氾濫注意水位	住民は氾濫に関す る情報に注意 消防機関出動	○		レベル 1	(発表なし)	水防団待機 水位	消防機関待機			第5節 洪水予報 等 3 洪水予報等の 種類 、発表基準等 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>発表基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">洪水予報</td> <td>氾濫注意情報 (警戒レベル2 相当情報)</td> <td>○氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ○氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき ○避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (警戒レベル3 相当情報)</td> <td>○氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ○避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき ○氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ○避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (警戒レベル4 相当情報)</td> <td>○氾濫危険水位に到達したとき ○氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (警戒レベル5 相当情報)</td> <td>○氾濫が発生したとき ○氾濫が継続しているとき</td> </tr> </tbody> </table>		種類	発表基準等	洪水予報	氾濫注意情報 (警戒レベル2 相当情報)	○氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ○氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき ○避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき	氾濫警戒情報 (警戒レベル3 相当情報)	○氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ○避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき ○氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ○避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)	氾濫危険情報 (警戒レベル4 相当情報)	○氾濫危険水位に到達したとき ○氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき	氾濫発生情報 (警戒レベル5 相当情報)	○氾濫が発生したとき ○氾濫が継続しているとき
水位危険度のレベル	洪水予報等の標 題[洪水予報の 種類]					基準水位	市・住民の行動等	発表対象																																												
		洪水予報 河川	水位周 知河川																																																	
レベル 5	氾濫発生情報 [洪水警報]	(氾濫発生)	住民の避難完了 逃げ遅れた住民の 救助等 新たに氾濫が及ぶ区 域の住民の避難誘導	○																																																
レベル 4	氾濫危険情報 [洪水警報]	氾濫危険水位	市は避難勧告等の 発令を判断	○	○																																															
レベル 3	氾濫警戒情報 [洪水警報]	避難判断水位	市は避難準備・高 齢者等避難開始の 発令を判断住民は 避難を判断	○	○																																															
レベル 2	氾濫注意情報 [洪水注意報]	氾濫注意水位	住民は氾濫に関す る情報に注意 消防機関出動	○																																																
レベル 1	(発表なし)	水防団待機 水位	消防機関待機																																																	
	種類	発表基準等																																																		
洪水予報	氾濫注意情報 (警戒レベル2 相当情報)	○氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ○氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき ○避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき																																																		
	氾濫警戒情報 (警戒レベル3 相当情報)	○氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ○避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき ○氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ○避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)																																																		
	氾濫危険情報 (警戒レベル4 相当情報)	○氾濫危険水位に到達したとき ○氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき																																																		
	氾濫発生情報 (警戒レベル5 相当情報)	○氾濫が発生したとき ○氾濫が継続しているとき																																																		

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案					
		水位到達 情 報	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="1317 256 1532 360" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 氾濫警戒情報 (警戒レベル3 相当情報) </td> <td data-bbox="1532 256 2163 360" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> ○避難判断水位に到達したとき。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1317 360 1532 472" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 氾濫危険情報 (警戒レベル4 相当情報) </td> <td data-bbox="1532 360 2163 472" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> ○氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達したとき。 </td> </tr> </table>	氾濫警戒情報 (警戒レベル3 相当情報)	○避難判断水位に到達したとき。	氾濫危険情報 (警戒レベル4 相当情報)	○氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達したとき。
氾濫警戒情報 (警戒レベル3 相当情報)	○避難判断水位に到達したとき。						
氾濫危険情報 (警戒レベル4 相当情報)	○氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達したとき。						
風-19	<p>第5節 洪水予報</p> <p>4 洪水予報等の伝達系統</p> <p>河川管理者等が発表する洪水予報、水位到達情報は次の系統で市民等に伝達する。</p> <p>(1)相模川中流洪水予報の伝達系統</p>	<p>第5節 洪水予報等</p> <p>4 洪水予報等の伝達系統</p> <p>(1)相模川中流洪水予報</p> <p>相模川中流洪水予報は、次の系統図に基づき市民等に伝達する。</p> <p>また、本部事務局、健康福祉局、こども・若者未来局及び教育局は、洪水浸水想定区域等の危険区域内にある要配慮者利用施設の管理者等へ、その旨を連絡する。</p>					

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案
風-20	<p>※浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設（水防法第15条） ※神奈川県は、氾濫危険情報及び氾濫発生情報が発表された場合に、対象地域にエリアメールを使用し市民等に伝達する。</p> <p>(2) 境川、鳩川、串川及び道保川の水位到達情報の伝達系統</p>	<p style="text-align: center;">＜相模川中流洪水予報伝達系統図＞</p> <p>(※) 神奈川県は、氾濫危険情報及び氾濫発生情報が発表された場合に、対象地域にエリアメールを使用し市民等に伝達する。</p> <p>(2) 水位到達情報 水位周知河川(境川、小松川、鳩川、串川、道保川及び道志川)に係る水位到達情報は、次の系統図に基づき市民等に伝達する。 また、本部事務局、健康福祉局、子ども・若者未来局及び教育局は、洪水浸水想定区域等の危険区域内にある要配慮者利用施設の管理者等へ、その旨を連絡する。</p>

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
	 <p>※浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設(水防法第15条)</p>	<p style="text-align: center;"><水位到達情報伝達系統図></p>  <p style="text-align: center;">(※)東京都は、境川(根岸橋、境橋)に関する氾濫危険情報のみを発表し伝達する。</p>
風-20	<p>〔新設〕</p>	<p>第5節 洪水予報等</p> <p>5 城山ダムにおける異常洪水時防災操作(緊急放流)に関する伝達系統</p> <p>令和元年東日本台風の豪雨により、城山ダムにおいて運用開始以来、初めて異常洪水時防災操作(緊急放流)^(※)が実施されたことを踏まえ、神奈川県は、新たな情報共有の仕組みを構築し、緊急放流に関する情報連絡・共有体制を強化した。</p> <p>市は、緊急放流に関する情報提供を受けたときは、次の系統図に基づき市民等に</p>

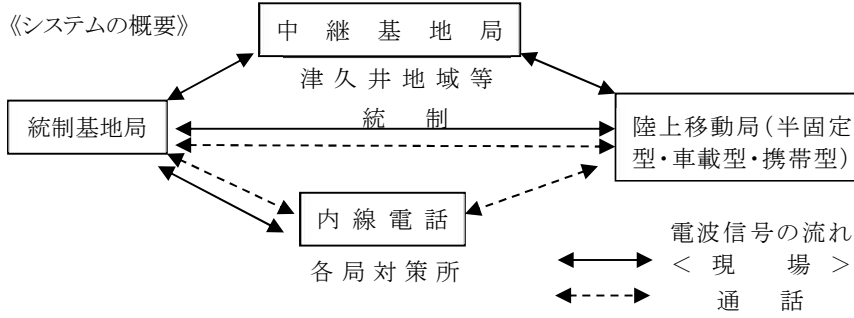
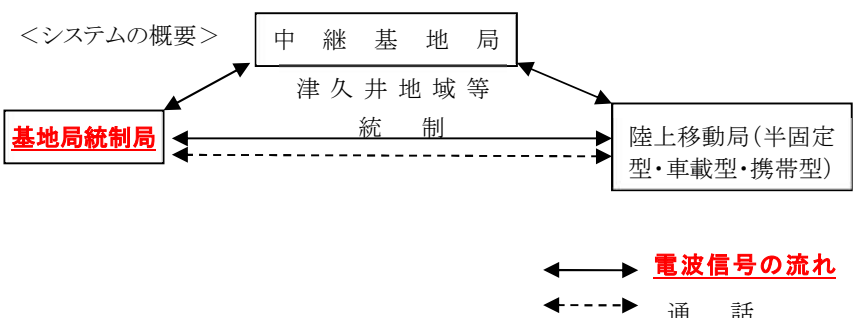
頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
	<p style="text-align: center;">[新設]</p>	<p style="color: red;">伝達し、相模川の洪水浸水想定区域内の住民等に避難行動を促すほか、必要に応じて避難支援を行う。</p> <p style="text-align: center; color: red;">＜城山ダム緊急放流に関する情報伝達系統図＞</p> <pre> graph TD A[城山ダム管理事務所] --> B[神奈川県警察本部] A --> C[関東地方整備局京浜河川事務所] A --> D[企業庁利水課] A --> E[厚木土木事務所] A --> F[神奈川県河川課] B --> G[各警察署] E --> H[津久井治水センター] F --> I[神奈川県危機管理防災課、 県央地域県政総合センター] F -.-> J[報道機関] F -.-> K[関係各局] F -.-> L[要配慮者利用施設] H --> M[本部事務局] I --> M J --> N[市民、防災関係機関] K --> N L --> N M --> O[消防局] M <--> P[健康福祉局、 こども・若者未来局、 教育局] O --> P P --> N N --> Q[エリアメール(*)] N --> R[市民、防災関係機関] N --> S[要配慮者利用施設] </pre> <p style="color: red;">-----> : LINE WORKS、防災行政通信網による一斉情報発信の流れ (*) 事前情報や解除情報等、緊急放流に関する情報の一部は配信されない</p>

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																						
風-21	<p style="text-align: center;">〔新設〕</p>	<p style="text-align: center;">＜神奈川県から伝達される緊急放流に関する 情報項目及び伝達のタイミング＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">情報項目</th> <th style="text-align: center;">情報伝達のタイミング</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">① 事前情報</td> <td>緊急放流を実施する可能性が生じたとき(2～3日前)。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② 見込み情報</td> <td>緊急放流を実施する時刻の見込みが明らかになったとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③ 3時間前予告</td> <td>緊急放流を実施する予定時刻のおおむね3時間前。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④ 見送り情報</td> <td>想定より降雨量が少なかった等により、予定時刻での緊急放流の実施を見送ったとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤ 1時間前予告</td> <td>緊急放流を実施する予定時刻のおおむね1時間前。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥ 中止情報</td> <td>想定より降雨量が少なかった等により、緊急放流を中止するとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑦ 開始情報</td> <td>緊急放流を開始したとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑧ 継続情報</td> <td>緊急放流実施後、さらに放流量が増加し、氾濫等による甚大な被害が予測されるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑨ 解除情報</td> <td>緊急放流を終了したとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑩ 臨時情報</td> <td>その他、①～⑨の定形外の情報伝達が必要となったとき。</td> </tr> </tbody> </table>	情報項目	情報伝達のタイミング	① 事前情報	緊急放流を実施する可能性が生じたとき(2～3日前)。	② 見込み情報	緊急放流を実施する時刻の見込みが明らかになったとき。	③ 3時間前予告	緊急放流を実施する予定時刻のおおむね3時間前。	④ 見送り情報	想定より降雨量が少なかった等により、予定時刻での緊急放流の実施を見送ったとき。	⑤ 1時間前予告	緊急放流を実施する予定時刻のおおむね1時間前。	⑥ 中止情報	想定より降雨量が少なかった等により、緊急放流を中止するとき。	⑦ 開始情報	緊急放流を開始したとき。	⑧ 継続情報	緊急放流実施後、さらに放流量が増加し、氾濫等による甚大な被害が予測されるとき。	⑨ 解除情報	緊急放流を終了したとき。	⑩ 臨時情報	その他、①～⑨の定形外の情報伝達が必要となったとき。
情報項目	情報伝達のタイミング																							
① 事前情報	緊急放流を実施する可能性が生じたとき(2～3日前)。																							
② 見込み情報	緊急放流を実施する時刻の見込みが明らかになったとき。																							
③ 3時間前予告	緊急放流を実施する予定時刻のおおむね3時間前。																							
④ 見送り情報	想定より降雨量が少なかった等により、予定時刻での緊急放流の実施を見送ったとき。																							
⑤ 1時間前予告	緊急放流を実施する予定時刻のおおむね1時間前。																							
⑥ 中止情報	想定より降雨量が少なかった等により、緊急放流を中止するとき。																							
⑦ 開始情報	緊急放流を開始したとき。																							
⑧ 継続情報	緊急放流実施後、さらに放流量が増加し、氾濫等による甚大な被害が予測されるとき。																							
⑨ 解除情報	緊急放流を終了したとき。																							
⑩ 臨時情報	その他、①～⑨の定形外の情報伝達が必要となったとき。																							
風-21	<p>第5節 洪水予報</p> <p>5 水防法の対象施設に伝達する手段及び情報について</p> <p>(1)対象施設への情報伝達方法について</p> <p>水防法第15条に規定する対象施設への情報伝達手段としてはファクシミリ、防災メール等とする。</p> <p>本部事務局は、防災メール等を活用し、事前に申し出のあった対象施設へ情報を伝達する。</p>	<p>第5節 洪水予報等</p> <p>6 水防法の対象施設に伝達する手段及び情報</p> <p>(1)対象施設への情報伝達方法</p> <p>水防法第15条に規定する対象施設(地下街等、要配慮者利用施設及び延べ面積が1万平方メートル以上である工場、作業場又は倉庫)への情報伝達手段は、ファクシミリ、防災メール等とする。</p> <p>本部事務局は、防災メール等を活用し、事前に申出のあった対象施設へ情報を</p>																						

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																																				
	<p>健康福祉局、子ども・若者未来局及び教育局は、その他の手段を活用し、対象施設へ情報を伝達する。</p> <p>(2)対象施設への伝達情報について</p> <p>水防法第15条に基づく洪水予報等を伝達する事業所等は、地下街等、要配慮者利用施設、大規模な工場その他施設とし、これら事業所等の所有者、施設管理者及び自衛水防組織の構成員に対し、洪水予報等を伝達する。</p> <p>伝達する洪水予報等は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="208 539 1126 718"> <tr> <td data-bbox="208 539 358 718">洪水予報等</td> <td data-bbox="358 539 1126 718"> (1) 大雨特別警報(浸水害) (2) 相模川洪水予報(氾濫危険情報、氾濫発生情報) (3) 水位周知河川における水位到達情報 (4) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急) (5) その他浸水対策上有効な情報 </td> </tr> </table>	洪水予報等	(1) 大雨特別警報(浸水害) (2) 相模川洪水予報(氾濫危険情報、氾濫発生情報) (3) 水位周知河川における水位到達情報 (4) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急) (5) その他浸水対策上有効な情報	<p>伝達する。</p> <p>健康福祉局、子ども・若者未来局及び教育局は、その他の手段を活用し、対象施設へ情報を伝達する。</p> <p>(2)対象施設への伝達情報</p> <p>対象施設に伝達する情報は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1176 459 2145 670"> <tr> <td data-bbox="1176 459 1317 670">洪水に関する情報等</td> <td data-bbox="1317 459 2145 670"> (1) 大雨特別警報(浸水害) (2) 相模川中流洪水予報(氾濫危険情報、氾濫発生情報) (3) 水位周知河川における水位到達情報(氾濫危険情報) (4) 城山ダムの緊急放流に関する情報 (5) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (6) その他浸水対策上有効な情報 </td> </tr> </table>	洪水に関する情報等	(1) 大雨特別警報(浸水害) (2) 相模川 中流 洪水予報(氾濫危険情報、氾濫発生情報) (3) 水位周知河川における水位到達情報(氾濫危険情報) (4) 城山ダムの緊急放流に関する情報 (5) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (6) その他浸水対策上有効な情報																																
洪水予報等	(1) 大雨特別警報(浸水害) (2) 相模川洪水予報(氾濫危険情報、氾濫発生情報) (3) 水位周知河川における水位到達情報 (4) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急) (5) その他浸水対策上有効な情報																																					
洪水に関する情報等	(1) 大雨特別警報(浸水害) (2) 相模川 中流 洪水予報(氾濫危険情報、氾濫発生情報) (3) 水位周知河川における水位到達情報(氾濫危険情報) (4) 城山ダムの緊急放流に関する情報 (5) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 (6) その他浸水対策上有効な情報																																					
風-22	<p>第6節 無線通信の運用</p> <p>1 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="208 877 1048 1276"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市 担 当</td> <td>本部事務局</td> <td>★</td> <td>デジタル地域防災無線・防災行政用同報無線(ひばり放送)、簡易無線の運用、非常無線通信の依頼、アマチュア無線局の活用に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関 係 機 関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>その他の防災関係機関</td> <td>—</td> <td>非常無線通信の運用に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市 担 当	本部事務局	★	デジタル地域防災無線・防災行政用同報無線(ひばり放送)、簡易無線の運用、非常無線通信の依頼、アマチュア無線局の活用に関すること。	[略]	[略]	[略]	関 係 機 関	[略]	[略]	[略]	その他の防災関係機関	—	非常無線通信の運用に関すること。	<p>第6節 無線通信の運用</p> <p>1 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1176 877 2016 1276"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市 担 当</td> <td>本部事務局</td> <td>★</td> <td>デジタル地域防災無線・防災行政用同報無線(ひばり放送)、簡易無線の運用、非常通信の依頼、アマチュア無線局の活用に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関 係 機 関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>その他の防災関係機関</td> <td>—</td> <td>非常通信の運用に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市 担 当	本部事務局	★	デジタル地域防災無線・防災行政用同報無線(ひばり放送)、簡易無線の運用、 非常通信 の依頼、アマチュア無線局の活用に関すること。	[略]	[略]	[略]	関 係 機 関	[略]	[略]	[略]	その他の防災関係機関	—	非常通信 の運用に関すること。
	担 当 部 署	時期	項 目																																			
市 担 当	本部事務局	★	デジタル地域防災無線・防災行政用同報無線(ひばり放送)、簡易無線の運用、非常無線通信の依頼、アマチュア無線局の活用に関すること。																																			
	[略]	[略]	[略]																																			
関 係 機 関	[略]	[略]	[略]																																			
	その他の防災関係機関	—	非常無線通信の運用に関すること。																																			
	担 当 部 署	時期	項 目																																			
市 担 当	本部事務局	★	デジタル地域防災無線・防災行政用同報無線(ひばり放送)、簡易無線の運用、 非常通信 の依頼、アマチュア無線局の活用に関すること。																																			
	[略]	[略]	[略]																																			
関 係 機 関	[略]	[略]	[略]																																			
	その他の防災関係機関	—	非常通信 の運用に関すること。																																			
風-23	<p>第6節 無線通信の運用</p> <p>3 消防救急無線の運用</p> <p>(1)無線局の種別</p>	<p>第6節 無線通信の運用</p> <p>3 消防救急無線の運用</p> <p>(1)無線局の種別</p>																																				

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>設置・配置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">基地局</td> <td>消防指令センター、相武台、三井金沢、鉢岡山、青根橋津原、愛川トンネル、相模原八王子トンネル、小仏トンネル、小仏城山</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">陸上移動局</td> <td>可搬型無線装置</td> <td>各指揮隊及び指令課</td> </tr> <tr> <td>車載型無線装置</td> <td>各消防車両</td> </tr> <tr> <td>携帯型無線装置</td> <td>各署所、指令課及び消防団部長以上</td> </tr> <tr> <td>署活動用無線局</td> <td>各署所</td> </tr> </tbody> </table>	種 別		設置・配置場所	基地局		消防指令センター、相武台、三井金沢、鉢岡山、青根橋津原、愛川トンネル、相模原八王子トンネル、小仏トンネル、小仏城山	陸上移動局	可搬型無線装置	各指揮隊及び指令課	車載型無線装置	各消防車両	携帯型無線装置	各署所、指令課及び消防団部長以上	署活動用無線局	各署所	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>設置・配置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">基地局</td> <td>消防指令センター、相武台、三井金沢、鉢岡山、青根橋津原、愛川トンネル、相模原八王子トンネル、小仏トンネル、小仏城山</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中継局</td> <td>三角山(青野原山中)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">陸上移動局</td> <td>可搬型無線装置</td> <td>各指揮隊及び指令課</td> </tr> <tr> <td>車載型無線装置</td> <td>各消防車両</td> </tr> <tr> <td>携帯型無線装置</td> <td>各消防署所、指令課及び消防団部長以上</td> </tr> <tr> <td>署活動用無線局</td> <td>各消防署所</td> </tr> </tbody> </table>	種 別		設置・配置場所	基地局		消防指令センター、相武台、三井金沢、鉢岡山、青根橋津原、愛川トンネル、相模原八王子トンネル、小仏トンネル、小仏城山	中継局		三角山(青野原山中)	陸上移動局	可搬型無線装置	各指揮隊及び指令課	車載型無線装置	各消防車両	携帯型無線装置	各 消防 署所、指令課及び消防団部長以上	署活動用無線局	各 消防 署所		
種 別		設置・配置場所																																			
基地局		消防指令センター、相武台、三井金沢、鉢岡山、青根橋津原、愛川トンネル、相模原八王子トンネル、小仏トンネル、小仏城山																																			
陸上移動局	可搬型無線装置	各指揮隊及び指令課																																			
	車載型無線装置	各消防車両																																			
	携帯型無線装置	各署所、指令課及び消防団部長以上																																			
	署活動用無線局	各署所																																			
種 別		設置・配置場所																																			
基地局		消防指令センター、相武台、三井金沢、鉢岡山、青根橋津原、愛川トンネル、相模原八王子トンネル、小仏トンネル、小仏城山																																			
中継局		三角山(青野原山中)																																			
陸上移動局	可搬型無線装置	各指揮隊及び指令課																																			
	車載型無線装置	各消防車両																																			
	携帯型無線装置	各 消防 署所、指令課及び消防団部長以上																																			
	署活動用無線局	各 消防 署所																																			
風-23	<p>第6節 無線通信の運用</p> <p>4 デジタル地域防災無線の運用</p> <p>(1)無線局の種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>設置・配置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">統制基地局</td> <td>消防指令センター</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中継基地局</td> <td>津久井地域に中継基地局4箇所、中継局1箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">陸上移動局</td> <td>車載型</td> <td>公用車両</td> </tr> <tr> <td>半固定型</td> <td>区役所、まちづくりセンター、公民館、メディカルセンター、小・中学校及び義務教育学校</td> </tr> <tr> <td>携帯型</td> <td>防災関係機関、財政局、都市建設局ほか</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)通信の体系</p> <p>災害発生時におけるデジタル地域防災無線の運用は、各対策所が移動局からの情報を無線に接続されている内線電話又は無線機を使用して集約することと</p>	種 別		設置・配置場所	統制基地局		消防指令センター	中継基地局		津久井地域に中継基地局4箇所、中継局1箇所	陸上移動局	車載型	公用車両	半固定型	区役所、まちづくりセンター、公民館、メディカルセンター、小・中学校及び義務教育学校	携帯型	防災関係機関、財政局、都市建設局ほか	<p>第6節 無線通信の運用</p> <p>4 デジタル地域防災無線の運用</p> <p>(1)無線局の種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>設置・配置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">基地局統制局</td> <td>消防指令センター</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中継基地局</td> <td>三井金沢、三角山(青野原山中)、鉢岡山、青根橋津原</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中継局</td> <td>小仏城山</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">陸上移動局</td> <td>車載型</td> <td>公用車両</td> </tr> <tr> <td>半固定型</td> <td>区役所、まちづくりセンター、公民館、メディカルセンター、小・中学校及び義務教育学校</td> </tr> <tr> <td>携帯型</td> <td>防災関係機関、財政局、都市建設局ほか</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)通信の体系</p> <p>災害発生時におけるデジタル地域防災無線の運用は、各対策所が移動局からの</p>	種 別		設置・配置場所	基地局統制局		消防指令センター	中継基地局		三井金沢、三角山(青野原山中)、鉢岡山、青根橋津原	中継局		小仏城山	陸上移動局	車載型	公用車両	半固定型	区役所、まちづくりセンター、公民館、メディカルセンター、小・中学校及び義務教育学校	携帯型	防災関係機関、財政局、都市建設局ほか
種 別		設置・配置場所																																			
統制基地局		消防指令センター																																			
中継基地局		津久井地域に中継基地局4箇所、中継局1箇所																																			
陸上移動局	車載型	公用車両																																			
	半固定型	区役所、まちづくりセンター、公民館、メディカルセンター、小・中学校及び義務教育学校																																			
	携帯型	防災関係機関、財政局、都市建設局ほか																																			
種 別		設置・配置場所																																			
基地局統制局		消防指令センター																																			
中継基地局		三井金沢、三角山(青野原山中)、鉢岡山、青根橋津原																																			
中継局		小仏城山																																			
陸上移動局	車載型	公用車両																																			
	半固定型	区役所、まちづくりセンター、公民館、メディカルセンター、小・中学校及び義務教育学校																																			
	携帯型	防災関係機関、財政局、都市建設局ほか																																			

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
風-24	<p>し、また、統制基地局が陸上移動局を必要に応じて統制する。</p> 	<p>情報を無線に接続されている内線電話又は無線機を使用して集約することとし、また、基地局統制局が陸上移動局を必要に応じて統制する。</p> 
風-25	<p>第6節 無線通信の運用 8 その他通信施設の運用 (1)防災関係機関等に対する非常無線通信の依頼 本部事務局は、災害の状況により、市有の無線が使用不能となり、他に有効な手段がないときは、関東地方非常通信協議会会則(昭和45年4月)に基づき、その構成機関所有の無線局に非常無線通信を依頼する。</p> <p>注)電波法では、無線局の目的外の使用が禁止されているが、同法第52条で非常通信(地震、台風等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において有線通信の利用が困難なときに人命の救助等のために行われる無線通信)等については、この禁止が解かれている。</p>	<p>第6節 無線通信の運用 8 その他通信施設の運用 (1)防災関係機関等に対する非常通信の依頼 本部事務局は、災害の状況により、市有の無線が使用不能となり、他に有効な手段がないときは、関東地方非常通信協議会会則(昭和45年4月)に基づき、その構成機関所有の無線局に非常通信(総則・予防計画編第2款「第5章応急対策への備え」予-60参照)を依頼する。</p>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
風-27	<p>第7節 災害情報の収集伝達</p> <p>4 被害調査</p> <p>(1)住家等被害調査</p> <p> 財政局(税務部)は、区本部と連携して被害調査班を編成し、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(令和3年3月 内閣府)・参考資料(令和2年3月)及び「浸水等による住宅被害の認定について」(平成16年 内閣府)に基づいて調査を実施する。また、調査結果を取りまとめ、本部事務局及び区本部(罹災証明書発行担当)へ報告する。</p> <p> なお、必要に応じて、県や応援協定団体等へ調査員等の派遣を要請し、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」(令和2年3月 内閣府)等を参考に、効果的な調査体制を確保する。</p>	<p>第7節 災害情報の収集伝達</p> <p>4 被害調査</p> <p>(1)住家等被害調査</p> <p> 財政局は、区本部と連携して被害調査班を編成し、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき調査を実施する。また、調査結果を取りまとめ、本部事務局及び区本部(罹災証明書発行担当)へ報告する。</p> <p> なお、必要に応じて、県や応援協定団体等へ調査員等の派遣を要請し、内閣府が定める「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」等を参考に、効果的な調査体制を確保する。</p>
風-27	<p>第7節 災害情報の収集伝達</p> <p>5 被災者台帳の作成</p> <p>(1) 被災者台帳の作成</p> <p> 本部事務局及び区本部は関係各局と連携し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うために必要と認めた場合、被災者台帳(第2款 第2章 第1節 4 「(1)被災者台帳等」風-136参照)及び災害救助法に基づく各種報告書等を活用して次の被災者情報を記録した台帳の作成に努める(災害対策基本法第90条の3)。</p> <p> 市長(本部長)は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求めることができる。</p> <div data-bbox="215 1106 1048 1332" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○氏名 ○生年月日 ○性別 ○住所又は居所</p> <p>○住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況</p> <p>○援護の実施状況</p> <p>○災害時要援護者であるときは、その旨及び災害時要援護者に該当する事由</p> <p>○その他(連絡先、世帯構成、罹災証明書の交付状況等、同法施行規則に定める事項)</p> </div> <p>(2)被災者台帳情報の利用及び提供</p>	<p>第7節 災害情報の収集伝達</p> <p>5 被災者台帳の作成</p> <p>(1) 被災者台帳の作成</p> <p> 本部事務局及び区本部は関係各局と連携し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うために必要と認めた場合、罹災証明書や災害救助法に基づく各種報告書等を活用して次の被災者情報を記載又は記録した被災者台帳の作成に努める(災害対策基本法第90条の3)。</p> <p> 市長(本部長)は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。</p> <p style="text-align: center;"><被災者台帳に記載又は記録する被災者情報></p> <div data-bbox="1238 1145 2072 1369" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○氏名 ○生年月日 ○性別 ○住所又は居所</p> <p>○住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況</p> <p>○援護の実施状況</p> <p>○災害時要援護者であるときは、その旨及び災害時要援護者に該当する事由</p> <p>○その他(連絡先、世帯構成、罹災証明書の交付状況等、災害対策基本法施行規則第8条の5に定める事項)</p> </div>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																		
	<p>市長(本部長)は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用することができる(災害対策基本法第90条の4)。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 ○市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。 ○他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。</p> </div> <p>また、台帳情報の提供について申請があった場合は、災害対策基本法施行規則に基づいて、不当な目的の場合を除いて情報提供を行う。</p>	<p>(2)被災者台帳に記載し、又は記録された情報(台帳情報)の利用及び提供 市長(本部長)は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で、災害対策本部内において台帳情報を利用することができる。</p> <p>また、台帳情報の提供について申請があった場合、次のいずれかに該当し、かつ当該申請が不当な目的によるものでないと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより、知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときに、当該申請に係る台帳情報を提供することができる(災害対策基本法第90条の4及び同法施行規則第8条の6)。</p> <p style="text-align: center;"><台帳情報を提供できる場合></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 ○他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。</p> </div>																		
<p>風-27 風-28</p>	<p>第7節 災害情報の収集伝達 6 安否情報の確認・提供 [略] このため、区本部は関係各局と連携し、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳(前項)等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。 [略] なお、特別事情情報対象者等も含まれるため、所在等の個人情報を伝えることのないよう慎重に対応すること。</p>	<p>第7節 災害情報の収集伝達 6 安否情報の確認・提供 [略] このため、区本部は関係各局と連携し、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。</p> <p>[略] なお、特別事情情報対象者等も含まれるため、所在等の個人情報を伝えることのないよう慎重に対応するものとする。</p>																		
<p>風-29</p>	<p>第8節 災害時の広報・広聴 4 広報事項 (2)注意報・警報等発表時の主な広報事項</p> <table border="1" data-bbox="212 1228 1048 1409"> <thead> <tr> <th>時 期</th> <th>広報事項</th> <th>広報媒体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>災害警戒時の</td> <td>(1) [略] (2) 避難の準備、勧告、指示、</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	時 期	広報事項	広報媒体	[略]	[略]	[略]	災害警戒時の	(1) [略] (2) 避難の準備、勧告、指示、	[略]	<p>第8節 災害時の広報・広聴 4 広報事項 (2)注意報・警報等発表時等の主な広報事項</p> <table border="1" data-bbox="1209 1228 2022 1409"> <thead> <tr> <th>時 期</th> <th>広報事項</th> <th>広報媒体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>災害警戒時の</td> <td>(1) [略] (2) 避難の準備、指示、要</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	時 期	広報事項	広報媒体	[略]	[略]	[略]	災害警戒時の	(1) [略] (2) 避難の 準備、指示、要	[略]
時 期	広報事項	広報媒体																		
[略]	[略]	[略]																		
災害警戒時の	(1) [略] (2) 避難の準備、勧告、指示、	[略]																		
時 期	広報事項	広報媒体																		
[略]	[略]	[略]																		
災害警戒時の	(1) [略] (2) 避難の 準備、指示、要	[略]																		

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)				修正案			
	広報	要請、規制に関する事項 (3)～(5)〔略〕			広報	請、規制に関する事項 (3)～(5)〔略〕		
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
風-30 風-31	<p>第8節 災害時の広報・広聴</p> <p>5 広報の方法</p> <p>(1)市民への伝達</p> <p>ア、イ〔略〕</p> <p>ウ 情報システム及びインターネットの活用</p> <p>(ア)～(ウ)〔略〕</p> <p>(エ) 市が行う警報や避難勧告等の伝達に際し、インターネット情報ポータルサイト運営事業者(グーグル(株)、ヤフー(株))と協力し、インターネットを活用した情報提供に努める。</p> <p>エ〔略〕</p> <p>オ 放送機関の活用</p> <p>(株)エフエムさがみとの「災害時情報等の放送に関する協定書」及び横浜エフエム放送(株)との「災害時における放送要請に関する協定」に基づくラジオ放送並びに地上デジタル放送を活用し、ひばり放送や防災メールの情報伝達を補完する。</p>				<p>第8節 災害時の広報・広聴</p> <p>5 広報の方法</p> <p>(1)市民への伝達</p> <p>ア、イ〔略〕</p> <p>ウ 情報システム及びインターネットの活用</p> <p>(ア)～(ウ)〔略〕</p> <p>(エ) 市が行う警報や避難指示等の伝達に際し、インターネット情報ポータルサイト運営事業者(グーグル(株)、ヤフー(株))と協力し、インターネットを活用した情報提供に努める。</p> <p>エ〔略〕</p> <p>オ 放送機関の活用</p> <p>(株)エフエムさがみとの「災害情報等の放送に関する協定書」及び横浜エフエム放送(株)との「災害時における放送要請に関する協定」に基づくラジオ放送並びに地上デジタル放送を活用し、ひばり放送や防災メールの情報伝達を補完する。</p>			
風-32	<p>第8節 災害時の広報・広聴</p> <p>9 広報・広聴活動における災害時要援護への配慮</p> <p>(2) 外国人等への対応</p> <p>市民局は、日本語の理解が困難な外国人のために、理解しやすい日本語で対応するとともに、協定締結団体（さがみはら国際交流ラウンジ運営機構）等に対して、外国人相談窓口の設置、通訳ボランティア等の派遣などを要請する。また、「マイ広報さがみはら」により多言語化された災害広報紙を外国人等に周知する。</p>				<p>第8節 災害時の広報・広聴</p> <p>9 広報・広聴活動における災害時要援護者への配慮</p> <p>〔略〕</p> <p>(2)外国人等への対応</p> <p>市民局は、日本語の理解が困難な外国人のために、理解しやすい日本語で対応するとともに、協定締結団体(さがみはら国際交流ラウンジ運営機構)等に対して、外国人相談窓口の設置、通訳ボランティア等の派遣などを要請する。また、「マイ広報さがみはら」や「カタログポケット」(多言語ユニバーサル情報配信ツール)により多言語化された災害広報紙を外国人等に周知する。</p>			

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																														
風-34	<p>第9節 応援要請</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市 担 当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>協定等の窓口担当局</td> <td>★</td> <td>協定団体等への応援協力要請に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関 係 機 関</td> <td>防 災 関 係 機 関</td> <td>—</td> <td>各種の応援協力に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市 担 当	[略]	[略]	[略]	協定等の窓口担当局	★	協定団体等への応援協力要請に関すること。	関 係 機 関	防 災 関 係 機 関	—	各種の応援協力に関すること。	<p>第9節 応援要請</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市 担 当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関 係 各 局</td> <td>★</td> <td>協定団体等への応援協力要請に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関 係 機 関</td> <td>防 災 関 係 機 関</td> <td>—</td> <td>各種の応援協力に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市 担 当	[略]	[略]	[略]	関 係 各 局	★	協定団体等への応援協力要請に関すること。	関 係 機 関	防 災 関 係 機 関	—	各種の応援協力に関すること。
	担 当 部 署	時 期	項 目																													
市 担 当	[略]	[略]	[略]																													
	協定等の窓口担当局	★	協定団体等への応援協力要請に関すること。																													
関 係 機 関	防 災 関 係 機 関	—	各種の応援協力に関すること。																													
	担 当 部 署	時 期	項 目																													
市 担 当	[略]	[略]	[略]																													
	関 係 各 局	★	協定団体等への応援協力要請に関すること。																													
関 係 機 関	防 災 関 係 機 関	—	各種の応援協力に関すること。																													
風-34	<p>第9節 応援要請</p> <p>3 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>(1) 応援の要請</p> <p>本部事務局は、応急対策を実施するに当たり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、相模原市災害受援計画及び各種応援協定により応援を求める。</p> <p>なお、要請基準は次のとおりである。</p> <p>ア 各部、各班の対応をもってしても、応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合 [略]</p> <p>(2) 応援要請の種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 請 先</th> <th>要請の内容</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定地方行政機関の長・指定公共機関</td> <td>当該指定地方行政機関・特定公共機関^{※注1}の職員の派遣要請</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県知事</td> <td>指定地方行政機関・特定公共機関^{※注1}の職員の派遣のあつせん要請</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>他の地方公共団体・特定地方公共機関^{※注2}の職員の派遣のあつせん要請</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	要 請 先	要請の内容	根拠法令	指定地方行政機関の長・指定公共機関	当該指定地方行政機関・特定公共機関 ^{※注1} の職員の派遣要請	[略]	県知事	指定地方行政機関・特定公共機関 ^{※注1} の職員の派遣のあつせん要請	[略]	他の地方公共団体・特定地方公共機関 ^{※注2} の職員の派遣のあつせん要請	[略]	<p>第9節 応援要請</p> <p>3 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>(1) 応援の要請</p> <p>本部事務局は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するに当たり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、相模原市災害受援計画及び各種応援協定により応援を求める。</p> <p>なお、要請基準は次のとおりである。</p> <p>ア 各部、各班の対応をもってしても、災害応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合 [略]</p> <p>(2) 応援要請の種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要 請 先</th> <th>要請の内容</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定地方行政機関の長・指定公共機関</td> <td>当該指定地方行政機関・特定公共機関^(※1)の職員の派遣要請</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県知事</td> <td>指定地方行政機関・特定公共機関^(※1)の職員の派遣のあつせん要請</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>他の地方公共団体・特定地方公共機関^(※2)の職員の派遣のあつせん要請</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	要 請 先	要請の内容	根拠法令	指定地方行政機関の長・指定公共機関	当該指定地方行政機関・特定公共機関 ^(※1) の職員の派遣要請	[略]	県知事	指定地方行政機関・特定公共機関 ^(※1) の職員の派遣のあつせん要請	[略]	他の地方公共団体・特定地方公共機関 ^(※2) の職員の派遣のあつせん要請	[略]	[略]	[略]						
要 請 先	要請の内容	根拠法令																														
指定地方行政機関の長・指定公共機関	当該指定地方行政機関・特定公共機関 ^{※注1} の職員の派遣要請	[略]																														
県知事	指定地方行政機関・特定公共機関 ^{※注1} の職員の派遣のあつせん要請	[略]																														
	他の地方公共団体・特定地方公共機関 ^{※注2} の職員の派遣のあつせん要請	[略]																														
要 請 先	要請の内容	根拠法令																														
指定地方行政機関の長・指定公共機関	当該指定地方行政機関・特定公共機関 ^(※1) の職員の派遣要請	[略]																														
県知事	指定地方行政機関・特定公共機関 ^(※1) の職員の派遣のあつせん要請	[略]																														
	他の地方公共団体・特定地方公共機関 ^(※2) の職員の派遣のあつせん要請	[略]																														
	[略]	[略]																														

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)			修正案											
風-35	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="237 255 506 316">他の市町村長</td> <td data-bbox="506 255 943 316">〔略〕</td> <td data-bbox="943 255 1149 316">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 316 506 371">〔略〕</td> <td data-bbox="506 316 943 371">〔略〕</td> <td data-bbox="943 316 1149 371">〔略〕</td> </tr> </table>	他の市町村長	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1227 255 1500 316">他の市町村長</td> <td data-bbox="1500 255 1937 316">〔略〕</td> <td data-bbox="1937 255 2163 316">〔略〕</td> </tr> </table>	他の市町村長	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
他の市町村長	〔略〕	〔略〕													
〔略〕	〔略〕	〔略〕													
他の市町村長	〔略〕	〔略〕													
風-35	<p>(注1)「特定公共機関」とは、指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定する機関である。</p> <p>(注2)「特定地方公共機関」とは、指定地方公共機関である特定地方独立行政法人である。</p>			<p>(※1)「特定公共機関」とは、指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定する機関をいう。</p> <p>(※2)「特定地方公共機関」とは、指定地方公共機関である特定地方独立行政法人をいう。</p>											
風-36	<p>第9節 応援要請</p> <p>6 応援部隊の受入れ</p> <p>関係各局は、応援部隊の受入れに当たっては、次の事項及びその他必要な事項を明確にし、受入れ体制を整備する。</p> <p>〔略〕</p> <p>(4)応援受入調整体制の確立</p> <p>派遣された専門職員やボランティア等と市内の応援ニーズを円滑につなげるため、応援受入れ調整体制を確立する。</p>			<p>第9節 応援要請</p> <p>6 応援部隊の受入れ</p> <p>関係各局は、応援部隊の受入れに当たっては、次の事項及びその他必要な事項を明確にし、受入体制を整備する。</p> <p>〔略〕</p> <p>(4)応援受入調整体制の確立</p> <p>派遣された専門職員やボランティア等と市内の応援ニーズを円滑につなげるため、応援受入調整体制を確立する。</p>											
風-36	<p>第9節 応援要請</p> <p>8 応援協定団体及び他の地方公共団体等への要請</p> <p>(1)協定の窓口担当局は、銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定(平成8年2月)及びその他の応援協定に基づき、他の地方公共団体又は団体に対し応援や被災者の受入れの要請を行うとともに、災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定(平成24年3月)に基づく応援の調整を行う。</p> <p>また、九都県市や指定都市市長会などの広域応援の枠組みによる応援を受ける場合は、本部事務局が要請及び調整を行う。</p>			<p>第9節 応援要請</p> <p>8 応援協定団体及び他の地方公共団体等への要請</p> <p>(1)関係各局は、「銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定」及びその他の応援協定に基づき、他の地方公共団体又は団体に対し応援や被災者の受入れの要請を行うとともに、「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」に基づく応援の調整を行う。</p> <p>また、九都県市や指定都市市長会などの広域応援の枠組みによる応援を受ける場合は、本部事務局が要請及び調整を行う。</p>											

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
風-36	<p>第9節 応援要請</p> <p>10 自衛隊に対する災害派遣要請 (1)、(2)〔略〕 (3)災害派遣部隊の受入れ体制 自衛隊に対する派遣要請を県に依頼する場合は、次の事項について検討し、受入れ体制の整備に努める。 ア、イ〔略〕 ウ 宿営地等の準備 (ア)本部事務局は、自衛隊の活動が円滑に遂行されるようヘリポート及び資機材の受入れ施設の確保に努める。</p>	<p>第9節 応援要請</p> <p>10 自衛隊に対する災害派遣要請 (1)、(2)〔略〕 (3)災害派遣部隊の受入体制 自衛隊に対する派遣要請を県に依頼する場合は、次の事項について検討し、受入体制の整備に努める。 ア、イ〔略〕 ウ 宿営地等の準備 (ア)本部事務局は、自衛隊の活動が円滑に遂行されるようヘリポート及び資機材の受入施設の確保に努める。</p>
風-39	<p>第10節 応援派遣等</p> <p>1 基本方針 市は、他の地方公共団体の区域内に災害が発生し、応援が必要な場合は、迅速に派遣体制を確立する。</p> <p>2 実施主体 〔略〕</p> <p>3 情報収集 他の地方公共団体の区域内に大規模な災害が発生した場合、防災主管課職員のうちあらかじめ指定された職員は被災した地方公共団体の災害規模、被害状況等の情報の収集活動を行う。 なお、激甚な被害により被災地が混乱し、被災自治体からの情報提供や具体的な要請が困難な状況と予測される場合は、被災地に先遣隊職員を派遣し、被災地の応援ニーズ等の調査、被災自治体との連絡調整等を行う。</p> <p>4 応援派遣の決定 (1)〔略〕</p>	<p>第10節 応援派遣等</p> <p>1 基本方針 市は、他の地方公共団体の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応援を求められた場合は、迅速に派遣体制を確立する。</p> <p>2 実施主体 〔略〕</p> <p>3 情報収集 他の地方公共団体の区域内に大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、防災主管課職員のうちあらかじめ指定された職員は、災害の規模、被害状況等の情報収集活動を行う。 なお、本部事務局は、指定都市市長会の応援派遣の仕組みである「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」を適用する可能性がある」と認める場合や、災害時における相互応援に関する協定を締結している自治体において大規模な災害が発生し、被災自治体からの情報提供や具体的な要請が困難な状況と予測される場合において、被災地に先遣隊職員を派遣する。先遣隊派遣職員は、被災地の応援ニーズ等の調査、被災自治体との連絡調整等を行い、その内容を速やかに市に報告する。</p> <p>4 応援派遣の決定</p>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
	(2)市長は、応援協定の締結されている地方公共団体については、被害程度が著しく甚大で、緊急の事態と認められる場合は、応援要請を待たずに、自らの判断で応援派遣を決定する。	(1)〔略〕 (2)市長は、 災害時における相互応援に関する協定を締結している自治体において 、被害程度が著しく甚大で、緊急の事態と認められる場合は、応援要請を待たずに、自らの判断で応援派遣を決定する。

第2章 水防活動

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案												
風-42	第2節 風水害警戒本部体制における活動 1 基本方針 〔略〕 また、水防警報が発令され河川による氾濫発生のおそれがある場合には、市は水防管理団体として、県水防計画に基づく水防活動を実施する。県水防計画(各土木事務所実施要領含む。)における水防警報「出動」以前の体制は、風水害警戒本部がこれに当たる。	第2節 風水害警戒本部体制における活動 1 基本方針 〔略〕 また、水防警報が 発表 され河川による氾濫発生のおそれがある場合には、市は水防管理団体として、県水防計画に基づく水防活動を実施する。県水防計画(各土木事務所実施要領含む。)における水防警報「出動」以前の体制は、風水害警戒本部がこれに当たる。												
風-42	第2節 風水害警戒本部体制における活動 4 風水害警戒本部体制における洪水防御活動 (1)警戒体制 水防警報が発令され河川の氾濫発生のおそれがある場合には、市は水防管理団体として、県水防計画に基づく水防活動を実施する。県水防計画における水防警報「出動」以前の体制は、風水害警戒本部がこれに当たる。 (2)水防警報 県水防本部長あるいは県水防支部長は、気象状況に応じて次の水防警報を発令し、市水防管理者に通報する。	第2節 風水害警戒本部体制における活動 4 風水害警戒本部体制における洪水防御活動 (1)警戒体制 水防警報が 発表 され河川の氾濫発生のおそれがある場合には、市は水防管理団体として、県水防計画に基づく水防活動を実施する。県水防計画における水防警報「出動」以前の体制は、風水害警戒本部がこれに当たる。 (2)水防警報 県水防本部長あるいは県水防支部長は、気象状況に応じて次の水防警報を 発表 し、市水防管理者に通報する。												
風-43	水防警報の種類、内容及び発表基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待 機</td> <td>出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機</td> <td>気象予報等及び河川状況等により必要と認めるとき。</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	発 表 基 準	待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機	気象予報等及び河川状況等により必要と認めるとき。	<水防警報の種類、内容及び発表基準> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> <th>発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待 機</td> <td>1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出</td> <td>気象予警報等及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	発 表 基 準	待 機	1 出水あるいは水位の再上昇が 予想 される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出	気象予 警 報等及び河川、 海岸等 の状況により、 特に 必要と認めるとき
種 類	内 容	発 表 基 準												
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機	気象予報等及び河川状況等により必要と認めるとき。												
種 類	内 容	発 表 基 準												
待 機	1 出水あるいは水位の再上昇が 予想 される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出	気象予 警 報等及び河川、 海岸等 の状況により、 特に 必要と認めるとき												

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)		修正案			
		<p>する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</p>			<p>動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの</p>	
準備		<p>水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。</p>	準備	<p>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの</p>	<p>雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき</p>
出動		<p>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの</p>	<p>氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。</p>	出動	<p>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの</p>	<p>洪水注意報等により、氾濫注意水位(警戒水位)を超えるおそれがあるとき。または水位流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき</p>
警戒		<p>出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。</p>	<p>氾濫警戒情報等により、または、既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。</p>	指示	<p>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの</p>	<p>洪水警戒等により、または、既に氾濫注意水位(警戒水位)を越え、災害のおこるおそれがあるとき</p>
解除		<p>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警戒を解除する旨を通告するもの。</p>	<p>氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</p>	解除	<p>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警戒を解除する旨を通知するもの</p>	<p>氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき。または氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき</p>
	<p>地震による堤防の漏水、沈下の場合、津波の場合は、上記に準じて水防警戒を発表する。 ※国土交通省ホームページより抜粋(令和3年4月現在)</p>					

《出典：神奈川県水防計画(令和3年5月)》

第3章 消火・避難誘導対策

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																
風-47	<p>第1節 災害時の消防活動</p> <p>4 消防団の活動</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5)避難誘導</p> <p>災害による避難勧告又は避難指示(緊急)が発令された場合は、市民への伝達及び関係機関との連携による避難誘導を実施する。</p>	<p>第1節 災害時の消防活動</p> <p>4 消防団の活動</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5)避難誘導</p> <p>高齢者等避難又は避難指示が発令された場合は、市民への伝達及び関係機関との連携による避難誘導を実施する。</p>																
風-48	<p>第2節 避難誘導対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市民の安全確保や災害拡大の防止等に必要があると認められる場合における避難誘導体制の確立を図るため、避難誘導の手順や関係機関の役割分担を明確にする。</p> <p>市が行う避難勧告又は避難指示(緊急)は、災害の切迫により危険となった区域内にいる全ての人に対して伝達され、避難行動として実現されて初めてその目的が達成される。なお、避難勧告等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、近年は局地的かつ短時間豪雨の場合も多いため避難のための時間が少ない場合であっても、躊躇なく避難勧告等が発令する。また、平時より、そのような事態が起こる可能性があることを住民に周知を行う。</p> <p>公共施設や商業施設その他の不特定多数の者が利用する施設における避難対策については、当該施設管理者が市長の避難勧告又は避難指示(緊急)を受けたとき、又は施設管理者自らが必要と認めた場合に所定の計画に基づいて実施する。</p>	<p>第2節 避難誘導対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市民の安全確保や災害拡大の防止等に必要があると認められる場合における避難誘導体制の確立を図るため、避難誘導の手順や関係機関の役割分担を明確にする。</p> <p>市は、風水害による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動をとる必要があると認める区域内の必要と認める居住者等に対し、迅速かつ適切に避難指示等が発令する。また、夜間に避難指示及び緊急安全確保が発令する可能性がある場合や、高齢者、障害者等の避難行動に時間を要する居住者等に対し、早めの段階で避難行動を開始することを求める必要があると認める場合には、避難行動をとりやすい時間帯の高齢者等避難の発令に努める。</p> <p>なお、避難指示等の発令の際には、風水害時避難場所を開設していることが望ましいが、局地的かつ短時間の豪雨の場合など、避難のための時間が少ない状況においては、風水害時避難場所の開設が完了していない状況であっても、躊躇なく避難指示が発令する。</p>																
風-48	<p>第2節 避難誘導対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 担 当</td> <td>本 部 事 務 局</td> <td>★</td> <td>避難勧告又は避難指示(緊急)の発令、広報活動、広域避難の要請等に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市 担 当	本 部 事 務 局	★	避難勧告又は避難指示(緊急)の発令、広報活動、広域避難の要請等に関すること。	<p>第2節 避難誘導対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 担 当</td> <td>本 部 事 務 局</td> <td>★</td> <td>高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令、広報活動、広域避難の要請等に関</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市 担 当	本 部 事 務 局	★	高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令、広報活動、広域避難の要請等に関
	担 当 部 署	時期	項 目															
市 担 当	本 部 事 務 局	★	避難勧告又は避難指示(緊急)の発令、広報活動、広域避難の要請等に関すること。															
	担 当 部 署	時期	項 目															
市 担 当	本 部 事 務 局	★	高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令、広報活動、広域避難の要請等に関															

頁	現 行(令和3年5月修正)				修正案																															
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 255 327 295">[略]</td> <td data-bbox="327 255 674 295">[略]</td> <td data-bbox="674 255 757 295">[略]</td> <td data-bbox="757 255 1059 295">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 295 327 335">消 防 局</td> <td data-bbox="327 295 674 335">消 防 局</td> <td data-bbox="674 295 757 335">★</td> <td data-bbox="757 295 1059 335">避難誘導、広報活動に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 335 327 375">消 防 団</td> <td data-bbox="327 335 674 375">消 防 団</td> <td data-bbox="674 335 757 375">★</td> <td data-bbox="757 335 1059 375">避難誘導、広報活動に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 375 327 454">関 係 機 関</td> <td data-bbox="327 375 674 454">警 察 署</td> <td data-bbox="674 375 757 454">-</td> <td data-bbox="757 375 1059 454">避難誘導、広報活動の支援に関すること。</td> </tr> </table>	[略]	[略]	[略]	[略]	消 防 局	消 防 局	★	避難誘導、広報活動に関すること。	消 防 団	消 防 団	★	避難誘導、広報活動に関すること。	関 係 機 関	警 察 署	-	避難誘導、広報活動の支援に関すること。		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1196 255 1290 295">[略]</td> <td data-bbox="1290 255 1637 295">[略]</td> <td data-bbox="1637 255 1720 295">[略]</td> <td data-bbox="1720 255 2022 295">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 295 1290 335">消 防 局</td> <td data-bbox="1290 295 1637 335">消 防 局</td> <td data-bbox="1637 295 1720 335">★</td> <td data-bbox="1720 295 2022 335">避難誘導及び広報活動に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 335 1290 375">消 防 団</td> <td data-bbox="1290 335 1637 375">消 防 団</td> <td data-bbox="1637 335 1720 375">★</td> <td data-bbox="1720 335 2022 375">避難誘導及び広報活動に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 375 1290 502">関 係 機 関</td> <td data-bbox="1290 375 1637 502">警 察 署</td> <td data-bbox="1637 375 1720 502">-</td> <td data-bbox="1720 375 2022 502">避難誘導及び広報活動の支援に関すること。</td> </tr> </table>	[略]	[略]	[略]	[略]	消 防 局	消 防 局	★	避難誘導及び広報活動に関すること。	消 防 団	消 防 団	★	避難誘導及び広報活動に関すること。	関 係 機 関	警 察 署	-	避難誘導及び広報活動の支援に関すること。	
[略]	[略]	[略]	[略]																																	
消 防 局	消 防 局	★	避難誘導、広報活動に関すること。																																	
消 防 団	消 防 団	★	避難誘導、広報活動に関すること。																																	
関 係 機 関	警 察 署	-	避難誘導、広報活動の支援に関すること。																																	
[略]	[略]	[略]	[略]																																	
消 防 局	消 防 局	★	避難誘導及び広報活動に関すること。																																	
消 防 団	消 防 団	★	避難誘導及び広報活動に関すること。																																	
関 係 機 関	警 察 署	-	避難誘導及び広報活動の支援に関すること。																																	
<p>風-48</p> <p>第2節 避難誘導対策</p> <p>4 避難勧告又は避難指示(緊急)</p> <p>(1)実施責任者</p> <p>災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市民の安全確保や災害拡大の防止等に必要があると認められるときは、市長及び関係機関は、次のとおり市民への避難勧告又は避難指示(緊急)を行う。</p> <p>また、災害時要援護者や避難に時間を要する者に対し、避難勧告の前段で避難の開始を求める避難準備・高齢者等避難開始を発令するように努める。</p> <p>その他、災害が発生し、又は切迫し、避難場所への移動が危険な場合、市長は、必要と認める地域の住民等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>風-49</p>		<p>第2節 避難誘導対策</p> <p>4 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保</p> <p>(1) 避難情報の種類及び実施責任者</p> <p>ア 高齢者等避難</p> <p>高齢者等避難は、災害対策基本法第56条第2項に基づき、災害発生のおそれがある場合において、高齢者や障害者等の避難に時間を要する災害時要援護者に対し、災害に関する情報を着実に伝達し、時間的余裕をもって避難を開始することができるよう、また、災害時要援護者以外の者に対し、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるために、市長が発令する。</p> <p>イ 避難指示</p> <p>避難指示は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市民の安全確保や災害拡大の防止等に必要があると認められる場合において、市長が発令する。なお、市長から要求があった場合や市長が避難のための立退き等を指示することができない場合その他関係法令に定められている場合においては、警察官や県知事等も避難指示を発令することができる。</p> <p>ウ 緊急安全確保</p> <p>緊急安全確保は、災害対策基本法第60条第3項に基づき、災害が発生又は切迫している状況で、風水害時避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険となるおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合に、高所への移動や屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避等、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動するなどの「緊急安全確保措置」を指示するために、可能な範囲で市長が発令する。なお、市長から要求があつ</p>																																		

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="203 501 353 584">実施者</th> <th data-bbox="353 501 450 584">区分</th> <th data-bbox="450 501 562 584">災害の種類</th> <th data-bbox="562 501 696 584">根拠法令</th> <th data-bbox="696 501 1059 584">勧告・指示の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="203 584 353 794">市長</td> <td data-bbox="353 584 450 794">勧告 指示</td> <td data-bbox="450 584 562 794">災害全般</td> <td data-bbox="562 584 696 794">災害対策基本法第60条第1項</td> <td data-bbox="696 584 1059 794">災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 794 353 1099">警察官</td> <td data-bbox="353 794 450 1099">指示</td> <td data-bbox="450 794 562 1099">災害全般</td> <td data-bbox="562 794 696 1099">災害対策基本法第61条第1項警察官職務執行法第4条第1項</td> <td data-bbox="696 794 1059 1099">(1) 市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき。 (2) 市長から要求のあったとき。 (3) 市民の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 1099 353 1278">県知事 県知事の命を受けた 吏員等</td> <td data-bbox="353 1099 450 1278">指示</td> <td data-bbox="450 1099 562 1278">洪水 地滑り</td> <td data-bbox="562 1099 696 1278">水防法第29条地すべり等防止法第25条</td> <td data-bbox="696 1099 1059 1278">(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 (2) 地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 1278 353 1361">水防管理者</td> <td data-bbox="353 1278 450 1361">指示</td> <td data-bbox="450 1278 562 1361">洪水</td> <td data-bbox="562 1278 696 1361">水防法第29条</td> <td data-bbox="696 1278 1059 1361">洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 1361 353 1436">災害派遣を命ぜられ</td> <td data-bbox="353 1361 450 1436">指示</td> <td data-bbox="450 1361 562 1436">災害全般</td> <td data-bbox="562 1361 696 1436">自衛隊法第94</td> <td data-bbox="696 1361 1059 1436">危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいなくていいとき。</td> </tr> </tbody> </table>	実施者	区分	災害の種類	根拠法令	勧告・指示の要件	市長	勧告 指示	災害全般	災害対策基本法第60条第1項	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。	警察官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条第1項警察官職務執行法第4条第1項	(1) 市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき。 (2) 市長から要求のあったとき。 (3) 市民の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。	県知事 県知事の命を受けた 吏員等	指示	洪水 地滑り	水防法第29条地すべり等防止法第25条	(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 (2) 地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防管理者	指示	洪水	水防法第29条	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	災害派遣を命ぜられ	指示	災害全般	自衛隊法第94	危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいなくていいとき。	<p data-bbox="1189 264 2157 336">た場合や市長が緊急安全確保を指示することができない場合においては、警察官も発令することができる。</p> <p data-bbox="1397 384 1917 416" style="text-align: center;">＜避難指示の実施者、根拠法令及び要件＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1234 424 1402 501">実施責任者</th> <th data-bbox="1402 424 1514 501">災害の種類</th> <th data-bbox="1514 424 1648 501">根拠法令</th> <th data-bbox="1648 424 2085 501">指示の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1234 501 1402 679">市長</td> <td data-bbox="1402 501 1514 679">災害全般</td> <td data-bbox="1514 501 1648 679">災害対策基本法第60条第1項</td> <td data-bbox="1648 501 2085 679">災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 679 1402 986">警察官</td> <td data-bbox="1402 679 1514 986">災害全般</td> <td data-bbox="1514 679 1648 986">災害対策基本法第61条第1項 警察官職務執行法第4条第1項</td> <td data-bbox="1648 679 2085 986">(1) 市長が避難のための立ち退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき。 (2) 市長から要求のあったとき。 (3) 市民の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 986 1402 1198">県知事 県知事の命を受けた吏員等</td> <td data-bbox="1402 986 1514 1198">洪水 地滑り</td> <td data-bbox="1514 986 1648 1198">水防法第29条 地すべり等防止法第25条</td> <td data-bbox="1648 986 2085 1198">(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 (2) 地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 1198 1402 1278">水防管理者</td> <td data-bbox="1402 1198 1514 1278">洪水</td> <td data-bbox="1514 1198 1648 1278">水防法第29条</td> <td data-bbox="1648 1198 2085 1278">洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 1278 1402 1422">災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官</td> <td data-bbox="1402 1278 1514 1422">災害全般</td> <td data-bbox="1514 1278 1648 1422">自衛隊法第94条第1項</td> <td data-bbox="1648 1278 2085 1422">危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいなくていいとき。</td> </tr> </tbody> </table>	実施責任者	災害の種類	根拠法令	指示の要件	市長	災害全般	災害対策基本法第60条第1項	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。	警察官	災害全般	災害対策基本法第61条第1項 警察官職務執行法第4条第1項	(1) 市長が避難のための立ち退き 若しくは緊急安全確保措置 を指示することができないと認めるとき。 (2) 市長から要求のあったとき。 (3) 市民の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。	県知事 県知事の命を受けた吏員等	洪水 地滑り	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 (2) 地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防管理者	洪水	水防法第29条	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	自衛隊法第94条第1項	危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいなくていいとき。
実施者	区分	災害の種類	根拠法令	勧告・指示の要件																																																				
市長	勧告 指示	災害全般	災害対策基本法第60条第1項	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。																																																				
警察官	指示	災害全般	災害対策基本法第61条第1項警察官職務執行法第4条第1項	(1) 市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき。 (2) 市長から要求のあったとき。 (3) 市民の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。																																																				
県知事 県知事の命を受けた 吏員等	指示	洪水 地滑り	水防法第29条地すべり等防止法第25条	(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 (2) 地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき。																																																				
水防管理者	指示	洪水	水防法第29条	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。																																																				
災害派遣を命ぜられ	指示	災害全般	自衛隊法第94	危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいなくていいとき。																																																				
実施責任者	災害の種類	根拠法令	指示の要件																																																					
市長	災害全般	災害対策基本法第60条第1項	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。																																																					
警察官	災害全般	災害対策基本法第61条第1項 警察官職務執行法第4条第1項	(1) 市長が避難のための立ち退き 若しくは緊急安全確保措置 を指示することができないと認めるとき。 (2) 市長から要求のあったとき。 (3) 市民の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき。																																																					
県知事 県知事の命を受けた吏員等	洪水 地滑り	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	(1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。 (2) 地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき。																																																					
水防管理者	洪水	水防法第29条	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。																																																					
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	自衛隊法第94条第1項	危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいなくていいとき。																																																					

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案					
風-50	<table border="1" data-bbox="203 256 1059 339"> <tr> <td data-bbox="203 256 360 339">た 部 隊 等 の 自 衛 官</td> <td data-bbox="360 256 450 339"></td> <td data-bbox="450 256 562 339"></td> <td data-bbox="562 256 696 339">条第1項</td> <td data-bbox="696 256 1059 339"></td> </tr> </table> <p>(注1) 勧告と指示の相違は、被害の危険性の切迫する度合いに対応している。 (注2) 指示は、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のために立ち退かせるための行為。勧告は、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為。 (注3) 災害対策基本法、その他の根拠法令に従って、勧告・指示を行うべき権限のある者は前記のとおりであるが、勧告は、災害応急対策の第一次的な責任者である市長(本部長)のみが行うことができる。その他は、いずれも市長の指示による場合、若しくは緊急避難的な措置として指示を行う。</p> <p>(2) 避難勧告等の判断 市長は、避難を必要とする事態が発生したときは、原則として、消防局長、都市建設局長、区長及びダム管理者等からの要請を受け、避難勧告又は避難指示(緊急)の決定を行う。</p> <p>ア 局地的な災害による場合 (ア) 河川の上流域(ダムを含む)が被害を受け、下流域に浸水による危険があるとき。 (イ) 火災が拡大するおそれがあるとき。 (ウ) 爆発のおそれがあるとき。 (エ) ガスの流出拡散により、市民に危険が及ぶと予測されるとき。 (オ) 地滑り、崖崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき。 (カ) 大規模災害により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。 (キ) ダムの放流等により、下流域に浸水による危険が通知されたとき。 (ク) その他市民の生命を守るため、必要と認められるとき。</p> <p>イ 広域的な災害による場合 (ア) 火災が延焼拡大し、又は拡大するおそれがあるとき。 (イ) ガスの流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき。 (ウ) 県知事から、避難についての勧告又は避難指示(緊急)の要請があったと</p>	た 部 隊 等 の 自 衛 官			条第1項		<p>(2) 発令の判断 <u>避難指示等は、自ら収集した情報や関係機関からの情報をもとに発令する。</u> <u>洪水等に対する避難指示等の発令に当たっては、洪水予報や水位到達情報、河川水位を目安に、土砂災害に対する避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を目安に判断するが、これらの判断に当たっては、上流域の雨量、河川水位の状況、气象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行うこととし、具体的な判断基準は別に定める。</u> <u>また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全の確認に努めた上で行うこととするが、災害が発生した後等において、立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域がある場合には、避難指示等を解除後、必要に応じ、再度避難指示を発令する。</u></p>
た 部 隊 等 の 自 衛 官			条第1項				

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案																														
	<p>き。 (エ)その他市民の生命を守るため、必要と認められるとき。</p> <p>なお、洪水予報河川(相模川中流)と水位周知河川(境川・小松川・鳩川・串川・道志川・道保川)の浸水想定区域については洪水予報や水位到達情報を目安に、土砂災害警戒区域等については、土砂災害警戒情報及び特別警報(大雨)を目安に判断するが、これらの判断に当たっては、上流域の雨量、河川水位の状況、气象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。</p> <p style="text-align: center;">警戒レベルと市からの避難情報発令の目安</p> <table border="1" data-bbox="241 699 1093 1425"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>避難情報</th> <th>発令時の状況</th> <th>住民に求める行動</th> <th>発令の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</td> <td>・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所へ避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</td> <td>【浸水想定区域】 ・氾濫警戒情報が発表されたとき 【土砂災害警戒区域】 ・土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td>避難勧告</td> <td>・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高ま</td> <td>・発令された地域の住民は、計画された避難場所等への避難行動を開始</td> <td>【災害共通】 ・災害の前兆があるとき 【浸水想定区域】 ・氾濫危険情報が発表されたとき 【土砂災害警戒区域】 ・土砂災害警戒情</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	避難情報	発令時の状況	住民に求める行動	発令の目安	警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所へ避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	【浸水想定区域】 ・氾濫警戒情報が発表されたとき 【土砂災害警戒区域】 ・土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき	警戒レベル4	避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高ま	・発令された地域の住民は、計画された避難場所等への避難行動を開始	【災害共通】 ・災害の前兆があるとき 【浸水想定区域】 ・氾濫危険情報が発表されたとき 【土砂災害警戒区域】 ・土砂災害警戒情	<p>(3)警戒レベルを用いた避難指示等の発令 避難指示等の発令に当たっては、住民等がとるべき避難行動がわかるよう、警戒レベルを明記して行う。</p> <p style="text-align: center;"><警戒レベルと避難指示等発令の目安></p> <table border="1" data-bbox="1160 699 2022 1425"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>避難情報</th> <th>発令される状況</th> <th>居住者等がとるべき行動</th> <th>発令の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>高齢者等避難</td> <td>災害のおそれがある状況</td> <td>・避難に時間を要する高齢者等^(※1)は、危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保^(※2))する。 ・高齢者等以外の住民等も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。</td> <td>【洪水等】 ・氾濫警戒情報が発表されたとき。 ・河川の水位が避難判断水位に到達したとき。 【土砂災害】 ・大雨警報(土砂災害)が発表され、土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき。</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td>避難指示</td> <td>災害のおそれが高い状況</td> <td>・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保^(※2))する。</td> <td>【洪水等】 ・氾濫危険情報が発表されたとき。 ・河川の水位が氾濫危険水位に到達したと</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	避難情報	発令される状況	居住者等がとるべき行動	発令の目安	警戒レベル3	高齢者等避難	災害のおそれがある状況	・避難に時間を要する高齢者等 ^(※1) は、危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保 ^(※2))する。 ・高齢者等以外の住民等も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	【洪水等】 ・氾濫警戒情報が発表されたとき。 ・河川の水位が避難判断水位に到達したとき。 【土砂災害】 ・大雨警報(土砂災害)が発表され、土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき。	警戒レベル4	避難指示	災害のおそれが高い状況	・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保 ^(※2))する。	【洪水等】 ・氾濫危険情報が発表されたとき。 ・河川の水位が氾濫危険水位に到達したと
警戒レベル	避難情報	発令時の状況	住民に求める行動	発令の目安																												
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所へ避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	【浸水想定区域】 ・氾濫警戒情報が発表されたとき 【土砂災害警戒区域】 ・土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき																												
警戒レベル4	避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高ま	・発令された地域の住民は、計画された避難場所等への避難行動を開始	【災害共通】 ・災害の前兆があるとき 【浸水想定区域】 ・氾濫危険情報が発表されたとき 【土砂災害警戒区域】 ・土砂災害警戒情																												
警戒レベル	避難情報	発令される状況	居住者等がとるべき行動	発令の目安																												
警戒レベル3	高齢者等避難	災害のおそれがある状況	・避難に時間を要する高齢者等 ^(※1) は、危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保 ^(※2))する。 ・高齢者等以外の住民等も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	【洪水等】 ・氾濫警戒情報が発表されたとき。 ・河川の水位が避難判断水位に到達したとき。 【土砂災害】 ・大雨警報(土砂災害)が発表され、土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき。																												
警戒レベル4	避難指示	災害のおそれが高い状況	・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保 ^(※2))する。	【洪水等】 ・氾濫危険情報が発表されたとき。 ・河川の水位が氾濫危険水位に到達したと																												

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)				修正案				
			<p>った状況</p>	<p>報が発表されたとき</p>					<p>き。 【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき。</p> <p>【洪水等】 ・氾濫発生情報が発表されたとき。 ・大雨特別警報(浸水害)が発表されたとき。 ・堤防の決壊や越水・溢水が確認されたとき。 【土砂災害】 ・大雨特別警報(土砂災害)が発表されたとき。 ・土砂災害の前兆現象が確認されたとき。 ・土砂災害の発生が確認されたとき。</p>
風-50	第2節 避難誘導対策 5 避難勧告等の対象者	避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動を開始 	<p>【災害共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 切迫した災害の前兆があるとき <p>※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に、可能な範囲で発令</p>	警戒レベル5	緊急安全確保	<p>既に災害が発生した状況又は切迫している状況(可能な範囲で発令)</p> <p>・風水害時避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>	<p>(※1)「高齢者等」は、避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者をいう。</p> <p>(※2)「屋内安全確保」とは、浸水想定区域等の危険区域内に自宅や施設が所在していても、ハザードマップ等で自ら災害の危険性を確認し、上階への移動や高層階に留まること(退避)等により、計画的に身の安全が確保できると判断した場合にとる避難行動をいう。</p>
	風-50	災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 命を守るための最善の行動をとる 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報(浸水害・土砂災害)が発表されたとき 氾濫発生情報が発表されたとき <p>※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令</p>				<p>第2節 避難誘導対策 5 避難指示等の対象者</p> <p>避難指示等は、浸水想定区域や土砂災害(特別)警戒区域等の避難行動をとる必要があると認める区域内の居住者等のうち、立退き避難又は屋内安全確保をとる必要があると認める者を対象とする。</p>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案
風-51	<p>第2節 避難誘導対策 6 避難勧告等の伝達等 (1) 市民への伝達</p> <p>本部事務局、市長公室及び消防局は、避難勧告又は避難指示(緊急)を行った場合、あるいは他機関から避難の指示を行った旨の通知を受けた場合は、防災行政用同報無線(ひばり放送)、広報車等、自主防災組織等により次の事項を市民に周知する。</p> <p>また、災害時要援護者に対しては、より確実に周知されるように、健康福祉局と連携し、災害時要援護者台帳名簿(総則・予防計画編第2款第6章第1節「4 災害時要援護者名簿」予-79参照)の活用や、多様な伝達手段の活用により、円滑かつ適切な情報伝達を行う。</p> <p>[略]</p> <p>エ 避難勧告又は避難指示(緊急)の理由 オ その他必要な事項</p> <p>(2) 関係機関への通知</p> <p>避難勧告又は避難指示(緊急)を発令した者は、次により必要な事項を関係機関に通知する。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>※必要な事項 (ア) 発令者 (イ) 発令の理由及び発令日時 (ウ) 避難の対象地区 (エ) 避難地 (オ) その他必要な事項</p>	<p>第2節 避難誘導対策 6 避難指示等の伝達等 (1) 市民への伝達</p> <p>本部事務局、市長公室及び消防局は、避難指示等を発令した場合又は他機関から避難の指示を行った旨の通知を受けた場合は、防災行政用同報無線(ひばり放送)、広報車、自主防災組織等により、次の事項を市民に周知する。</p> <p>また、災害時要援護者に対しては、より確実に周知されるように、健康福祉局と連携し、避難行動要支援者名簿(総則・予防計画編第2款「第6章 災害時要援護者支援」予-83参照)の活用や、多様な伝達手段の活用により、円滑かつ適切な情報伝達を行う。</p> <p>[略]</p> <p>エ 避難指示等の理由 オ その他必要な事項</p> <p>(2) 関係機関への通知</p> <p>避難指示等を発令した者は、次により必要な事項を関係機関に通知する。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p><関係機関に通知する事項></p> <p>○発令者 ○発令の理由及び発令日時 ○避難の対象地区</p> <p>○避難地 ○その他必要な事項</p> </div>
風-51	<p>第2節 避難誘導対策 7 避難誘導 (1) 避難の実施</p> <p>ア 避難勧告又は避難指示(緊急)指示を受けた者は、その避難勧告又は避難指示(緊急)に従い風水害時避難場所等へ避難する。</p>	<p>第2節 避難誘導対策 7 避難誘導 (1) 避難誘導の実施者</p> <p>ア 避難誘導は、風水害時避難場所や避難経路等の安全を確認しつつ、消防、警察、市職員、道路管理者、自主防災組織等が連携して実施する。</p>

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
風-52	<p>イ 避難誘導の実施者は、避難者が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。</p> <p>(2) 避難の対象地域等</p> <p>ア 指定地域の避難誘導</p> <p>(ア) 本部長は、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内において避難の必要を認めた場合は、避難勧告又は避難指示(緊急)と同時に、あらかじめ指定した風水害時避難場所等に担当職員を派遣する。</p> <p>(イ) 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は施設の避難確保計画の定めるところにより円滑かつ迅速な避難誘導を行う。</p> <p>(ウ) 消防署、消防団及び警察署は、災害の状況に応じ、自主防災組織等と連携を図り、避難誘導を実施する。また、避難所運営協議会及び担当職員は、避難者の受入れを行う。</p> <p>イ その他の地域の避難誘導</p> <p>避難が必要と認められる地域から避難所等までの避難誘導は、災害の状況に応じ、自主防災組織、市職員(現地対策班・区本部)、消防署・消防団及び現場の警察官が連携して行う。</p> <p>ウ 学校、事業者等の避難誘導</p> <p>学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設、商業施設等多数の人が集まる場所における避難の誘導は、原則としてその施設の管理者等が、あらかじめ定める避難計画に基づき実施する。</p> <p>エ 交通機関等の避難誘導</p> <p>交通機関等における避難の誘導は、原則としてその事業者があらかじめ定める防災に関する計画に基づき、各事業者により実施する。</p>	<p>イ 避難誘導の実施者は、避難指示等を受けた者が立退き避難をするに当たり、避難者が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。</p> <p>(2) 避難誘導の対象者、施設等</p> <p>ア 災害時要援護者の避難誘導</p> <p>(ア) 災害時要援護者のうち、自力避難が困難な市民については、災害時要援護者支援班(「第13章 災害時要援護者支援」風-103参照)が、自主防災組織、消防団、近隣住民、その他関係機関等の協力を得て、避難誘導を行う。</p> <p>(イ) 土砂災害(特別)警戒区域及び浸水想定区域内にある要配慮者利用施設については、施設の所有者又は管理者が、当該施設に係る避難確保計画の定めるところにより円滑かつ迅速な避難誘導を行う。</p> <p>(ウ) 避難行動要支援者に係る個別避難計画(総則・予防計画編 第2「第6章 災害時要援護者支援」予-84参照)が作成されている場合は、個別避難計画に定めるところにより、避難支援等実施者が避難誘導及び支援を行う。</p> <p>イ 事業所等の避難誘導</p> <p>事業所や商業施設等の多数の人が集まる場所・施設における避難の誘導は、原則としてその施設の管理者等が、あらかじめ定める避難計画に基づき実施する。</p> <p>ウ 交通機関等の避難誘導</p> <p>交通機関等における避難の誘導は、原則としてその事業者があらかじめ定める防災に関する計画に基づき実施する。</p> <p>エ その他の居住者等の避難誘導</p> <p>アからウ以外の居住者等については、自らが身の安全を守るように避難行動をとることを前提とするが、災害の状況に応じて、自主防災組織、市職員(現地対策班・区本部)、消防署・消防団及び現場の警察官が連携して避難誘導を行う。</p> <p>(3) 避難及び避難誘導の方法</p> <p>[略]</p> <p>(4) 市及び関係機関の活動</p> <p>ア 消防局、消防署、消防団</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 高齢者等避難又は避難指示が発令された場合は、消防車両等を活用した広</p>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
	<p>(3)避難及び避難誘導の方法 〔略〕</p> <p>(4)市及び関係機関の活動 ア 消防局、消防署、消防団 (ア) 〔略〕 (イ)市民の避難が開始された場合は、消防車両等を活用した広報活動を実施するとともに避難誘導活動等の支援に当たる。</p> <p>(ウ)被災者の移動が完了するまでの間は、一時(いつとき)避難場所や避難路の安全確保等に努める。</p> <p>イ 警察 警察官は、消防職員その他避難措置の実施者と連携し、被災者が迅速かつ安全に避難ができるよう、避難先への誘導に努める。</p> <p>ウ 区本部、現地対策班 避難勧告又は避難指示(緊急)が発令された場合の市民への伝達及び関係機関との連携による避難誘導を実施する。</p> <p>エ 道路管理者 道路被害調査中又は道路啓開作業中の道路管理者は、関係機関が実施する避難誘導を支援する。</p> <p>オ 自主防災組織 自主防災組織は、市職員、消防職員、消防団員、警察官等の避難誘導員との連携を図りながら避難誘導活動を行う。また、災害の状況によって、行政側の避難誘導が期待できない場合は、自主防災組織が自主的に避難誘導を実施する。</p>	<p>報活動を実施するとともに、必要に応じて避難誘導等の支援に当たる。 〔削除〕</p> <p>イ 警察 消防職員その他避難措置の実施者と連携し、避難者が迅速かつ安全に避難ができるよう、風水害時避難場所等への誘導に努める。</p> <p>ウ 区本部、現地対策班 高齢者等避難又は避難指示が発令された場合の市民への伝達及び関係機関との連携による避難誘導を実施する。</p> <p>エ 道路管理者 関係機関が実施する避難誘導を支援する。</p> <p>オ 自主防災組織 市職員、消防職員、消防団員、警察官等の避難誘導員との連携を図りながら避難誘導活動を行う。また、災害の状況によって、行政側の避難誘導が期待できない場合は、自主防災組織が自主的に避難誘導を実施する。</p>
風-53	<p>第2節 避難誘導対策 8 広域避難 本部長は、大規模な災害が発生し、市単独では避難所の確保が困難となった場合に、近隣市町村への広域的な避難所の確保について県に要請する。 また、近隣市町村での受入れが困難な場合や不足する場合は、協定する地方公</p>	<p>第2節 避難誘導対策 8 広域避難 本部長は、市域に大規模な災害が発生するおそれがあることを理由に避難指示を発令した場合において、避難先である風水害時避難場所を確保することが困難であり、かつ、要避難者の生命又は身体を災害から保護するために、当該要避難者を広</p>

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案
	<p>共団体へ要請する。 第2節 避難誘導対策</p> <p>9 広域一時滞在 災害により、市内に避難所を確保することが困難となった場合は、市、県、防災関係機関が連携して、特定の市町村への一時滞在を行う(災害対策基本法第86条の8及び第86条の9)。 (1)広域一時滞在の要請 本市から他市町村への一時滞在を行う場合、県内又は県外に応じて、次のとおり行う。 ア 県内他市町村への受入れ要請 (ア)広域一時滞在の要請 市は、被災状況等から受入れ可能と予想される他の市町村(以下「協議先市町村」という。)に、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示して協議する。この際、事前に県へその旨を報告する。 また、協議先市町村から受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。</p> <div data-bbox="232 981 1084 1106" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協議先市町村からの通知の内容の公示 ○ 避難所の管理者等への通知 ○ 県への報告 </div> <p>(イ)広域一時滞在の解除 市は、広域一時滞在の必要がなくなったときは、速やかに次の措置を行う。</p> <div data-bbox="232 1305 1084 1428" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協議先市町村、避難所の管理者等への通知 ○ 広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示 ○ 県への報告 </div>	<p><u>域避難させる必要があると認めるときは、近隣市町村と広域避難に係る協議を行う。</u> <u>なお、他自治体から本市に対し要避難者の受入れについて要請があった場合においても、同様に協議を行う。</u> <u>(1)広域避難の要請</u> <u>ア 県内他市町村との協議</u> <u>(ア)受入要請</u> <u>本部事務局は、予想される災害の規模等から要避難者の受入れが可能と予想される県内他市町村に、市域の予想される災害の規模、受入れを要する要避難者の数その他必要な事項を示して協議する。なお、協議を行うに当たっては、あらかじめその旨を県に報告するものとするが、事前の報告が困難な場合には、協議開始後に遅滞なく報告する。</u> <u>(イ)受入決定に係る公示等</u> <u>本部事務局は、受入要請に係る協議を行った県内他市町村から受入決定の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。</u> <u>a 受入決定の通知の内容に関する公示</u> <u>b 受入決定の通知を受けた時に、現に要避難者を受け入れている風水害時避難場所等の管理者のほか、関係地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体等のうち、要避難者の避難支援に関係すると認められる者への通知</u> <u>c 県への報告</u> <u>(ウ)受入れの解除</u> <u>本部事務局は、広域避難の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。</u> <u>a 要避難者を受け入れている県内他市町村への通知</u> <u>b 受入決定の際に通知を行った者への通知</u> <u>c 広域避難の必要がなくなった旨の公示</u> <u>d 県への報告</u> <u>イ 県外市町村との協議</u> <u>(ア)受入要請</u></p>

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
風-54	<p>イ 県外市町村への要請 (ア) 他都道府県への受入れ協議 市は、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在(以下「県外広域一時滞在」という。)が必要と認める場合、県に対して他の都道府県と被災者の受入れについて協議するよう求める。 このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示す。 (イ) 公共施設等への受入れ決定 市は、県から被災者を受け入れる公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示 ○ 避難所の管理者等 </div> <p>(ウ) 県外広域一時滞在の解除 市は、県外広域一時滞在の必要がなくなったときは、速やかに次の措置を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示 ○ 避難所の管理者等への通知 ○ 県への報告 </div> <p>(2) 広域一時滞在の受入れ 他市町村から本市へ、被災者の一時滞在の受入れ要請がある場合、県内又は県外に応じて、次のとおり行う。 ア 受入れ協議 市は、県内他市町村から被災者の受入れ協議を受けた場合、次の理由がある場合を除き、被災者を受け入れ、一時滞在用の公共施設等を提供する。 なお、他の都道府県の被災者について、県から協議を受けた場合もこれに</p>	<p><u>本部事務局は、県外市町村へ広域避難させる必要があると認める場合に、県に対し、当該市町村が属する都道府県と要避難者の受入れについて協議するよう求める。ただし、緊急を要すると認めるときは、市が直接県外市町村に協議することとし、その旨をあらかじめ県に報告するか、事前の報告が困難な場合には、協議開始後に遅滞なく報告する。</u> <u>なお、いずれの場合においても、市域の予想される災害の規模、受入れを要する要避難者の数その他必要な事項を示した上で、県に協議を求め、又は直接協議を行う。</u> <u>(イ) 受入決定に係る公示等</u> <u>本部事務局は、県又は受入要請に係る協議を行った県外市町村から受入決定の通知を受けたときは、速やかに公示等の措置を行う。この場合において、県から受入決定の通知を受けた場合には、上記ア(イ)のa及びbの措置を、県外市町村から通知を受けた場合には、同aからcの措置を行う。</u> <u>(ウ) 受入れの解除</u> <u>本部事務局は、広域避難の必要がなくなったと認めるときは、速やかに公示等の措置を行う。この場合において、県から受入決定の通知を受けている場合には、上記ア(ウ)のbからdの措置を、県外市町村から受入決定の通知を受けている場合には、同aからdの措置を行う。</u> <u>(2) 広域避難の受入れ</u> <u>ア 他市町村から要避難者の受入要請があった場合</u> <u>本部事務局は、他市町村又は県から要避難者の受入れについて協議を受けた場合は、次の理由に該当しない限り、要避難者を受け入れるものとし、要避難者を受け入れるための施設を提供する。</u> <u>(ア) 本市も災害の発生が予想されること。</u> <u>(イ) 要避難者の受入れに必要な施設が確保できないこと。</u> <u>(ウ) 地域の実情により、災害時要援護者等特段の配慮が必要な要避難者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。</u> <u>(エ) その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。</u></p>

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
	<p>準じて行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市も被災していること。 ○ 被災者の受入れに必要となる施設が確保できないこと。 ○ 地域の実情により災害時要援護者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。 ○ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。 </div> <p>イ 受入れ公共施設等の確保</p> <p>市は、被災者を受け入れる公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者等に通知する。また、その内容を県に報告する。</p> <p>ウ 受入れの解除</p> <p>県内他市町村又は県から、広域一時滞在が不要となった旨の通知を受けたときは、当該公共施設等の管理者等に通知する。</p> <p>(3)費用負担</p> <p>受入れに要した費用は、要請した地方公共団体が負担する。</p>	<p><u>イ 受入施設の確保及び通知</u></p> <p><u>他市町村の要避難者を受け入れる施設は、風水害時避難場所、避難所その他の公共施設の中から要避難者の数や想定される滞在期間を踏まえて決定するものとし、受入施設決定後、本部事務局は直ちにその旨を次の者に通知する。なお、県から協議を受けた場合については、(ウ)への通知に代わり、その旨を県に報告する。</u></p> <p><u>(ア)受入施設の管理者</u></p> <p><u>(イ)関係地方行政機関の長、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体等のうち、要避難者の避難支援に関係すると認められる者</u></p> <p><u>(ウ)本市に要避難者の受入れを要請した他市町村</u></p> <p><u>ウ 受入施設の運営等</u></p> <p><u>他市町村の要避難者を受け入れる施設の運営や必要となる援助物資の提供等、要避難者を受け入れるに当たり必要となる支援については、可能な範囲で本市が行うことを前提に、広域避難を要請した他市町村と協議し決定する。</u></p> <p><u>エ 受入れの解除</u></p> <p><u>本部事務局は、他市町村又は県から広域避難の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに上記イ(ア)及び(イ)に通知する。</u></p> <p><u>(3)費用負担</u></p> <p><u>要避難者の受入れに要した費用は、広域避難を要請した地方公共団体が負担する。</u></p> <p>9 広域一時滞在</p> <p><u>本部長は、大規模な災害が発生し、市内に避難所を確保することが困難となった場合において、被災住民を他の自治体に広域一時滞在させる必要があると認めるときは、他の市町村と広域一時滞在に係る協議を行う。</u></p> <p><u>なお、他自治体から本市に対し被災住民の受入れについて要請があった場合においても、同様に協議を行う。</u></p> <p><u>広域一時滞在に係る要請や受入れに係る手順等については、「8 広域避難」の内容を次のとおり用語を読み替えて準用する。</u></p>

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案														
		<p style="text-align: center;"><u>＜広域避難の内容を準用するに当たり、読み替える用語＞</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">読み替え前の用語</th> <th style="text-align: center;">読み替え後の用語</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">広域避難</td> <td style="text-align: center;">広域一時滞在</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">予想される災害の規模</td> <td style="text-align: center;">被災状況</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">要避難者</td> <td style="text-align: center;">被災住民</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">風水害時避難場所等</td> <td style="text-align: center;">避難所等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難支援</td> <td style="text-align: center;">支援</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">災害の発生が予想される</td> <td style="text-align: center;">被災している</td> </tr> </tbody> </table>	読み替え前の用語	読み替え後の用語	広域避難	広域一時滞在	予想される災害の規模	被災状況	要避難者	被災住民	風水害時避難場所等	避難所等	避難支援	支援	災害の発生が予想される	被災している
読み替え前の用語	読み替え後の用語															
広域避難	広域一時滞在															
予想される災害の規模	被災状況															
要避難者	被災住民															
風水害時避難場所等	避難所等															
避難支援	支援															
災害の発生が予想される	被災している															
風-55	<p>第2節 避難誘導対策 11 市民の避難行動</p> <p>市民は、次の基本的な考え方により身の安全を確保するものとし、市は円滑な避難誘導を行う。</p> <p style="text-align: center;">【市民の避難行動の基本的な考え方】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>大雨等が予想されるときには気象情報等を入手するとともに、自らの判断により、次の考え方に沿って早めの避難行動をとる。</p> <p>(1)はじめに</p> <p>台風などによる風水害は事前に雨量等の予測が可能な場合が多いため、がけや川の近くに居住する市民は、早めに危険区域外の親戚・知人宅・集会所等の安全な場所や市が開設する避難場所へ避難する。また、市民からの要請や避難勧告等の発令により市が開設する避難場所へ避難する。なお、近年発生している風水害では、局地的かつ短時間豪雨の場合も多く、避難のための時間が少ない場合も想定される。そのような事態の時に、市は避難場所の開設が間に合わない場合にも避難勧告等を発令する場合もあることを想定しておく。</p> <p>(2)屋外への避難がかえって危険な場合</p> </div>	<p>第2節 避難誘導対策 11 市民の避難行動</p> <p><u>市民は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令される前であっても、警戒レベル相当情報（「第1章 市災害対策本部活動」風-9参照）等を踏まえ、自らの判断で自発的に避難行動をとるものとし、市は災害発生の危険度に応じた避難指示等の発令等、避難行動を支援する情報の提供や避難誘導を行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>＜避難行動の分類＞</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>(1)立退き避難</u></p> <p><u>ハザードマップに掲載されている洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域のほか、そのような区域に指定されていないものの災害リスクがあると考えられる地域の居住者等が、その場を離れ、対象とする災害に対し安全な場所に移動する行動で、避難行動の基本となる。</u></p> <p><u>(2)屋内安全確保</u></p> <p><u>災害リスクのある区域等に自宅等が所在していても、ハザードマップ等で自ら災害の危険性を確認し、上階への移動や高層階に留まること（退避）等により、計画的に身の安全を確保できると判断した場合に</u></p> </div>														

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案													
	<p>急な大雨などにより早めの避難が困難な場合は、可能な限り、屋内の2階以上でげや川から離れた場所で安全を確保する。</p> <p>【風水害事象の種類と避難情報に応じた避難行動】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>風水害事象の種類</th> <th>避難情報</th> <th>避難準備・高齢者等避難開始</th> <th>避難勧告</th> <th>避難指示(緊急)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害</td> <td rowspan="2">河川の氾濫(洪水)</td> <td rowspan="2">危険区域外への避難※1</td> <td colspan="2">危険区域外への避難(避難が危険な場合は屋内で安全を確保)</td> </tr> <tr> <td>低地の浸水(浸水被害)</td> <td>屋内で安全を確保※2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 危険区域外とは、浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域等を除いた区域をいう。</p> <p>※2 危険区域内の平屋住家(共同住宅の1階を含む。)はすべて区域外への避難とする。</p>	風水害事象の種類	避難情報	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)	土砂災害	河川の氾濫(洪水)	危険区域外への避難※1	危険区域外への避難(避難が危険な場合は屋内で安全を確保)		低地の浸水(浸水被害)	屋内で安全を確保※2		<p><u>とる避難行動で、以下の条件が満たされている場合に、居住者等が自ら確認・判断する。</u></p> <p><u>①自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと。</u></p> <p><u>②自宅等に浸水しない居室があること。</u></p> <p><u>③自宅等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障(水・食料の不足等)を許容できること。</u></p> <p><u>(3)緊急安全確保</u></p> <p><u>「立退き避難」を行うことがかえって危険を伴う場合に、近隣の堅固な建物への退避や、自宅の2階以上の高い場所への移動、窓等の開口部から離れた屋内の場所での待避など、命の危険から身の安全を可能な限り確保するためにとる行動。</u></p>
風水害事象の種類	避難情報	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)											
土砂災害	河川の氾濫(洪水)	危険区域外への避難※1	危険区域外への避難(避難が危険な場合は屋内で安全を確保)												
低地の浸水(浸水被害)			屋内で安全を確保※2												

第4章 救出・救助・保健医療救護対策

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
風-59	<p>3 情報の収集等</p> <p>(1)情報収集体制の構築</p> <p>ア 本部事務局は、発災後、速やかに消防局及び各防災関係機関と連携し、情報収集体制を構築する。</p> <p>イ 消防局は、救出・救助活動の統制、運営・管理等の調整に当たる。</p> <p>(2)情報の収集・集約</p> <p>本部事務局は、発災後の初期段階において、消防局、消防団、現地対策班、警察署、被災者等から集められた救出・救助の要請情報を集約する。</p>	<p>3 情報の収集等</p> <p>(1)情報収集体制の構築</p> <p>ア 本部事務局は、発災後、速やかに消防局及び各防災関係機関と連携し、情報収集体制を構築する。</p> <p>イ 消防局は、救出・救助活動の統制、運営・管理等の調整に当たる。</p> <p>(2)情報の収集・集約</p> <p>本部事務局は、発災後の初期段階において、消防局、消防団、区本部、現地対策班、警察署、被災者等から集められた救出・救助の要請情報を集約する。</p>
風-63	<p>6 保健医療救護体制</p> <p>(1)市災害時保健医療調整本部</p>	<p>6 保健医療救護体制</p> <p>(1)市災害時保健医療調整本部</p>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																																																																								
	<p>健康福祉局は、医療関係団体の協力のもと、原則、総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）で市災害時保健医療調整本部を運営する。</p> <p>なお、市災害医療コーディネーターとして、市の災害医療、公衆衛生、特殊災害等に精通している医師を配置する。</p>	<p>健康福祉局は、医療関係団体の協力のもと、原則、総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）で、保健医療活動に関する総合調整などを行うため、市災害時保健医療調整本部を運営する。</p> <p>なお、市災害時保健医療調整本部には、同本部長（保健所長）の指揮下で、医療救護に関して必要な判断・調整等を行う市災害医療コーディネーターを配置する。</p>																																																																								
風-63	<p>6 保健医療救護体制 〔略〕</p> <p>(2) 救護所等 健康福祉局は、医療関係団体の協力のもと、あらかじめ指定している小学校等で救護所等を運営する。</p> <p>ア 開設基準 (ア) 市災害対策本部が開設を決定した場合 (イ) 市域で風水害による被害が発生し、市災害対策本部が必要と認めた場合（健康福祉局は、医療関係団体と協議のうえ、市災害対策本部に拠点救護所の開設を要請することができる。）</p>	<p>6 保健医療救護体制 〔略〕</p> <p>(2) 救護所等 健康福祉局は、医療関係団体の協力のもと、あらかじめ指定している小学校等で救護所等を運営する。</p> <p>ア 開設基準 (ア) 市災害対策本部が開設を決定した場合 (イ) 健康福祉局が医療関係団体と協議のうえ、市災害対策本部に救護所の開設を要請し、市災害対策本部が開設を決定した場合</p>																																																																								
風-64	<p>第3節 保健医療救護対策</p> <p>7 情報連絡体制</p> <table border="1" data-bbox="203 954 1059 1390"> <thead> <tr> <th></th> <th>市災害時保健医療調整本部</th> <th>救護所等</th> <th>後方医療機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定電話</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>デジタル地域防災無線</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害用スマートフォン</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>市災害情報共有システム</td> <td>○</td> <td>○※1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>MCA無線</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域災害救急医療情報システム(EMIS)</td> <td>○</td> <td></td> <td>○※2</td> </tr> </tbody> </table>		市災害時保健医療調整本部	救護所等	後方医療機関	固定電話	○	○	○	FAX	○	○	○	デジタル地域防災無線	○	○		災害用スマートフォン	○	○		衛星携帯電話	○	○	○	市災害情報共有システム	○	○※1		MCA無線	○			広域災害救急医療情報システム(EMIS)	○		○※2	<p>第3節 保健医療救護対策</p> <p>7 情報連絡体制</p> <table border="1" data-bbox="1229 948 2085 1383"> <thead> <tr> <th></th> <th>市災害時保健医療調整本部</th> <th>救護所等</th> <th>後方医療機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定電話</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>デジタル地域防災無線</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害用スマートフォン</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>市災害情報共有システム</td> <td>○</td> <td>○(※1)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>MCA無線</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域災害救急医療情報システム(EMIS)</td> <td>○</td> <td></td> <td>○(※2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 内部システムのため、操作は市職員に限定する。</p>		市災害時保健医療調整本部	救護所等	後方医療機関	固定電話	○	○	○	FAX	○	○	○	デジタル地域防災無線	○	○		災害用スマートフォン	○	○		衛星携帯電話	○	○	○	市災害情報共有システム	○	○(※1)		MCA無線	○			広域災害救急医療情報システム(EMIS)	○		○(※2)
	市災害時保健医療調整本部	救護所等	後方医療機関																																																																							
固定電話	○	○	○																																																																							
FAX	○	○	○																																																																							
デジタル地域防災無線	○	○																																																																								
災害用スマートフォン	○	○																																																																								
衛星携帯電話	○	○	○																																																																							
市災害情報共有システム	○	○※1																																																																								
MCA無線	○																																																																									
広域災害救急医療情報システム(EMIS)	○		○※2																																																																							
	市災害時保健医療調整本部	救護所等	後方医療機関																																																																							
固定電話	○	○	○																																																																							
FAX	○	○	○																																																																							
デジタル地域防災無線	○	○																																																																								
災害用スマートフォン	○	○																																																																								
衛星携帯電話	○	○	○																																																																							
市災害情報共有システム	○	○(※1)																																																																								
MCA無線	○																																																																									
広域災害救急医療情報システム(EMIS)	○		○(※2)																																																																							

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
	※1 内部システムのため、操作は市職員に限定する。 ※2 発災後、直ちに職員情報、被害情報、患者受診情報などを入力する。	(※2) 発災後、直ちに職員情報、被害情報、患者受診情報などを入力する。
風-64	第3節 保健医療救護対策 9 医薬品及び医療資機材の確保体制 (1) (略) (2) 市薬剤師会は、指定の救護所等に参集する際に、店舗の医薬品等を持参する。(協定に基づくもの。)	第3節 保健医療救護対策 9 医薬品及び医療資機材の確保体制 (1) (略) (2) 市薬剤師会は、 協定に基づき 、指定の救護所等に参集する際に、店舗の医薬品等を 持参する 。

第5章 緊急輸送・交通・警備

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																																
風-70	第2節 輸送車両等の確保対策 5 輸送手段の確保 (6) 被災者の運送要請 本部事務局は、広域避難や広域一時滞在等のため、被災者を広域的に緊急輸送する必要がある場合は、指定公共機関(日本通運(株))又は指定地方公共機関(神奈川中央交通(株)等)による運送を神奈川県に要請する。	第2節 輸送車両等の確保対策 5 輸送手段の確保 (6) 要避難者 ・被災者の運送要請 本部事務局は、広域避難や広域一時滞在等のため、 要避難者又は 被災者を広域的に緊急輸送する必要がある場合は、指定公共機関(日本通運(株))又は指定地方公共機関(神奈川中央交通(株)等)による運送を神奈川県に要請する。																																
風-72	第3節 交通対策 2 実施主体 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市担当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関東地方整備局 相武国道事務所</td> <td>★</td> <td>災害交通マネジメント検討会の設置、施策検討及び実施に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市担当	[略]	[略]	[略]	関係機関	[略]	[略]	[略]		関東地方整備局 相武国道事務所	★	災害交通マネジメント検討会の設置、施策検討及び実施に関すること。	第3節 交通対策 2 実施主体 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市担当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関東地方整備局 相武国道事務所</td> <td>★</td> <td>災害時交通マネジメント検討会の設置、施策検討及び実施に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市担当	[略]	[略]	[略]	関係機関	[略]	[略]	[略]		関東地方整備局 相武国道事務所	★	災害時 交通マネジメント検討会の設置、施策検討及び実施に関すること。
	担 当 部 署	時 期	項 目																															
市担当	[略]	[略]	[略]																															
関係機関	[略]	[略]	[略]																															
	関東地方整備局 相武国道事務所	★	災害交通マネジメント検討会の設置、施策検討及び実施に関すること。																															
	担 当 部 署	時 期	項 目																															
市担当	[略]	[略]	[略]																															
関係機関	[略]	[略]	[略]																															
	関東地方整備局 相武国道事務所	★	災害時 交通マネジメント検討会の設置、施策検討及び実施に関すること。																															

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案
風-72	<p>第3節 交通対策</p> <p>3 被災地への流入抑制及び交通規制の実施</p> <p>(1)警察署</p> <p>イ 災害発生時の交通規制等</p> <p>(イ)緊急交通路確保のための交通規制</p> <p>災害が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。</p> <p>[略]</p> <p>(2)自衛官及び消防吏員</p> <p>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方が現場にいない場合は、当該措置を行う。当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨通知する。</p> <p>(3)その他</p> <p>道路管理者は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、通行規制や応急啓発等必要な対策の実施について、県警察、交通機関への連絡調整を行う。</p>	<p>第3節 交通対策</p> <p>3 被災地への流入抑制及び交通規制の実施</p> <p>(1)警察署</p> <p>イ 災害発生時の交通規制等</p> <p>(イ)緊急交通路確保のための交通規制</p> <p>災害が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となることから、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。</p> <p>[略]</p> <p>(2)自衛官及び消防吏員</p> <p>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方が現場にいない場合は、当該措置を行う。当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知する。</p> <p>(3)その他</p> <p>道路管理者は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、通行規制や応急啓開等必要な対策の実施について、県警察、交通機関への連絡調整を行う。</p>
風-73	<p>第3節 交通対策</p> <p>5 交通マネジメント</p> <p>都市建設局は、大規模災害によって中央自動車道や国道20号等の主要交通網に途絶が生じた場合、緊急輸送の確保や復旧活動等への影響を最小限に留めることを目的に、交通需要の抑制や分散など交通マネジメント施策の包括的な検討及び調整等を行うため、「(仮称)災害時交通マネジメント検討会」(以下「検討会」という。)の設置を国に要請するとともに、施策の実施に当たっては、国や関係機関と連携を図りながら行う。</p>	<p>第3節 交通対策</p> <p>5 交通マネジメント</p> <p>都市建設局は、大規模災害によって中央自動車道や国道20号等の主要交通網に途絶が生じた場合、緊急輸送の確保や復旧活動等への影響を最小限に留めることを目的に、交通需要の抑制や分散など交通マネジメント施策の包括的な検討及び調整等を行うため、「(仮称)災害時交通マネジメント検討会」の設置を国に要請するとともに、施策の実施に当たっては、国や関係機関と連携を図りながら行う。</p>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																																		
風-74	第4節 警備対策 2 実施主体 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市 担 当</td> <td>市 民 局</td> <td rowspan="2">●</td> <td rowspan="2">交通安全対策及び防犯対策に係る警察署との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区 役 所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関 係 関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市 担 当	市 民 局	●	交通安全対策及び防犯対策に係る警察署との連絡調整に関すること。	区 役 所		[略]	[略]	[略]	関 係 関	[略]	[略]	[略]	第4節 警備対策 2 実施主体 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市 担 当</td> <td>市 民 局</td> <td rowspan="2">●</td> <td rowspan="2">交通安全対策及び防犯対策に係る警察署との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>区 本 部</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関 係 関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市 担 当	市 民 局	●	交通安全対策及び防犯対策に係る警察署との連絡調整に関すること。	<u>区 本 部</u>		[略]	[略]	[略]	関 係 関	[略]	[略]	[略]
	担 当 部 署	時 期	項 目																																	
市 担 当	市 民 局	●	交通安全対策及び防犯対策に係る警察署との連絡調整に関すること。																																	
	区 役 所																																			
	[略]	[略]	[略]																																	
関 係 関	[略]	[略]	[略]																																	
	担 当 部 署	時 期	項 目																																	
市 担 当	市 民 局	●	交通安全対策及び防犯対策に係る警察署との連絡調整に関すること。																																	
	<u>区 本 部</u>																																			
	[略]	[略]	[略]																																	
関 係 関	[略]	[略]	[略]																																	

第7章 避難所等の運営

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																														
風-77	1 基本方針 [略] この章では、風水害時避難場所及び避難所を「避難所等」という。	1 基本方針 [略] この章では、風水害時避難場所及び避難所を「避難所等」という。 また、風水害情報連絡体制及び風水害初動体制配備時に風水害時避難場所の開設、運営及び閉鎖を行う場合においては、本部事務局を危機管理局に、区本部を区役所に、現地対策班をまちづくりセンター（中央6地区まちづくりセンターを除く）及び中央6公民館に読み替えるものとする。																														
風-77	2 実施主体 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市 担 当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>避難所担当職員等</td> <td>★</td> <td>避難所等の開設、運営の支援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関 係 関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市 担 当	[略]	[略]	[略]	避難所担当職員等	★	避難所等の開設、運営の支援に関すること。	関 係 関	[略]	[略]	[略]	2 実施主体 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市 担 当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>特 命 担 当 員 （避難所担当職員、風水害時避難場所担当職員、一時滞在施設・避難施設応援担当職員）</td> <td>★</td> <td>避難所等の開設、運営又は運営の支援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関 係 関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市 担 当	[略]	[略]	[略]	特 命 担 当 員 （避難所担当職員、風水害時避難場所担当職員、一時滞在施設・避難施設応援担当職員）	★	避難所等の開設、 運営又は 運営の支援に関すること。	関 係 関	[略]	[略]	[略]
	担 当 部 署	時 期	項 目																													
市 担 当	[略]	[略]	[略]																													
	避難所担当職員等	★	避難所等の開設、運営の支援に関すること。																													
関 係 関	[略]	[略]	[略]																													
	担 当 部 署	時 期	項 目																													
市 担 当	[略]	[略]	[略]																													
	特 命 担 当 員 （避難所担当職員、風水害時避難場所担当職員、一時滞在施設・避難施設応援担当職員）	★	避難所等の開設、 運営又は 運営の支援に関すること。																													
関 係 関	[略]	[略]	[略]																													

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案												
風-77	<p>3 避難所等の運営体制</p> <p>(1)市の体制</p> <p>避難所担当職員等は、風水害時避難場所の開設と運営を行う。また、風水害による被害が長期化する場合等に開設される避難所にあつては、その開設と運営の支援を行う。</p> <p>(2)、(3)〔略〕</p> <table border="1" data-bbox="237 579 1097 818"> <tr> <th colspan="2">避難所運営協議会の主な役割</th> </tr> <tr> <td> <p><平常時></p> <p>ア 避難所運営方法の検討</p> <p>イ 生活ルール作成</p> <p>ウ 検討及びルールに基づいた訓練の実施</p> </td> <td> <p><災害時></p> <p>ア 円滑な避難所運営</p> <p>イ 生活ルールの調整</p> <p>ウ 様々な組織との連絡調整</p> </td> </tr> </table> <p><避難所運営の主な内容></p> <p>ア～セ〔略〕</p>	避難所運営協議会の主な役割		<p><平常時></p> <p>ア 避難所運営方法の検討</p> <p>イ 生活ルール作成</p> <p>ウ 検討及びルールに基づいた訓練の実施</p>	<p><災害時></p> <p>ア 円滑な避難所運営</p> <p>イ 生活ルールの調整</p> <p>ウ 様々な組織との連絡調整</p>	<p>3 避難所等の運営体制</p> <p>(1)市の体制</p> <p>風水害時避難場所担当職員は、風水害時避難場所の開設と運営を行う。また、風水害による被害が長期化する場合等に開設される避難所にあつては、避難所担当職員がその開設と運営の支援を行う。</p> <p>(2)、(3)〔略〕</p> <p style="text-align: center;"><避難所運営協議会の主な役割></p> <table border="1" data-bbox="1229 579 2089 783"> <thead> <tr> <th>平常時</th> <th>災害時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 避難所運営方法の検討</td> <td>○ 円滑な避難所運営</td> </tr> <tr> <td>○ 生活ルールの作成</td> <td>○ 生活ルールの調整</td> </tr> <tr> <td>○ 検討及びルールに基づいた訓練の実施</td> <td>○ 様々な組織との連絡調整</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">〔削除〕</p>	平常時	災害時	○ 避難所運営方法の検討	○ 円滑な避難所運営	○ 生活ルールの作成	○ 生活ルールの調整	○ 検討及びルールに基づいた訓練の実施	○ 様々な組織との連絡調整
避難所運営協議会の主な役割														
<p><平常時></p> <p>ア 避難所運営方法の検討</p> <p>イ 生活ルール作成</p> <p>ウ 検討及びルールに基づいた訓練の実施</p>	<p><災害時></p> <p>ア 円滑な避難所運営</p> <p>イ 生活ルールの調整</p> <p>ウ 様々な組織との連絡調整</p>													
平常時	災害時													
○ 避難所運営方法の検討	○ 円滑な避難所運営													
○ 生活ルールの作成	○ 生活ルールの調整													
○ 検討及びルールに基づいた訓練の実施	○ 様々な組織との連絡調整													
風-78	<p>4 避難所等の開設</p> <p>(1)避難所担当職員等の参集</p> <p>ア〔略〕</p> <p>イ 勤務時間外の参集体制</p> <p>災害の発生が勤務時間外の場合は、別に定める非常配備基準に基づき、原則として勤務場所に参集する。</p> <p>なお、避難所等への参集は、職員参集システム及び市災害対策本部又は区本部の指示により行う。</p> <p>(2)風水害時避難場所の開設</p> <p>ア 開設の準備</p> <p>危機管理監は、災害の発生するおそれのあるときには、必要により風水害時避難場所の開設の準備を指示する。</p>	<p>4 避難所等の開設</p> <p>(1)避難所担当職員等の参集</p> <p>ア〔略〕</p> <p>イ 勤務時間外の参集体制</p> <p>災害の発生が勤務時間外の場合は、別に定める非常配備基準に基づき、原則として各避難所等に参集する。</p> <p>なお、避難所等への参集の対象となる職員については、職員参集システム及び市災害対策本部又は区本部の指示により行う。</p> <p>(2)風水害時避難場所の開設</p> <p>ア 開設の準備</p> <p>危機管理監は、災害の発生するおそれのあるときには、必要により風水害時避難場所の開設の準備を指示する。</p>												

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
	<p>イ 開設の判断 危機管理監は、風水害時避難場所の開設が必要と判断したときは、風水害時避難場所を開設する。</p> <p>ウ 区本部の措置 区本部は、風水害時避難場所を開設した場合、直ちに現地対策班とともに、避難所担当職員等の参集状況及び避難者の状況を把握し、必要な対策を行う。</p> <p>エ その他 風水害時避難場所の鍵は、区本部(区役所)、現地対策班、消防署所、風水害時避難場所担当職員、施設管理者等が管理する。</p>	<p>イ 開設の判断 危機管理監は、風水害時避難場所の開設が必要と判断したときは、風水害時避難場所を開設する。</p> <p>ウ 区本部の措置 区本部は、風水害時避難場所を開設した場合、直ちに現地対策班とともに、避難所担当職員等の参集状況及び避難者の状況を把握し、必要な対策を行う。</p> <p>エ その他 風水害時避難場所の鍵は、区本部、現地対策班、消防署所、風水害時避難場所担当職員、施設管理者等が管理する。</p>
風-79	<p style="text-align: center;">【新設】</p> <p>※参考掲載</p> <p style="text-align: center;">＜避難所運営の主な内容＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 避難所施設や設備の安全点検、管理</p> <p>イ 避難所の設営及び避難者の受入れ</p> <p>ウ 避難者名簿の作成</p> <p>エ 現地対策班等との連絡調整</p> <p>オ 負傷者の救護、災害時要援護者への支援</p> <p>カ 備蓄食料、物資等の応急配布</p> <p>キ 飲料水、食料、生活物資等の現地対策班等への要請、受入れ、配分</p> <p>ク 炊き出しの実施</p> <p>ケ 避難者への被害状況や生活関連情報の提供</p> <p>コ 住民等の安否情報の収集、提供</p> <p>サ 避難所の生活の場の環境の整備、管理</p> <p>シ 避難者の健康状態の把握</p> <p>ス 避難所内での感染症対策</p> <p>セ その他必要な事項</p> </div>	<p>5 避難所等の運営</p> <p>(1)風水害時避難場所の運営</p> <p>風水害時避難場所では、主に次の事項を行う。</p> <p>ア 避難者の受入れ</p> <p>イ 避難者名簿の作成</p> <p>ウ 現地対策班等との連絡調整</p> <p>エ 災害時要援護者への支援</p> <p>オ 避難者への気象情報等の提供</p> <p>カ 風水害時避難場所内での感染症対策</p> <p>キ その他円滑に風水害時避難場所を運営するために必要な事項</p> <p>(2)避難所の運営</p> <p>避難所では、主に次の事項を行う。</p> <p>ア 避難所施設や設備の安全点検、管理</p> <p>イ 避難所の設営及び避難者の受入れ</p> <p>ウ 避難者名簿の作成</p> <p>エ 現地対策班等との連絡調整</p> <p>オ 負傷者の救護、災害時要援護者への支援</p> <p>カ 備蓄食料、物資等の応急配布</p> <p>キ 飲料水、食料、生活物資等の現地対策班等への要請、受入れ、配分</p> <p>ク 炊き出しの実施</p>

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
		<p>ケ 避難者への被害状況や生活関連情報の提供 コ 住民等の安否情報の収集、提供 サ 避難所の生活の場の環境の整備、管理 シ 避難者の健康状態の把握 ス 避難所内での感染症対策 セ その他円滑に避難所を運営するために必要な事項</p>
<p>風-79</p> <p>風-80</p>	<p>5 避難所等の運営に関する視点 (1)風水害時避難場所の運営に関する視点 ア、イ〔略〕 ウ 避難者に対し、気象に関する情報や避難勧告等の発令状況、河川の水位、土砂災害の危険度等の災害情報を随時提供する。 エ、オ〔略〕 カ ペット同行避難者がいる場合は、ペット同行避難者に対し、ペットをケージに入れるよう指導する。〔略〕 (2)避難所の運営に関する視点 ア～コ〔略〕 サ ペット同行避難者がいる場合は、ペット同行避難者に対し、ペット用の食料、水、ペットシート、ケージ等の避難・備蓄用品を持参し、避難するなどの指導を行う。〔略〕 6 生活関連物資の配布 〔略〕 (2)避難所における生活関連物資等の配布 イ 炊き出しによる供給体制 学校の給食施設(給食センターを含む)を利用して炊き出しを行う。 なお、避難所周辺地域の住民への炊き出しに伴う人員確保については、避難所運営協議会と調整を図りながら進める。 7 ボランティアの活用 〔略〕</p>	<p>6 避難所等の運営に関する視点 (1)風水害時避難場所の運営に関する視点 ア、イ〔略〕 ウ 避難者に対し、気象に関する情報や避難指示等の発令状況、河川の水位、土砂災害の危険度等の災害情報を随時提供する。 エ、オ〔略〕 カ ペット同行避難者に対しては、ペットをケージに入れるよう指導する。〔略〕 (2)避難所の運営に関する視点 ア～コ〔略〕 サ ペット同行避難者に対しては、ペット用の食料、水、ペットシート、ケージ等の避難・備蓄用品を持参し、避難するなどの指導を行う。〔略〕 7 生活関連物資の配布 〔略〕 (2)避難所における生活関連物資等の配布 イ 炊き出しによる供給体制 市立学校給食施設(学校給食センターを含む)を利用して炊き出しを行う。 なお、避難所周辺地域の住民への炊き出しに伴う人員確保については、避難所運営協議会と調整を図りながら進める。 8 ボランティアの活用 〔略〕</p>

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
風-81	<p>8 避難所以外の被災者への対応</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 車中泊等の避難所外避難者への対応</p> <p>避難所への避難を原則とするが、熊本地震の際にも本震後の地震活動への不安や避難所でのプライバシーの確保が難しいことなどから、車中泊を選ぶ被災者が多数見られ、健康被害などの課題があった。</p> <p>そのため、避難所への避難を誘導するが、やむを得ず車中泊を選ぶ避難者については、支援が必要な在宅避難者と同様に、防災行政用同報無線（ひばり放送）等を活用し、避難所での在宅避難者名簿の登録を行うように広報を実施する。</p> <p>登録者には、必要な生活関連物資の配布など、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努め、上記「(1)在宅避難者への対応」のアからエを行う。</p> <p>関係各局及び避難所運営協議会は、車中泊等の避難所外避難者に対し、エコミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行う。</p>	<p>9 避難所以外の被災者への対応</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 車中泊等の避難所外避難者への対応</p> <p>車中泊避難は、避難者数等の実態把握が困難であり、またエコミークラス症候群等の発症による健康被害のおそれがあることから、避難所への避難を誘導するが、やむを得ず車中泊を選ぶ避難者については、支援が必要な在宅避難者と同様に、防災行政用同報無線（ひばり放送）等を活用し、避難所での在宅避難者名簿の登録を行うように広報を実施する。</p> <p>在宅避難者名簿の登録者には、必要な生活関連物資の配布など、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努め、上記「(1)在宅避難者への対応」のアからエを行う。</p> <p>また、関係各局及び避難所運営協議会は、車中泊等の避難所外避難者に対し、エコミークラス症候群の健康管理に係る注意喚起を行う。</p>

第8章 被災生活支援

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																																	
風-83	<p>第1節 応急給水対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市担当</td> <td>健康福祉局 (保健衛生部)</td> <td>★</td> <td>神奈川県企業庁との連絡調整、飲料水輸送に係る協定締結団体等との連絡調整、飲料水の供給(上水道区域等)に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関係</td> <td>神奈川県企業庁</td> <td>—</td> <td>応急給水支援に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市担当	健康福祉局 (保健衛生部)	★	神奈川県企業庁との連絡調整、飲料水輸送に係る協定締結団体等との連絡調整、飲料水の供給(上水道区域等)に関すること。	[略]	[略]	[略]	関係	神奈川県企業庁	—	応急給水支援に関すること。	<p>第1節 応急給水対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市担当</td> <td>健康福祉局 (保健衛生部)</td> <td>★</td> <td>神奈川県企業庁との連絡調整、飲料水輸送に係る協定締結団体等との連絡調整、飲料水の供給(上水道区域)に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関係機関</td> <td>神奈川県企業庁</td> <td>—</td> <td>上水道区域に係る応急給水支援に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(公社)日本水道協会</td> <td>—</td> <td>簡易水道区域に係る応急</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市担当	健康福祉局 (保健衛生部)	★	神奈川県企業庁との連絡調整、飲料水輸送に係る協定締結団体等との連絡調整、飲料水の供給(上水道区域)に関すること。	[略]	[略]	[略]	関係機関	神奈川県企業庁	—	上水道区域に係る 応急給水支援に関すること。	(公社)日本水道協会	—	簡易水道区域に係る応急
	担 当 部 署	時期	項 目																																
市担当	健康福祉局 (保健衛生部)	★	神奈川県企業庁との連絡調整、飲料水輸送に係る協定締結団体等との連絡調整、飲料水の供給(上水道区域等)に関すること。																																
	[略]	[略]	[略]																																
関係	神奈川県企業庁	—	応急給水支援に関すること。																																
	担 当 部 署	時期	項 目																																
市担当	健康福祉局 (保健衛生部)	★	神奈川県企業庁との連絡調整、飲料水輸送に係る協定締結団体等との連絡調整、飲料水の供給(上水道区域)に関すること。																																
	[略]	[略]	[略]																																
関係機関	神奈川県企業庁	—	上水道区域に係る 応急給水支援に関すること。																																
	(公社)日本水道協会	—	簡易水道区域に係る応急																																

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案												
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="239 256 329 381">機関</td> <td data-bbox="329 256 631 381">〔略〕</td> <td data-bbox="631 256 734 381">〔略〕</td> <td data-bbox="734 256 1097 381">〔略〕</td> </tr> </table>	機関	〔略〕	〔略〕	〔略〕	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1243 256 1332 357"></td> <td data-bbox="1332 256 1635 298">神奈川県支部</td> <td data-bbox="1635 256 1722 357"></td> <td data-bbox="1722 256 2072 298">給水支援に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1243 298 1332 357">〔略〕</td> <td data-bbox="1332 298 1635 357">〔略〕</td> <td data-bbox="1635 298 1722 357">〔略〕</td> <td data-bbox="1722 298 2072 357">〔略〕</td> </tr> </table>		神奈川県支部		給水支援に関すること。	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
機関	〔略〕	〔略〕	〔略〕											
	神奈川県支部		給水支援に関すること。											
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕											
<p>風-83</p> <p>第1節 応急給水対策</p> <p>4 災害時の応急給水</p> <p>(1)、(2) 〔略〕</p> <p>(3) 災害用指定配水池等</p> <p>〔略〕</p> <p style="text-align: center;">災害用指定配水池等一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="239 679 672 738">災害用指定配水池</th> <th data-bbox="672 679 1097 738">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="239 738 672 799">〔略〕</td> <td data-bbox="672 738 1097 799">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)、(5) 〔略〕</p> <p>(6) 応急給水の支援</p> <p>風-84</p> <p>飲料水の不足が予想される場合、健康福祉局は神奈川県企業庁、都市建設局は日本水道協会神奈川県支部を通じ、他都市の水道事業体に協力を要請する。また、状況に応じて自衛隊等にも同様に応急給水を要請する。</p>	災害用指定配水池	所在地	〔略〕	〔略〕	<p>第1節 応急給水対策</p> <p>4 災害時の応急給水</p> <p>(1)、(2) 〔略〕</p> <p>(3) 災害用指定配水池等</p> <p>〔略〕</p> <p style="text-align: center;">＜災害用指定配水池等一覧＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1232 679 1662 738">災害用指定配水池</th> <th data-bbox="1662 679 2087 738">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1232 738 1662 799">〔略〕</td> <td data-bbox="1662 738 2087 799">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)、(5) 〔略〕</p> <p>(6) 応急給水の支援</p> <p>飲料水の不足が予想される場合、健康福祉局は神奈川県企業庁、都市建設局は（公社）日本水道協会神奈川県支部を通じ、他都市の水道事業体に協力を要請する。また、緊急性があり、他に飲料水を供給する手段がない場合には、県知事に応急給水に係る自衛隊の災害派遣要請を要求する。</p>	災害用指定配水池	所在地	〔略〕	〔略〕					
災害用指定配水池	所在地													
〔略〕	〔略〕													
災害用指定配水池	所在地													
〔略〕	〔略〕													
<p>風-84</p> <p>第1節 応急給水対策</p> <p>5 市民への応急給水等の情報の伝達</p> <p>(1) 上水道区域については、健康福祉局(保健衛生部)が神奈川県企業庁と連携し、簡易水道区域については、都市建設局(道路部)が断水情報を収集する。</p> <p>(2) 健康福祉局(保健衛生部)及び都市建設局(道路部)は、応急給水等の情報を以下の方法で市民に的確に周知する。</p>	<p>第1節 応急給水対策</p> <p>5 市民への応急給水等の情報の伝達</p> <p>(1) 上水道区域については、健康福祉局が神奈川県企業庁と連携し、簡易水道区域については、都市建設局が断水情報を収集する。</p> <p>(2) 健康福祉局及び都市建設局は、応急給水等の情報を以下の方法で市民に的確に周知する。</p>	<p>第1節 応急給水対策</p> <p>5 市民への応急給水等の情報の伝達</p> <p>(1) 上水道区域については、健康福祉局が神奈川県企業庁と連携し、簡易水道区域については、都市建設局が断水情報を収集する。</p> <p>(2) 健康福祉局及び都市建設局は、応急給水等の情報を以下の方法で市民に的確に周知する。</p>												
<p>風-84</p> <p>第1節 応急給水対策</p> <p>6 給水の方法</p>	<p>第1節 応急給水対策</p> <p>6 給水の方法</p>	<p>第1節 応急給水対策</p> <p>6 給水の方法</p>												

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																																														
	<p>(1)、(2)〔略〕</p> <p>(3) 関係機関の協力を得て給水車又は給水用タンク等を積載したトラックにより給水する。</p> <p>輸送手段については、必要に応じて協定締結団体等に要請する。不足する場合は、他の地方公共団体及び自衛隊等へ応援要請を行う。</p>	<p>(1)、(2)〔略〕</p> <p>(3) 関係機関の協力を得て給水車又は給水用タンク等を積載したトラックにより給水する。</p> <p>輸送手段については、必要に応じて協定締結団体等に要請する。不足する場合は、他の地方公共団体等へ応援要請を行うほか、緊急性があり、他に輸送する手段がない場合には、県知事に自衛隊の災害派遣要請を要求する。</p>																																														
風-84 風-85	<p>第1節 応急給水対策</p> <p>7 応急復旧に係る道路啓開</p> <p>健康福祉局(保健衛生部)及び都市建設局(道路部)は、断水の復旧に当たり、土砂や倒木等の障害物により復旧箇所に到達することができないなどの情報を得た場合、関係機関との連携の下、断水の影響範囲など、道路啓開の優先度を判断するために必要な情報を収集し、災害対策本部に報告する。</p> <p>災害対策本部は、都市建設局(道路部)や関係部署と協議し、道路啓開の優先順位を決定する。</p>	<p>第1節 応急給水対策</p> <p>7 応急復旧に係る道路啓開</p> <p>健康福祉局及び都市建設局は、断水の復旧に当たり、土砂や倒木等の障害物により復旧箇所に到達することができないなどの情報を得た場合、関係機関との連携の下、断水の影響範囲など、道路啓開の優先度を判断するために必要な情報を収集し、災害対策本部に報告する。</p> <p>災害対策本部は、都市建設局や関係部署と協議し、道路啓開の優先順位を決定する。</p>																																														
風-86	<p>第2節 食料供給対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市担 当</td> <td>環境経済局(経済部)</td> <td>★</td> <td>食料に係る協定締結団体等との連絡調整、食料の調達及び輸送に関すること。</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">関 係 機 関</td> <td>神奈川県</td> <td>—</td> <td>食料供給の支援、食料品搬送の協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>日本通運(株)</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">食料品搬送の協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(一社)神奈川県トラック協会</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市担 当	環境経済局(経済部)	★	食料に係る協定締結団体等との連絡調整、食料の調達及び輸送に関すること。	〔略〕	〔略〕	〔略〕	関 係 機 関	神奈川県	—	食料供給の支援、食料品搬送の協力に関すること。	〔略〕	〔略〕	〔略〕	日本通運(株)	—	食料品搬送の協力に関すること。	(一社)神奈川県トラック協会	<p>第2節 食料供給対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市担 当</td> <td>環 境 経 済 局</td> <td>★</td> <td>食料に係る協定締結団体等との連絡調整、食料の調達及び輸送・配送に関すること。</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">関 係 機 関</td> <td>神奈川県</td> <td>—</td> <td>食料供給の支援、食料品の輸送・配送の協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>日本通運(株)</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">食料品の輸送・配送の協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>佐川急便(株)</td> </tr> <tr> <td>西濃運輸(株)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市担 当	環 境 経 済 局	★	食料に係る協定締結団体等との連絡調整、食料の調達及び輸送・ 配送 に関すること。	〔略〕	〔略〕	〔略〕	関 係 機 関	神奈川県	—	食料供給の支援、食料品の輸送・ 配送 の協力に関すること。	〔略〕	〔略〕	〔略〕	日本通運(株)	—	食料品の 輸送・配送 の協力に関すること。	佐川急便(株)	西濃運輸(株)	
	担 当 部 署	時期	項 目																																													
市担 当	環境経済局(経済部)	★	食料に係る協定締結団体等との連絡調整、食料の調達及び輸送に関すること。																																													
	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																													
関 係 機 関	神奈川県	—	食料供給の支援、食料品搬送の協力に関すること。																																													
	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																													
	日本通運(株)	—	食料品搬送の協力に関すること。																																													
	(一社)神奈川県トラック協会																																															
	担 当 部 署	時期	項 目																																													
市担 当	環 境 経 済 局	★	食料に係る協定締結団体等との連絡調整、食料の調達及び輸送・ 配送 に関すること。																																													
	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																													
関 係 機 関	神奈川県	—	食料供給の支援、食料品の輸送・ 配送 の協力に関すること。																																													
	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																													
	日本通運(株)	—	食料品の 輸送・配送 の協力に関すること。																																													
	佐川急便(株)																																															
西濃運輸(株)																																																

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案			
			(一社)神奈川県トラック協会		
風-87	<p>第2節 食料供給対策</p> <p>5 食料品の調達</p> <p>(1)食料品の調達</p> <p>環境経済局は、災害発生時においては、食料・物資対策センターを市役所に設置し、食料品の調達・管理を行う。食料品は、協定締結団体、その他業界団体等から協力を得て調達するとともに、原則として避難所等への搬送を要請する。</p> <p>(2)米穀の調達</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 環境経済局は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 第4章 第10 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例」に基づき、政府所有米穀の供給に関して、県知事に要請することができる。交通、通信の断絶のため、政府所有米穀の引取りに関する県知事の指示を受けられない場合には、</p>	<p>第2節 食料供給対策</p> <p>5 食料品の調達</p> <p>(1)食料品の調達</p> <p>環境経済局は、災害発生時においては、食料・物資対策センターを市役所本庁舎に設置し、食料品の調達・管理を行う。災害発生後の食料品の調達については、プッシュ型支援により調達することとし、並行して避難所等のニーズの把握に努め、プル型支援による調達に移行する。</p> <p>ア プッシュ型支援</p> <p>プッシュ型支援とは、被災地からの要請を待たず、必要と見込まれる物資を調達して輸送する支援方法である。</p> <p>環境経済局は、国によるプッシュ型支援が行われる場合は、本市に輸送される品目や数量、到着時期等を把握し、食料品の受入れ及び各避難所等への配送を行う。</p> <p>イ プル型支援</p> <p>プル型支援とは、被災地からの要請に基づき、物資を調達して輸送する支援方法である。</p> <p>(ア)県からの調達</p> <p>環境経済局は、避難所等での食料品の不足が見込まれる場合は、品目や数量を把握し、県に食料品の要請を行う。</p> <p>(イ)協定締結団体等からの調達</p> <p>環境経済局は、協定締結団体、その他業界団体等から協力を得て、食料品を調達するとともに、原則として避難所等への配送を要請する。</p> <p>(2)米穀の調達</p> <p>ア、イ [略]</p> <p>ウ 環境経済局は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 第4章 第10 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例」に基づき、政府所有米穀の供給に関して、県知事に要請することができる。交通、通信の断絶のため、政府所有米</p>			

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																																					
	<p>農林水産省(政策統括官付貿易業務課)に要請する。 (3)応援要請 環境経済局は、前記(1)(2)の対策を講じても食料の調達が困難な場合は、必要に応じて広域応援要請をする。</p>	<p>穀の引取りに関する県知事の指示を受けられない場合には、農林水産省(農産局 農産政策部貿易業務課)に要請する。 (3)広域応援要請 環境経済局は、上記(1)、(2)の対策を講じても食料の調達が困難な場合は、必要に応じて広域応援要請をする。</p>																																					
風-88	<p>6 食料等の輸送 環境経済局は、救援物資受入れ拠点や県が運営する広域防災活動拠点(県立相模原弥栄高等学校、県津久井合同庁舎)に集められた食料を市保有車両、協定締結団体の車両等により、避難所等へ輸送する。</p>	<p>6 食料等の配送 環境経済局は、救援物資受入れ拠点や県が運営する広域防災活動拠点(県立相模原弥栄高等学校、県津久井合同庁舎)に集められた食料を市保有車両、協定締結団体の車両等により、避難所等へ配送する。</p>																																					
風-88	<p>7 米飯の炊き出し (1)教育局は、米飯の炊き出しを、原則として市立学校給食センター、市立小学校の給食施設及び炊き出し施設を使用して行う。</p>	<p>7 米飯の炊き出し (1)教育局は、米飯の炊き出しを、原則として市立学校給食施設(学校給食センターを含む)及び炊き出し施設を使用して行う。</p>																																					
風-89	<p>第3節 生活必需物資供給対策 2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市担当</td> <td>環境経済局(経済部)</td> <td>★</td> <td>生活必需物資に係る協定締結団体等との連絡調整、生活必需物資の調達及び輸送、救援物資の受入れ・供給に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関係機</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日本通運(株) (一社)神奈川県トラック協会</td> <td>—</td> <td>生活必需物資の搬送協力に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市担当	環境経済局(経済部)	★	生活必需物資に係る協定締結団体等との連絡調整、生活必需物資の調達及び輸送、救援物資の受入れ・供給に関すること。	[略]	[略]	[略]	関係機	[略]	[略]	[略]	日本通運(株) (一社)神奈川県トラック協会	—	生活必需物資の搬送協力に関すること。	<p>第3節 生活必需物資供給対策 2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市担当</td> <td>環境経済局</td> <td>★</td> <td>生活必需物資に係る協定締結団体等との連絡調整、生活必需物資の調達及び輸送・配送、救援物資の受入れ・供給に関すること。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">関係機</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>日本通運(株) 佐川急便(株) 西濃運輸(株)</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">生活必需物資の輸送・配送協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(一社)神奈川県トラック協会</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時期	項 目	市担当	環境経済局	★	生活必需物資に係る協定締結団体等との連絡調整、生活必需物資の調達及び輸送・ 配送 、救援物資の受入れ・供給に関すること。	[略]	[略]	[略]	関係機	[略]	[略]	[略]	日本通運(株) 佐川急便(株) 西濃運輸(株)	—	生活必需物資の 輸送・配送 協力に関すること。	(一社)神奈川県トラック協会
	担 当 部 署	時期	項 目																																				
市担当	環境経済局(経済部)	★	生活必需物資に係る協定締結団体等との連絡調整、生活必需物資の調達及び輸送、救援物資の受入れ・供給に関すること。																																				
	[略]	[略]	[略]																																				
関係機	[略]	[略]	[略]																																				
	日本通運(株) (一社)神奈川県トラック協会	—	生活必需物資の搬送協力に関すること。																																				
	担 当 部 署	時期	項 目																																				
市担当	環境経済局	★	生活必需物資に係る協定締結団体等との連絡調整、生活必需物資の調達及び輸送・ 配送 、救援物資の受入れ・供給に関すること。																																				
	[略]	[略]	[略]																																				
関係機	[略]	[略]	[略]																																				
	日本通運(株) 佐川急便(株) 西濃運輸(株)	—	生活必需物資の 輸送・配送 協力に関すること。																																				
	(一社)神奈川県トラック協会																																						
風-89 風-90	<p>第3節 生活必需物資供給対策 5 供給範囲</p>	<p>第3節 生活必需物資供給対策 5 供給範囲</p>																																					

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																										
	<p>災害により供給する生活必需物資は、次に掲げるもののうち必要と認めたものとする。</p> <table border="1" data-bbox="237 336 1099 751"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>物資</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝具類</td> <td>毛布・布団等</td> </tr> <tr> <td>衣料</td> <td>作業衣・普通着・肌着・靴下等</td> </tr> <tr> <td>炊事用具・食器</td> <td>包丁・なべ・茶わん・はし等</td> </tr> <tr> <td>日用品・雑貨</td> <td>石けん・タオル・衛生材料・雨具等</td> </tr> <tr> <td>光熱材料</td> <td>懐中電灯・電池・固形燃料・LPガス等</td> </tr> <tr> <td>その他必要と認めるもの</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	物資	寝具類	毛布・布団等	衣料	作業衣・普通着・肌着・靴下等	炊事用具・食器	包丁・なべ・茶わん・はし等	日用品・雑貨	石けん・タオル・衛生材料・雨具等	光熱材料	懐中電灯・電池・固形燃料・LPガス等	その他必要と認めるもの		<p>災害により供給する生活必需物資は、次に掲げるもののうち必要と認めたものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1227 336 2089 751"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>物資</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被服、寝具及び身の回り品</td> <td>洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴、雨具等</td> </tr> <tr> <td>日用品</td> <td>石けん、トイレトペーパー、生理用品、紙おむつ等</td> </tr> <tr> <td>炊事用具及び食器</td> <td>炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等</td> </tr> <tr> <td>光熱材料</td> <td>固形燃料、LPガス、使い捨てライター等</td> </tr> <tr> <td>その他必要と認めるもの</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	物資	被服、寝具及び身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴、雨具等	日用品	石けん、トイレトペーパー、生理用品、紙おむつ等	炊事用具及び食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等	光熱材料	固形燃料、LPガス、使い捨てライター等	その他必要と認めるもの	
分類	物資																											
寝具類	毛布・布団等																											
衣料	作業衣・普通着・肌着・靴下等																											
炊事用具・食器	包丁・なべ・茶わん・はし等																											
日用品・雑貨	石けん・タオル・衛生材料・雨具等																											
光熱材料	懐中電灯・電池・固形燃料・LPガス等																											
その他必要と認めるもの																												
分類	物資																											
被服、寝具及び身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴、雨具等																											
日用品	石けん、トイレトペーパー、生理用品、紙おむつ等																											
炊事用具及び食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等																											
光熱材料	固形燃料、LPガス、使い捨てライター等																											
その他必要と認めるもの																												
風-90	<p>第3節 生活必需物資供給対策 6 生活必需物資の調達 (1) 物資の調達</p> <p>環境経済局は、災害発生時においては、食料・物資対策センターを設置し、物資の調達・管理を行う。生活必需物資は、協定締結団体、その他業界団体等から協力を得て調達するとともに、原則として避難所等への搬送についても要請する。</p>	<p>第3節 生活必需物資供給対策 6 生活必需物資の調達 (1) 生活必需物資の調達</p> <p>環境経済局は、災害発生時においては、食料・物資対策センターを市役所本庁舎に設置し、生活必需物資の調達・管理を行う。災害発生後の生活必需物資の調達については、プッシュ型支援により調達することとし、並行して避難所等のニーズの把握に努め、プル型支援による調達に移行する。</p> <p>ア プッシュ型支援 プッシュ型支援とは、被災地からの要請を待たず、必要と見込まれる物資を調達して輸送する支援方法である。</p> <p>環境経済局は、国によるプッシュ型支援が行われる場合は、本市に輸送される品目や数量、到着時期等を把握し、生活必需物資の受入れ及び各避難所等への配送を行う。物資の調達</p> <p>イ プル型支援 プル型支援とは、被災地からの要請に基づき、物資を調達して輸送する支援方法である。</p>																										

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
	<p>(2) 応援要請</p> <p>環境経済局は、上記(1)の対策を講じても生活必需物資の調達が困難な場合は、必要に応じて広域応援要請をする。</p>	<p>(ア)県からの調達 <u>環境経済局は、避難所等での生活必需物資の不足が見込まれる場合は、品目や数量を把握し、県に生活必需物資の要請を行う。</u></p> <p>(イ)協定締結団体等からの調達 <u>環境経済局は、協定締結団体、その他業界団体等から協力を得て、生活必需物資を調達するとともに、原則として避難所等への配送についても要請する。</u></p> <p>(2) 広域応援要請 環境経済局は、上記(1)の対策を講じても生活必需物資の調達が困難な場合は、必要に応じて広域応援要請をする。</p>
風-90	<p>第3節 生活必需物資供給対策</p> <p>7 救援物資への対応</p> <p>(1) 救援物資の要請</p> <p>環境経済局は、生活必需品等の物資が不足する場合は、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じて全国へ救援物資の要請を行う。ただし、救援物資の受入れは、原則として、事業者、団体からの物資とする。</p> <p>救援物資の要請を行う場合、必要とする物資の内容、量、送付方法等について明確に情報を提供し、必要がある時期に市災害対策本部からの要請に基づいて搬送する体制とする。</p> <p>また、物資が充足した時点で、要請の打切りを報道機関等を通じ情報提供する。</p> <p>(2) 広域応援要請</p> <p>環境経済局は、前記(1)による物資の調達が困難な場合は、必要に応じて、広域応援要請を行う。</p> <p>(3) 救援物資の集積・搬送</p> <p>環境経済局は、救援物資受入れ拠点を設置する。トラック等で大量に持ち込まれた物資は、救援物資受入れ拠点へ誘導する。</p> <p>集積された物資は、協定締結団体やボランティア等の協力を得て、仕分け作業を行い、必要に応じて避難所に搬送する。</p>	<p>第3節 生活必需物資供給対策</p> <p>7 義援品の要請 <u>環境経済局は、生活必需物資が不足し必要と認めるときは、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じて全国へ義援品の要請を行う。ただし、義援品の受入れは、原則として、事業者、団体からの物資とする。</u> <u>義援品の要請を行うに当たっては、必要とする物資の内容、量、送付方法等について明確に情報を提供し、必要がある時期に市災害対策本部からの要請に基づいて配送する体制とする。</u> また、物資が充足した時点で、<u>報道機関等を通じ要請の打切りについて</u>情報提供する。</p> <p>〔削除〕</p> <p>8 救援物資の集積・配送 <u>環境経済局は、被災の状況や物資の輸送経路を踏まえ、あらかじめ指定した施設の中から救援物資受入れ拠点を開設する。</u> トラック等で大量に持ち込まれた物資は、救援物資受入れ拠点へ誘導する<u>こととし、救援物資受入れ拠点において</u>集積された物資は、協定締結団体やボランティア等の協力を得て、仕分け作業を行い、必要に応じて避難所に配送する。</p>

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案														
風-91	<p>救援物資受入れ拠点</p> <p>第1次 相模原市救援物資集積・配送センター 淵野辺公園（市立相模原球場（サーティーフォー相模原球場）、銀河アリーナ）、 市体育館</p> <p>第2次 相模原市立勤労者総合福祉センター（サン・エールさがみはら）、相模原市立北相中学校体育館</p>	<p style="text-align: center;">＜救援物資受入れ拠点の主な役割＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">拠点名</th> <th style="text-align: center;">主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: middle;">地域内 輸送拠点(※)</td> <td style="vertical-align: middle;"> 相模原市救援物資集積・ 配送センター 淵野辺公園 （市立相模原球場、銀河 アリーナ） GLP アルファリンク相模 原 </td> <td style="vertical-align: middle;"> ○備蓄品の配送 ○調達した物資の集積配送 ○救援物資、義援品の集積 配送 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">市立勤労者総合福祉センター（サン・エールさがみはら）</td> <td style="vertical-align: middle;">○調達した物資の集積配送</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">市立北相中学校体育館</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">市体育館</td> <td style="vertical-align: middle;">○救援物資、義援品の保管 （補助）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)「地域内輸送拠点」とは、大規模災害時に県が開設する広域物資輸送拠点(国等から供給される物資を受け入れる拠点)から送られてくる物資を受け入れ、避難所へ配送するための拠点をいう。</p>	拠点名	主な役割	地域内 輸送拠点 (※)	相模原市救援物資集積・ 配送センター 淵野辺公園 （市立相模原球場、銀河 アリーナ） GLP アルファリンク相模 原	○備蓄品の配送 ○調達した物資の集積配送 ○救援物資、義援品の集積 配送	市立勤労者総合福祉センター（サン・エールさがみはら）		○調達した物資の集積配送	市立北相中学校体育館			市体育館		○救援物資、義援品の保管 （補助）
拠点名	主な役割															
地域内 輸送拠点 (※)	相模原市救援物資集積・ 配送センター 淵野辺公園 （市立相模原球場、銀河 アリーナ） GLP アルファリンク相模 原	○備蓄品の配送 ○調達した物資の集積配送 ○救援物資、義援品の集積 配送														
市立勤労者総合福祉センター（サン・エールさがみはら）		○調達した物資の集積配送														
市立北相中学校体育館																
市体育館		○救援物資、義援品の保管 （補助）														
風-91	<p>第3節 生活必需物資供給対策</p> <p>8 物資の輸送 環境経済局は、市が備蓄管理する物資を、市保有車両、協定締結団体の車両等により、避難所等へ輸送する。</p> <p>9 物資の配分 〔略〕</p> <p>10 物価の安定・物資の安定供給 〔略〕</p>	<p>第3節 生活必需物資供給対策</p> <p>9 備蓄物資の配送 環境経済局は、市が備蓄管理する物資を、市保有車両、協定締結団体の車両等により、避難所等へ配送する。</p> <p>10 物資の配分 〔略〕</p> <p>11 物価の安定・物資の安定供給 〔略〕</p>														

第9章 遺体等の収容・埋火葬等

頁	現行(令和3年5月修正)	修正案																														
風-92	<p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担当部署</th> <th>時期</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市担当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>区役所</td> <td>●</td> <td>死体埋火葬許可証の発行に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担当部署	時期	項目	市担当	[略]	[略]	[略]	区役所	●	死体埋火葬許可証の発行に関すること。	関係機関	[略]	[略]	[略]	<p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担当部署</th> <th>時期</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市担当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td><u>区本部</u></td> <td>●</td> <td>死体埋火葬許可証の発行に関すること。</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担当部署	時期	項目	市担当	[略]	[略]	[略]	<u>区本部</u>	●	死体埋火葬許可証の発行に関すること。	関係機関	[略]	[略]	[略]
	担当部署	時期	項目																													
市担当	[略]	[略]	[略]																													
	区役所	●	死体埋火葬許可証の発行に関すること。																													
関係機関	[略]	[略]	[略]																													
	担当部署	時期	項目																													
市担当	[略]	[略]	[略]																													
	<u>区本部</u>	●	死体埋火葬許可証の発行に関すること。																													
関係機関	[略]	[略]	[略]																													
風-92	<p>3 遺体収容施設の開設</p> <p>健康福祉局は、災害時に遺体が多くに及ぶ場合、市営斎場に遺体収容施設を開設し、収容、検視・調査等、検案、安置措置等を総合的に行う。</p> <p>なお、遺体数が市営斎場の収容量を上回る場合には、遺体等が多数発生している地域に近い施設から開設することを基本的な考えとして、所轄警察署と協議する。</p> <p>市営斎場以外の遺体収容施設は、総合体育館、北総合体育館、串川地域センター、千木良公民館とする。</p>	<p>3 遺体収容施設の開設</p> <p>健康福祉局は、災害時に遺体が多くに及ぶ場合、<u>管轄する警察署と協議し、総合体育館、北総合体育館、串川地域センター、千木良公民館のうち、遺体等が多数発生している地域に近い施設から</u>遺体収容施設を開設し、収容、検視・調査等、検案、安置措置等を総合的に行う。</p> <p>なお、遺体数が<u>開設した遺体収容施設</u>の収容量を上回る場合には、遺体等が多数発生している地域に近い施設から開設することを基本的な考えとして、<u>管轄する</u>警察署と協議する。</p>																														

第11章 防疫・衛生

頁	現行(令和3年5月修正)	修正案
風-97	<p>4 防疫活動</p> <p>健康福祉局は、県と緊密な連携を図り、次の防疫活動を行う。</p> <p>(1) 被災地及び避難場所における感染症患者又は保菌者の早期発見に努めるとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、必要に応じて感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置等の予防措置を行う。</p> <p>(2) 感染症予防上の必要に応じて、被災地及び避難場所の清潔・消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除を行う。</p>	<p>4 防疫活動</p> <p>健康福祉局は、県と緊密な連携を図り、次の防疫活動を行う。</p> <p>(1) 被災地及び<u>避難所</u>における感染症患者又は保菌者の早期発見に努めるとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、必要に応じて感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置等の予防措置を行う。</p> <p>(2) 感染症予防上の必要に応じて、被災地及び<u>避難所</u>の清潔・消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除を行う。</p>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
風-98	<p>8 ペット対策</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 健康福祉局は、避難所等においてペットに係る問題等が生じた場合は、ペット同行避難者への適正飼養の指導等を行うとともに、救援物資及びボランティア派遣の調整等を行う。</p>	<p>8 ペット対策</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 健康福祉局は、避難所 又は風水害時避難場所においてペットに係る問題等が生じた場合は、ペット同行避難者への適正飼養の指導等を行うとともに、救援物資及びボランティア派遣の調整等を行う。</p>

第12章 応急住宅対策

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
風-100	<p>4 応急仮設住宅の入居者の募集及び管理</p> <p>(2) 入居者の募集、受け付け及び選定 〔略〕</p> <p>エ 選定方法</p> <p>(ア) 応募のあった入居対象者の数が募集戸数を越えた場合、入居の順番、希望住宅の割当て等については、抽選とする。</p>	<p>4 応急仮設住宅の入居者の募集及び管理</p> <p>(2) 入居者の募集、受付及び選定 〔略〕</p> <p>エ 選定方法</p> <p>(ア) 応募のあった入居対象者の数が募集戸数を超えた場合、入居の順番、希望住宅の割当て等については、抽選とする。</p>
風-101	<p>5 公営住宅等のあっせん</p> <p>(2) 民間住宅の確保とあっせん 一時住宅の確保については、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び公営住宅等の確保とあっせんによる他、民間住宅や事業者の社宅などの情報を提供するなど、民間住宅の確保とあっせんを行う。</p>	<p>5 公営住宅等のあっせん</p> <p>(2) 民間住宅の確保とあっせん 一時住宅の確保については、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び公営住宅等の確保とあっせんによるほか、民間住宅や事業者の社宅などの情報を提供するなど、民間住宅の確保とあっせんを行う。</p>
風-102	<p>6 住宅の応急修理</p> <p>〔新設〕</p>	<p>6 住宅の応急修理</p> <p>〔6〕応急修理期間における応急仮設住宅の使用 応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊(住宅としての利用ができない場合)以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に対し、応急修理完了までの間、一時的な住まいとしての応急仮設住宅への入居を可能とし、上記(5)に準じて手続を行う。</p>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

第13章 災害時要援護者支援

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
風-103	<p>3 災害発生時の対応</p> <p>(4) 情報提供</p> <p>健康福祉局、こども・若者未来局、危機管理局、区本部等は、災害対策基本法第49条の11第3項の規定に基づき、災害時要援護者を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、災害時要援護者の救助救援・支援活動に従事する者に、災害時要援護者名簿の情報を提供することができる。</p> <p>[略]</p>	<p>3 災害発生時の対応</p> <p>(4) 情報提供</p> <p>健康福祉局、こども・若者未来局、本部事務局、区本部等は、災害対策基本法第49条の11第3項の規定に基づき、災害時要援護者を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、災害時要援護者の救助救援・支援活動に従事する者に、避難行動要支援者名簿の情報を提供することができる。</p> <p>[略]</p>

第14章 災害ボランティア対策

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																														
風-105	<p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市担当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関係機関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(公社)相模原青年会議所</td> <td>—</td> <td>災害ボランティアについての情報収集や提供、物資の調達・仕分輸送、人的支援に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市担当	[略]	[略]	[略]	関係機関	[略]	[略]	[略]	(公社)相模原青年会議所	—	災害ボランティアについての情報収集や提供、物資の調達・仕分輸送、人的支援に関すること。	<p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市担当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関係機関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>(公社)相模原青年会議所 (公社)津久井青年会議所</td> <td>—</td> <td>災害ボランティアについての情報収集や提供、物資の調達・仕分輸送、人的支援に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市担当	[略]	[略]	[略]	関係機関	[略]	[略]	[略]	(公社)相模原青年会議所 (公社)津久井青年会議所	—	災害ボランティアについての情報収集や提供、物資の調達・仕分輸送、人的支援に関すること。
	担 当 部 署	時 期	項 目																													
市担当	[略]	[略]	[略]																													
関係機関	[略]	[略]	[略]																													
	(公社)相模原青年会議所	—	災害ボランティアについての情報収集や提供、物資の調達・仕分輸送、人的支援に関すること。																													
	担 当 部 署	時 期	項 目																													
市担当	[略]	[略]	[略]																													
関係機関	[略]	[略]	[略]																													
	(公社)相模原青年会議所 (公社)津久井青年会議所	—	災害ボランティアについての情報収集や提供、物資の調達・仕分輸送、人的支援に関すること。																													
風-105 風-106	<p>4 ボランティアの受入・支援</p> <p>(1) 災害ボランティアセンター ア～エ [略]</p> <p>オ (公社)相模原青年会議所は、協定に基づき、被災状況や災害救援ボランティア活動支援に関する情報等の収集及び提供や、災害救援ボランティア活動支援物資等の調達及び仕分け輸送の協力、災害ボランティアセンターの運営への人的支援を行う。</p>	<p>4 ボランティアの受入れ・支援</p> <p>(1) 災害ボランティアセンター ア～エ [略]</p> <p>オ (公社)相模原青年会議所及び(公社)津久井青年会議所は、協定に基づき、被災状況や災害救援ボランティア活動支援に関する情報等の収集及び提供や、災害救援ボランティア活動支援物資等の調達及び仕分け輸送の協力、災害ボランティアセンターの運営への人的支援を行う。</p>																														

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

第15章 都市機能等応急対策

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
風-121	<p>第7節 東日本旅客鉄道(株)の応急対策</p> <p>4 混乱防止、避難誘導</p> <p>(2)避難誘導</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 駅構内客の誘導は、駅の避難誘導班が行う。駅周辺の避難場所に集合した後、警察官や市が派遣する誘導員と連携して、広域避難場所や開設された一時滞在施設に誘導する。</p>	<p>第7節 東日本旅客鉄道(株)の応急対策</p> <p>4 混乱防止、避難誘導</p> <p>(2)避難誘導</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 駅構内客の誘導は、駅の避難誘導班が行う。駅周辺の避難場所に集合した後、警察官や市が派遣する誘導員と連携して、開設された一時滞在施設や風水害時避難場所に誘導する。</p>
風-124	<p>第8節 小田急電鉄(株)の応急対策</p> <p>4 混乱防止、避難誘導</p> <p>(2)避難誘導</p> <p>ア 駅における避難誘導</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 駅構内客の誘導は、駅の避難誘導班が行う。駅周辺の避難場所に集合した後、警察官や市が派遣する誘導員と連携して、広域避難場所や開設された一時滞在施設に誘導する。</p>	<p>第8節 小田急電鉄(株)の応急対策</p> <p>4 混乱防止、避難誘導</p> <p>(2)避難誘導</p> <p>ア 駅における避難誘導</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 駅構内客の誘導は、駅の避難誘導班が行う。駅周辺の避難場所に集合した後、警察官や市が派遣する誘導員と連携して、開設された一時滞在施設や風水害時避難場所に誘導する。</p>
風-126	<p>第9節 京王電鉄(株)の応急対策</p> <p>4 混乱防止、避難誘導</p> <p>(2)避難誘導</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 駅構内客の誘導は、駅の避難誘導班が行う。駅周辺の避難場所に集合した後、警察官や市が派遣する誘導員と連携して、広域避難場所や開設された一時滞在施設に誘導する。</p>	<p>第9節 京王電鉄(株)の応急対策</p> <p>4 混乱防止、避難誘導</p> <p>(2)避難誘導</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 駅構内客の誘導は、駅の避難誘導班が行う。駅周辺の避難場所に集合した後、警察官や市が派遣する誘導員と連携して、開設された一時滞在施設や風水害時避難場所に誘導する。</p>

第16章 文教・保育対策

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
風-129	<p>第1節 文教対策</p> <p>2 実施主体</p>	<p>第1節 文教対策</p> <p>2 実施主体</p>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現行(令和3年5月修正)				修正案			
		担当部署	時期	項目		担当部署	時期	項目
	市担当	[略]	[略]	[略]	市担当	[略]	[略]	[略]
		こども・若者未来局	●	施設利用者の安全確保、保育対策に関すること。		こども・若者未来局	●	施設利用者の安全確保、保育対策に関すること。
	関係機関	神奈川県	—	文教対策の支援等に関すること。	関係機関	<u>市立小・中学校及び義務教育学校並びに教育機関</u>	●	<u>児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。</u>
		市立小・中学校及び義務教育学校並びに教育機関	—	児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。		神奈川県	—	文教対策の支援等に関すること。
					<u>私立学校等</u>	—	<u>児童・生徒の安全確保、文教対策の実施に関すること。</u>	
風-129	4 災害対応 (3) 所管施設におけるの災害対応				4 災害対応 (3) 所管施設 <u>における</u> 災害対応			

第17章 孤立対策

頁	現行(令和3年5月修正)	修正案
風-133	5 救出・救助 (2) 傷病者の救出 傷病者は最優先で救出を行う。あらかじめ、救出された場合の傷病者の搬送先、ヘリポート・渡河地点から医療機関までの搬送手段を準備する。傷病者が多数いる場合は、救護班を現地に派遣し対応するような措置をとる。 [略] (5) 食料・物資等の搬送	5 救出・救助 (2) 傷病者の救出 傷病者は最優先で救出を行う。あらかじめ、救出された場合の傷病者の搬送先、ヘリポート・渡河地点から医療機関までの搬送手段を準備する。傷病者が多数いる場合は、救護班を現地に <u>派遣する。</u> [略] (5) 食料・物資等の <u>輸送</u>

第18章 災害救助

頁	現行(令和3年5月修正)	修正案
風-135	4 救助の種類	

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																																								
風-136	<p>(1)～(11)〔略〕</p> <p>5 救助の程度、方法及び期間等 〔略〕</p> <p>6 災害救助法の適用 市長は、市域の被害状況や災害救助法の適用基準等を踏まえ、国、神奈川県等との連携を図り、迅速に災害救助法を適用する。災害救助法を適用した場合、その旨、県等に通知し、内閣総理大臣に報告する。なお、危機管理監は、速やかに各局長及び区長にその旨を通知する。 災害救助法は、被害の程度が次の各号の一に該当する場合に適用される。</p> <table border="1" data-bbox="203 1023 1059 1409"> <thead> <tr> <th colspan="2">指標となる被害項目</th> <th>適用の基準</th> <th>該当条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">住家等への危害が生じた場合</td> <td>市内(区内)の住家が滅失した世帯の数</td> <td>150以上(市内) 100以上(区内)</td> <td>施行令第1条第1項第1号</td> </tr> <tr> <td>県内の住家が滅失した世帯の数</td> <td>2,500以上</td> <td rowspan="2">施行令第1条第1項第2号</td> </tr> <tr> <td>そのうち市内(区内)の住家が滅失した世帯の数</td> <td>75以上(市内) 50以上(区内)</td> </tr> <tr> <td>県内の住家が滅失した世帯の数</td> <td>12,000以上</td> <td rowspan="2">施行令第1条第1項第3号前段</td> </tr> <tr> <td>そのうち市内の住家が滅失した世帯の数</td> <td>多数</td> </tr> </tbody> </table>	指標となる被害項目		適用の基準	該当条項	住家等への危害が生じた場合	市内(区内)の住家が滅失した世帯の数	150以上(市内) 100以上(区内)	施行令第1条第1項第1号	県内の住家が滅失した世帯の数	2,500以上	施行令第1条第1項第2号	そのうち市内(区内)の住家が滅失した世帯の数	75以上(市内) 50以上(区内)	県内の住家が滅失した世帯の数	12,000以上	施行令第1条第1項第3号前段	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多数	<p>〔現行の「6 災害救助法の適用」を繰り上げ、「4 災害救助法の適用」とし、「4 救助の種類」を「5 救助の種類」に、「5 救助の程度、方法及び期間等」を「6 救助の程度、方法及び期間等」に繰り下げる。〕</p> <p>4 災害救助法の適用 市長は、市域の被害状況や災害救助法の適用基準等を踏まえ、国、神奈川県等との連携を図り、迅速に災害救助法を適用する。災害救助法を適用した場合、その旨を県等に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。なお、危機管理監は、速やかに各局長及び区長にその旨を通知する。</p> <p>〔1)おそれ段階の適用(災害救助法第2条第2項) 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、本市がその所管区域となり、市内で被害を受けるおそれがある場合に適用する。</p> <p>〔2)災害が発生した段階の適用(災害救助法第2条第1項) 災害により、住家の滅失(全壊)等の被害が生じ、その被害の程度が災害救助法に定める基準に該当する場合に適用する。</p> <p style="text-align: center;"><災害救助法の適用基準></p> <table border="1" data-bbox="1176 981 2022 1422"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用の基準</th> <th>該当条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">住家等への危害が生じた場合</td> <td>市内(区内)の住家が滅失した世帯の数</td> <td>150以上(市内) 100以上(区内)</td> <td>施行令第1条第1項第1号</td> </tr> <tr> <td>県内の住家が滅失した世帯の数</td> <td>2,500以上</td> <td rowspan="2">施行令第1条第1項第2号</td> </tr> <tr> <td>そのうち市内(区内)の住家が滅失した世帯の数</td> <td>75以上(市内) 50以上(区内)</td> </tr> <tr> <td>県内の住家が滅失した世帯の数</td> <td>12,000以上</td> <td rowspan="2">施行令第1条第1項第3号前段</td> </tr> <tr> <td>そのうち市内の住家が滅失した世帯の数</td> <td>多数</td> </tr> <tr> <td colspan="3">災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者</td> <td>施行令第1条</td> </tr> </tbody> </table>	適用の基準			該当条項	住家等への危害が生じた場合	市内(区内)の住家が滅失した世帯の数	150以上(市内) 100以上(区内)	施行令第1条第1項第1号	県内の住家が滅失した世帯の数	2,500以上	施行令第1条第1項第2号	そのうち市内(区内)の住家が滅失した世帯の数	75以上(市内) 50以上(区内)	県内の住家が滅失した世帯の数	12,000以上	施行令第1条第1項第3号前段	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多数	災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者			施行令第1条
指標となる被害項目		適用の基準	該当条項																																							
住家等への危害が生じた場合	市内(区内)の住家が滅失した世帯の数	150以上(市内) 100以上(区内)	施行令第1条第1項第1号																																							
	県内の住家が滅失した世帯の数	2,500以上	施行令第1条第1項第2号																																							
	そのうち市内(区内)の住家が滅失した世帯の数	75以上(市内) 50以上(区内)																																								
	県内の住家が滅失した世帯の数	12,000以上	施行令第1条第1項第3号前段																																							
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多数																																								
適用の基準			該当条項																																							
住家等への危害が生じた場合	市内(区内)の住家が滅失した世帯の数	150以上(市内) 100以上(区内)	施行令第1条第1項第1号																																							
	県内の住家が滅失した世帯の数	2,500以上	施行令第1条第1項第2号																																							
	そのうち市内(区内)の住家が滅失した世帯の数	75以上(市内) 50以上(区内)																																								
	県内の住家が滅失した世帯の数	12,000以上	施行令第1条第1項第3号前段																																							
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多数																																								
災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者			施行令第1条																																							

頁	現 行(令和3年5月修正)				修正案			
	災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。	多数	施行令第1条第1項第3号後段		の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。	(内閣府令で定める特別の事情) 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術が必要とすること。	第1項第3号後段	
	(内閣府令で定める特別の事情) 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術が必要とすること。		内閣府令第1条		(内閣府令で定める特別の事情) 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術が必要とすること。		内閣府令第1条	
生命・身体への危害が生じた場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。		施行令第1条第1項第4号		多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準のいずれかに該当するとき。	(内閣府令で定める基準①) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。	施行令第1条第1項第4号	
	(内閣府令で定める基準①) 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。		内閣府令第2条第1号		(内閣府令で定める基準①) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。	(内閣府令で定める基準②) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は救出について特殊の技術を必要とすること。	内閣府令第2条第1号	
	(内閣府令で定める基準②) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は救出について特殊の技術を必要とすること。		内閣府令第2条第2号		(内閣府令で定める基準②) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は救出について特殊の技術を必要とすること。		内閣府令第2条第2号	
注) [略] ※参考掲載 4 救助の種類 (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与 (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (4) 医療及び助産 (5) 被災者の救出 (6) 被災した住宅の応急修理 (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 (8) 学用品の給与 (9) 埋 葬	(注) [略] 5 救助の種類 災害救助法は、災害が発生するおそれがある段階と、災害が発生した段階の2つの段階で適用され、それぞれの段階に応じて救助の種類が定められている。 (1) おそれ段階の救助 避難所の供与(避難行動が困難な災害時要援護者を避難所に避難させるための輸送を含む。) (2) 災害が発生した段階の救助 ア 避難所及び応急仮設住宅の供与 イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 エ 医療及び助産							

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第1款 風水害応急対策） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
風-137	<p>(10)死体の捜索及び処理</p> <p>(11)災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>	<p>オ 被災者の救出</p> <p>カ 被災した住宅の応急修理</p> <p>キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</p> <p>ク 学用品の給与</p> <p>ケ 埋葬</p> <p>コ 死体の捜索及び処理</p> <p>サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <p>6 救助の程度、方法及び期間等 〔略〕</p>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第2款 火山災害対策計画） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
風-138 ～168	【新規】	<u>第2款 火山災害対策計画（相模原市地域防災計画修正案の該当ページをご参照ください。）</u>

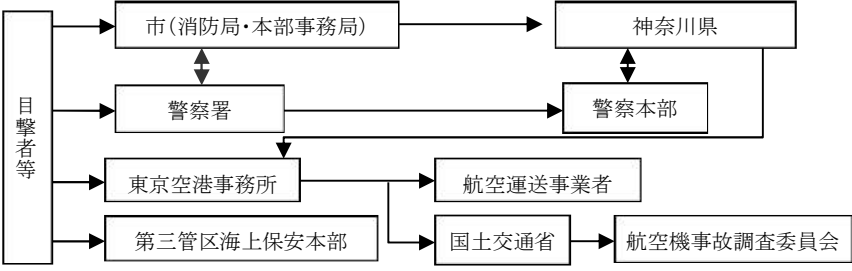
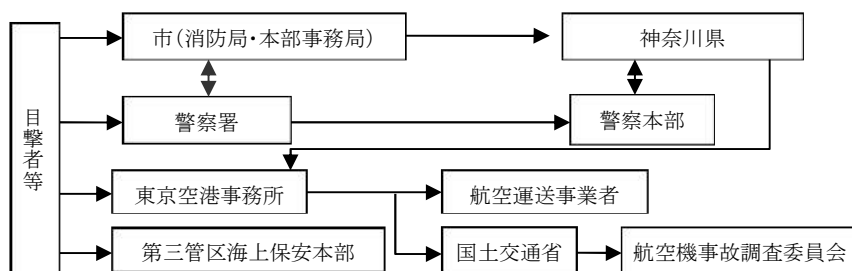
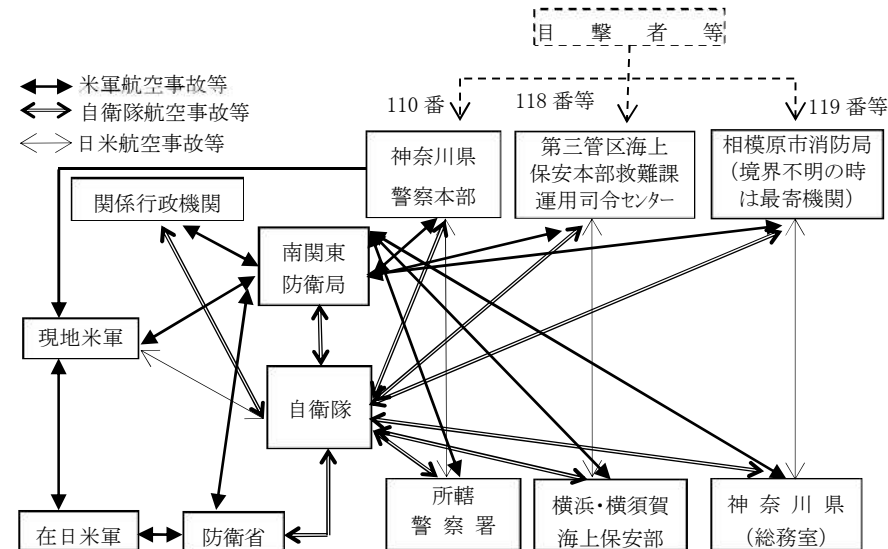
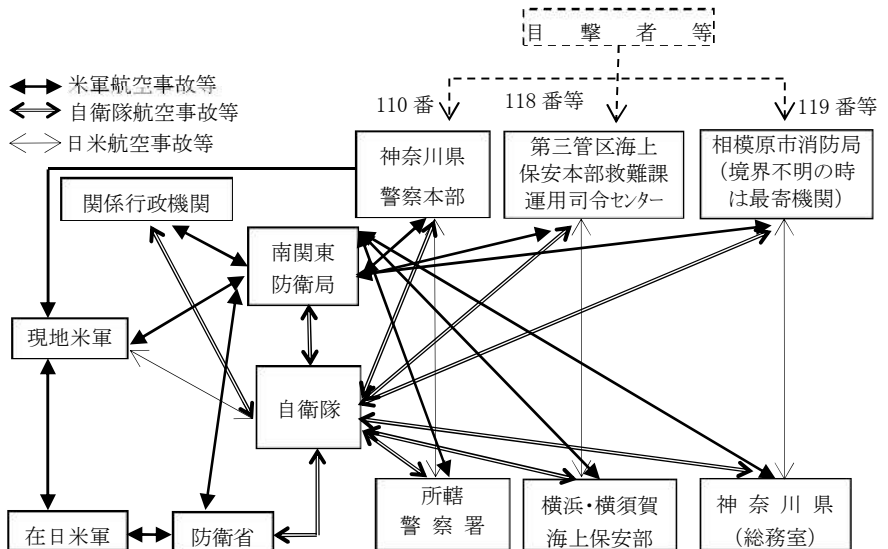
第2章 鉄道災害対策

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
風-171	<p>3 災害情報の収集・連絡 (1) 事故情報等の連絡 〔略〕</p>	<p>3 災害情報の収集・連絡 (1) 事故情報等の連絡 〔略〕</p> <p style="text-align: center;"><事故発生時の連絡系統図></p>
風-172	<p>6 警察の対策活動 (1) 活動体制 警察は、災害の状況に応じて県災害警備本部、警察署長を長とする警察署災害警備本部等を設置し、必要な措置を講ずる。</p>	<p>6 警察の対策活動 (1) 活動体制 警察は、災害の状況に応じて県警察災害警備本部、警察署長を長とする警察署災害警備本部等を設置し、必要な措置を講ずる。</p>

第3章 道路災害対策

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
風-175	<p>6 警察の対策活動 (1) 活動体制 警察は、災害の状況に応じて県警備本部、警察署警備本部等を設置し、必要な措置を講ずる。</p>	<p>6 警察の対策活動 (1) 活動体制 警察は、災害の状況に応じて県警察災害警備本部、警察署長を長とする警察署災害警備本部等を設置し、必要な措置を講ずる。</p>

第4章 航空災害対策

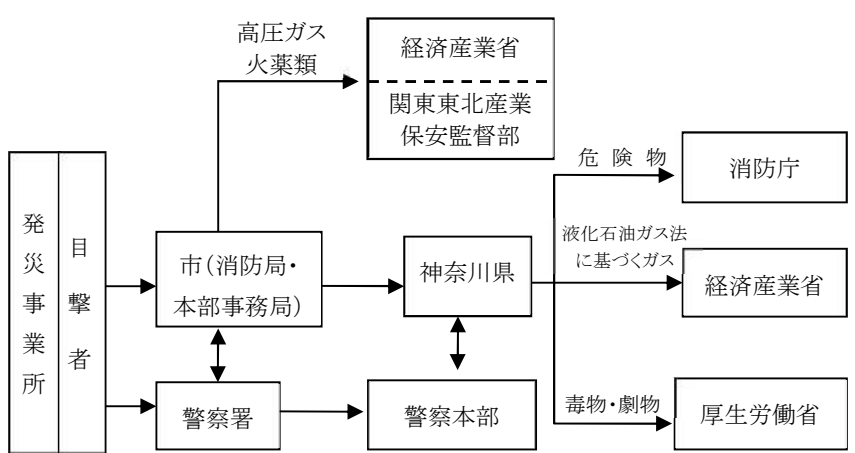
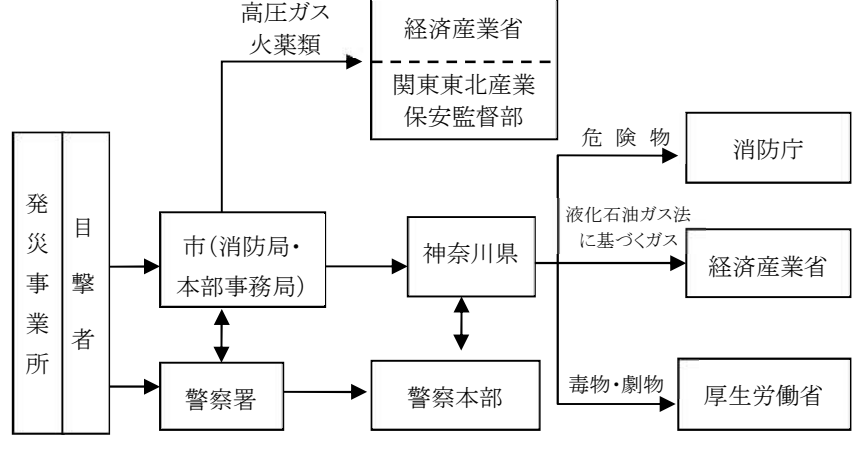
頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案
風-176	<p>3 災害情報の収集・連絡 (1) 事故情報等の連絡 ア 民間航空機の場合</p> 	<p>3 災害情報の収集・連絡 (1) 事故情報等の連絡 ア 民間航空機の場合</p> <p style="color: red; text-align: center;"><民間航空機における事故情報等の連絡系統図></p> 
風-177	<p>イ 米軍機の場合 航空機事故等緊急連絡経路図</p> 	<p>イ 米軍機の場合 <米軍機、自衛隊機等に係る航空機事故等緊急連絡経路図></p> 

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第3款 特殊災害対策計画） 新旧対照表

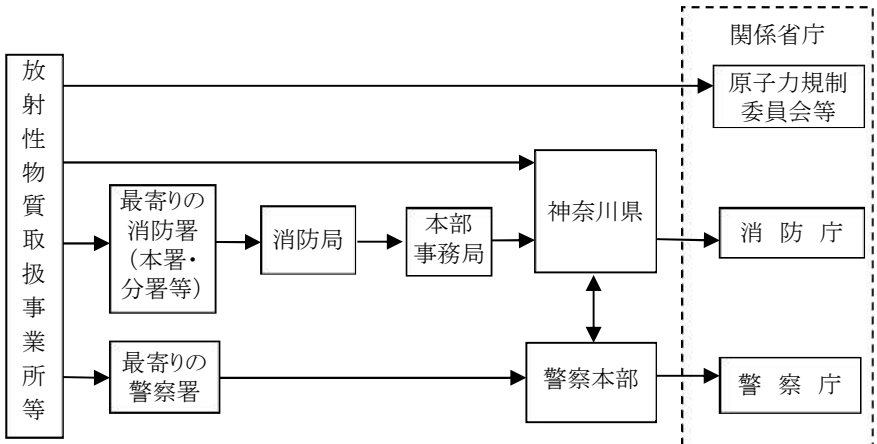
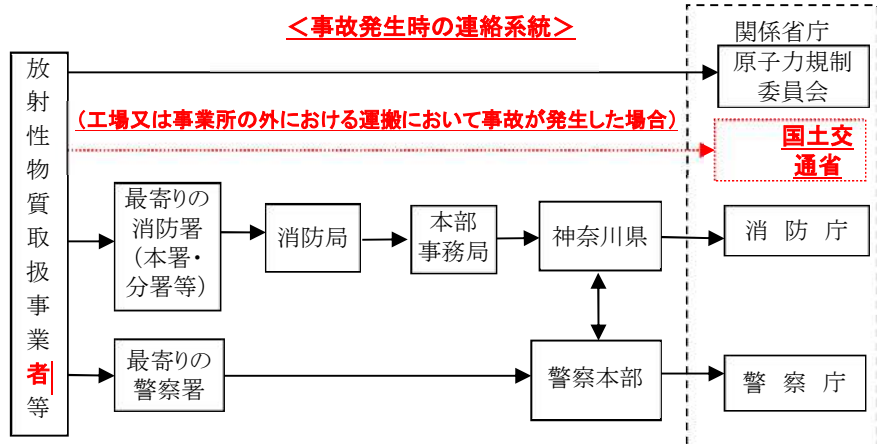
頁	現行(令和3年5月修正)	修正案
風-177	<p>6 警察の対策活動</p> <p>(1)活動体制</p> <p>警察は、災害の状況に応じて県災害警備本部、警察署災害警備本部等を設置し、必要な措置を講ずる。</p>	<p>6 警察の対策活動</p> <p>(1)活動体制</p> <p>警察は、災害の状況に応じて県警察災害警備本部、警察署長を長とする警察署災害警備本部等を設置し、必要な措置を講ずる。</p>

第5章 危険物等災害対策

頁	現行(令和3年5月修正)	修正案																																														
風-179	<p>第1節 危険物等応急対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担当部署</th> <th>時期</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市担当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>消防局</td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">危険物施設の情報伝達、消防活動等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> </tr> <tr> <td>本部事務局</td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">危険物施設の情報伝達に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区本部事務局</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担当部署	時期	項目	市担当	[略]	[略]	[略]	消防局	★	危険物施設の情報伝達、消防活動等に関すること。	消防団	本部事務局	★	危険物施設の情報伝達に関すること。	区本部事務局	[略]	[略]	[略]	関係機関	[略]	[略]	[略]	<p>第1節 危険物等応急対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>担当部署</th> <th>時期</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市担当</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>消防局</td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">危険物施設等の情報伝達、消防活動等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> </tr> <tr> <td>本部事務局</td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">危険物施設等の情報伝達に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区本部事務局</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担当部署	時期	項目	市担当	[略]	[略]	[略]	消防局	★	危険物施設 等 の情報伝達、消防活動等に関すること。	消防団	本部事務局	★	危険物施設 等 の情報伝達に関すること。	区本部事務局	[略]	[略]	[略]	関係機関	[略]	[略]	[略]
	担当部署	時期	項目																																													
市担当	[略]	[略]	[略]																																													
	消防局	★	危険物施設の情報伝達、消防活動等に関すること。																																													
	消防団																																															
	本部事務局	★	危険物施設の情報伝達に関すること。																																													
	区本部事務局																																															
[略]	[略]	[略]																																														
関係機関	[略]	[略]	[略]																																													
	担当部署	時期	項目																																													
市担当	[略]	[略]	[略]																																													
	消防局	★	危険物施設 等 の情報伝達、消防活動等に関すること。																																													
	消防団																																															
	本部事務局	★	危険物施設 等 の情報伝達に関すること。																																													
	区本部事務局																																															
[略]	[略]	[略]																																														
関係機関	[略]	[略]	[略]																																													
風-180	<p>3 災害情報の収集・連絡等</p> <p>[略]</p>	<p>3 災害情報の収集・連絡等</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><災害発生時の連絡系統図></p>																																														

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案
<p>風-181</p>	 <p>〔略〕</p> <p>(2) 被害情報の収集・連絡 〔略〕</p> <p>4 石油類危険物対策 〔略〕</p> <p>(2) 消防局、消防団 〔略〕</p> <p>5 高圧ガス対策 (1) 事業者 〔略〕</p> <p>イ 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移動する。 〔略〕</p> <p>(2) 消防局、消防団 〔略〕</p> <p>6 火薬類対策 火薬類による災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるときは、事業</p>	 <p>〔略〕</p> <p>(2) 被害情報の収集及び連絡 〔略〕</p> <p>4 石油類危険物対策 〔略〕</p> <p>(2) 消防局及び消防団 〔略〕</p> <p>5 高圧ガス対策 (1) 事業者 〔略〕</p> <p>イ 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移動する。 〔略〕</p> <p>(2) 消防局及び消防団 〔略〕</p> <p>6 火薬類対策 火薬類による災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるときは、事業者、市、</p>

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
	<p>者、市、警察署、県等は、対策本部を設置するなどして、必要な措置を講ずる。</p> <p>(1)事業者 〔略〕</p> <p>ウ 搬出の余裕がない場合は、火薬庫であれば、入口等を目張り等で完全に密閉し、爆発により危害を受けるおそれのある地域は、全て立入禁止の措置をとり、・・・</p> <p>エ 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして・・・災害の状況及び事業所内の火薬類等の保有量並びに保有位置等について報告する。</p> <p>(2)消防局、消防団</p> <p>ア 火災に際しては、誘発防止のため、延焼拡大を阻止する消防活動を行う。</p> <p>〔略〕</p> <p>7 毒物・劇物対策</p> <p>(2)消防局・消防団</p> <p>ア～ウ 〔略〕</p> <p>エ 負傷者の救出・救助活動及び救急活動</p> <p>〔略〕</p> <p>(4)警察署</p> <p>ア 負傷者の救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。</p> <p>〔略〕</p> <p>8 有害物質対策</p> <p>〔略〕</p> <p>(2)消防局、消防団</p>	<p>警察署等は、対策本部を設置するなどして、必要な措置を講ずる。</p> <p>(1)事業者 〔略〕</p> <p>ウ 搬出の余裕がない場合は、爆発により危害を受けるおそれのある地域は、全て立入禁止の措置をとり、・・・</p> <p>エ 消防隊の到着に際しては、誘導員を配置するなどして・・・災害の状況及び事業所内の火薬類の保有量、保有位置等について報告する。</p> <p>(2)消防局及び消防団</p> <p>ア 火災に際しては、引火爆発防止のため、延焼拡大を阻止する消防活動を行う。</p> <p>〔略〕</p> <p>7 毒物・劇物対策</p> <p>(2)消防局及び消防団</p> <p>ア～ウ 〔略〕</p> <p>エ 負傷者の救出、救助活動及び救急活動</p> <p>〔略〕</p> <p>(4)警察署</p> <p>ア 負傷者の救出、救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。</p> <p>〔略〕</p> <p>8 有害物質対策</p> <p>〔略〕</p> <p>(2)消防局及び消防団</p>

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案
風-184	<p>第2節 放射性物質災害対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>放射性物質の取扱事業所における事故又は原子力事業者等による核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合は、国の関係省庁において安全対策がとられる。市は、国が実施する安全対策に県とともに協力、支援して、円滑な対策活動を実施する。</p>	<p>第2節 放射性物質災害対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>放射性物質の取扱事業所における事故又は原子力事業者等による核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合は、国の関係省庁において安全対策がとられる。市は、国が実施する安全対策に県とともに協力、支援して、円滑な対策活動を実施する。</p>
風-184	<p>第2節 放射性物質災害対策</p> <p>3 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 事故情報等の連絡</p> <p>放射性物質取扱事業者等は、事故が発生した場合、速やかに原子力規制委員会、経済産業省、消防局及び警察署に連絡する。なお、道路輸送時における事故の場合は、国土交通省にも連絡する。</p>  <p>(2) 被害情報の収集・連絡</p> <p>放射性物質取扱事業者等は、被害状況を消防局、警察署及び原子力規制委員会に連絡する。 本部事務局及び消防局は、人的被害の状況等の情報を収集する。</p>	<p>第2節 放射性物質災害対策</p> <p>3 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 事故情報等の連絡</p> <p>放射性物質取扱事業者等は、事故が発生した場合、速やかに原子力規制委員会、消防局及び警察署に連絡する。なお、工場又は事業所の外における運搬において事故が発生した場合は、国土交通省にも連絡する。</p>  <p>(2) 被害情報の収集・連絡</p> <p>放射性物質取扱事業者等は、被害状況を消防局、警察署及び原子力規制委員会に連絡する。なお、工場又は事業所の外における運搬において事故が発生した場合は、国土交通省にも連絡する。 本部事務局及び消防局は、人的被害の状況等の情報を収集する。</p>

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第3款 特殊災害対策計画） 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案
風-185	<p>〔略〕</p> <p>(3) 応急対策活動情報の連絡 放射性物質取扱事業者等は、原子力規制委員会及び関係市町村に、応急対策等の活動状況、被害状況等を定期的に文書により連絡する。 本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援等の必要性を連絡する。</p>	<p>〔略〕</p> <p>(3) 応急対策活動情報の連絡 放射性物質取扱事業者等は、原子力規制委員会(工場又は事業所の外において事故が発生した場合は国土交通省)及び関係市町村に、応急対策等の活動状況、被害状況等を定期的に文書により連絡する。 本部事務局は、応急対策等の活動状況を県に報告し、応援の必要性等を連絡する。</p>
風-185	<p>第2節 放射性物質災害対策 4 応急対策活動 (1) 市の措置 〔略〕 カ 周辺市民等に対する屋内待避又は避難勧告又は避難指示(緊急)、避難誘導 〔略〕 (3) 警察の措置 警察は、災害の状況に応じて県災害警備本部、警察署長を長とする警察署災害警備本部等を設置し、関係機関と連携して、次の応急対策を実施する。</p>	<p>第2節 放射性物質災害対策 4 応急対策活動 (1) 市の措置 〔略〕 カ 周辺市民等に対する屋内待避又は避難指示、避難誘導 〔略〕 (3) 警察の措置 警察は、災害の状況に応じて県警察災害警備本部、警察署長を長とする警察署災害警備本部等を設置し、関係機関と連携して、次の応急対策を実施する。</p>
風-186	<p>第2節 放射性物質災害対策 6 広報活動 (2) 県の措置 〔略〕 イ 報道機関への放送要請 (ア) 〔略〕 (イ) 県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、テレビ局、ラジオ局、新聞社に対し、被害状況、応急対策の実施状況等について、広報を要請する。</p>	<p>第2節 放射性物質災害対策 6 広報活動 (2) 県の措置 〔略〕 イ 報道機関への放送要請 (ア) 〔略〕 (イ) 県は、「災害時における報道協力に関する協定」に基づき、テレビ局、ラジオ局、新聞社に対し、被害状況、応急対策の実施状況等について、広報を要請する。</p>
風-188	<p>第3節 原子力事故災害対策 1 基本方針</p>	<p>第3節 原子力事故災害対策 1 基本方針</p>

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案																																		
	<p>〔略〕</p> <p>なお、相模原市内に原子力事業所は存在せず、原子力災害に関する「予防的防護措置を準備する区域(PAZ:原子力事業所から概ね5km以内)」及び「緊急防護措置を準備する区域(UPZ:同30km以内)」に本市域は含まれない。</p>	<p>〔略〕</p> <p>なお、相模原市内に原子力事業所は存在せず、原子力災害に関する「予防的防護措置を準備する区域(PAZ:原子力事業所からおおむね5km以内)」及び「緊急防護措置を準備する区域(UPZ:同30km以内)」に本市域は含まれない。</p>																																		
風-188	<p>第3節 原子力事故災害対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="224 499 1059 770"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市 担 当</td> <td>本 部 事 務 局</td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">情報の収集・伝達、避難勧告等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区 本 部 事 務 局</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>関 係 機 関</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市 担 当	本 部 事 務 局	★	情報の収集・伝達、避難勧告等に関すること。	区 本 部 事 務 局		〔略〕	〔略〕	〔略〕	関 係 機 関	〔略〕	〔略〕	〔略〕	<p>第3節 原子力事故災害対策</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1182 499 2018 770"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市 担 当</td> <td>本 部 事 務 局</td> <td rowspan="2">★</td> <td rowspan="2">情報の収集・伝達、避難指示等に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区 本 部 事 務 局</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>関 係 機 関</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市 担 当	本 部 事 務 局	★	情報の収集・伝達、避難 指示 等に関すること。	区 本 部 事 務 局		〔略〕	〔略〕	〔略〕	関 係 機 関	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	担 当 部 署	時 期	項 目																																	
市 担 当	本 部 事 務 局	★	情報の収集・伝達、避難勧告等に関すること。																																	
	区 本 部 事 務 局																																			
	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																	
関 係 機 関	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																	
	担 当 部 署	時 期	項 目																																	
市 担 当	本 部 事 務 局	★	情報の収集・伝達、避難 指示 等に関すること。																																	
	区 本 部 事 務 局																																			
	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																	
関 係 機 関	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																	
風-188	<p>第3節 原子力事故災害対策</p> <p>3 情報の収集・連絡</p> <p>(1)情報の収集</p> <p>本部事務局は、市外周辺に立地する原子力発電所や原子力事業所等で特定事象が発生した場合、国、県等から事故の発生状況、放射線量の測定情報及び拡散予測、避難対応等の情報を入手する。</p>	<p>第3節 原子力事故災害対策</p> <p>3 情報の収集・連絡</p> <p>(1)情報の収集</p> <p>本部事務局は、市外周辺に立地する原子力発電所や原子力事業所等で原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条に規定する特定事象が発生した場合、国、県等から事故の発生状況、放射線量の測定情報及び拡散予測、避難対応等の情報を入手する。</p> <p style="text-align: center;">＜県内の原子力事業所＞</p> <table border="1" data-bbox="1240 1093 2096 1358"> <thead> <tr> <th>事業所名(所在地)</th> <th>原子力施設の種 類</th> <th>原子力災害対策重点 区域^(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン (横須賀市内川2丁目)</td> <td>核燃料加工施設</td> <td>原子力施設から半径約500m</td> </tr> <tr> <td>東芝エネルギーシステムズ(株)原子力技術研究所 (川崎市川崎区浮島町)</td> <td>試験研究用原子炉施設等</td> <td>原子力災害対策重点区域を設定することは要しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)「原子力災害対策重点区域」とは、重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる区域をいう。</p>	事業所名(所在地)	原子力施設の種 類	原子力災害対策重点 区域 ^(※)	(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン (横須賀市内川2丁目)	核燃料加工施設	原子力施設から半径約500m	東芝エネルギーシステムズ(株)原子力技術研究所 (川崎市川崎区浮島町)	試験研究用原子炉施設等	原子力災害対策重点区域を設定することは要しない																									
事業所名(所在地)	原子力施設の種 類	原子力災害対策重点 区域 ^(※)																																		
(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン (横須賀市内川2丁目)	核燃料加工施設	原子力施設から半径約500m																																		
東芝エネルギーシステムズ(株)原子力技術研究所 (川崎市川崎区浮島町)	試験研究用原子炉施設等	原子力災害対策重点区域を設定することは要しない																																		

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案
風-189	<p>(2) 対策の協議</p> <p>本部事務局は、原子力事業所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、本市域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、原子力災害合同対策協議会(※)や原子力事業所等の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況と併せて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県等と応急対策について協議する。</p> <p>※原子力災害合同対策協議会とは、国、都道府県、市町村、原子力事業者及び原子力防災専門官等が、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、共有化することにより、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)に組織される。また、国、都道府県、市町村並びに指定公共機関及び事業者などで構成する。(原子力災害対策特別措置法の改正による)</p>	<p>(2) 対策の協議</p> <p>本部事務局は、原子力事業所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、本市域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、原子力災害合同対策協議会(※1)や原子力事業所等の状況、緊急時モニタリング(※2)の情報、住民避難・屋内退避等の状況と併せて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県等と応急対策について協議する。</p> <p>(※1)原子力災害合同対策協議会とは、原子力緊急事態宣言が発出されたときに、原子力災害現地対策本部及び関係する都道府県及び市町村の災害対策本部が、情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するために、原則として緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)に組織される。</p> <p>(※2)緊急時モニタリングは、原子力施設において、放射性物質又は放射線の異常な放出あるいはそのおそれがある場合に、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために実施される。</p>
風-189	<p>第3節 原子力事故災害対策</p> <p>5 モニタリング等</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p>(1) 空間放射線量のモニタリング</p> <p>環境経済局は、モニタリングポストや必要に応じて市内各地及び公共施設等で空間放射線量のモニタリングを実施し、結果をホームページ等で公表する。</p> <p>(2) 放射性物質の測定</p> <p>〔略〕</p>	<p>第3節 原子力事故災害対策</p> <p>5 モニタリング等</p> <p>(1) 緊急時モニタリングへの協力</p> <p>環境経済局及び本部事務局は、県等が実施する緊急時モニタリングにおいて、県から求めがある場合には、職員の派遣等の協力を行う。</p> <p>(2) 空間放射線量のモニタリングの実施・公表</p> <p>環境経済局は、県等が設置したモニタリングポストの観測データの確認や、必要に応じてモニタリングポストの設置、市内各地及び公共施設等で空間放射線量のモニタリングを実施し、その結果等をホームページ等で公表する。</p> <p>なお、県内においては、原子力施設が所在する川崎、横須賀市内に計13局、広域的な放射線監視のために相模原市、横浜市、逗子市、海老名市、茅ヶ崎市及び小田原市に各1局モニタリングポストが設置されており、平常時から放射線量のモニタリングが行われている。本市に設置されているモニタリングポストは次のとおりであり、測定結果は原子力規制委員会のウェブサイトリアルタイムで公表されていることから、適時確認を行う。</p>

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案															
		設置場所	所在地	測定項目													
		相模川発電管理事務所	緑区谷ヶ原2丁目	ガンマ線(低線量)													
風-190	第3節 原子力事故災害対策 7 広報・問い合わせ対応等 住民等への広報及び問い合わせへの対応は、「第2節 5 広報活動」(風-165参照)に準じて行う。	(3)放射性物質の測定 [略]															
風-190	第3節 原子力事故災害対策 <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p>※参考掲載(現行計画で記載されている判断基準) <「原子力施設等の防災対策について」(以下、「防災指針」という。)で示されている屋内退避及び避難等に関する指標>(平成22年8月一部改訂)></p> <table border="1" data-bbox="226 1106 1059 1163"> <tr> <td style="width: 50%;">予測線量(単位:ミリシーベルト)</td> <td style="width: 50%;">防護対策の内容</td> </tr> </table>	予測線量(単位:ミリシーベルト)	防護対策の内容	第3節 原子力事故災害対策 8 防護措置の実施 <u>原子力施設等で緊急事態が発生し、広範囲に放射性物質の放出が予測される場合は、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、避難や簡易除染(着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等)、飲食物摂取制限等の必要な防護措置を行う。防護措置は、原子力災害対策指針で示されている「空間放射線量率や環境試料中の放射性物質等の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル(Operational Intervention Level。以下「OIL」という。)」に基づき実施する。</u> <p style="text-align: center;"><防護措置を実施する判断基準></p> <table border="1" data-bbox="1167 1026 2022 1417"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値^(※1)</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">緊急防護措置</td> <td style="text-align: center;">OIL1</td> <td> 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間以内に避難や屋内退避等させるための基準 </td> <td style="text-align: center;"> 500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率^(※2)) </td> <td> 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む) </td> </tr> </tbody> </table>					基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^(※1)	防護措置の概要	緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間以内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^(※2))	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
予測線量(単位:ミリシーベルト)	防護対策の内容																
	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^(※1)	防護措置の概要													
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間以内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^(※2))	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)													

頁	現 行 (令和3年5月修正)			修正案					
風-191	外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量		OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線:40,000cpm ^(※3) (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施		
	10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建物に退避するか、又は避難すること。			早期防護措置		OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^(※5) の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準
	50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建物の屋内に退避するか、又は避難すること。	飲食物摂取制限 ^(※6)	飲食物に係るスクリーニング基準		OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準		
(注)1. 予測線量は、国の原子力災害対策本部等で評価し、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。 2. 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、何らの措置も講じなければ受けると予測される線量である。 3. 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。			OIL6			経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準		核種 ^(※7) 放射性ヨウ素 放射性セシウム	飲料水、牛乳・乳製品 300Bq/kg 200Bq/kg

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案				
	<p>〔新設〕</p>			<p>プルト ニウム 及び超 ウラン 元素の アルフ ァ核種 ウラン</p>	<p>1Bq/kg 10Bq/kg</p>	
					<p>(※1)「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。</p> <p>(※2)本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。</p> <p>(※3)我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。</p> <p>(※4)(※3)と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。</p> <p>(※5)「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。</p> <p>(※6)実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。</p> <p>(※7) その他の核種の設定については、その必要性も含めて原子力規制委員会で今後検討される。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。</p> <p>(※8)根菜、芋類を除く野菜類が対象。</p> <p>(※9)IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</p> <p style="text-align: right;">《出典：原子力災害対策指針》</p>	

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案
	<p>〔新設〕</p>	
<p>風-191</p>	<p>第3節 原子力事故災害対策 8 屋内退避、避難誘導等の防護活動 (1) 屋内退避及びコンクリート屋内退避 屋内退避とは、原子力災害発生時に、住民が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため自宅等の建物内に退避することをいう。 コンクリート屋内退避とは、コンクリートの遮蔽効果により放射線による被ばくを低減させ、また建物の気密性による放射性物質の呼吸による体内取り込みを少なくさせて、甲状腺被ばくなどを低減するためコンクリート製の建物内へ退避することをいう。 (2) 待避所 待避所とは、屋内に退避するために、あらかじめ指定するコンクリート製の建物をいう。</p>	<p>第3節 原子力事故災害対策 9 屋内退避、避難等の防護措置 <u>本部長は、内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長の指示があったとき又はモニタリングの結果や専門家の助言・指導等に基づき必要があると認めるときは、市民等に対して、屋内退避、避難又は一時移転のための指示を行う。</u> <u>屋内退避、避難又は一時移転のための指示を行った場合は、速やかに国の原子力災害対策本部長及び県知事に報告する。</u> (1) 屋内退避 <u>屋内退避は、遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋等の屋内に退避することにより、被ばくの低減を図る防護措置であり、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合等に行う。</u> <u>なお、全面緊急事態^(※)に至った時点で、必要に応じて市民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行うとともに、屋内退避の実施期間が長期にわたる可能性が生じた場合には、避難への切替えを検討する。</u> <u>(※)原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。</u> (2) 避難及び一時移転 <u>避難及び一時移転は、いずれも市民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより被ばくの低減を図る防護措置であり、OIL1及びOIL2を超える地域を特定して行う。</u></p>
<p>風-192</p>		

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案								
	<p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p>(3)避難・避難情報の伝達手段 本部事務局及び市長公室は、県と連携して、県内に原子力緊急事態が宣言され原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づき、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。</p> <p style="text-align: center;">〈避難情報の伝達手段〉</p> <table border="1" data-bbox="203 1262 1059 1425"> <tr> <td>ア</td> <td>報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>消防局の広報車等による広報活動</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>市の防災行政用同報無線や広報車等による広報活動</td> </tr> </table>	ア	報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道	イ	警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動	ウ	消防局の広報車等による広報活動	エ	市の防災行政用同報無線や広報車等による広報活動	<p>ア 避難 <u>空間放射線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施する措置。</u></p> <p>イ 一時移転 <u>緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施する措置。</u></p> <p>(3)屋内退避、避難又は一時移転に関する指示の内容 <u>屋内退避、避難又は一時移転に関する指示を行う場合は、原則として次の内容を明示して行う。</u></p> <p>ア 避難等を要する理由</p> <p>イ 屋内退避、避難又は一時移転の対象地域</p> <p>ウ 避難先等とその場所</p> <p>エ 避難経路</p> <p>オ 注意事項</p> <p>(4)屋内退避、避難又は一時移転に関する指示の伝達 <u>本部事務局及び市長公室は、屋内退避、避難又は一時移転の指示を行った場合は、県及び警察署と連携して、市民等に次の方法等で情報を提供するとともに、避難状況の把握に努める。なお、避難等の必要がなくなったときも同様とする。</u></p> <p>ア 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道</p> <p>イ 警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動</p> <p>ウ 消防局の広報車等による広報活動</p> <p>エ 市の防災行政用同報無線や広報車等による広報活動</p> <p>オ 教育委員会等を通じた小・中学校への連絡</p> <p>カ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動</p> <p>キ インターネット、ホームページ、緊急速報メールを活用した情報提供</p>
ア	報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道									
イ	警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動									
ウ	消防局の広報車等による広報活動									
エ	市の防災行政用同報無線や広報車等による広報活動									

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
	<p>オ 教育委員会等を通じた小・中学校への連絡 カ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動 キ インターネット、ホームページ、緊急速報メールを活用した情報提供</p> <p>(4)屋内退避又は避難の勧告及び避難の指示 本部長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難勧告又は避難指示(緊急)を行う。 避難勧告又は避難指示(緊急)を行う際、国や県等から放射線量の拡散予測を入手した場合は、安全な方向や距離についても情報を提供する。 ア 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。 イ 避難誘導に当たっては、災害時要援護者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。 ウ 避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察署、消防等と協力し、住民等の避難状況を的確に把握する。 エ 避難所の開設に当たっては、避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。</p> <p><「原子力施設等の防災対策について」(以下、「防災指針」という。)で示されている屋内退避及び避難等に関する指標>(平成22年8月一部改訂)> [表略(※前掲)]</p>	<p>〔削除〕</p> <p>〔削除〕</p> <p><u>(5)避難計画の作成及び避難所の開設</u> <u>本部事務局は、屋内退避、避難又は一時移転の指示を行う場合において、国、県等と協力して避難計画を作成し、避難対象地域外に避難所を開設する。避難所は、避難対象者や災害時要援護者の人数を把握した上で、避難対象地域からの移動距離、地域コミュニティの維持等を考慮し、あらかじめ指定している避難所や公共施設等を開設する。</u> <u>なお、避難所の運営に当たっては、「第1款 風水害応急対策 第7章 避難所等の運営」(風-74参照)に準じて行う。</u> <u>(6)避難退域時検査及び簡易除染</u></p>

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案
風-193	<p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p>(5) 広域避難活動 本部事務局は、市外への避難の必要が生じた場合、他都市に対し収容先の供与及びその他災害救助の協力を要請する。 また、区本部事務局及び関係各局と連携して、避難対象者の把握、住民等の避難先の指定、避難方法の周知を行う。 その他、鉄道会社、バス会社等に避難者の輸送を、自衛隊に避難者の輸送に関する援助を依頼する。</p> <p>(6) 避難区域等における交通規制等 本部長は、屋内退避又は避難を勧告若しくは指示した区域に、外部から車両等が進入しないように、警察署に交通規制及び立入制限等必要な措置をとるよう要請する。</p> <p>(7) 緊急輸送のための交通路の確保 警察署は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して緊急輸送のための交通路を確保し、必要な交通規制や交通情報の提供を行う。</p> <p>(8) 県の調整 周辺市町村も含む広域避難により、輸送体制、手段の不足、輸送路の渋滞等が予想される場合は、県に市町村間の調整及び広域応援体制の確保を要請する。</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p>	<p style="text-align: center;">〔削除〕</p> <p><u>本部事務局及び関係各局は、避難又は一時移転の指示を行う場合において、避難対象地域から避難所に移動するまでの間に、国、県等の協力のもと、汚染程度を把握するために避難退域時検査を実施し、OIL4の基準を超えた避難者、携行物品等に対し、簡易除染を実施する。</u></p> <p>(7) 避難対象地域等における交通規制等 <u>本部長は、屋内退避、避難又は一時移転を指示した区域に、外部から車両等が進入しないように、警察署に交通規制及び立入制限等必要な措置をとるよう要請する。</u></p> <p>(8) 広域避難等 <u>本部事務局は、市外への避難又は一時移転の必要が生じた場合、他自治体に対し広域避難又は広域一時滞在を要請する。広域避難又は広域一時滞在の要請に当たっては、「第1款 風水害応急対策 第3章 消火・避難誘導対策 第2節 避難誘導対策」(風-51参照)に準じて行う。</u> <u>なお、周辺市町村も含む広域避難により、輸送体制、手段の不足、輸送路の渋滞等が予想される場合は、県に市町村間の調整及び広域応援体制の確保を要請する。</u></p> <p style="text-align: center;">〔削除〕</p> <p>(9) 防災業務関係者の防護措置 <u>災害応急対策に従事する消防職員、医療従事者、市職員等の防災業務関係者に対しては、直読式個人線量計(ポケット線量計等)、防護マスク、保護衣を配布し、各種応急対策実施後に内部被ばく測定等を行う。</u> <u>なお、防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、被ばく線量をできる限り少なくするよう努める。</u></p>

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案				
風-193	<p>第3節 原子力事故災害対策</p> <p>9 飲食物の摂取制限等</p> <p>(1) 飲食物の摂取制限</p> <p>健康福祉局、環境経済局、都市建設局は、国及び県からの指示があったとき、又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。</p> <p>(2) 農林畜水産物の採取及び出荷制限</p> <p>環境経済局は、国及び県からの指示があったとき、又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。</p> <p>(3) 飲食物摂取制限に関する指標(防災指針及び厚生労働省通知より)</p> <p>事態の状況により、国は、飲食物に関する摂取制限のため、放射性物質に関する暫定基準を設定することとなる。この基準に基づき、飲食物の放射性物質の測定を実施する。</p>	<p>第3節 原子力事故災害対策</p> <p>10 飲食物の摂取制限等</p> <p>(1) 飲食物の摂取制限</p> <p>健康福祉局、環境経済局及び都市建設局は、国及び県からの指示があったとき、又は緊急時モニタリングの結果や食品衛生法上の基準値を踏まえ、放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。</p> <p>(2) 農林畜水産物の採取及び出荷制限</p> <p>環境経済局は、国及び県からの指示があったとき、又は緊急時モニタリングの結果や食品衛生法上の基準値を踏まえ、放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。</p> <p style="text-align: center;">〔削除〕</p>				
風-193	<p>第3節 原子力事故災害対策</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p>	<p>第3節 原子力事故災害対策</p> <p>11 傷病者等の受入れ</p> <p>(1) 体制</p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力災害時に専門的医療等を提供する「神奈川県原子力災害拠点病院」を指定している。</p> <p>原子力災害拠点病院は、原子力災害時においては、傷病者を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。また、平時においては、放射線医学に関する教育・研修・訓練を行う。</p> <p>(2) 市内の指定医療機関</p> <table border="1" data-bbox="1182 1265 2020 1377"> <thead> <tr> <th data-bbox="1182 1265 1675 1318">医療機関名</th> <th data-bbox="1675 1265 2020 1318">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1182 1318 1675 1377">学校法人北里研究所北里大学病院</td> <td data-bbox="1675 1318 2020 1377">南区北里 1-15-1</td> </tr> </tbody> </table>	医療機関名	所在地	学校法人北里研究所北里大学病院	南区北里 1-15-1
医療機関名	所在地					
学校法人北里研究所北里大学病院	南区北里 1-15-1					

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第3款 特殊災害対策計画） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
風-193	<p>第3節 原子力事故災害対策</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p>第3節 原子力事故災害対策</p> <p>12 広域避難等の受入れ</p> <p><u>他自治体から直接又は県を通じて、本市に避難又は一時移転の受入要請に係る協議の要請を受けた場合は、県等と調整した上で受け入れるものとし、受け入れる避難者の人数を踏まえ、避難所その他の公共施設の中から避難又は一時移転を受け入れるための施設を提供する。</u></p> <p><u>なお、中部電力株式会社浜岡原子力発電所(静岡県御前崎市)における原子力災害に備え、静岡県が定めた「浜岡地域原子力災害広域避難計画」において、神奈川県はUPZ内に所在する藤枝市及び焼津市の住民の一部を受け入れる想定となっている。</u></p>
風-194	<p>第3節 原子力事故災害対策</p> <p>10 災害復旧</p> <p>(2)その他災害後の対応</p> <p>ア 制限措置の解除</p> <p>関係各局は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。</p> <p>イ、ウ [略]</p> <p>(3)健康被害の相談</p> <p>健康福祉局は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。</p>	<p>第3節 原子力事故災害対策</p> <p>13 災害復旧</p> <p>(2)その他災害後の対応</p> <p>ア 防護・制限措置の解除</p> <p>関係各局は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避、避難、一時移転、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種防護・制限措置の解除を行う。</p> <p>イ、ウ [略]</p> <p>(3)健康被害の相談</p> <p>健康福祉局は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる体制を整備する。</p>

第6章 雪害対策

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																
風-195	<p>2 実施主体</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 担</td> <td>本 部 事 務 局</td> <td>★</td> <td>情報収集、避難勧告等</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市 担	本 部 事 務 局	★	情報収集、避難勧告等	<p>2 実施主体</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 担</td> <td>本 部 事 務 局</td> <td>★</td> <td>情報収集、避難指示等</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市 担	本 部 事 務 局	★	情報収集、避難 指示 等
	担 当 部 署	時 期	項 目															
市 担	本 部 事 務 局	★	情報収集、避難勧告等															
	担 当 部 署	時 期	項 目															
市 担	本 部 事 務 局	★	情報収集、避難 指示 等															

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第3款 特殊災害対策計画） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)				修正案			
	当	区 本 部 事 務 局		に 関 す る こ と。	当	区 本 部 事 務 局		に 関 す る こ と。
		[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	関 係 機 関	[略]	[略]	[略]	関 係 機 関	[略]	[略]	[略]
風-195	4 災害情報の収集・連絡・提供 (1)災害情報等の連絡 市は、横浜地方気象台から市内に大雪警報又は暴風雪警報が発表された場合は、情報連絡体制に入り、情報収集等を行い必要な措置を講ずる。 また、なだれ注意報及び融雪注意報(平成26年10月から神奈川県下に発表)が発表された場合は、市民等に適切な情報提供や注意喚起を行う。				4 災害情報の収集・連絡・提供 (1)災害情報等の連絡 市は、横浜地方気象台から市内に大雪警報又は暴風雪警報が発表された場合は、情報連絡体制に入り、情報収集等を行い必要な措置を講ずる。 また、なだれ注意報及び融雪注意報が発表された場合は、市民等に適切な情報提供や注意喚起を行う。			
風-196	5 通信手段の確保 [略] (1)非常無線通信の利用(関東地方非常通信協議会構成員の協力) [略]				5 通信手段の確保 [略] (1)非常通信の利用(関東地方非常通信協議会構成員の協力) [略]			
風-196	6 市の対策活動 (2)応急対策活動 市は、降積雪状況や被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。 ア・イ [略] ウ 避難勧告等の発令、避難誘導 エ〜ケ [略]				6 市の対策活動 (2)応急対策活動 市は、降積雪状況や被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。 ア・イ [略] ウ 避難指示等の発令、避難誘導 エ〜ケ [略]			

第7章 林野火災対策

頁	現 行(令和3年5月修正)				修正案			
風-198	2 実施主体				2 実施主体			
		担 当 部 署	時 期	項 目		担 当 部 署	時 期	項 目
	市 担 当	本 部 事 務 局	★	情報収集、避難勧告等 に 関 す る こ と。	市 担 当	本 部 事 務 局	★	情報収集、避難指示等 に 関 す る こ と。
		区 本 部 事 務 局				区 本 部 事 務 局		

相模原市地域防災計画（風水害等対策計画編 第3款 特殊災害対策計画） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)				修正案			
		[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]
	関係機関	[略]	[略]	[略]	関係機関	[略]	[略]	[略]
		津久井郡森林組合	—	林野火災対策への協力に関すること。		さがみはら津久井 森林組合	—	林野火災対策への協力に関すること。
風-198	4 市の対策活動 (2) 応急対策活動 関係各局は、被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。 ア～オ [略] [新設] カ 避難勧告等の発令、避難誘導 キ～ケ [略]				4 市の対策活動 (2) 応急対策活動 関係各局は、被害情報等に基づき、必要な措置を講ずる。 ア～エ [略] オ 消火用水として、湖、ダム等の水源管理者への協力要請 カ [略] キ 避難 指示 等の発令、避難誘導 ク～コ [略]			

第8章 火山災害対策

「第2款 火山災害応急対策」を新たに記載することに伴い削除

※現行の地震災害対策計画編及び風水害等対策計画編「第2款 災害復旧・復興計画」を整理統合し、新たに「復旧・復興計画編」として位置付ける。

第1章 公共施設等の災害復旧事業

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案												
復-1	第1節 災害復旧事業計画の策定 3 復旧事業計画の概要 災害復旧事業は、次の事業計画を定め実施する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">分 野</th> <th style="width: 80%;">主 な 事 業 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共土木施設 復旧等</td> <td>・河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園等の復旧事業 ・砂防事業</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	分 野	主 な 事 業 項 目	公共土木施設 復旧等	・河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園等の復旧事業 ・砂防事業	[略]	[略]	第1節 災害復旧事業計画の策定 3 復旧事業計画の概要 災害復旧事業は、次の事業計画を定め実施する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">分 野</th> <th style="width: 80%;">主 な 事 業 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共土木施設 <u>の</u>復旧等</td> <td>・河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園等の復旧事業 ・砂防事業</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	分 野	主 な 事 業 項 目	公共土木施設 <u>の</u> 復旧等	・河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園等の復旧事業 ・砂防事業	[略]	[略]
分 野	主 な 事 業 項 目													
公共土木施設 復旧等	・河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園等の復旧事業 ・砂防事業													
[略]	[略]													
分 野	主 な 事 業 項 目													
公共土木施設 <u>の</u> 復旧等	・河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園等の復旧事業 ・砂防事業													
[略]	[略]													

第2章 被災者への生活支援

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																									
復-4	第1節 罹災証明書等の発行 2 実施主体 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 20%;">担 当 部 署</th> <th style="width: 5%;">時 期</th> <th style="width: 70%;">項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">市 担 当</td> <td style="text-align: center;">区 役 所</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td>罹災証明書及び罹災届出証明書の発行（火災を除く）に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">財 政 局（税 務 部）</td> <td style="text-align: center;">▲</td> <td>罹災証明書の発行における調査・説明（火災を除く）に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消 防 局</td> <td style="text-align: center;">▲</td> <td>罹災証明書の発行（火災に限る）に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市 担 当	区 役 所	●	罹災証明書及び罹災届出証明書の発行（火災を除く）に関すること。	財 政 局（税 務 部）	▲	罹災証明書の発行における調査・説明（火災を除く）に関すること。	消 防 局	▲	罹災証明書の発行（火災に限る）に関すること。	第1節 罹災証明書等の発行 2 実施主体 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 20%;">担 当 部 署</th> <th style="width: 5%;">時 期</th> <th style="width: 70%;">項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">市 担 当</td> <td style="text-align: center;">区 役 所</td> <td style="text-align: center;">●</td> <td>罹災証明書及び罹災届出証明書の発行（火災を除く）に関すること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>財 政 局</u></td> <td style="text-align: center;">▲</td> <td>罹災証明書の発行における調査・説明（火災を除く）に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市 担 当	区 役 所	●	罹災証明書及び罹災届出証明書の発行（火災を除く）に関すること。	<u>財 政 局</u>	▲	罹災証明書の発行における調査・説明（火災を除く）に関すること。
	担 当 部 署	時 期	項 目																								
市 担 当	区 役 所	●	罹災証明書及び罹災届出証明書の発行（火災を除く）に関すること。																								
	財 政 局（税 務 部）	▲	罹災証明書の発行における調査・説明（火災を除く）に関すること。																								
	消 防 局	▲	罹災証明書の発行（火災に限る）に関すること。																								
	担 当 部 署	時 期	項 目																								
市 担 当	区 役 所	●	罹災証明書及び罹災届出証明書の発行（火災を除く）に関すること。																								
	<u>財 政 局</u>	▲	罹災証明書の発行における調査・説明（火災を除く）に関すること。																								

相模原市地域防災計画（復旧・復興計画編） 新旧対照表

頁	現 行 (令和3年5月修正)	修正案	
		<p style="text-align: center;"><u>市 民 局</u> ▲</p>	<p><u>罹災証明書及び罹災届出証明書(火災を除く)の発行状況の整理に関すること。</u></p>
		<p style="text-align: center;">消 防 局 ▲</p>	<p>罹災証明書の発行(火災に限る)に関すること。</p>
復-4	<p>第1節 罹災証明書等の発行 3 罹災証明書等の対象 罹災証明書は、次の項目について証明を行う。 (1)建物被害 (2)建物以外の被害は、罹災届出証明書の発行や必要に応じて固定資産税の減免方法等を考慮して調査するなど、被災者の便宜を図る。</p>	<p>第1節 罹災証明書等の発行 3 罹災証明書等の対象 <u>罹災証明書は、建物被害について証明を行う。建物以外の被害は、必要に応じて罹災届出証明書を発行するなどの対応を行う。</u></p>	
復-4	<p>第1節 罹災証明書等の発行 4 罹災証明書等の発行 罹災証明書及び罹災届出証明書は、その対象となる建物等の所有者、占有者等の申請に基づき、区役所が発行する。なお、火災による罹災証明書は、消防局が発行する。 (1)被災者台帳等 罹災証明書の発行は、財政局(税務部)による被害調査の結果に基づき作成した被災者台帳や消防局による火災調査の結果に基づき作成した火災報告書により行うものとし、遅滞なく行うものとする。 (2)申請及び発行窓口 〔略〕 (3)申請方法 〔略〕 (4)再調査の申出</p>	<p>第1節 罹災証明書等の発行 4 罹災証明書等の発行 罹災証明書及び罹災届出証明書は、その対象となる建物等の所有者、占有者等の申請により、<u>財政局による被害調査の結果や申請者が撮影した写真等に基づき、</u>区役所が発行(<u>発行状況の整理については市民局</u>)する。なお、火災による罹災証明書は、<u>消防局による火災調査の結果に基づき、</u>消防局が発行する。 <u>〔削除〕</u> (1)申請及び発行窓口 〔略〕 (2)申請方法 〔略〕 (3)再調査の申出 ア 被災者は、罹災証明書の内容に不服があった場合に再調査を申し出ることがで</p>	

相模原市地域防災計画（復旧・復興計画編） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																																				
	<p>ア 被災者は、罹災証明書の内容に不服があった場合は、再調査を申し出ることができるものとする。</p> <p>イ 財政局(税務部)は、再調査の申出があった建物に対し、迅速に再調査を実施し、結果を申出者に連絡する。</p>	<p>きるものとし、申出は罹災証明書の申請及び発行窓口で受け付ける。なお、財政局は必要に応じ、申出者に対して調査結果に関する説明を行う。</p> <p>イ 財政局は、再調査の申出があった建物に対し、原則として申出者が立会いの下、速やかに再調査を行い、申出を受け付けた部署が財政局からの再調査結果の報告を受け、申出者にその結果を示す。</p>																																				
復-5	<p>第2節 義援金・義援品の受領配分</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="197 579 1032 903"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市担当</td> <td>財 政 局</td> <td>▲</td> <td>義援金の保管に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関係機関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市担当	財 政 局	▲	義援金の保管に関する こと。	[略]	[略]	[略]	関係機関	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>第2節 義援金・義援品の受領配分</p> <p>2 実施主体</p> <table border="1" data-bbox="1160 579 1973 924"> <thead> <tr> <th></th> <th>担 当 部 署</th> <th>時 期</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市担当</td> <td>会 計 課</td> <td>▲</td> <td>義援金の管理に関する こと。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">関係機関</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		担 当 部 署	時 期	項 目	市担当	会 計 課	▲	義援金の 管理 に関する こと。	[略]	[略]	[略]	関係機関	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	担 当 部 署	時 期	項 目																																			
市担当	財 政 局	▲	義援金の保管に関する こと。																																			
	[略]	[略]	[略]																																			
関係機関	[略]	[略]	[略]																																			
	[略]	[略]	[略]																																			
	担 当 部 署	時 期	項 目																																			
市担当	会 計 課	▲	義援金の 管理 に関する こと。																																			
	[略]	[略]	[略]																																			
関係機関	[略]	[略]	[略]																																			
	[略]	[略]	[略]																																			
復-5	<p>第2節 義援金・義援品の受領配分</p> <p>3 義援金の受領・配分計画</p> <p>(1)義援金の受付及び保管</p> <p>健康福祉局は、市民及び他都市等から拠出された義援金で市に寄託されたものについて受け付ける。受け付けた義援金は、財政局(財務部)が保管する。</p>	<p>第2節 義援金・義援品の受領配分</p> <p>3 義援金の受領・配分計画</p> <p>(1)義援金の受付及び管理</p> <p>健康福祉局は、市民及び他都市等から拠出された義援金で市に寄託されたものについて受け付ける。受け付けた義援金は、会計課が管理する口座に速やかに入金する。</p>																																				

相模原市地域防災計画（復旧・復興計画編） 新旧対照表

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案																			
復-5	<p>第2節 義援金・義援品の受領配分</p> <p>4 義援品の受領・配分計画</p> <p>(1)義援品の受付 〔略〕</p> <p>(2)義援品の保管 環境経済局は、受領した義援品の保管場所について、災害の状況等を勘案し、次の施設から選定する。</p> <div data-bbox="224 579 1059 823" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">救援物資受入れ拠点</p> <p>第1次 相模原市救援物資集積・配送センター 淵野辺公園(市立相模原球場(サーティーフォー相模原球場)、銀河アリーナ)、市体育館</p> <p>第2次 相模原市立勤労者総合福祉センター(サン・エールさがみはら)、相模原市立北相中学校体育館</p> </div> <p>(3)義援品等の配分計画 〔略〕</p> <p>(4)義援品受付の留意事項 個人等から寄せられる義援品は、仕分けや処分に過大な時間と労力を要することから、原則として受け付けないものとする。環境経済局は、災害時にその旨を市ホームページ等を活用して広く周知する。</p>	<p>第2節 義援金・義援品の受領配分</p> <p>4 義援品の受領・配分計画</p> <p>(1)義援品の受付 〔略〕</p> <p>(2)義援品の集積・配送 環境経済局は、義援品について、災害の状況等を勘案し、救援物資受入れ拠点で集積・配送を行う。</p> <p style="text-align: center;">＜救援物資受入れ拠点の主な役割＞</p> <table border="1" data-bbox="1238 579 2074 991" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;">拠点名</th> <th style="width: 30%;">主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">地域内 輸送拠 点^(※)</td> <td style="text-align: center;">相模原市救援物資集積・配送センター</td> <td style="text-align: center;">○備蓄品の配送 ○調達した物資の集積配送 ○救援物資、義援品の集積配送</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">淵野辺公園 (市立相模原球場、銀河アリーナ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">GLP アルファリンク相模原</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">市立勤労者総合福祉センター(サン・エールさがみはら)</td> <td style="text-align: center;">○調達した物資の集積配送</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">市立北相中学校体育館</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">市体育館</td> <td style="text-align: center;">○救援物資、義援品の保管(補助)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)「地域内輸送拠点」とは、大規模災害時に県が開設する広域物資輸送拠点(国等から供給される物資を受け入れる拠点)から送られてくる物資を受け入れ、避難所へ配送するための拠点をいう。</p> <p>(3)義援品等の配分計画 〔略〕</p> <p>(4)義援品受付の留意事項 個人等から寄せられる義援品は、仕分けや処分に過大な時間と労力を要することから、原則として受け付けないものとする。環境経済局は、災害時に市ホームページ等を活用してその旨を広く周知する。</p>		拠点名	主な役割	地域内 輸送拠 点^(※)	相模原市救援物資集積・配送センター	○備蓄品の配送 ○調達した物資の集積配送 ○救援物資、義援品の集積配送	淵野辺公園 (市立相模原球場、銀河アリーナ)		GLP アルファリンク相模原			市立勤労者総合福祉センター(サン・エールさがみはら)	○調達した物資の集積配送		市立北相中学校体育館			市体育館	○救援物資、義援品の保管(補助)
	拠点名	主な役割																			
地域内 輸送拠 点^(※)	相模原市救援物資集積・配送センター	○備蓄品の配送 ○調達した物資の集積配送 ○救援物資、義援品の集積配送																			
	淵野辺公園 (市立相模原球場、銀河アリーナ)																				
	GLP アルファリンク相模原																				
	市立勤労者総合福祉センター(サン・エールさがみはら)	○調達した物資の集積配送																			
	市立北相中学校体育館																				
	市体育館	○救援物資、義援品の保管(補助)																			

第3章 災害復興計画

頁	現 行(令和3年5月修正)	修正案
復-14	<p>第3節 生活再建・地域経済の復興支援</p> <p>1 基本方針</p> <p>災害復興計画に基づき、復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業、地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業を行う。</p>	<p>第3節 生活再建・地域経済の復興支援</p> <p>1 基本方針</p> <p>大規模災害が発生した場合は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みを構築することに加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要があることから、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、相談の機会や被災者台帳を活用した一人ひとりに寄り添った個別の支援を行う。</p> <p>また、復興計画を策定した場合は、復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業、地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業を行う。</p>
復-14	<p>第3節 生活再建・地域経済の復興支援</p> <p>3 生活再建支援</p> <p>関係各局は、一般被災者の生活再建支援のために、次のような施策を検討又は実施する。</p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p>	<p>第3節 生活再建・地域経済の復興支援</p> <p>3 生活再建支援</p> <p>関係各局は、被災者の生活再建支援のために、関係機関・団体と連携して次のような施策を検討又は実施する。また、施策の実施に当たっては、個別訪問による実態調査等を通じ、被災者一人ひとりの置かれた状況に応じて、住まい、就労、心のケア等の幅広い分野にわたる実効性のある支援をきめ細やかに行うよう努める。</p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p>